

平成21年 9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成21年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月1日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第69号～議案第87号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第69号(質疑, 委員会付託省略, 表決)	19
議案第70号～議案第79号(質疑, 決算特別委員会付託)	20
議案第80号～議案第87号(質疑, 委員会付託)	21
新たに受理した陳情1件(委員会付託)	21
議員定数等議会改革調査特別委員会最終報告(委員長報告, 質疑)	21
散 会	25
9月15日	
議事日程	26
本日の会議に付した事件	26
出席議員	26
欠席議員	26
地方自治法第121条の規定による出席者	26
職務のため出席した事務局職員	27
開 議	28
会議録署名議員の指名	28
一般質問	28
新 村 隆 男 議員	28

1. 新市における市長の六つの公約についての成果と今後の課題について	
2. 市長と新指宿トークについて	
3. 活お海道について	
横山 豊 議員	41
1. 観光振興について	
2. 環境について	
3. 農業振興について	
大保 三郎 議員	49
1. 市長選について	
六反園 弘 議員	52
1. マニフェスト「世界に誇れる偉大な故郷づくり」について	
前原 六則 議員	64
1. 観光資源利用者への施設充実について	
2. し尿処理場集約での下水道終末処理施設活用について	
木原 繁昭 議員	76
1. イモゾウムシ, アリモドキゾウムシ根絶対策について	
2. 浸水対策について	
3. マニフェストについて	
延 会	86

9月16日

議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条の規定による出席者	88
職務のため出席した事務局職員	89
開 議	90
会議録署名議員の指名	90
一般質問	90
新川床金春議員	90
1. イモゾウムシについて	
2. ごみ行政について	
3. 市長の政治姿勢について	

中 村 洋 幸 議員	102
1. 財産の管理及び有効活用について	
下柳田 賢 次 議員	114
1. 指宿港海岸整備について	
2. ローカルマニフェストの検証について	
3. 政治姿勢について	
前之園 正 和 議員	126
1. メディポリス指宿との関係について	
2. 乳幼児医療費助成制度について	
3. 地域防災に関連して	
吉 村 重 則 議員	141
1. 父子家庭について	
2. 新規就農者について	
3. 害虫対策について	
4. 市税等について	
延 会	154
9月17日	
議事日程	155
本日の会議に付した事件155	
出席議員	155
欠席議員	155
地方自治法第121条の規定による出席者	155
職務のため出席した事務局職員	156
開 議	157
会議録署名議員の指名	157
一般質問	157
濱 崎 里 志 議員	157
1. 地域の組織活動について	
2. 衰退している商店街の対策について	
3. 職員の人事管理について	
4. 新型インフルエンザ感染について	
5. 旧かいもん荘の今後のスケジュールについて	
高 橋 三 樹 議員	170

1. 地上デジタルテレビ放送について	
2. 定額給付金について	
森 時 徳 議員	175
1. 土木行政について	
2. 市営砂むしについて	
3. 知林ヶ島について	
4. 教育行政について	
小田口 郁 雄 議員	189
1. 国民宿舎について	
2. ソーメン流しについて	
3. 所管事務調査について	
高 田 ちよ子 議員	198
1. 心身ともに健康な青少年育成のために	
2. 安心・安全な生活のために	
散 会	205

9月25日

議事日程	206
本日の会議に付した事件	206
出席議員	207
欠席議員	207
地方自治法第121条の規定による出席者	207
職務のため出席した事務局職員	207
開 議	208
会議録署名議員の指名	208
議案第80号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	208
議案第81号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	209
議案第82号～議案第84号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	215
議案第85号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	216
議案第86号～議案第87号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	217
審査を終了した請願及び陳情(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	219
閉会中の継続審査について	221
報告第3号及び報告第4号一括上程	221
提案理由説明	221

報告第3号及び報告第4号(質疑)	223
議案第88号上程	223
提案理由説明	223
議案第88号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	224
意見書案第3号上程	230
意見書案第3号(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	231
議員辞職の件	231
閉議及び閉会	232

平成21年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 25日間（9月1日～9月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月1日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第69号～議案第87号一括上程（議案説明） ・議案第69号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第70号～議案第79号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第80号～議案第87号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託） ・議員定数等議会改革調査特別委員会最終報告
2日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
3日	木	”	総務委員会（10時開会）
4日	金	”	文教厚生委員会（10時開会）
5日	土	”	
6日	日	”	
7日	月	”	産業経済委員会（10時開会）
8日	火	”	建設水道委員会（10時開会）
9日	水	”	
10日	木	”	
11日	金	”	
12日	土	”	
13日	日	”	
14日	月	”	

15日	火	本会議	・一般質問
16日	水	〃	・一般質問
17日	木	〃	・一般質問
18日	金	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
19日	土	〃	
20日	日	〃	
21日	月	〃	
22日	火	〃	
23日	水	〃	
24日	木	〃	
25日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第80号～議案第87号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・閉会中の継続審査について ・報告第3号及び報告第4号一括上程（説明） ・報告第3号及び報告第4号（質疑） ・議案第88号上程（説明） ・議案第88号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・意見書案第3号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

第3回指宿市議会定例会会議録

平成21年9月1日午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第70号 平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第71号 平成20年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第72号 平成20年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第73号 平成20年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第74号 平成20年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第75号 平成20年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第76号 平成20年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第77号 平成20年度指宿市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第78号 平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第79号 平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について
- 日程第14 議案第80号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第81号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第82号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第83号 平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第18 議案第84号 平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第85号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第86号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第87号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 新たに受理した陳情の上程（陳情第3号）
- 日程第23 議員定数等議会改革調査特別委員会最終報告
- 

1. 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 下柳田 賢 次 | 2番議員  | 中 村 洋 幸 |
| 3番議員  | 東 伸 行   | 4番議員  | 竹 山 隆 志 |
| 5番議員  | 松 下 喜久雄 | 6番議員  | 濱 崎 里 志 |
| 7番議員  | 前 田 猛   | 8番議員  | 横 山 豊   |
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 前 原 六 則 |
| 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 吉 村 重 則 | 14番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 大 保 三 郎 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 高 田 ちよ子 |
| 19番議員 | 物 袋 昭 弘 | 20番議員 | 田 中 健 一 |
| 21番議員 | 木 原 繁 昭 | 22番議員 | 新宮領 進   |
| 23番議員 | 小田口 郁 雄 | 24番議員 | 六反園 弘   |
| 25番議員 | 森 時 徳   | 26番議員 | 新 村 隆 男 |

---

1. 欠席議員  
な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 市長     | 田原迫 要  | 副市長    | 鶴窪 吉英  |
| 教育長    | 田中 民也  | 総務部長   | 秋元 剛   |
| 市民生活部長 | 新村 光司  | 健康福祉部長 | 田代 秀敏  |
| 産業振興部長 | 井元 清八郎 | 建設部長   | 吉永 哲郎  |
| 教育部長   | 屋代 和雄  | 山川支所長  | 岩崎 三千夫 |
| 開聞支所長  | 吉井 敏和  | 総務課長   | 渡瀬 貴久  |
| 企画課長   | 高野 重夫  | 財政課長   | 富永 信一  |
| 市民協働課長 | 上村 公德  | 長寿介護課長 | 迫田 福幸  |
| 農政課長   | 浜田 淳   | 建設監理課長 | 石口 一行  |
| 水道課長   | 大道 武雄  |        |        |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 増元 順一 | 次長兼議事係長 | 福山 一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫  | 議事係主査   | 宮崎 勝広 |
| 議事係主査     | 濱上 和也 |         |       |

開会及び開議

午前10時26分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成21年第3回指宿市議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において前之園正和議員及び大保三郎議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月25日までの25日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月25日までの25日間と決定いたしました。

#### 議案第69号～議案第87号一括上程

議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第69号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第21、議案第87号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの19議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（田原迫要） おはようございます。また、ただいま表彰を受けられました6名の皆様、本当におめでとうございます。長年のご苦勞に心より敬意と感謝を表します。

今次、第3回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、人事に関する案件1件、決算に関する案件10件、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件7件の計19件であります。

まず、議案第69号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、開聞地区の現委員であります浜田博文氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに里中茂喜氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりでございます。同氏は、平成20年3月に指宿市

役所を定年退職されており、永く行政事務に携わっておられたことから、地域の実情に精通され、人権を尊重することの大切さも学んでこられていることから、当該委員候補者として適任者であると思っております。何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第70号、平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第78号、平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案であります。この9議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入・歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第79号、平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案についてであります。本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分案につきましては、平成20年度末処分利益剰余金1億330万3,073円のうち、地方公営企業法第32条第1項の規定により、5,200万円を減債積立金へ、5,100万円を建設改良積立金へ積み立てるため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第80号、指宿市国民健康保険条例の一部改正についてであります。本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、被保険者が出産した時に支給する出産育児一時金の額について、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ3億7,763万4千円を追加し、予算の総額を204億4,888万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第82号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ168万円を追加し、予算の総額を72億1,501万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第83号、平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,411万5千円を追加し、予算の総額を5,335万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第84号、平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ2,921万6千円を追加し、予算の総額を39億9,582万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第85号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、歳入・歳出からそれぞれ141万5千円を減額し、予算の総額を4,153万5

千円にしようとするものであります。

なお、本特別会計における今回の補正予算につきましては、本年4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う増減によるものでありますので、内容につきましては、補正予算書73ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。詳細についての説明は割愛させていただきます。

次は、議案第86号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億4,091万円を追加し、予算の総額を12億6,451万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第87号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案の主な内容は、収益的収入に50万円を追加し、収益的収入額を8億104万2千円に、収益的支出に66万8千円を追加し、収益的支出額を6億6,113万5千円に、資本的収入に55万円を追加し、資本的収入額を110万円に、資本的支出から66万円を減額し、資本的支出額を3億7,289万9千円に、職員給与費から192万6千円を減額し、職員給与費額を1億6,128万5千円に、たな卸資産の購入限度額を354万2千円減額し、1,486万8千円にしようとするものであります。

なお、議案第79号から議案第87号までのうち、議案第85号を除く8議案の詳細につきましては、関係各部課長に説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（秋元剛） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ3億7,763万4千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を204億4,888万4千円にするものであります。第2条で債務負担行為の補正を計上しておりますが、これは5ページを開けていただきまして、第2表、債務負担行為補正でお示しのとおり、投票人名簿システム改修業務について、当初は、平成22年度までの2か年事業としておりましたが、国の予算措置の関係で、平成21年度のみ単年度事業として、実施することが可能となったことに伴い、債務負担行為を不用とする変更であります。

1ページにお戻りいただきまして、第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページをお開きいただきまして、第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の追加と変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明させていただきますが、今回の補正予算の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、職員の退職や

本年4月1日に行いました人事異動に係る予算の整理，及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。なお，各目の人件費につきましては，28ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます，以後の説明は割愛をさせていただきます。

それでは，14ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節15工事請負費1,673万7千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，指宿庁舎電話交換機等の取替工事費を計上するものであります。目2職員総務費，節8報償費と節11需用費の合計33万3千円の補正につきましては，温泉祭に合わせて来市をする，ロックハンプトン市長一行の歓迎の集いに係る経費を計上するものであります。次のページの節18備品購入費1,833万5千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，新人事給与システム導入に係る機器等の購入費を計上するものであります。目6財産管理費，節12役務費と節18備品購入費，及び節19負担金補助及び交付金までの，合計136万1千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，電子入札システム導入に係る，県への共同利用負担金等を計上するものであります。同じく節15工事請負費88万4千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，未利用の普通財産として管理をしている，家屋の解体費用を計上するものであります。同じく節25積立金1億1,214万3千円の補正につきましては，平成20年度一般会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるため，財政調整基金積立金を計上するものであります。目7企画費，節13委託料623万2千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，住居表示を実施をしている湯の浜地区及び大牟礼地区の街区表示板や住居番号表示板が脱落，又は表示が見えなくなっていることから，その取替や台帳及び図面等のデータ整備に係る委託料を計上するものであります。目12諸費12万2千円の補正につきましては，自衛官募集重点市指定に伴い，事務費の追加交付がありましたので，自衛官募集の広報及び看板設置の事務費を計上するものであります。

項2徴税费，目2賦課徴收費，節18備品購入費1,995万円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，市税の滞納整理システム導入に係る機器等の購入費を計上するものであります。

16ページをお開きください。項4選挙費，目1選挙管理委員会費，節13委託料99万7千円の補正につきましては，国民投票に伴う投票人名簿システムの導入について，当初は平成22年度までの2か年事業としておりましたが，国の予算措置の関係で，平成21年度のみ単年度事業として実施することが可能となったことに伴い，委託料を増額計上するものであります。

款3民生費，次のページになりますが，目6国民健康保険総務費，節28繰出金56万円の補正につきましては，少子化対策の充実を図るため，平成21年10月1日から平成23年3月31日までの1年半の暫定措置として，出産育児一時金35万円を39万円に引き上げることに伴う，国民健康保険特別会計に対する繰出金を計上するものであります。

18ページをお開きください。項2児童福祉費，目3母子等福祉費，節20扶助費315万1千円の補正につきましては，国の経済危機対策事業として，母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令，及び指宿市高等技能訓練促進費等実施要綱等の改正に伴う，高等技能訓練促進給付金を増額計上するものであります。目5子育て応援特別手当支給事業費4,173万4千円の補正につきましては，国の経済危機対策事業として，10月1日を基準日とし，平成21年度において小学校就学前3年間に属する子，即ち平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた全ての子に，1人当たり3万6千円の子育て応援特別手当を支給することとなったため，その給付費と事務費を計上するものであります。

項3生活保護費，目1生活保護総務費，節3職員手当等，説明欄の時間外勤務手当と，次のページの節7賃金から節19負担金補助及び交付金までの242万円の補正につきましては，国の緊急雇用対策の一環として，失業中の貯蓄の少ない困窮者に対して，住宅手当を支給し，再就職への支援を行うこととなったため，その給付費と事務費を計上するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目4乳幼児医療費助成費，節13委託料69万9千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，県の乳幼児医療制度改正に伴う，乳幼児医療システムの改修委託料を計上するものであります。目6環境衛生費の補正につきましては，小田墓地公苑内の枯れた大木や伸びた枝などについて，倒木等により墓石に被害を与える恐れがあり，速やかに対応する必要があったことから，予備費を充用して伐採作業を行ったところであります。今回は，歳出予算の補正はありませんが，経済危機対策臨時交付金を充当することとしたことから，その財源の組替えを行うものであります。

20ページをお開きください。款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節19負担金補助及び交付金99万6千円の補正につきましては，説明欄にお示しのとおり，イモゾウムシの根絶に向けて設立した，指宿市特殊病害虫対策協議会に対して，芋等の除去費用の増に伴う市負担金の増20万円と，新規就農者の増に伴う，農業後継者新規就農補助金60万円と，福元地区に対する共生・協働のむらづくり運動に係る，支援事業費の補助金19万6千円を計上するものであります。目5畜産費2万1千円の補正につきましては，資源リサイクル畜産環境整備事業費の内示増額決定に伴い，事務費として消耗品費と燃料費を計上するものであります。目6農地費，次のページの節13委託料64万6千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，五郎ヶ岡地区の農地排水路の布設替え等に係る委託料を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金150万円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，森林組合が山村境界保全事業と一体となって実施をする地籍調査事業に係る事業費補助金を計上するものであります。同じく節25積立金362万9千円の補正につきましては，平成20年度基幹水利施設管理事業費の決算に伴う剰余金と基金利子を団体営土地改良事業南部地区管理基金へ積み立てるものであります。

項2林業費，目2林業振興費1,033万1千円の補正につきましては，唐船峡山林の治山事業費

として800万円を、森林整備地域活動支援に係る交付金事業として、台風等で被害を受けた森林被害等の確認調査費、及び推進事務費153万1千円を、経済危機対策臨時交付金を活用し、福元温平地区の県営県単治山事業に係る事業費負担金80万円を計上するものであります。

項3水産業費、次のページの目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金288万8千円の補正につきましては、経済危機対策臨時交付金を活用し、指宿漁協及び山川漁協が中心となり行う環境生態系保全活動支援事業に対する、市の負担金等を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費4,398万2千円の補正につきましては、経済危機対策臨時交付金を活用し、レジャーセンターかいもんの屋根や外壁、及び内部天井等の改修事業費を計上するものであります。

款7土木費、次のページの項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節13委託料370万5千円と、節15工事請負費、説明欄の単独事業1,026万円の合計1,396万5千円の補正につきましては、本年度実施をしております橋りょうの目視等による現況調査の結果、コンクリートや鉄筋に腐食等が発見をされ、危険であると確認をされた2橋りょうの補強工事を早急に行うため、経済危機対策臨時交付金を活用し、測量設計委託料と工事請負費を計上するものであります。同じく節15工事請負費、説明欄の補助事業2,650万円の減額補正と、節17公有財産購入費1,897万9千円と、節22補償・補填及び賠償金752万1千円の合計2,650万円の増額補正につきましては、平成21年度施行個所部分の一部用地取得等が必要となったことから、工事請負費から土地購入費及び補償金への歳出予算の組替えを行うものであります。

項3河川費、目1河川総務費500万円の減額補正につきましては、急傾斜地崩壊対策事業として、当初予算で計上しておりました川尻地区の事業費確定に伴う、測量設計業務委託料90万円と、工事請負費10万円の増額と、谷村地区が県施行となったことに伴う、工事請負費60万円の減額を計上するものであります。

項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金4,898万6千円の補正につきましては、公共下水道事業特別会計において、公共投資臨時交付金事業で実施をする污水管渠や処理場、中継ポンプ場及び管路等の長寿命化計画策定や、耐震診断業務委託料等に係る財源、及び人事異動や共済費改定等に伴う、人件費の増額による特別会計への繰出金の増と、平成20年度決算に基づく一般会計への繰入金の相殺額を計上するものであります。

24ページをお開きください。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節13委託料40万3千円の補正につきましては、緊急雇用創出事業による、教職員住宅の樹木伐採委託料を計上するものであります。

項2小学校費、目1学校管理費、次のページの節13委託料461万7千円の補正につきましては、緊急雇用創出事業による各小学校の樹木伐採委託料を計上するものであります。目2教育振興費、節18備品購入費679万5千円の補正につきましては、経済危機対策臨時交付金を活用し、各小学校の校務用サーバーの整備に伴う、機器購入費を計上するものであります。

項3中学校費，目1学校管理費，節13委託料181万4千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業による，各中学校の樹木伐採委託料を計上するものであります。目2教育振興費，節18備品購入費300万6千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，各中学校の校務用サーバーの整備に伴う，機器購入費を計上するものであります。

項4高等学校費，目1学校管理費，節1報酬67万3千円の補正につきましては，人事異動に伴い教職員数が減ったことから，非常勤講師の増員配置による報酬を計上するものであります。目2教育振興費，節9旅費26万円の補正につきましては，九州大会等の出場に伴う，派遣職員の旅費を増額計上するものであります。

項6社会教育費，次のページの目2公民館費，節13委託料15万円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，魚見校区公民館に隣接する樹木のシロアリ駆除業務委託料を計上するものであります。目6文化財保護費，節9旅費13万7千円の補正につきましては，国登録有形文化財候補物件の実見や，敷領遺跡の調査指導に伴う，文化庁調査官の招聘旅費を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金50万円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，11月28日と29日の両日，山川文化ホール周辺で開催をされる琉球・山川港交流400周年事業に対する運営費補助金を計上するものであります。目7社会教育施設費，節18備品購入費13万8千円の補正につきましては，経済危機対策臨時交付金を活用し，博物館サーバーシステムの共有ディスク購入費を計上するものであります。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節13委託料382万4千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業による社会体育施設の花の植栽や，樹木剪定及び草刈り等の美化整備に係る委託料を計上するものであります。目3学校給食センター費，節4共済費，次のページの説明欄の社会保険料11万8千円と，節7賃金81万6千円の合計93万4千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業による学校給食における課題である地産地消の推進，及びアレルギー対応の充実を図るため，栄養士雇用の賃金と社会保険料を計上するものであります。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目2現年補助災害復旧費300万円の補正につきましては，今年6月28日の大雨で被災した新永吉地区の農道法面の補助災害復旧費を計上するものであります。

次は，歳入についてご説明をいたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目4災害復旧費国庫負担金195万円の補正につきましては，新永吉地区農道法面の農林水産施設災害復旧費に係る国庫負担金を計上するものであります。

項2国庫補助金2億3,120万6千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，経済危機対策臨時交付金等の国庫補助金を計上するものであります。

項3委託金，目1総務費委託金111万9千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，自衛官募集事務費委託金等の国庫委託金を計上するものであります。

款15県支出金，目2県補助金1,646万9千円の補正につきましては，次のページまでの節区分及び説明欄にお示しのとおり，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費等の県補助金を計上するものであります。

款16財産収入，項1財産運用収入，目2利子及び配当金6万7千円の補正につきましては，団体営土地改良事業南部地区管理基金利子を計上するものであります。

款18繰入金，項1特別会計繰入金，目1老人保健特別会計繰入金1,398万円の補正につきましては，老人保健特別会計における，平成20年度決算に伴う剰余金等の一般会計への精算返納金を計上するものであります。目3介護保険特別会計繰入金877万4千円の補正につきましては，介護保険特別会計における，平成20年度決算の給付費確定に伴う，一般会計への精算返納金を計上するものであります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金5,861万1千円の減額補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として財政調整基金へ繰り戻しをするものであります。

款19繰越金，項1繰越金，目1繰越金1億5,677万3千円の補正につきましては，平成20年度一般会計の繰越金の確定に伴い，純繰越金を増額計上するものであります。

款20諸収入，項4雑入，目1雑入469万3千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，各協議会等から交付される交付金，及び平成20年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金の確定に伴う，精算返納金を計上するものであります。

款21市債，項1市債121万4千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおりであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第80号，指宿市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は，健康保険法施行令等の一部を改正する政令により，健康保険法施行令が改正されたことに伴い，指宿市国民健康保険条例の所要の改正をしようとするものでございます。改正の内容につきましては，出産に要する実態を踏まえ，緊急の少子化対策のための措置として，現在の出産育児一時金の支給額35万円を39万円に引き上げようとするものでございます。

なお，施行期日は平成21年10月1日で，適用期間は暫定措置として，平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合が適用となります。

次は，提出議案の15ページをお開きください。

議案第82号，平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

それでは、補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ168万円を追加して、歳入・歳出予算の総額を72億1,501万9千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明しますので42ページをお開きください。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金168万円の補正につきましては、出産に要する実態を踏まえ、緊急の少子化対策の充実を図るため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの1年半の暫定措置として、出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げることに伴う増額補正でございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付に伴う財源の組替えであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、41ページをお開きください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3介護従事者処遇改善臨時特例交付金468万5千円の補正につきましては、追加経済対策の一環として、介護従事者の処遇改善に充てるため、介護報酬3%の引上げが実施されたことに伴い、保険者が支出する介護納付金の一部を負担するため、臨時特例交付金を増額計上するものでございます。

目4出産育児一時金補助金84万円の補正につきましては、出産育児一時金の支給額168万円に対し、2分の1の84万円を国庫補助金として増額計上するものでございます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金56万円の補正につきましては、出産育児一時金の支給額168万円に伴う、一般会計からの繰入金を増額計上するものでございます。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,327万7千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整としまして、財政調整基金へ繰戻しをするものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金887万2千円の補正につきましては、平成20年度の決算剰余金でございます。

次は、提出議案の16ページをお開きください。

議案第83号、平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書の43ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ1,411万5千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を5,335万9千円にするものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、52ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費13万5千円の補正につきましては、交通事故等の第三者行為求償事務に伴う手数料を増額計上するものであります。

款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金1,398万円の補正につきましては、平成20年

度決算に伴う剰余金等を一般会計へ繰り出す精算返納金の計上でございます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、51ページをお開きください。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,411万5千円の補正につきましては、平成20年度の決算剰余金でございます。

次は、提出議案の17ページをお開きください。

議案第84号、平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書の53ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2,921万6千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を39億9,582万7千円にするものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、62ページをお開きください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金2,044万2千円の補正につきましては、平成20年度介護納付費等の確定によります国・県などへの返納金であります。内訳につきましては、説明欄に示しておりますが、国へ1,022万4千円、県へ739万4千円、その他返納金282万4千円、この「その他返納金」は社会保険診療報酬支払基金へ地域支援事業分として返納するものでございます。

款7繰出金、項1一般会計繰出金、目1一般会計繰出金877万4千円の補正につきましては、平成20年度介護給付費等の確定によります一般会計への返納金でございます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、61ページをお開きください。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金194万1千円の補正につきましては、平成20年度介護給付費の確定によります介護給付費不足分の追加交付であります。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,872万9千円の補正につきましては、今回の補正の財源として基金から繰入れを行うものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金854万6千円につきましては、平成20年度決算剰余金でございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の19ページをお開きください。

議案第86号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の75ページをお開きください。

補正予算の内容は、第1条で歳入・歳出それぞれ1億4,091万円を追加して、歳入・歳出予算の総額を12億6,451万3千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明申し上げますので、86ページをお開きください。

今回の補正予算の各目のところに人件費を計上しておりますが、これは、今年4月1日に行われました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。以下、調整後の人件費につきましては、88ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、説明は割愛させていただきます。

それでは、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節13委託料460万円の補正につきましては、十町土地区画整理事業に伴う測量、実施設計業務委託料を計上するものであります。同じく節15工事請負費2,940万円の補正につきましては、北十町地区下水管きょ布設工事費を計上するものであります。

目2下水道整備単独事業費、節15工事請負費1,410万円の補正につきましては、北十町地区下水管きょ布設工事費を計上するものであります。

項2維持管理費、目1汚水処理費、次のページの節13委託料9,100万円の補正につきましては、指宿市浄水苑、渦山汚水中継ポンプ場及び管路の長寿命化計画策定業務に係る委託料を計上するものであります。

目2雨水対策費、節13委託料554万円の減額補正は、節15工事請負費への組替えを行うものであります。

次は、歳入についてご説明申し上げますので、85ページをお開きください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業国庫補助金6,250万円の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金の創設による国庫補助金を計上するものであります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金4,898万6千円の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金などを一般会計から繰入れするものであります。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金682万4千円は、前年度繰越金が確定いたしましたので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

款7事業債、項1事業債、目1事業債2,260万円の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金事業に係るものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（大道武雄） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

議案第79号、平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案についてであります。

平成20年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の8ページをお開きください。水道事業報告書の総括事項のうち、業務量についてですが、年度末における給水人口は4万5,041名、給水件数は2万7,415件となりました。また、年間配水量は831万1,166m<sup>3</sup>、給水量は727万4,030m<sup>2</sup>で、有収率は87.52%となりました。

次に、建設改良事業ですが、建設工事は、原水及び浄水施設整備費において、鎌ヶ迫配水池非常用発電機室新築工事など4件、1,479万4,500円を、配水施設整備費では、九玉線配水管新設工事など22件、8,797万5,691円を実施してまいりました。また、改良工事は、京田湧水池2号送水ポンプ取替えなど11件、4,143万9,500円を実施してまいりました。

次は、決算状況についてご説明いたしますので、1ページの決算報告書をお開きください。まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億8,525万6千円に対し、決算額は7億8,157万4,309円で、予算額に対し368万1,691円の減となりました。減額の主なものは、給水収益における水道料金であります。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり3,679万9千円の仮受消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億8,118万3千円に対し、決算額は6億7,069万387円で、不用額が1,049万2,613円となりました。不用額の主なものは、営業費用における物件費、動力費、維持補修費及び予備費でございます。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり611万3,794円の仮払消費税が含まれております。

次は、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額、決算額ともに181万1千円となりました。内訳は、経営体育成基盤整備事業開闢地区工事に伴う配水管布設替工事に係る県工事負担金126万1千円及び消火栓設置負担金1基分55万円であります。

支出の第1款資本的支出は、予算額2億8,477万5千円に対し、決算額は2億8,162万778円で、不用額が315万4,222円となりました。不用額は、主に建設改良事業における入札執行残及び予備費でございます。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり686万7,123円の仮払消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,980万9,778円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額686万7,123円、過年度分損益勘定留保資金31万7,412円、当年度分損益勘定留保資金2億5,091万9千円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,170万6,243円で補てんいたしました。

次は、3ページの損益計算書をお開きください。

損益計算書は、1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生した全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示

した報告書でございます。なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金や、その他の営業収益である手数料など、営業収益の計7億3,073万8,703円から主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億5,624万3,956円を控除した1億7,449万4,747円が営業利益となります。営業利益に、事業の経常的活動以外の原因から生じる営業外収益の計1,388万3,214円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計8,282万1,267円を控除した1億555万6,694円が経常利益となります。次に、経常利益に期間外の水道料金調定額である特別利益15万3,475円を加算した額から、過年度分過誤納還付金や不納欠損金などの特別損失252万7,458円を控除した1億318万2,711円が当年度純利益となります。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金12万362円を加算した1億330万3,073円となりました。

次は、5ページをお開きください。

中ほどになりますけれども、平成20年度指宿市水道事業剰余金処分計算書案についてご説明いたします。当年度未処分利益剰余金1億330万3,073円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第1項の規定により、法定積立金である減債積立金に5,200万円を、同条第2項の規定による任意積立金で議会の議決を経て定める建設改良積立金に5,100万円を積み立て、残額30万3,073円を翌年度へ繰越ししようとするものであります。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第87号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算書の1ページをお開きください。

まず、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益及び第2項営業外収益をそれぞれ50万円増とし、水道事業収益を8億104万2千円に、営業外収益を869万1千円にしようとするものでございます。増額分は、消火栓修理2か所分に係る一般会計負担金であります。

次に支出ですが、第1款水道事業費用を66万8千円増の6億6,113万5千円とし、第1項営業費用を94万4千円増の5億6,224万2千円に、第2項営業外費用を27万6千円減の9,698万6千円にしようとするものでございます。

補正の主な理由ですが、営業費用は、先般、山川地域の成川・小川・大山区等への水源である鰻池において、植物性プランクトンが異常発生したことから、緊急的に小雁渡浄水場ろ過施設のろ材入替え等を行ったところであります。その際、既存の修繕費等を使用したことにより、今後、当該費目に不足が生じることから追加計上するものでございます。また、定期人事異動に伴う職員給与費の減額や、量水器など貯蔵品購入価格の減、その他各種委託契約等を入札に付したところ、執行残が生じたことから、関係費目の減額を行うものです。営業外費用は、今回の補正で主に収益的支出の課税対象費目の増に伴い仮払消費税が増となる

ことから、消費税及び地方消費税納付予定額を減額するものでございます。

次に、第3条におきまして、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款資本的収入及び第1項工事負担金をそれぞれ55万円増とし、資本的収入及び工事負担金をそれぞれ110万円にしようとするものです。これは、消火栓設置負担金1基分でございます。

次は、2ページをお開きください。

支出の第1款資本的支出及び第1項建設改良費をそれぞれ66万円減とし、資本的支出を3億7,289万9千円に、建設改良費を2億3,209万7千円にしようとするものです。補正の主な理由は、量水器の購入価格の減や、配水施設整備費の委託料の入札執行残を減額する一方、固定資産購入費で濁度計1台及び水道情報管理システム用カラープリンター1台の購入のほか、小雁渡浄水場地質調査業務委託料を新たに計上しようとするものであります。

なお、資本的収支の補正に伴う補てん財源ですが、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,300万9千円を3億7,179万9千円とし、財源となる当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,095万1千円を1,095万6千円に、過年度分損益勘定留保資金を新たに12万7千円計上するとともに、減債積立金6,400万円を6,300万円に、建設改良積立金6,266万8千円を6,232万6千円に改めようとするものでございます。

次に、第4条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を192万6千円減額して1億6,128万5千円に改めようとするものです。

次に、第5条におきまして、当初予算第7条に定めた、たな卸資産の購入限度額1,841万円を1,486万8千円に改めようとするものです。なお、減額分は主に量水器や13mm補長管・滅菌用次亜塩素などの購入額の減によるものでございます。

なお、詳細につきましては、3ページ以降に説明書として実施計画、資金計画及び給与費明細書等を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 32分

再開 午前 11時 34分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号（質疑、委員会付託省略、表決）

議長（新宮領進） まず、議案第69号について質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、同意することに決定いたしました。

#### 議案第70号～議案第79号(質疑、決算特別委員会付託)

議長(新宮領進) 次に、議案第70号から議案第79号までの10議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第79号までの10議案については、委員会条例第6条の規定により、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査に付したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第79号までの10議案は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、竹山隆志議員、松下喜久雄議員、濱崎里志議員、前田猛議員、岩崎亥三郎議員、福永徳郎議員、吉村重則議員、高橋三樹議員、物袋昭弘議員、田中健一議員、木原繁昭議員、新村隆男議員、以上12人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 0時57分

議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に福永徳郎議員、副委員長に田中健一議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

議案第80号～議案第87号（質疑，委員会付託）

議長（新宮領進） 次に、議案第80号から議案第87号までの8議案について質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号を除く7議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第81号については各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いをいたします。

新たに受理した陳情1件（委員会付託）

議長（新宮領進） 次は、日程第22、新たに受理した陳情1件を議題といたします。

陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、産業経済委員会に付託いたします。休会中審査を終了されますようお願いいたします。

議員定数等議会改革調査特別委員会最終報告（委員長報告，質疑）

議長（新宮領進） 次は、日程第23、議員定数等議会改革調査特別委員会最終報告を議題といたします。

議員定数等議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議員定数等議会改革調査特別委員長（六反園弘） 特別委員会の最終報告にあたり、1年間ではありましたが、各委員の皆様には多大なご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

それでは、議員定数等議会改革調査特別委員会の報告をいたします。皆様に配布してございます報告書の1ページをお開きください。

まず、1.はじめに、地方分権の進展や行財政改革の推進など、市議会を取り巻く情勢の変化に対応し、地方分権社会にふさわしいチェック機関としての機能を発揮しつつ、市民ニーズの把握、市民の信頼と負託に十分こたえ、的確に反映できる議会づくりに向けた適正な市議会議員の定数や議会改革等について調査・研究するため、平成20年9月26日に9人の委員をもって構成する「議員定数等議会改革調査特別委員会」が、平成21年12月31日までの期限を付して設置されました。

2.調査経過と調査内容につきましては、報告書に記載してありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

3のまとめですが、地方自治体は、従来にも増して地域の実状に即した政策や施策を形成し、自らの責任において実施することが求められており、議会の果たす役割もますます大きくなっております。

指宿市においても、市税をはじめとする自主財源の確保・充実と収支の均衡を図りつつ、市民にとって必要な行政サービスの継続的な提供に努めておりますが、長期のわたる経済の低迷や、地方交付税が大幅に削減される中で、合併後も財政状況は依然として厳しく、市民要望の多様化・高度化、税・使用料などの収入の減少、また、少子高齢、人口の減少など、環境も大きく変化してきております。

このような状況の変化に的確に対応し、かつ、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するために審議を重ね、行政サービスの民間委託、事務事業の簡素・効率化、市民との協働のまちづくりの推進、職員定数の適正化など、様々な行財政改革に議会、執行部ともに取り組んでいるところであります。

一方、近隣市議会においても、厳しい財政状況や民意の動向を反映し、議会の活性化・改革の一環として、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきております。

このような状況下にあって、本委員会は、10回にわたり委員会を開催し、鋭意かつ慎重に調査を重ねた結果、議員定数については、以下のような経緯を経て決定いたしました。

第1回から第5回の委員会及び日置市の行政視察を経て協議を重ね、第6回の委員会で、議員定数に対する結論を求めることとなりました。

まず、各委員の議員定数に対する考え方を述べていただきましたが、その主な意見として、「地方自治法に定める定数26人に従うのは当然である。議員定数を減らすことは、市民とのパイプを削ることになるのではないかと。我々議員に求められているのは、市政の無駄を指摘し、是正させること。何人いても役に立たないのなら定数を減らせという市民の声があるのは承知しているが、我々が自ら襟を正すことが必要ではないか」というものや、「議員定数の整合性、人口減の状況、職員削減、財政難と、厳しい社会状況の中で、当然、削減すべき」という意見。また、「軽々しく減にすれば良いということではないが、財政問題、近隣の状況などから、減やむなし」などの意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、まず、議員定数を『現状のままとする』のか、『減とするのか』について採決を行い、起立多数により『減とする』ことに決定いたしました。

次に、減員数については、「合併当時から人口が減っていることから2人減が妥当」というものと、「市民の声、あるいは財政上、近隣市等々の状況を考えたときに、4人減が妥当」という意見が出され、『2人減』と『4人減』について採決を行った結果、起立多数により『4人減』とし、議員定数を22人とすることに決定いたしました。

また、議会のあり方に関する諸問題も調査・研究を行い、以下のとおり、議会の活性化・改革に関する提言をいたしますので、議員及び執行部、関係各位におかれましては、ご留意のうえ、対応いただきますようお願いいたします。

#### 4. 提言

##### (1) 議会のあり方

###### 議会と執行機関のあるべき姿

議会と執行機関の間には、常に適度な緊張感が必要である。そのためには、住民意思の最終決定機関である議会と執行機関が真に対等な関係を構築する必要がある。

###### 議会に求められる機能

議会が執行機関と真に対等な関係を構築するためには、議会機能の向上が必要である。議決権は議会権限の根幹を成すものであり、自治体運営の意思決定は議会によって決定される。ゆえに議会は、大きな権限を持つと同時に議決に対して説明責任も課せられることから、審議機能の充実が求められている。

また、市の政策について、有能な監視者となり、政策の内容のチェックや行政評価を的確に実施し、行政の政策に対する代替案も提案できる政策形成能力が求められる。したがって、議員の意識改革や資質向上を図るとともに、議会を補佐する議会事務局に専門知識や調査活動、情報の提供・活用のできる体制の更なる充実が必要である。

###### 監視能力の現状と課題

議会で一般質問や議案の採択を通じて、今までも行政に対する監視はされてきたが、議会の監視機能を果たすための権利としては、調査権・検査権・監査請求権・説明請求権等があり、制度上は多様である。

議会の存在自体が監視能力を持っていると言われているが、こうした権限については、全てを常に活用される必要はなくとも、制度を適切に理解し、必要に応じた活用を更に充実すべきである。

##### (2) 情報公開・議会広報のあり方

###### 議会中継

近年の通信環境の利便性の向上など、インフラの整備やインターネット利用者の増加に伴い、インターネットを活用した情報公開・議会広報として、議会中継を実施している自治体が急増している。

しかしながら、インターネット中継を実施するためには、映像配信のための専用サーバーや、通信経費、運用経費、機器等の映像システムが必要となる。

このような中、本市の現状は、昭和48年庁舎建設当時の機器であり、また、交換部品もない状況であることから、録音機器の整備と併せ、インターネット中継システムの整備が喫緊の課題となっている。

インターネットを活用した議会中継は、一般質問を含めた全ての本会議を中継することができ、時間的な制約を受けることなく、いつでも視聴が可能になることから、住民の利便性の向上と積極的な情報公開・議会広報の手法として有用なものであることは明らかである。

このようなことから、将来的なインターネット中継も視野に入れ、まずは、既設のネットワーク収配信装置を活用し、山川・開聞地域住民の利便性への配慮や災害情報などにも活用可能な、山川・開聞庁舎への議会中継システムの構築を早急に行う必要がある。

#### 本会議録の閲覧方法

会議公開の原則に基づき、本会議の会議録は、限られた公共施設で住民に閲覧公表している現状である。しかし、近年、情報は求められて公開するというよりも、提供する側から積極的に開示する姿勢が求められている。

本市もホームページを運営して、随時情報提供に努めてはいるが、九州各市の9割以上でインターネット閲覧ができる状況にあることから、本会議録の掲載に積極的に取り組む必要がある。

#### (3) 議会基本条例の検討

全国的にはまだまだ『議会基本条例の制定』は少ない状況にあるが、市議会の基本的な目的や役割を明確にし、議会活動のあり方を条例で担保していくことが大切である。また、議会と執行機関のあり方や、議会と市民とのあり方の基本的な方向を明確にしていくことも必要であることから、新たな議会での検討に期待したい。

#### (4) 常任委員会運営の改善

議員定数を4人減の22人とした場合、県内各市の状況及び委員数などから判断し、常任委員会を現在の4委員会から3委員会とする。

水道企業会計を総務委員会の所管とする総務水道委員会、また、建設部を産業経済委員会の所管とする産業建設委員会に再編し、総務水道委員会8人、文教厚生委員会7人、産業建設委員会の7人の常任委員とすることなどが考えられる。

上記以外、他の自治体の事例などを参考にしつつ、これまでの取組について、より効果的、効率的な方策について随時見直しをするとともに、より開かれた議会を目指し、今後も継続的に検討していくことが望ましい。

#### (5) むすび

本特別委員会は、昨年9月から1年間という短期間の中で検討を重ね、新たな議会における議員定数を4人減の22人とすることを決定し、また、この報告書で提言した事項は、市民により開かれた議会、活発な議会活動に結びつけるために必要とする考えであります。

市民の代表である我々議員の役割は従来にも増して重要となることから、民意の反映、

市民の信託にこたえ得る議会づくりに更に努めなければなりません。

来年2月11日で任期満了となりますが、26人の議員が指宿市創造に向け、共に汗してきたことを振り返るとき、本市の現状と将来を厳しく推察し、そして、今後の運営において、より健全化を高め、市民の負託にこたえ得る指宿市になってほしいとの思いから、議員自らが、より一層の自己研鑽と議会の活性化を図る必要があることを付記して、最終報告といたします。

今後は、『指宿市議会議員定数条例』の制定を、本定例会に提案することを各議員等に提起して、本特別委員会の調査を終了すべきものであると決しました。

以上、議員定数等議会改革調査特別委員会の最終報告といたします。ありがとうございました。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時15分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、特別委員会の調査は終了いたしました。

#### 散 会

議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 前之園 正 和

議 員 大 保 三 郎

第3回指宿市議会定例会会議録

平成21年9月15日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問



1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



1. 出席議員

1番議員	下柳田 賢 次	2番議員	中 村 洋 幸
3番議員	東 伸 行	4番議員	竹 山 隆 志
5番議員	松 下 喜久雄	6番議員	濱 崎 里 志
7番議員	前 田 猛	8番議員	横 山 豊
9番議員	下川床 泉	10番議員	前 原 六 則
11番議員	岩 崎 亥三郎	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	吉 村 重 則	14番議員	高 橋 三 樹
15番議員	前之園 正 和	16番議員	大 保 三 郎
17番議員	新川床 金 春	18番議員	高 田 チヨ子
19番議員	物 袋 昭 弘	20番議員	田 中 健 一
21番議員	木 原 繁 昭	22番議員	新宮領 進
23番議員	小田口 郁 雄	24番議員	六反園 弘
25番議員	森 時 徳	26番議員	新 村 隆 男



1. 欠席議員

な し



1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	田原迫 要	副 市 長	鶴 窪 吉 英
教 育 長	田 中 民 也	総 務 部 長	秋 元 剛
市民生活部長	新 村 光 司	健康福祉部長	田 代 秀 敏

産業振興部長	井元清八郎	建設部長	吉永哲郎
教育部長	屋代和雄	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	吉井敏和	総務課長	渡瀬貴久
人事秘書課長	邊見重英	企画課長	高野重夫
行政改革推進室長	廣森敏幸	財政課長	富永信一
市民協働課長	上村公德	環境政策課長	上西園耕吉
長寿介護課長	迫田福幸	健康増進課長	中村幸男
農政課長	浜田淳	商工水産課長	野口義幸
観光課長	大岩本稔	建設監理課長	石口一行
土木課長	内園正英	都市整備課長	亀之園義孝
社会教育課長	大浦誠	農業委員会事務局長	徳留博昭

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元順一	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	宮崎勝広
議事係主査	濱上和也		

開 議

午前10時00分 開議

議長（新宮領進） ただいま出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において高田チヨ子議員及び物袋昭弘議員を指名いたします。

一般質問

議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新村隆男議員。

26番議員（新村隆男） おはようございます。本日、第3回定例会一般質問のトップバッターとして質問をさせていただきます。先日、市長は、次の選挙に出ないという勇退発表がなされましたが、これからの質問について多少の変更があるのではないかと思われますが、これより、通告に従い質問してまいります。

まず、新指宿市の舵取り役を行って来られた新市長に、平成18年第1回の定例会で掲げられた公約の、次の6項目についてお尋ねいたします。

まず、1.安心・安全な食の国づくりについて。2.日本一の長生きの郷づくりについて。3.国際観光都市指宿づくりについて。4.行財政改革、効果的な行政運営を進め、自立できる地域づくりについて。5.合併してよかったと言える市民生活の実現。まちづくりや人づくりという信念に基づき、幼児、青少年教育の充実。以上の4年間の成果と今後の課題は。

次に、市長と新指宿市トークについて、職員の給与の格差について、大成校区において質問なされ、格差は是正されたとの答弁でしたが、完全に是正されたか。

次に、校区公民館について、これは利永校区において質問されました。校区に公民館がない利永・徳光区、公民館について合併後4年近くになるろうとしているが、いまだかつて仮住まいの状態が続いているが、今後、これについてどう対応、検討されていくつもりなのかお伺いいたします。

次に、活お海道の現状について、また、今後の取組についてお尋ねします。

第1回目の質問をこれで終わります。

市長（田原迫要） おはようございます。答弁をさせていただきます。質問が多岐にわたっておられましたので、若干、答弁漏れがあった場合はご指摘をください。

まず初めに、六つのマニフェストで掲げた公約について、その成果と今後の課題について

6点ほど質問をいただきました。

まず、食の王国づくりについてであります。本市の農業は、温暖な気候と豊富な水資源、基盤整備された広大な土地を生かした様々な農産物が生産されており、南薩の食料供給基地となっております。この恵まれた環境の中で、ソラマメ、実エンドウのブランド品目はもとより、オクラ、サツマイモ、カボチャなど、かごしま農林水産物認証を取得している品目もありますし、産地として高品質で安心・安全な農産物の生産がなされているところでございます。また、南国指宿ならではのマンゴーの栽培も広がりを見せてきており、観光農園としても利用されつつあるところであります。このような中で、本市には、野菜や花き、畜産、観葉、果樹、葉たばこなどの分野に素晴らしいリーダーがおり、その方々に農業マイスターとして新規就農者等への支援・指導をしていただくため、活動をしていただいております。さらに、指宿産の野菜等を全国に信頼される農産物として売り込むため、JAと共同で東京、大阪、名古屋等の市場で農産物のトップセールスに努めてきたところでございます。水産業につきましては、鰹節の原料確保のため、船主に対する誘致活動を行っております。また、指宿の特産品を届けるいぶすき味のふるさと便についても、市のホームページ上に掲載し、PRに努め、ふるさとの味を発送しております。地産地消につきましては、指宿地域“食”交流推進協議会を中心とした取組を行っており、ホテルでのべっぴんネットによる朝市、夕市の開催や、地域食材を活用した新作メニューの開発など、様々な活動を展開しているところでございます。また、市民の商工・観光関係の団体を中心に、温泉卵を利用した温たまらん丼を開発していただいたほか、鹿児島黒牛を使ったイブの夜にスキ焼きのイベントなど、多彩な取組をしていただいているところでございます。今年オープンいたしました山川常設市場・活お海道では、近海で獲れた新鮮な魚介類や果物等の直販店として、県内外の多数の方々にご利用をいただいているところでございます。また、道の駅彩花菜館におきましても、利用者が年々増加しているなど、好調な動きで推移しているところでございます。今後も、関係機関と連携し、生産安定に努め、地産地消の推進を図るとともに、市場、量販店等へのPRについても積極的に行い、食の王国指宿づくりに努めていく必要があると考えております。

次に、日本一の長生きの郷づくりにつきましては、健康福祉部長の方から答弁をいただきます。

次に、国際観光都市指宿づくりについてであります。どのような実績が、あるいは成果があったのかという意味の質問でございました。指宿市は九州最大の湖・池田湖を中心に、美しい自然と天然砂むし温泉を始めとする豊かな温泉、さらには、花と緑に溢れる南国情緒豊かな観光資源に恵まれ、魅力ある都市であります。世界の国々から訪れる方々を、市民が温かい心で迎え、感動と安らぎの中で、再び本市を訪れたいくなるような、観光地づくりを進めていく必要があると思います。また、観光は文字どおり、光を観ると書きますけれども、農林水産業や教育を含め、光り輝くものを作り出していくことが重要だと考えています。こ

のような思いから、まず、花と緑にあふれた潤いある美しい街並み実現のため、まちなみ景観賞の実施、環境に優しい農業を推進する観点よりエコファーマーの育成等を図ってきたところでもあります。次に、アジアを視野に入れた新観光戦略の展開を図るため、メディポリス指宿を活用し、医療と温泉、食の融合推進や、日メコン交流年2009認定事業のアジア国際子ども映画祭の開催、さらには、菜の花マラソンへ韓国からは100名を超す参加をいただくなど、国際観光都市のまちづくりへの推進も図られているものと思います。また、グリーンツーリズムの推進による農林水産業と観光の融合を図るため、指宿大好き体験協議会を設立し、体験メニューの具体化に加えて、農水産物や特産品等、地域特産品の販路拡大を図る活お海道の整備や、知林ヶ島の環境整備等々を行ってまいりました。さらには、大河ドラマ「篤姫」放映を機に、篤姫ゆかりの地の今和泉地区の修景整備、九州新幹線全線開業を視野に入れ、JR指宿駅前周辺広場やポケットパークの整備により、緑地帯を花と緑による南国的ホスピタリティーに溢れる景観形成にも努めるとともに、JR西大山駅及び開聞駅前へ花木の植栽や外国語併記の観光案内板の設置も行ってきております。こうした諸事業の整備・推進により、花と緑の国際観光保養都市のまちづくりが、大きく進んできていると思っておりますので、今後とも、美しく豊かな自然を活かして、世界に誇れる国際観光都市づくりを推進していく必要があると考えております。

次に、行財政改革、効率的な行政運営を進め、自立できる地域づくりについてのご質問がありますが、私は、この故郷指宿が真に自立できる地域となるには、大きく三つの基盤整備が必要であると考えております。一つ目は、大胆な行財政改革による健全な財政基盤の整備であります。歳出の徹底した見直しと適正な歳入の確保により、財政の基盤の健全化を図らなければなりません。二つ目は、農業・漁業・観光などの産業基盤の整備であります。農業基盤の整備及び農業政策の充実、観光対策・観光基盤整備、漁業や鯉節などの水産加工品の基盤整備など、産業基盤をどう自立できるように整備していくかということが重要であると考えております。地域の産業の活力なくして市民生活も福祉も向上しないと思っておりますし、そういう観点から地域の中で事業を興し、事業者を育てることが雇用の創出にもつながろうかと思っております。道の駅いぶすきや活お海道、メディポリス指宿、知林ヶ島などもその一環として整備を進めてきたものであります。三つ目の基盤整備であります。人材基盤の整備であります。本市の将来を担う子供たちをどう育成するか、あるいは、今住んでいる人たちの市民力をどう高め、活用し、協働していくかであります。このような激動と変革の時代だからこそ、地方自治体の力量が問われ、そこに住む人々の市民力の活用が重要であると思っております。子供たちの育成につきましては、いぶすきふるさと探検隊や郷中わくわく体験塾など、充実をしていかなければならないと思っております。幸いにも本市は学力も県下でも高い水準になりましたし、読書量もおそらくそうであろうと考えております。一方で市民力の面でも、菜の花マラソンで培ったノウハウや、数多くのボランティアガイドの活躍がありますし、各

種のNPO法人も充実してまいりました。また、シルバー人材センターでは、高齢者が大活躍をしてくれております。これらの財政、産業、人材の三つの基盤整備がなされれば、潜在力豊かな指宿市は真に自立できる地域になれるのではないかと考えております。

次に、合併してよかったと言える成果は何があるかとのご質問であります。合併に伴い、市民との協働で策定しました第一次指宿市総合振興計画に基づき、市民生活面でのサービスの充実、産業振興、保健医療福祉の充実・強化、教育文化の育成について、様々な政策の推進を図ってきたところでございます。市民生活面でのサービスの充実については、高齢者等への交通手段の確保と交通空白地帯の解消等を目的とした、市内循環バスの市内全域での運行開始、各市町で持っていた各種施設の相互利用、砂むしなどの各種温泉施設の無料入浴事業の実施、消費生活相談員、家庭児童相談員、婦人保護相談員の市内全域への対応などを展開してまいりました。産業振興及び交通基盤の面では、いぶすき山川港特産市場活お海道の整備、地産地消を推進するための指宿地域食交流推進協議会の開催や、ホテルフェアの開催、いぶすき産業まつりの充実・拡大、知林ヶ島の整備などを進めてまいりました。また、国道226号の整備促進、広域農道の早期完成などについての要望活動を行ってまいりました。その結果、国道226号の平川交差点付近の400m区間の暫定供用や、喜入前之浜の防災工事、越波・冠水対策等が行われているところでございます。山川・根占航路につきましても、官民協働のパートナーシップにより、平成18年11月から定常運航が開始されたところであります。保健医療福祉の充実・強化につきましては、グリーンピア跡地を活用し、高度先端医療施設を核としたメディポリス指宿の誘致、在宅高齢者等への給食サービスの充実、各市町で実施していた助成事業の市内全域への展開、健康推進委員の設置、ふれあいデイサービスの実施、いぶすきふれ愛フェスタの充実・拡大等を推進してまいりました。また、ねんりんピックかごしま2008の開催に伴い、本市では開聞総合体育館で太極拳交流大会を実施したところでございます。教育文化につきましては、異年齢の子供たちによる自然体験や集団生活などを行ういぶすきふるさと探検隊、郷中わくわく体験塾の市内全域での実施、中・高校生のオーストラリアへのホームステイの研修実施、郷土の偉人に学び、志を高く掲げ、善い行いや他の模範となる子供たちを表彰する子ほめ条例の制定、読書活動の充実、学生子ども映画祭の開催、小学生がマンガの腕を競い合ったパロンピックの開催、市民総出による市民体育祭の開催、特色ある学校づくり運動としての1校1芸の実施、総合型地域スポーツクラブ支援事業の実施、男女共同参画社会の推進に努めてきているところでございます。

以上、これまで実施してまいりました政策の一端を申し述べましたが、今後も第一次指宿市総合振興計画に基づき、合併してよかったと言えるまちづくりのために、様々な政策の推進を図ってまいりたいと思います。

最後に、まちづくりは人づくりという信念に基づいた幼児・青少年教育の充実の件ですが、まちづくりは人づくりという信念に基づき、次代を担う青少年の育成につきましては、最重

要課題と位置づけております。現代の青少年は、異年齢による体験活動の不足など、協調性や耐性が不足している状況であります。このような中で、昔の郷中教育の良さを現代に活かそうと、平成18年度モデル地区を指定して実施いたしまして、今年度で4年目を迎え、現在、六つの校区で郷中わくわく体験塾を開催しております。この郷中わくわく体験塾は、地域の方々の協力をいただきまして、それぞれの地域で年間を通じて、異年齢による体験活動等を実施していただき、心豊かでたくましい子供たちが育ってきております。今後は郷中わくわく体験塾を、全ての校区で実施できるよう努力していく必要があると考えております。また、ふるさとの良さを再発見し、異年齢による共同生活をすることで、郷土を愛し、思いやりを持った、次世代のリーダーを育成するいぶすきふるさと探検隊を平成18年度より実施しており、平成18年度が70名、平成19年度が67名、平成20年度が92名、本年度も3泊4日の日程で70名の子供たちが参加しております。このいぶすきふるさと探検隊は、地域の方や教職員、青年団やPTA、子供会育成会など、たくさんのボランティアの方々に協力をいただいております。しかし、郷中わくわく体験塾やいぶすきふるさと探検隊につきましても、中・高生の参加が少ないようですので、今後、中・高生の参加について努力してまいりたいと考えております。中・高校生の海外ホームステイ研修についてであります。これまで、姉妹都市であるオーストラリア連邦ロックハンプトン市のセントラルクイーンズランド州立大学へ中・高校生を派遣していましたが、昨年度より事業内容を見直し、ロックハンプトン市内にあるカシードロ高校との相互交流をすることになり、春休みにカシードロ高校の生徒宅へ16名の中・高校生を派遣したところでございます。また、カシードロ高校とのホームステイ交流をすることにより、派遣費用は非常に安くなっております。平成19年度は個人負担が23万4千円でありましたが、平成20年度は約半分の12万5千円で実施できるようになり、参加しやすい環境が整いつつあるところでございます。

以上、六つの公約について申し述べてまいりましたが、今、申し述べたことは市民の皆様、議会はじめ、多くの皆さんの協力でなしえたことでございます。心より感謝を申し上げたいと思います。

新指宿トークの件につきましては、総務部長より答弁をいたさせます。

最後の活お海道の現状、今後の取組については、産業振興部長の方から答弁をいたさせます。以上です。

教育長（田中民也） 校区公民館についてのご質問でございますけれども、山川地域に校区公民館がありませんでしたので、合併協議の中で、既存の施設であります山川文化ホールと山川図書館を校区公民館として位置づけ、山川文化ホールには山川・徳光校区公民館、山川図書館には大成・利永校区公民館として一つの施設に二つの条例公民館を配置したところでございます。しかしながら、徳光・利永校区におきましては、校区公民館が校区外になり不便をおかけしております。ただ、校区運営委員会や青少年育成会議などの校区公民館事業等に

つきましては、可能な限り自治公民館や学校施設を利用させていただいているところがございます。現在、市といたしましても、市民協働によるまちづくりを推進するために、新しいコミュニティの在り方や、条例公民館の在り方などについても検討をしているところがございます。今後、小学校の空き教室など学校施設を含めて、総合的に検討してまいりたいと考えております。

健康福祉部長（田代秀敏） 日本一の長生きの里づくりについてお尋ねをいただきました。事前にその中の温泉入浴事業につきまして、6月から制度が変わりましたので、そのことについてお尋ねしたいということでございましたので、それについてお答えしたいと存じます。

温泉による健康効果は疲労回復やリラックス効果などがあると言われ、また、気軽に社会参加できることにより、生きがいくりの事業としても効果が高いことから、本市でも豊富な温泉資源を活用しまして、指宿ならではの高齢者のための健康づくり事業として、温泉入浴事業を展開しているところでございます。これまでの温泉入浴事業の利用方法は、登録カードを提示し、入浴料の一部を温泉施設の受付で支払えば、無制限で毎日でも入浴できていたことから、利用者数の把握が困難であった点や利用者により地域的な偏りがあった点など課題となっておりました。一方、私どもは行政改革の中で、外部の評価機関であります行政評価委員会からも、限られた経営資源を効率的・効果的に活用するため、事業の改善の指摘を受けたところから、砂むし温泉入浴事業と同形態の利用券を窓口に提出する方法を採用したところです。利用券の枚数につきましては、高齢者の健康づくりという観点から、週に1回程度の助成が適当と判断し48枚といたしました。また、ほぼ毎日利用されていた方には、各施設で販売されております年間フリーパス券等を利用されるようPRしているところでございます。利用券方式での当事業は、6月にスタートしたばかりですが、指宿地区からの申請者も8月末で279名となり、全体では1,242名の方が申請されておりますので、市内広範囲に渡って利用されているものと思っております。今後、より一層、事業の広報を行いまして、一人でも多くの方が利用されるよう努めてまいりたいと存じております。

総務部長（秋元剛） 市長と新・指宿トークについて、職員の給与と格差について、格差は是正されたとの答弁だったが、完全に是正をされたのかというご質問でございますが、議員もご承知のとおり合併に伴う一般行政職の職員間の給与格差につきましては、合併に関する協議において、新市の給与制度との整合性を図りながら、条例・規則に基づき、概ね3年で調整することとしておりました。しかし、平成18年7月から新給与制度を導入することとしたことから、当初の調整方法では、新給与制度導入前の格差是正と、導入後の格差是正において、その効果が異なることが見込まれたところでございます。そこで、平成18年の12月議会におきまして、所要の条例改正を行いまして、その後、本年4月までに、これら関係する条例・規則に基づき、対象となる全職員の格差是正を完了したところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） 日本一の長生きの里実現に向けた一つの手段として、高齢者等

への交通手段の確保を目的に、市内循環バス、イッシーバスを、平成19年1月から山川・開聞地域に区域を広げて試験運行を開始しました。利用状況は、年々増加の傾向にあり、平成20年度の利用者数は2万6,867人でした。路線ごとの詳細につきましては、小牧・岩本・宮ヶ浜のバス1便当たりの利用者数が約16人、池田・東方線が約10人、尾下・鰻・成川線が約6人、開聞・徳光・成川線が約13人となっており、4路線平均のバス1便当たりの利用者数は約11人となっております。また、平成19年1月から試験運行を開始している尾下・鰻・成川線と開聞・徳光・成川線につきましては、利用状況や利用者からのご意見等を調査しつつ、半年に1回程度の路線変更を実施しております。今後は、利用状況や利用者のご意見を十分に踏まえながら、現在試験運行中である尾下・鰻・成川線と開聞・徳光・成川線につきましても、本格運行へと移行するよう検討し、地元根付いた愛着の持てるバスになるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、いぶすき山川港特産市場・活お海道の運営状況についてのご質問ですが、8月末までの状況について報告をさせていただきます。まず、来場者数でございますが、オープン以降約16万7千人のお客様をお迎えしています。この数値は、市見込数値、年間36万2千人の約46%に相当しております。市内外の割合などの傾向は、現時点では詳細に把握いたしておりませんが、職員がゴールデンウィーク期間中に、来場した車両のナンバーや食堂の利用状況を調査したり、指定管理者から聞き取った状況などから判断すると、来場者の6割以上が市外、うち相当数は県外からの観光客であったものと推察されます。なお、実態把握などを目的として、8月にモニタリング調査を開始したところであり、来年2月までにとりまとめることとしております。次に、施設の売上金額でございますが、8月末までの140日間で、約1億2,000万円となっており、内訳は、朝市直売ゾーン6,000万円、特産品販売ゾーン3,700万円、食道1,600万円、鮮魚販売800万円となっております。このように、来場者数、販売金額の面とも、計画に沿った運営がなされていると思っておりますが、今後も継続して運営状況を把握してまいりたいと考えております。

教育部長（屋代和雄） 日本一の長生きの里、市民一人1スポーツ運動の展開についてご答弁をさせていただきます。

地域スポーツにおきましては、これまで、スポーツ少年団、その活動とか、あるいは一定の年齢層の方々の活動、あるいは特定の仲間が中心となった活動、そういうものが中心であったのかなというふうに考えております。しかし、社会が変化をし、少子高齢化、それからまた、指導者の不足などが一方にある中での方策といたしまして、心の豊かさや生きがいを求める活力あるまちづくりのために、市民一人1スポーツをキーワードに取り組んでいるところでございます。その実現のために、地域の人たちがいつでも、どこでも、だれでも、スポーツに親しめる体制づくりが必要であり、その考え方といたしまして、お互いにお金を出し合い、力を出し合い、知恵を出し合うということが根底にございます指宿スポーツクラブを設

立し、教育委員会でも、市民スポーツ課を中心に、市民の皆様の意識が向くことを願って取り組んでいるところでございます。

26番議員（新村隆男） それではですね、順番が変わりますので、まず、市長トークの職員の給料の格差についてからを質問させていただきます。

平成18年から地域給の導入により是正されてきたんですが、先日の市長トークにおいて、このような質問が出てくる訳というのは、やっぱり、職員がそういう何らかの不満があるからこじやないかと思っているんです。職員自体がそういうことがあるので、各公民館長あたりが、そういう市長トークで、本当に是正されたのかどうなのかというのを聞かれているはずですよ。この前、利永、成川におかれまして、山川地域で129名、開聞で50名、対象者がいるという答弁を聞いております。この中で、何人退職されたのか、現在こういう、結局、現給補償されている職員が相当数いると思います。

総務部長（秋元剛） 退職者数とはということでございますが、給与の制度の完成に向けて、給与自体が動いているわけでございますが、その中で、退職された方というのは、18年、19年、20年に退職された方と一緒にいうふうに、お考えになって結構かと思えます。

26番議員（新村隆男） それではですね、聞くと、現給補償、地域給、新しく給与表が設定された給与と、その差があるから現給補償で支払いをしておる。中には、地域給、新しい給与で賄える人、その線に乗っかっている人はそのままの状態だと思えます。ただし現在、本市において7級をもらっている職員はおられるのかどうかをお尋ねします。

総務部長（秋元剛） 合併前につきましては、給与については8級制を運用いたしておりました。指宿市は8級制で運用し、山川・開聞では7級制で運用していたと、このように思っておりますが、新給与制度を導入したときに、7級制に給与が変更になったわけでございますが、形として、7級までは市の給与の中には導入してございますけれども、6級までの運用ということにいたしております。

26番議員（新村隆男） それでは、6級の一番最高額42万5,900円をもらっている人、これが新しい給与の最高の給与ですよ、42万5,900円というのは。それ以上の現給補償をもらっている職員、何人いますか、現在。

総務部長（秋元剛） まず、基本的なこととして考えないといけないのは、職員の給与是正格差、これは合併前の1市2町の給与の運用の差による是正、これと新給与制度の導入、すなわち、職員の給与を動かすベースになるものでございますが、これは分けて考える必要があるだろうと、このように思います。新給与制度につきましては、基本的に、地域給与というのが導入をされまして、平均で4.8%、高齢者で7%給与自体が引き下げられたところでありまして。この取り扱いにつきましては、本来であれば、平均で4.8%引き下げられた給与に格付けをするのが本来でありまして、現給を引き下げるということはなじまないということで、国もそのようにしているわけですが、現給を補償しながらと申しますか、まず一旦、

高齢職員であれば7%を減額した給与に格付けを行いながら、これまでもらっていた給与を補償する。したがって、現在の格付けをされた給与で昇給をしていき、現給補償額を超えれば実質の昇給がなり得るわけですが、それが達成しなければそのまま退職をすとか、そういうふうになるわけでございます。したがって、新給与の導入時に、議員ご指摘の額の給与をもらっていた職員については、引き下げることはなりませんので、現給補償という形でしているわけでございますが、それにつきましては、5級職員で23名、それから、6級職員で37名、計60名が最高号級を超えた額の中で現給補償を受けていると、このような状況でございます。

26番議員（新村隆男） この人たちは定年まで後何年あるわけですかね、7年かな。

総務部長（秋元剛） ただいまのご質問は非常に個別のご質問であろうと思います。私のことでございますが、私も来年定年退職でございますが、私も後6か月しかございません。ですから、新給与制度になってから現給補償はいただいておりますけれども、昇給はいたしましてもそれを超えることはない。したがって、高齢者職員につきましては、現給のために格付けをされた号級と、今、現給補償の額をもらっている、これが何年で追いつくかの期間の中で退職する職員という形になろうかと思えます。

26番議員（新村隆男） それでは、今の係長、課長、主幹クラスで、これに迫り着く人が何人いるんですか。恐らく迫り着かない状態でいくのではないかと思うんです。それと、一つお伺いしますが、我々議会もそうだと思いますが、この現給補償をすると、我々議会も認めました。だけど、いつまでこれを補償するのか。概ね何年とかというのをやってきていないんですよ。そこで私は、この問題を持ち出したのは、そこはそうしてくるべきじゃないのかな。でないと、今から上がってくる30代の人たちは、恐らく、6級の最高報酬額で42万9,500円で、それ以上はないと思うんですよ。そこら辺が格差が出る、矛盾が出てくる、職員の中で仕事をする意識、市民に対するそういうサービス感情、そこらがおかしくなってくるんじゃないか。国のこの中でも、国民のサービス低下しないような、相互的な融和の中で、こういう給料体系を決めるような方向性が書かれているんです。だから、いつまでも現給補償するからといって、その人たちが終わるまでやったら、残された職員はどうなるのかなということ。今後、そこらについての検討はなされるのかなされないのか。

総務部長（秋元剛） 先ほども申し上げましたように、現給補償と格差是正は分けて考えるべきだと。現給補償を取り入れた給与というのがベースであって、その中で議会にもご説明をし、あるいは職員団体とも重々協議をいたしまして、その手法で、私どもとしては格差是正をしたということでございます。そして、その計画に基づき、その作業というものが完了をしたということでございます。それから、現給補償でございますが、これについては、議員のご意見ももっともなことだろうと思いますが、これまでの給与運用の中で、国としても、現給を引き下げると、このことについては非常に問題があるということから、今後どのよ

うになるかと申し上げますと、先ほど申し上げましたように、格付けをされた給与から現給補償額を追い越す、若い人については追い越すことができるだろう。あるいは高齢者職員については追い越すことなく定年で退職をしていく。これは地域給与を導入した場合、その時点で全ての問題が解決できるわけではないわけでございますので、地域給与に移行する段階での手続きということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

26番議員（新村隆男） そういうお考えであれば、できるだけこれを、若い職員が、そういう不平・不満を持たないような措置をとっていってもらって、少しでも、そういう差がないような方向でやってもらいたいと思うんですが、恐らく、今の主査クラスでもそういう差があるのではないかなと思っているんです。ただ、若い人たちには、現給補償は地域給与等に押されてアップされている職員もいます。確かに、それは聞いて分かっております。だけどやっぱり、それが積もり積もって職員の仕事意識が薄れる、市民に対するサービス云々が途切れていくと、これは市民に負担が掛かってきます。ましてや、今こうして定数削減されている中、我々山川・開聞地域においては、職員も減になっています。働く意欲の職員が、我々のところの窓口にちゃんと座っておってくれればいい。そういう職員だけじゃないと思うんだけど、そういうのが心の隅にあれば、必ずそれはどこか出てくると思うんですよ。だから、そういう是正をできるだけなくするように努力してもらいたいんだけど、どうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 給与制度の説明というのは、一口に申し上げるとするのは、非常に説明する側もはがゆい思いがいたしておりますが、非常に複雑なものがございます。ただいま、議員の方から職員の不満ということがございましたが、やはり、給与制度についての不満、それ等があれば、それは職員団体に寄せていただいて、お互いに給与の専門家として、それをどう調整していくかということになるかと、私はそのように思います。それから、職員の方々が不満をとということでございますが、他市の例でございますけれども、合併前に1号調整したそのまま級制度というのは発している。県下の例からいくと、指宿市においては、市民の皆さん、議会の皆さん、ご理解の下に格差是正というものに前向きに取り組んでいただいた。したがって、私が見る限りでは、非常に職員の皆さんについては一体感を持って仕事に取り組んでいるのではないかと考えております。議員ご指摘のような案件があれば、そういった声につきましては、私どもに直接寄せていただくなり、あるいは職員団体にも寄せていただいて、真摯に協議をしてみたいと、このように考えております。

26番議員（新村隆男） それができればこういう質問はいたしません。だから我々のところにもそういう声が入ってくるので、できるだけ職員の方々にも一生懸命働いてもらう、それが私たちの希望でもありますし、みんなが有意義に、何もそういうあれがないようにして、いい市政運営をしてもらいたいと思うから、こういう質問をしているわけでございますので、そこら辺は前向きに考えてもらいたいと思えます。職員を私は云々というあれはありません。一生懸命やっている職員もいます、確かに。そういうところで検討してもらえればなという

ところで、今日はこういうのを。また、市長トークでこういう問題が出る、質疑が出る事態が、私は、おかしいと思うんですよ。そうして是正した云々とあるのに、労働組合の執行部は、その説明を職員にしてないのかなという疑念もあります。だけど、出るということは、そういうあれが実際あるということですので、今後の検討をよろしくお願ひいたします。

市長（田原迫要） 今の質問、るる聞きながら、若干の思いがありますので答弁をさせていただきます。

この手の、いわゆる公務員の給与の問題というのは、いろんなところで議論されますけれども、抽象論が多いように思います。私は、今、総務部長が答弁いたしました。合併において最重要課題の一つとして、一般職員の給与格差の是正については取り組んできたつもりであります。今、総務部長からもありましたように、県内外の合併の中では、まだその給与格差を引きずったまま現状に至っているところも多くありますが、私どもとしては、3年を目途に全て完了いたしました。議員の質問から言うと、かなり大きな格差があるように誤解を生むと思いましたので答弁をさせていただきたいんですが、私は、一般職員の全ての職員の年齢別、そして、職位別の給与の実態を取らせていただきました。ほとんど格差は解消されております。したがって、今後、この一般職の給与について、今のような質問がありました。具体的に、個人情報関係もありますので、こういうところで答弁できませんけれども、具体的に、どういうふうな格差を言っておられるのか。是非、人事の担当者に直接お尋ねいただきたいと思います。全ての職員について、ほぼ格差は是正されております。それともう一つ、公務員の給与体系であります。地域給その他いろいろ導入されておりますが、基本的には同じ給与表を使っております。したがって、若い人の給与格差是正については、ほとんど苦勞をしませんでした。山川地区、開闢地区、その昇給のペースを早めるとかいう形で、多分、36,7歳まではほとんど当初の1年ぐらいで格差は終わりました。問題は、先ほど来、現給補償の問題がなっていますが、55歳で昇給をストップしたりしながら、あるいはそこに至るまでは昇給を停止した状態で、高齢者の方については推移をいたしました。そういう結果、今申し上げましたように、3年半経った現在では、ほとんど全ての給与格差、一般職員についての格差は是正されたと。それは500数名の職員の全てについて、私は座標軸で示したものを人事から示してもらいましたし、そのことについては、先ほど言いましたように、職員組合も了解をいただき、それなりの評価をいただいたところでありますので、この点の議論については、是非、具体的にどういう格差が同じ年齢で、例えば、同じ職位でどこだというのがあったら、是非、具体的に担当課の方に言っていただきたいと思います。

26番議員（新村隆男） それでは、再度確認しますが、全て是正はされたという理解でよろしいですか。

市長（田原迫要） 先ほど来申し上げましたように、ほとんど全て調整は終わったと認識をい

たしております。ただ、今言ったように現給補償という制度がありますので、若干の差はあるかも知れませんが、以前みたいな数万円にわたる差は生じていないと認識をいたしております。

26番議員（新村隆男） 次の質問に移ります。条例公民館についてお尋ねします。現在、約4年近くになります、利永と徳光地区においては、仮住まいという格好ですかね。これについて何らかの会議もさんざんあったと思います。また、指摘も受けたと思います。昨年行われましたローカルシンフォニーでもかなり討論されております。報告の冊子にもかなり激しい議論がなされております。これについて利永でも当分はこのままの状態だという答弁だったと思います。だけど、これは条例にうたった事項ですので、どうにかあそこでもあったように、空き教室等を使って地元の人たちがそこで活動ができるような状態はできないのかどうなのか、そこら辺を再度。それと今、今度の補正でもあがってましたが、教員住宅の解体。もしそういう教員住宅の空きがあれば、その校区にあれば、そういうのを再利用したらどうなのか。新たに造るといって莫大な費用も掛かります。そういうのを利用してできないのかどうなのか。そこら辺をお尋ねします。

教育部長（屋代和雄） 7月14日の市長トークでの回答と同じようなものになるとは思っておりますが、市としては、市民協働によるまちづくりを推進するために、新しい形でのコミュニティの在り方や、条例公民館の在り方等を模索し、検討しておりますので、議員言われるように、学校の教室の活用も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、教職員住宅の空き室を利用してということのご質問でございましたが、この教職員住宅につきましては、合併と同時に市営住宅といたしまして、建設監理課の方に移管をしているところでございます。お尋ねの利永校区の旧教職員住宅は、現在、市民が入居をし、市営住宅として使用をしているところでありますし、徳光校区の旧教職員住宅につきましては、老朽化が激しく、現在、使用できない状況でございます。この住宅を公民館として使うとなると、もともとが住宅用として造っておりますので、内部の大幅改造という必要もあり、相当の経費も掛かるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

26番議員（新村隆男） 今のところ、学校等の空き教室を使ってどうかなっていうニュアンスの答弁いただいたと思うんですが、そうなるとやっぱし、公民館主事なり、今、山川、徳光は一人の主事で兼務、大成、利永もそういう兼務になると思います。もし、これが空き教室を利用してできるとなると、そういうところの人員の配置もやってもらえるのかどうなのか、そこら辺をお願いします。

教育部長（屋代和雄） 条例公民館の在り方と同じような回答になるのではないかと考えておりますが、現在、教育委員会社会教育課が担当でございましたが、この公民館の仕事というのは、自治公民館の活動の中の重なる部分も多いということで、市の方の市民協働課の方と、

その事務分掌等について調整中でございます。そのような中で、新しいコミュニティや条例公民館の在り方というのを検討中でございますので、それに併せまして、主事の配置につきましても、そのような話の中で検討を進めているということでございます。

26番議員（新村隆男） 是非、そういう方向で校区民に不自由をかけないような方向でお願いしたいと思います。

次に、活お海道について、現在、もろもろ入場者数、売上がありましたが、今までの間に、客からの苦情、設備の不備、そういうもろもろの点が出されたと思いますが、それらはどう対応しておりますか。

産業振興部長（井元清八郎） 施設内にご意見箱を設置して、来場者の要望等伺っております。また、口頭や電話で苦情が寄せられたケースもございます。ご意見・苦情の内容は、商品の品揃えや品質に関する事、従業員の接客に関する事などがございます。例えば、商品の品揃えが少ない、購入した農産品や加工品の品質が劣化していて食べられなかった。従業員の接客態度が不快であった等の苦情が寄せられております。このうち、品揃えや品質の問題など、直ちに対処することが可能な事項に対しましては、出荷者に対する出荷要請を行ったり、代替品を持参して直接面会の上謝罪するなどの対応がなされております。また、従業員の接客態度等の問題につきましては、特定の従業員のみならず、従業員全員で苦情等の内容を共有し、施設全体で早急に改善策を講じられるよう、努力しているところでございます。施設の管理・運営につきましては、指定管理者が行うこととなっておりますが、市も可能な限り苦情の情報を把握し、指定管理者への助言等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

26番議員（新村隆男） この活お海道の運営について、どうしたらいいのか、今後どうするかということで協議会等が設置されていると思うんですが、その協議会の構成メンバー等は。

産業振興部長（井元清八郎） 施設の運営・管理を円滑に行うため、協議機関として、いぶすき山川港特産市場運営協議会が設置されています。この協議会は、指定管理者である山川町漁協、朝市協議会と出荷者協議会の会長、副会長及び市職員で構成されております。

26番議員（新村隆男） 今まで、そういう運営協議会が何回なされて、どういう議題が出されたか。その中で、今後の運営等が語られたかどうなのかをお伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 会議の開催については手元に資料がございませんが、ほぼ1か月に1回ペースだったと記憶いたします。このオープン4か月の間に、施設内へのご意見箱による中で、朝市直売ゾーンの通路の照明が暗いということがございましたので、これについて、この協議会で協議をし対応がなされております。

26番議員（新村隆男） モニタリングも行っているということでしたが、それは、来年の2月に結果が出てくるのかな。

産業振興部長（井元清八郎） 8月から来年の2月までの7か月間行うこととしております。来

年の3月には結果が、詳細をご報告できるものと思っております。

26番議員（新村隆男） 今ですね、土・日は結構お客さんがいるんだけど、平日お客さんがいないんです。地元の人たちも不安視しています。これをどう解消するのか。そういうところも、指定管理者に任せただけで、行政があまり口出しすることはできないだろうけど、やっぱり、これは監督責任というのはあるんじゃないかなと思うんだけど、そこら辺はどうでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 管理運営につきましては、指定管理者の方が責任を負うこととなりますけれども、市といたしましても、これらの経営状況は把握をしながら、努めて、活お海道の健全運営に向けてPR等々を含めて、側面から支援してまいりたいと思っております。

26番議員（新村隆男） できるだけそういう方向で、内部から見た目じゃなくて、よそから見た目の意見をどんどん言ってもらって、せっかく造った施設だから、これをどうにかして維持していかなければ、山川の活性化はないと思いますので、そこら辺の方を、結局、軌道に乗るまでは行政もそういう腹づもりで携わってもらえるのかなと思っております。

産業振興部長（井元清八郎） 山川地域の活性化のための施設でございますので、農家、漁家が潤うように、また、その街並みが活性化するように、鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、横山豊議員。

8番議員（横山豊） おはようございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず最初に、歓迎看板の設置についてお伺いいたします。19年にも質問をさせていただきましたが、看板について設置がされていないので、もう一回質問させていただきます。市外から参加して毎年行われている大会やイベントは、1月の新春サッカー大会から始まり、菜の花マラソン大会、菜の花マーチ、県小学地区選抜大会や全国少年野球、南薩鹿児島バレーボール大会、これは、約80チームが指宿に訪れて大会を開いております。5月にはトライアスロン大会、6月には南薩地区中体連が、合併により川辺、それから枕崎、そういった地域が、指宿の各会場で開催されております。9月には南薩地区ミニバスケット大会や剣道大会、それから、そうめんちびっこ大会や菜の花旗小学生大会、それから、南薩地区高校生バレーボール大会、これは結構長くなりますけれどもインドアソフトテニス大会、これも各島からですね、訪れております。11月には県高校駅伝大会、県中学校駅伝大会が、それぞれこの指宿地区で行われております。昨年度は、九州大会も開催をされておりました。大小の大会

はありますが、これら以外にも、グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会など大きな大会が、この指宿でも行われております。各種団体が、いろいろな大会を、この指宿で開催しております。誠に、各関係者各位には頭が下がる思いでございます。これらに、各方面から選手や観光客が、本市に入って来るわけですけれども、歓迎看板が一つも見つからないというのは、すごく残念であります。19年度に質問しましたけれども、看板設置ができないということがありましたので、これらについてですね、もう一回、本当に、真剣に考えていただければなという思いがあります。そこで伺いいたしますが、指宿市の玄関口の道の駅や、スカイラインの入口、それから、開聞十町の交差点などに常設の観光客看板や、見どころ情報、それから、イベント情報の告知用の差し替え看板は出来ないものか伺いいたします。

次に、景観ポイントについて伺いします。本市は、美しい自然や豊かな資源に恵まれ、風光明媚な土地であります。池田湖や開聞岳、自然の砂むしや、数分も行けば海が見えるなど、本当にいい所でございます。本市のホームページでも、景観の素晴らしい所は紹介されておりますが、まだまだ、いろんな所があるんじゃないかなというふうな思いがあります。そこで、幾つかの景観ポイントの見直しをする考えはないか伺いいたします。

次に、太陽光発電について伺いいたします。地球温暖化は異常気象を生み出し、世界中で水害や台風、ハリケーンといったものが生まれております。我が日本でも、国内でも多くの被害がニュースや新聞、テレビ等で皆様もご存知のことかと思えます。その中で、国が推進しております地球温暖化防止京都会議では、2008年から2012年までに温室効果ガスを6%削減するという目標が決まりましたが、日本では20%から25%を目標にしているみたいです。その対策の一つとして、国が推進しているのが太陽光発電です。そこで伺いいたしますが、本市では、この太陽光発電についてどのような取組をしているのか伺いいたします。

次に、農産物のブランド産品について伺いいたします。日本の農産物も輸入が大分入ってきておりますが、そういった食の安心・安全のためにも、このブランド品の産品については必要じゃないかなということで質問をさせていただきますが、本市のオクラやソラマメなどの品目については、県が認めるブランド品は何品目ほどあるのか、伺いをして、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

まず、観光振興について看板の設置の問題ですが、これにつきましては、産業振興部長の方から答弁をいたさせます。

2番目の地球環境保全の太陽光発電についてであります。市の取組の現状はどうなっているかということでありますが、国におきましては、昨年7月に閣議決定をされた低炭素社会づくり行動計画等を踏まえて、同年11月に太陽光発電の導入拡大のためのアクションプランが取りまとめられたところでございます。本年1月からは、一般住宅への太陽光発電システムの設置者に補助金が交付されているところでございます。本市でも、旧指宿市におき

まして、平成11年度から平成16年度まで太陽光発電システムの設置者に対しまして、1キロワット当たり5万円、上限20万円として補助をし、補助件数が87件、総額で1,498万円の補助を行い、その普及に努めた経緯がございます。しかしながら、国の補助制度が廃止されたことや当市の財政状況等を勘案して6年間で補助事業を廃止したところでございます。再生可能エネルギーである太陽光発電の導入拡大は、地球温暖化防止やエネルギー自給率の向上に有効な手段であり、その必要性につきましては十分認識をいたしているところでございます。本市といたしましては、設置者の負担軽減によって、太陽光発電の導入促進が図られるよう、九州8県のうち4県につきましては、県が中心となって補助を行っていることから、本年8月25日に開催されました県の市長会を通じまして、県に対して、他市と共同提案という形で、補助制度の創設を検討されるよう要望をいたしたところでございます。

次に、ブランド産品についてのお尋ねでありましたが、鹿児島県が指定するかごしまブランド産地とは、一定基準以上の品質と量を確保し、計画的な出荷が行われ、市場や消費者から高い評価を得ていくような活動を継続的に行うとともに、県内他産地のモデルとなるような産地を言いまして、この産地から出荷される一定基準以上の優れた産品で、ブランドマーク使用基準をクリアした農産物をブランド産品として定義をいたしております。また、ブランド産地指定の対象品目としては、野菜類が19品目、花き類が7品目、果樹が8品目、その他お茶、黒牛、黒豚、農産加工品などとなっております。現在、県は14品目、22産地をかごしまブランド産地として指定をしているところであります。指宿市においては、指宿地区の実エンドウと指宿地区のソラマメ、この2品目がブランド産地指定を受けているところでございます。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） 歓迎用看板についてお答えをさせていただきます。

車で指宿市を訪れる観光客向けに、道の駅・彩花菜館や指宿スカイラインの入口付近、あるいは開聞十町交差点付近に、観光客を送迎する、併せて、様々なイベントなどの情報を差し替え式で告知できる常設の看板を設置する考えはないか、とのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、観光客歓迎用やイベントなどの告知の看板は重要だと思ひますし、観光客におもてなしの意を伝えることも大切なことではなからうかと考えております。しかしながら、一方では、景観との関わり合いのこともあって、いわゆる観光地の整備として、屋外広告物の設置については、数多くの規制をかけているのが実情でございます。そのような中で、菜の花マラソンの受け入れの時とか、ねんりんピックなどの大きな大会の時には、歓迎の横断幕を掲げ、あるいは歓迎の桃太郎旗を立てるなどして、その意を伝えているところでございます。議員もご承知のとおり、大園原交差点周辺は、既存看板の広告主の理解とご協力を得て、景観整備をしたところでございます。したがいまして、議員の言われるスカイライン入口付近や開聞十町交差点付近も、広告物の規制の問題もございますし、市有地や公共用地もない場所でもありますので、常設看板の設置は難しいのではと考えているところでございま

す。

次に、絶景ポイントについて見直しの考えはないかということでございますが、美しい自然や豊かな資源に恵まれている本市には、風光明媚な絶景ポイントが数多くございます。それらの中には、池田湖から見る開聞岳や長崎鼻から見た開聞岳など、従来から絶景ポイントとして評価されております。これらに加えて、合併により様々な絶景ポイントも増えております。例えば、ヘルシーランド露天風呂から見る開聞岳や知林ヶ島から眺める魚見岳、あるいはNHK大河ドラマ篤姫のロケ地となった新永吉の棚田、さらには雑の郷として、鰻温泉のスメ風景等、また、活お海道や知林ヶ島が整備され、数多くの新たな絶景ポイントも誕生していると思っております。このようなことから、これらの新しいポイントも、今後、パンフレットやインターネット上で情報発信を行ってまいりたいと考えております。

8 番議員（横山豊） 質問の順番をですね、ちょっと変えていきたいと思えます。

まず、ブランド産品について先にお伺いしたいと思います。今、市長の方から答弁がありましたけれども、指宿は2品目で、ブランドを取っているということでしたが、鹿児島県の全体のバランスを考えてやっているというふうに思いますので、これについては、なかなかブランド産品の認定と、指宿独自の認定というのは、なかなか難しいのかなというふうな思いがありますけれども、今後ですね、先ほども言いましたように、輸入が大分入ってくるのかなという心配をしているわけですが、スーパーやデパート、そういったものがですね、国産じゃなくて他の国から入ってくると、海産物もそうですけれども、いろんな国から入ってくるというふうな心配をしているわけですが、中には、中国で言えばですね、農薬の関係とか、食については大分心配な面があるわけですが、こういった中でですね、ブランド品を作ることによって、生産者の方も一生懸命頑張っていることですので、そういった認定が取ればなというふうな思いがあるんですが、今後、このブランド品についてですね、どのような取組をされていくのか。また、これらの他にブランド品の品を増やすのか。そういったことをちょっとお伺いしたいと思います。

市長（田原迫要） かがしまブランド産地指定に関しましては、品質の良いものを、量をまとめて安定的に出荷できる競争力の高い産地づくり対策を主眼に、平成元年度よりスタートした制度であります。また、近年、消費者の安心・安全等への関心の高まりもありまして、平成16年度に農産物の安全性を担保とするかがしま農林水産物認証制度の認証取得が指定基準に追加をされたところでございます。議員からもありましたように、このブランドの獲得とか指定というのは非常に重要であると考えております。また、おいしさ等農産物に求められるものが多様化してきております。そんなことで、差別化販売を目的としまして、平成19年度から、果実に糖度だとか着色等の品質基準やおいしさ基準を導入して、さらに、同品目で複数の産地がある場合は、規模が小さくても高品質で鹿児島らしさをアピールできる農産物であれば、県域でのブランドの導入が可能となっているところでございます。ブランド化に

向けての取組につきましては、生産者や農業関係機関、行政等の一体的な取組や意識統一による運動の推進が必要になってくることもございますので、地域ごとにかごしまブランド地域推進本部を設置し、産地づくりや販売対策等のブランド化に向けた取組を推進しているところでございます。指宿地域においてでございますが、かごしまブランド指宿地域推進本部を設置しまして、ブランド品目であるソラマメ、実エンドウとブランド候補品目のカボチャ、オクラ、ニンジン等の品目ごとに品目部会を置きまして、生産性の向上、作業省力化対策、産地体制、販売体制強化等を目的に活動を、現在、展開をしているところでございます。

8 番議員（横山豊） いろんな取組をされているということですので、是非ですね、1品目でも2品目でもですね、ブランドができるようお願いしたいなと思います。

次に移ります。看板設置の件についてですが、開聞十町、スカイライン、道の駅の彩花菜館の方にも設置が難しいのではということでしたが、確かにですね、設置条例の景観の方がありますけれども、大分数年前からすると緩やかになっているのかなというふうな思いがあるわけですが、公共施設のですね、国土交通省も、公共施設であれば、何とか相談にも応じるよという話も前々からあるわけですので、できれば、そういった看板設置ができないかなというふうな思いがあります。ただ、開聞十町とかスカイラインの方では市の土地がないということですので、彩花菜館の方は、ちょうど鹿児島から来る指宿の玄関口という意味では、すごく分かりやすいし、また、駐車場に入って来られて休憩される方もいらっしゃるんで、彩花菜館について設置ができないものか。できればですね、先ほども言いましたように、いろんな大会が指宿では行われております。各種団体の方が一生懸命頑張って大会を開いているわけです。菜の花マラソンも1万7、8千人の方が訪れますが、この大会を合わせると、2万人をはるかに超えます。その相乗効果というのはすごくあると思うんですが、ただ、私がいつも心配しているのは、この看板設置がないというのは、すごく残念なんですね。私もいろんな大会に毎回行かせていただいておりますけれども、入口から歓迎するという心がこもっていればですね、すごくいいんじゃないかなというふうな思いがあるんですが、その彩花菜館についてもう一回、設置が検討ができないものか、ちょっとお伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 議員ご指摘の道の駅・彩花菜館につきましては、地元の買い物客や観光客でも賑わっており、鹿児島市方面からの玄関口でもありますので、看板を設置するには、最も適した場所ではないかと思えます。しかしながら、やはり景観との関わり合いから、これまでも常設の看板の設置につきましては、見合わせてきたところでございます。先ほども申し上げましたけれども、菜の花マラソン等のイベントや大きな大会などの際は、横断幕や桃太郎旗などを掲げるなどして、歓迎の意を表しておりますし、大園原交差点周辺のように看板が雑然と林立していた所は景観整備も図ってきたところでございます。そのような観点から、常設の大規模な看板は、景観上も、あるいは広告物の規制の関係からも、また、管理の面からも非常に難しい問題がありますので、イベントやスポーツキャンプ、合宿、

大きな大会の際は、横断幕とか、歓迎旗といったようなもので対応をしてみたいと考えているところでございます。

8 番議員（横山豊） 大きな大会については、その横断幕とか、そういうのをつけるということなんですが、前々からですね、いつも言ってるんですが、指宿では県の高校駅伝、県の中学校駅伝という県の大会がここであるわけですね。去年もそうだったんですが、私はいつも高校の駅伝大会をラジオで聞いているわけですが、応援に行ったりしています。ただ、仕事の関係でどうしてもラジオを聞いたりしますが、たまたま知っている人といつも会うとですね、何を聞いているのと、高校駅伝だよと、えっ、どこであるんですか。どこでやってんのじゃなくて、指宿でやってますよと。指宿の方が知らないというのは本当に残念だなともいつも思ってるわけです。ですから、そういったのを看板設置が、道の駅でも、1週間前でも掲げてあれば、誰かがそこを必ず通ったり、情報がすごく入ってくるんじゃないかなというふうな思いがあるわけです。ですから、看板設置については、もう一回ゆっくり検討していただいて、多くの方が、この指宿に入ってきてるんだと。統計を取れば300万人近くの方が、この指宿に入ってきてますし、また、今は本当に車社会です。自動車によるよりは車で来る方がすごく多くなっています。また、千円効果ですかね、高速道路の千円効果もありまして、すごい方々ですね、この指宿に入っていますし、渋滞もすごいです。それだけの方が本当に指宿に入ってきていますので、もう一回、その看板設置についてはですね、ちょっとお聞きしたいんですが、国土交通省あたりは、公共の施設だったらいいよというような返事もしているわけですが、そこについては取組をされる考えはないのか、もう一回ちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興部長（井元清八郎） 彩花菜館の関係でございますけれども、国の方は、官公庁の方が設置するのであるならばということなんですけれども、市民の方々には規制をかけていて、市の方が看板を立てるといってもいささか気の引けるところもございます。ただ、おもてなしの心、お客様を迎える心というのは、観光地にとっては必要不可欠なことであろうと思いますので、固定の看板ということではなくて、それに代わる心を表す歓迎の仕方というものは横断幕であったり、ほかに代わる看板であったりできると思いますので、それらについて検討させていただきたいと思います。

8 番議員（横山豊） はい、もう何回も言いますが、指宿の方もですね、来られる方も、こういった情報があれば、また、2週間先、1か月先を見すえた看板があれば、ああまたこんなイベントがあるんだと思ったら、また指宿に来るんですね。本当に、リピーター、リピーターと皆さんが言いますが、そういった情報を流すことによっても、リピーターはどんどん増えていくのかなと。そういった看板があるだけでも、すごく歓迎されているんだと、この大会に来ている人はすごく歓迎されているんだと、周りの人がそれを気付くと思うんですね。ですから、そういったリピーターを増やすためにも、そういった歓迎看板を上げて

いただければなというふうな思いがありますので、是非、検討していただければなというふうに思います。

では次にですね、景観ポイントについてお伺いいたします。先ほどもありましたけれども、本当に、指宿はすごい景色があるないつも思っているところです。本当にいろんな所があって、私もいろんな所に行かしていただいておりますけれども、私が特にすごく喜んでるのは、鷲尾岳によく足を運んでいます。ここはですね、前は展望台があって、すごく360度眺めが良かったんですが、大分木も成長しまして、なかなか展望台から、きれいな周りを見ることができなくなりましたけれども、テレビ塔がある所に行きますと、池田湖も見えたり、鰻池も見えたり、それから開聞岳も見えて、天気の本当にいい日には、屋久島、種子島も見えたりするすごい良い所なんですけど、ここには、唯一、やまびこが聞こえる所、返ってくる所があります。そこで大きな声を出すと、ばかやろうと言うと、ばかやろうとか言って返ってきますし、おはようと言ったら、おはようと言って返ってきます。そういった良い所もあるわけですので、まだまだインターネットのホームページの中でも、なかなか紹介されてない部分がたくさんあるのかなという思いがありますけれども、その鷲尾岳とか、竹山とか、そういったところがなかなか見えてないので、そういった所を見直したり、それから、景観ポイントも見直すと、すごく良い所が、ロケーションがあるんじゃないかなという思いがあるんですが、そういったロケーションを見直す考えとか、また、新たに乘せるという考えはないのか、ちょっとお伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） ただいま議員がご指摘なさいました、鷲尾岳からの眺望や竹の子が突き出したような奇岩・竹山、また、整った山頂となだらかな稜線が素晴らしい開聞岳を臨む様々な場所についても、絶景ポイントの一つになりうると考えております。今後、観光パンフレットを作成する時には、先ほど答弁いたしましたとおり、新たな絶景ポイントも含め、同じ資源でも、今までとは異なる視点からの眺めなど、新しい指宿の絶景ポイントを発見・再認識し、紹介してまいりたいと考えております。

8番議員（横山豊） 先ほどもですね、答弁がありましたけれども、角度によっては、素晴らしい良いものがたくさん見れますし、また、竹山についても、角度によっては、子供たちに見させると、スヌーピーに見えたりコアラに見えたり、また、ヘルシーランドの、その温泉から開聞岳を望む時に、夕日が沈む時はちょうどてっぺんに落ちる時期というのが、ちょうどあります。よく富士山でダイヤモンドが落ちると言われてますけれども、そういった開聞岳でも、現象が起こる時がありますので、是非、それもポイントに入れていただいて、この時期はいいのが見れるんだよというふうな発信をしていただければなというふうな思いがあります。まだまだ、見る角度によって、いろんな人によって絶景ポイントは変わってくると思いますので、そういった情報を市民の方からいただいて、もっともっと活用していただければなというふうに思います。

では次に、太陽光についてお伺いたします。先ほども言いましたように、地球温暖化によって世界中の天気が荒れ模様ということで、本市においても、いつもだったら台風が2個、3個、4個来るというところなんですけど、今年は全然来ないと、台風の方向が変わったのかなといくらい温暖化で大分変わってきております。その中で、国が推進しているのが、この太陽光ではないかなというふうに思います。本市では、旧指宿市の方で、合併する前に、11年から16年までに補助金が出された経緯がございますけども、国がどうしても、こういった推進を出しているということで、温暖化、温室効果ガスの削減という意味では、すごくいいのかなというふうな思いがありますが、ただ、国が1キロ当たりで、大体7万か8万が補助を出していると思いますけども、本市の、独自の補助の方法をもう一回できないものか。鹿児島県では今、鹿児島市、霧島市、それから、出水市でだったですかね、3市が行っているということですので、できれば先陣を切って、指宿市が取り組んでいただければなというふうな思いがありますが、その取組についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いたします。

市民生活部長（新村光司） 太陽光発電に関して、市の単独の補助制度は考えられないかといったような質問でございますけれども、現在、国の制度におきましては、一般住宅への太陽光発電システムの設置者に対して、1キロワット当たり、7万円の補助金が交付されているところでございます。標準的な一般住宅におけるシステムは、容量が約3.7キロワット、設置費用、1キロワット当たり、約67万円で、設置費用総額は、約248万円程度になるようでございます。この設置費から補助金を差し引いても、個人負担額が約222万円となっております、まだまだ高額な費用を必要としているところでもございます。先ほど市長の方からも申し上げましたが、設置者の負担軽減によって、太陽光発電の導入促進が図られるよう、県に対して補助制度の創設を要望しているところでもございますが、併せて、市独自の補助制度の創設ができないものか、厳しい財政状況も考慮しながら、今後、調査・検討を始めていきたいと思っております。

8 番議員（横山豊） 設置すると240、50万掛かってしまうということで、皆さん二の足を踏んでいるのかなというふうな思いがあります。ただ、国の補助も若干ありますし、本市の補助が少しでもあればなというふうな思いがあります。また、ごみ処理機の問題でも、本市は、それぞれ負担をしているわけで、補助を出しているわけですけども、1万でも2万でも、少しでも軽減できれば、本市が取り組んでいるんだなということが市民に伺えると思うんですね。そういった意味でも、もう一回、補助制度を考える考えはないのかお伺いたします。

市民生活部長（新村光司） 先ほども答弁しましたが、8月25日に開催されました、県市長会定例会において、住宅用太陽光発電システムの設置者に対する、県独自の補助制度の創設について、県内12市で共同提案をしているところでもございます。今後、この太陽光発電での、市の単独補助金の導入については、前向きに検討をしていきたいと思っております。

8 番議員（横山豊） 指宿の取組が、まず、日本を救う、また、世界を救うということにつな

がっていきますので、是非、そういった補助金も考えていただいて、本市の方々が少しでも、その温暖化防止に協力できる市民であればなという思いがあります。そういったことを踏まえて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 0時57分

議長（新宮領進） 引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、大保三郎議員。

16番議員（大保三郎） 皆さん、こんにちは。私は、指宿市議会関係例規集に基づき一般質問の通告を期限内に、その要旨を文書で通告してありました。然るに、田原迫市長は、質問日4日前に、質問に対する答弁を記者会見という形で明らかにいたしました。いかにもパフォーマンスの好きな市長らしい、議会を軽視した、著しくこそくな手段を用いたと言われても仕方ありません。最近、県内の改選を控えたほとんどの首長が、一般質問に答えるという形で、正々堂々と、その進退を明らかにいたしております。9月11日早朝、私のもとに一本の電話がありました。市長が、今日、記者会見をして引退を表明するらしいとの連絡でした。理由とは聞くと、9月8日のローカルマニフェスト検証で、自己評価と市民の評価に差があり、進退で迷っていたけれども、気持ちに区切りがついたらしいということでした。合併初代市長として、市民の評価を真摯に受けとめ、引退を決意したことには敬意を表するものであります。合併初代市長として、主な政策に対する自己評価と、市民に対して、このことだけは申しわけなかったかなと思うようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

これで1回目の発言を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。大保議員らしい、質問の趣旨と違う感じの質問でしたので、若干、原稿を準備しておりませんけれども、まず申し上げたいことは、出処進退について、それを記者会見でやったことが、議会軽視だというようなことを言われましてけれども、そうではないと私は思います。先日の記者会見で、次期市長選挙に出馬しない旨の会見をさせていただきましたけれども、これはマニフェストの検証だとか、そういうことと全く関係ございません。記者会見でも申し上げましたけれども、今、世界的にと言いますか、アメリカの大統領も47歳でありましたけれども、若い新しいリーダーに、次の指宿市を託すべきではないかと、そのような思いから決意したわけでありまして、決して検証大会とか、あるいは議員の質問があったからとか、そういうことではありません。

それから、市民に対するメッセージであります。私は、平成18年の2月に新指宿市長という責任のある地位に就かせていただきました。就任以来、新市が目指す都市像であります、豊かな自然が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、私の持てる全能力と情熱を傾けて取り組んできたつもりであります。常々、自分たちのまちは自分たちでつくろうと言いつつ

おりますが、この3年半余りを振り返ってみたいと思いますが、まず、2006年、1年間を表す文字が命でした。子供の命だとか、無差別殺人だとか、親子の殺傷事件とか多発した年でありました。2007年は、1年を表す漢字が偽でありました。耐震偽造事件、食品偽造、いろいろな事件がこの年には多発しました。昨年2008年は変という字でありました。先ほども申し上げましたが、アメリカでは47歳の大統領が誕生しました。そして、金融大恐慌と言いますか、百年に一度のリーマンショック等も起きました。そういう中で、指宿市も進んできたわけであります。合併したころ、小泉政権下で骨太改革、あるいは三位一体改革、あるいは地方分権の推進で仕事量も増えました。しかしながら、財源は配られずに非常に厳しい中での財政運営となりました。この3年間で、日本中で倒産した件数が4万3,000件の会社が倒産をしております。鹿児島県でも400件を超す倒産がありました。これは、負債総額1,000万以上の件数であります。正に、この3年半というのは、政治も経済も激動、激変の中にあっただと言っても過言ではないと思います。そういう中で、指宿市は、知林ヶ島だとか、活お海道の整備だとか、あるいはメディポリス指宿の誘致とか、子供たちの教育力だとか、あるいは幸いにも、大河ドラマ篤姫の放映等もあり、市民の皆さんも一緒になって、新しいまちづくりに取り組んできた3年半であったと思っております。先ほども申し上げましたが、これらは、議員の皆様はじめ、市民の皆様の温かい協力と努力があったお陰であります。私は、3年半前にマニフェストを掲げました。先日、その評価大会がありました。これは、私は、とても素晴らしいことだと思います。ただ、大切なことは、まちがどれだけ前に進んだかということが大きな事柄だと思いますし、私自身、市長を手段としてやりたいという思いでここまで来たつもりであります。マニフェストに多くのことを掲げましたが、お陰さまで、全体の7割から8割の項目については事業が実現、または推進中であります。一方で、九州新幹線全線開業に向けたまちづくり、少子高齢化への対応、百年に一度と言われる大不況の中での農業、漁業、商工、観光などの振興、これらについても、一定の方向は示せたのではないかと思っております。

私が記者会見したことをパフォーマンスとおっしゃいましたけれども、非常に無礼なことだと、私は思います。皆さんもそうでありましょが、全ての人が人生を賭してそれぞれの職に就いていると思います。そういう決断を、単にパフォーマンスと、そういうことで片づけていいのでしょうか。私は、そうは思いません。ただ、先ほども申し上げましたが、私も65歳になりました。これからは、新進気鋭の新しいリーダーの下に、皆さんで力を合わせて指宿市が更に大きく飛躍、発展してほしいと願っております。私も愛するふるさと指宿のために、これからも一生懸命協力をしていくつもりであります。以上です。

16番議員（大保三郎） 質問4日前にですね、引退会見しなくても、その記者会見はよかつたんじゃないかと思うんですが、その4日前に記者会見した意味というのは、どうなんでしょうか。

市長（田原迫要） 実は、私を支援してくれた人はじめ、家族の者もそうでありますが、副市長、教育長、そういう方には、もう随分前に、私は、自分が指名した立場の方でありましたので、私の思いを伝えてあります。どの時期が一番いいかということも考えましたけれども、それは議会の開催前に出処進退を、それともう一つは、口はばったいい言い方ですけども、もし、私が出馬するということであれば、次の志を持っている人たちが遠慮をされてはいけないということで、あの時期を選んだだけであります。

16番議員（大保三郎） 3月議会ですとね、同僚議員の方から、次期市長選への出馬の意向を質されたのに対し、今は目の前の義務に一生懸命取り組んでまいる。今のところはそれだけ考えているとの答弁でしたが、その目の前の義務というのは、もう果たせたんでしょうか。

市長（田原迫要） 来年2月11日まで任期がありますので、任期までは精一杯手段として自分に課された課題に精一杯取り組んでまいる所存であります。

16番議員（大保三郎） 今、側近の方には早めに通知はしてあった、通知というか連絡はしてあったということでしたけれども、この議会前か、6月議会の終了後に同僚議員が一人、市長選に出馬を表明しております。その後を受けて、その記者会見する気はなかったのか。そしてまた、この議会前に、あの引退表明をしとけば、16人の議員の質問の内容、それも変わってきたんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（田原迫要） 出処進退については、先ほども申し上げましたように、自ら決定する事項だと思いますし、私は、ある意味では、この時期でも遅かったと思っています。遅かったというか、早かったと思っています。というのは、12月議会もまだ残されているわけですから、12月議会で、来年の市議会議員選挙も同時に行われますし、その総決算的な役割を果たす議会として位置づけることができるのではないかと、そのように思います。

16番議員（大保三郎） 市民の間ですとね、約2年ぐらい前から、田原迫市長は、この次の選挙には出ないんじゃないかという噂が流れておりました。どうしてだろうかということを考えて時に、最近、葬式に行った時、甲電が市長から打たれていないということで、市民は敏感に反応しているなど、そう感じていたところではありますが、ところで、この甲電は、市長交際費から支払われていたんじゃないでしょうか。

市長（田原迫要） 甲電は、市長交際費からは支払っておりません。

16番議員（大保三郎） 途中から甲電を打たなくなったという理由はどこにあるのでしょうか。

市長（田原迫要） 本来、一般質問の中のそういうことは入っておりませんので、個人的なことですので、答える必要はないとは思いますが、途中から打たなくなったわけではありません。ただ、私自身が葬儀に、あるいはお通夜に行く場合もありますし、極力そういう形に対応していたということでもあります。

16番議員（大保三郎） 出馬するとなれば、これまでの3年半の市政の中の政策について議論するつもりでしたけれども、引退されるということですので、今後の道筋について伺い

いたしますが、率直にお伺いしますが、後継者を擁立することを視野に入れてありましょ
うか。

市長（田原迫要） 私自身、自ら決意して、今から16年前に出馬を決意しました。皆さんもそ
うでしょうけれども、そういう出处進退を、誰かを擁立するとか、そういうことで私自身決
意したわけではありません。

16番議員（大保三郎） 現在まで、同僚議員が一人、次期市長選への立候補を表明しており
ます。今後また他に立候補の動きがあるかと思えますけれども、マニフェスト等で共感す
る人がおれば、特定の人を支持するということが考えられるでしょうか。

議長（新宮領進） 答える必要がないのであれば、そのことについては答えられないというよ
うなご答弁でも結構だと思います。そのようにお願いいたします。

市長（田原迫要） 先ほど来申し上げておりますけれども、私は、一般質問というのは議員の
皆さんと執行部がまちの政策だとかそういうのについて議論する場と、私は思ってます。そ
ういうことで、今の質問にお答えする必要はないと、私は判断します。

議長（新宮領進） 質問者に申し上げますけれども、少し通告と違うようなところがあるよう
でございますので、通告に従って質問していただくようお願いいたします。

16番議員（大保三郎） 今、議長から指導を受けましたけれども、引退するとなったときに
ですね、総理大臣もですけれども、後継者はどうするのかという話は、もちろんあるわけで
ございまして、市民も興味は持っていると思います。通告外と言われる、それは聞いてない
けど、通告外と言え、関連質問ということでは、私はこういう質問もあろうかと考えてお
ります。

残り5か月間、新型インフルエンザの対応等、激務が予想されます。残余期間、健康
に十分注意されまして、市政に全力を傾注していただきたいと思えます。終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時23分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

24番議員（六反園弘） こんにちは。24番六反園です。

小泉政権による規制緩和と経済至上主義政策は、国民生活に格差の拡大を生み、かつて国
民総中流かと言われた国民の中に、多くの貧困層を作り出してきております。この4年間で、
自公政権は3人の総理を出しながら、誰一人として国民の期待にこたえることができずに、
政権を民主党へ明け渡してしまったのです。人生いろいろ、働き方もいろいろと、多くの労
働者を不安定な雇用環境と競争主義で働かせ、挫折をすると、自己責任という言葉で追いこ
んでいく、このような政策では、年間3万人という自殺者は続くのです。命を大切に、支

え合う社会を実現していく政治を目指す社会民主党の立場から、本日は、市長が合併当初の4年間で目標としたマニフェストについて一般質問をしております。このことについては、私は、合併当初の平成18年3月議会において一般質問をしております。本日は、その締めくくりの質問としてお聞きいただき、よろしくお願ひいたします。

まず1番目に、およそ4年間の中で、世界に誇れるようなものが、どの程度生み出すことができたのか。それはどのようなものだったか伺います。

2番目に、目指す都市像として、豊かな自然が織りなす食と健康のまちをスローガンに市政を推進して来られたと思いますが、食に関して、どのようなことに努力されたのか伺います。

3番目に、健康のまちづくりとしてはどのような事業を実施されたのか伺います。

4番目に、市民有識者会議のメンバー構成と、これまでの働き方を伺います。マニフェストが出された当初、この仮称、市民有識者会議として提示されておりましたが、この会議がどのような形でなされてきたのか、ちょっと、その後見当たりませんでしたので、この辺を詳しくお聞きいたします。

次に5番目に、まちづくり50人会、このメンバー構成、夢現塾の方のメンバー構成も含めて、どのようになっているのか。そして、これまでのそれぞれの働き方について説明をいただきたいと思ひます。

最後に、いつも問題になりますが、1人1日800gのごみ減量を目指したと思ひますが、これが、今、どのような現状になっているのかお伺ひして、1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

世界に誇れる偉大な故郷づくりのために、市民や議会の皆さんの協力をいただきながら、大きく五つの柱を中心とする事業を展開してきたと考えております。まず一つ目でありますが、地産地消という観点から、従来の道の駅いぶすきに加えて活お海道をオープンすることができました。これによって、地域の農業、漁業などの特産品を販売できる場が整備できるとともに、食の供給基地、指宿のブランド確立に寄与できたのではないかと、そのように考えております。二つ目でありますが、観光地としての各種整備でございます。知林ヶ島の整備につきましては、年々増加傾向にある渡島者や夢現塾などからの意見を参考にして、環境省の力も借りながら実施してまいりました。今後は、癒しの島として、あるいは花と緑と環境の島として、市民はもとより全国各地から来られる多くの観光客に魅力ある島になるものと期待をいたしております。三つ目は、新市の将来像づくりについて、多くの市民の参画の中で実施をしたことでもあります。このことによる市民との共生・協働というのが非常に大きくなったのではないかとと思ひます。長期振興計画づくりのために、全地域で夢現塾を展開し、市の職員と市民が一緒になって作り上げました。この中で、重要課題であった山川・根占フェ

リーの定常運航や、幸いにもNHK大河ドラマ篤姫放映の決定により、篤姫関連の各種整備が整いました。篤姫は、現在、ハワイと韓国でも放映されていますが、今後、それらの外国人観光客も増えるのではないかと期待をされます。また、この放映に併せて、篤姫観光ボランティアガイドや山川まち歩きガイド、これまでも活動を続けてきていただいている縄文の森をつくる会、あるいは子供たちの読書を推進する人形劇団かぐや姫の設立など、様々な市民グループが各地域で立ち上がっていただき、市民との共生・協働が進んだのではないかと考えております。四つ目は、次の時代を担う子供たちが大きく育ちつつあることであります。海外へのホームステイ事業や子ほめ条例、また、地域の皆さんの協力による郷中わくわく体験塾やいぶすきふるさと探検隊の展開等により、子供たちが非常に明るく元気になりましたし、それに伴って子供たちの学力も県内のトップレベルに、また、全国の学力テストでも、全ての学年で全国平均を上回るまで成長をしてくれました。五つ目は、長生きの里づくりへの前進であります。メディポリス指宿では、九州では初めてのがんの粒子線治療施設の整備が着々と進んでおります。今後、産官学のメディポリス指宿事業は、がん医療の水準の向上はもちろんのことではありますが、県民、市民の健康福祉の増進に大きく貢献し、がん患者に大きな希望を与え、さらには、地域の雇用促進など、地域振興へ様々な効果が期待できるものと思います。そして六つ目は、いぶすき菜の花マラソンなどを中心とした各地域のイベントにより、地域のもてなし力の向上や、地域間の交流が深まっていることでもあります。また、菜の花マラソンにつきましては、参加者が年々増え、毎年史上最高の記録を更新しております。これらを通じて地域の一体感の醸成が図られたのではないかと考えています。今後もこれらの成果を更に推進し、指宿市を世界に誇れる偉大な故郷にしていくことが大切だと思います。

次に食について、食と健康のまちづくりについてであります。特に、この中でも、地産地消についての推進に意を注いできたつもりであります。指宿地域の食交流推進協議会などによる取組の中で、関係機関と連携しながら様々な活動を展開してまいりました。主な活動としましては、観光と農業が連携して、地元の飲食店、ホテル等の消費者へ、生産者自ら農林水産物や加工品等のPRのための農産物商談会の開催、それから、農村女性ネットワークきらめきべっぴんネットによるホテル等での朝市、夕市の開催、子供たちの農業体験など取り組んできたところであります。また、ホテル等では、カツオやオクラ、ソラマメ、徳光スイカなど、地元産品をメニューとして提供していただいているほか、地域食材を活用した新メニューの開発、加工グループ等によるソラマメのペーストづくりの検討など、各方面から取り組んでいただいております。さらに、指宿商工会議所と指宿市観光協会においては、温たまらん丼を開発したほか、指宿特産のソラマメのペーストを利用したそら豆スイーツを開発するなど、地場産活用に積極的に取り組んでいただいているところであります。学校給食におきましては、地域農産物の積極的な活用促進を図るため、生産者を交えた地域農産物供

給システム検討会を実施するなど、地産地消の推進に努めているところであります。道の駅・彩花菜館、活お海道、えぷろんはうすなどの交流施設では、新鮮な農林水産物等の直売により、地産地消に取り組んでいるところであります。

健康のまちづくりにつきましては、健康福祉部長の方から答弁をいたさせます。

市民有識者会議のメンバー、有識者会議に対する考え方と、これまでの動きについての質問であります。マニフェストにおいて、合併後に大胆な行財政改革を推進するため設置するとしておりました市民有識者会議は、平成18年4月に、指宿市行政改革推進委員会として発足をさせました。現在のメンバー構成は、学識経験者と大学教授のほか、3地域の代表、産業別代表及び公募により選出された市民など10名であります。この10人の中には、女性の視点も活かすという観点から、3名の女性委員も含まれております。これまでの働きについてであります。平成18年度には、概ね10年間を期間とする、本市の行財政改革の基本方針を定めた、指宿市行政改革大綱の審議を行っていただき、答申をいただいたところであります。市では、この大綱に基づきまして、行財政改革の具体的な実行計画である、指宿市集中改革プランを策定し、行財政改革を進めているところであります。また、平成19年度には、補助金等の見直し方針について答申をいただきました。市では、この答申に基づきまして、補助金等の適正化に関する条例を制定し、公益性、必要性及び有効性の視点から、補助金や負担金事業の評価及び適正な見直しを行いました。さらには、今後も予想される地方交付税の減少や地域経済の不況による税収の伸び悩み、急激な少子高齢化社会の進展に伴う扶助費の増加などの行政課題に、適切に対応できる行財政運営を持続するため、現在、行政改革推進委員会において第二次の集中改革プランの審議を行っていただいているところであります。

次に、夢現塾などの働きがどのように施策に反映されたのか伺うという質問でしたが、まちづくり夢現塾は、合併後に策定しました第一次指宿市総合振興計画の策定に際しまして、計画に市民の声を反映させるため組織した、市民を中心としたまちづくり提言グループ。環境・まちづくり・生き生き健康・人づくり・地域おこしといった五つの専門部会と、市内にある五つの中学校校区ごとの校区振興部会と合わせて10の部会から構成されました。一般公募などにより、市民70名の参画をいただき、また、それぞれの部会に職員も2名ずつ参画をいたしました。この議論の場は、延べ78回、最終的に私の方へ提言をいただいた項目は200項目にも及びます。それらの意見・提言を庁内のワーキンググループで検討し、第一次指宿市総合振興計画へと反映させたところであります。また、現在、合併後の均衡ある発展のために設置しております3地域審議会がございます。まちづくりや地域振興、教育・文化など、様々な分野に対し議論をいただいているところであります。地域審議会につきましては、各地域15人で構成され、議題によっては、全委員45名による合同会議も開催して、広く市のまちづくりについてご意見をいただいているところであります。これまで延べ24回、総合振興計画やそれぞれの地域の課題などについて審議がなされてきているところであります。

ごみ問題、1日1人800gの減量化等の問題につきましては、市民生活部長の方から答弁をいただきます。以上です。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、市民の健康づくりに関するご質問についてお答えさせていただきます。

まず、マニフェストの取組項目の重点施策であります健康推進の具体的数値目標の設定と評価では、指宿市健康増進計画を平成20年3月に策定したところでございます。計画の期間を平成20年度から29年度までの10年間とし、健康づくりに係る各領域の目標値を設定し、必要に応じて、計画の見直しを行うこととしているところです。この計画の中では、特に市として重点的に取り組む事業として、5事業を定め、関係団体の協力を得ながら、取り組んでいるところでございます。その中の一つ目でございますけれども、温泉等を活用した健康づくりの推進でございます。本市の重要な社会資源の一つである温泉や砂むし温泉を活用し、市民の健康づくりを推進するものです。市の施策としましては、砂楽の無料入浴サービスや山川ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんの温泉入浴助成事業を行っております。また、なのはな館におきましては、温泉プールを使いまして、水中体操教室を行っているところでございます。

それから、二つ目でございますけれども、規則正しい食習慣の推進でございます。市民の高脂血症や高血圧の方の割合が多いことから、食生活の改善を目的とした施策の推進が求められているところです。乳幼児から高齢者を対象にした各種健診や健康教室、健康相談時にもバランスの取れた食生活に関する指導を推進しております。また、59名の指宿市食生活改善推進員においては、市内各地区で親子食育教室や、よい食生活を進めるためのグループ講習会、それから、男性のための料理教室など開催するとともに、80歳で20本以上の自分の歯を残そうという8020運動の推進員としても活動を行っております。さらに、市歯科医師会主催の健康フェスタやふれ愛フェスタでも、食育活動を推進しているところでございます。

三つ目は、がん等の早期発見・早期治療のための受診率の向上でございます。本市においては、死因でがんや脳血管疾患の割合が多い状況でございます。受診率の向上を図るため、対象者への個別通知や広報紙等での啓発、個別健診と集団検診の実施や平成20年度からの取組として、子宮がんや肺がんの日曜検診を試行しており、受診しやすい環境づくりに努めているところでございます。また、平成21年度は国におきまして、女性特有のがん、子宮頸がんや乳がんでございますけれども、これらの検診推進事業を実施することになり、節目の方に無料クーポン券を配布しているところでございます。

四つ目は、市民一人1スポーツの実施でございます。日常生活における健康づくりの中で、積極的にスポーツを取り入れてもらえるよう努力しており、いぶすきスポーツの活動とし、子供からお年寄りまで、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツに親しめるよう自分に適したスポーツ、自分の好きなスポーツを通して健康づくり、生きがいづくりを楽しんでいた

いているところです。平成20年度の状況でございますけれども、会員382名、15種目、22サークルとなっており、山川・開聞地域での会員も増加しております。今後も、魅力あるサークル、教室の実施に努め、更なる会員拡大を図ってまいりたいと思います。また、いつでも、どこでも、気軽に、多くの市民が朝夕身近で、恵まれた環境の中で、グラウンドゴルフやジョギング、ウォーキングなどの軽スポーツを、個人、グループで楽しんでおられるところがございます。

五つ目でございますけれども、いきいきと活躍できる生涯現役社会の実現でございます。市民の健康寿命の延伸対策として、ふれあいデイ、寿大学、シルバー人材センター設置事業、介護予防関連事業等により、充実した人生を送ることができるよう施策を実施しているところでございます。

市民生活部長（新村光司） 1人1日800gのごみ減量化は、どうなっているかの質問をいただきました。市民1人当たりの燃えるごみ排出量を1日800gにするという目標を掲げ、今日までごみ減量化に取り組んでまいりました。市民の皆様、事業所各位のご協力をいただき、お陰をもちまして排出量は年々減少傾向にあり、平成18年度が897g、平成19年度が868g、平成20年度においては849gとなっているところでございます。残念ながら目標の800gという数字はまだ達成できておりませんが、今後も市民の皆様、事業所各位のご協力をいただきながらごみ減量化に取組み、1人1日800gの達成に向け努力してまいりたいと思っております。

24番議員（六反園弘） この4年間でいろいろなものが推進されてきた、または始まったというようなことが出ましたが、できたら、こんなことも実現しておきたかった、踏み込んでおきたかったというのがあったのかどうか。その辺はどうだったでしょうか。

市長（田原迫要） マニフェストに多くの事柄について掲載しましたが、その中で実現できなかったもの、あるいは検討中のものというのがあることは事実であります。小泉改革等で財政状況は非常に厳しい中でありましたので、なかなか財政状況等で、一番大きいのは、多目的運動広場とか、運動施設だとか、武道館とか、そういうものの建設が十分に進まなかったと思っております。若干、言いわけがましくなりますが、丹波小等PFIでやって、平準化しながら、各種の施設の整備を図ろうと思っておりましたけれども、残念ながら、そういう形ではなくて、校舎の建替えということで、単年度で大きな費用が発したことから、あるいは財政状況とか、いろんなことがありますが、ただ、そういう中で、先ほど申し上げましたように、概ね7から8割は推進ができたと思っておりますけれども、それともう一つは、今後の課題になりますが、指宿港の整備だとか、2,3はあります。ただ、マニフェストでも書きましたが、成長するマニフェストということをしました、マニフェストというのは、どうしても選挙の前にいろんなことを夢見ながらまとめ上げていきますので、どうしても、財源その他、しっかりとした裏付けというところの精査まで至らない項目もございます。それともう一つは、先ほど市民有識者会議とかもそうありますが、目的を達成するために、若

干、その中身を変えていく必要があるということもあります。山川港の特区制度の導入もその一つであります。特区制度をいろいろ調べていく中で、あるいは水産庁に行って、直接いろんな特区制度の活用について聞く中で、特区制度を活用しなくても出来るケースというのがある場合があります。特区制度を取った場合に、それと特別の、例えば、事業の補助制度とか、活用できればいいんですが、特区制度そのものは、例えば、教育特区であれば、教育施設をいろんなものに活用したり、そういう活用面、運用面の特典はありますけれども、実際に大きな特典があるということがないということが分かりました。そういうことで、山川港については、活お海道の整備だとか、あるいは外港の延伸、この50m延伸と浚渫等が、もう事業化が決定しましたけれども、制度を、そのマニフェストの名前に直接こだわらなくても、目的の達成が可能なものも出てまいります。そういうことで、幾つか名称が変わったり、中身が若干変更したりしたものはありますが、概ね、その目標については、検討が進んだり、建設が進んだり、あるいは方向性が見出せたものではないかと、そのように思っています。

24番議員（六反園弘） もう一つ出るんじゃないかと思ったんですが、山川の活お海道は出てきましたけれども、ちょっと進んでいないのかなと思われるのに、開闢の国民宿舎かいもん荘がありますが、これについてはどう考えておられますか。

市長（田原迫要） かいもん荘の建替えについては、特に、開闢地区の皆さんを中心に、非常に強い思いがあるのは強く感じております。何とか実現したいという形で、今、鋭意努力をいたしているところであります。しかしながら、国民宿舎等の公共的宿泊施設を行政が直接やる時代ではないと、そのように考えております。そういうことで、当初、国民宿舎は、まずは建物自体が消防法の丸適マークその他にも通過することができない状況でもありましたので、一旦閉鎖をいたしました。閉鎖をした後、一番理想的なのはPFIでの事業が一番適切であろうということで、PRI事業の導入について調査をし、進めてまいりました。その後、PFI事業での実施が非常に難しい、つまり、一般財源から毎年かなりの持ち出しをしなければいけないようなこともありましたので、これを、敷地を活用して、民間の方に事業を展開してもらおうという形で進めてきたところであります。しかしながら、今のかいもん荘がアスベスト使用とか、いろんな問題もありまして、取壊しに8,000万近いお金が必要だということがありましたので、それを民間に負担していただいて、そこに建てていただくというのは非常に難しい問題があって、結局、公募をしましたがけれども、手を上げてくださるところがありませんでした。そういう矢先に、今回、政府から緊急雇用支援の交付金事業等がありましたので、その中で、取り壊しを、国の交付金の方ですることができるようになりましたので、一旦先の議会でご承認いただきましたけれども、一旦これを取り壊しをして更地にした上で、改めて民間公募に掛けたいと思っております。今、鋭意その作業に入っているところであります。

24番議員（六反園弘） 開聞の夏祭りにも行きましたが、非常に、この開聞の住民の方々が参加をしておられました。かいもん荘はそういうこともあり、また、開聞岳という素晴らしい山があるわけですので、かいもん荘の建替えというのは、非常に期待されているところだろうと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に進みます。豊かな資源が織りなす食と健康のまちということで、食に関して、農家との連携とか、ホテルでの地産地消の取組み、または、学校給食での取組というのが出されました。今後、これらが推進していくわけですが、もう一步進めてこういったところで何が考えられるのか、その辺の、これからの地産地消の取組みという点ではどうでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 本市の農業は、非常に温暖な気候と豊富な水資源、畑かん等も含めまして、基盤整備がされた広大な農地を有しております。鹿児島県内でもトップクラスの農業地帯でありますし、バランスよく農・耕・畜連携が図られる地域だと思っておりますので、これらの自然資源、人的資源を大いに活用しながら、南薩の食料供給基地として発展を続けるための努力を重ねてまいりたいと思っておりますのでございます。

24番議員（六反園弘） 個々に関わっては、後の方の関連がありますので、また、後ほどに行いたいと思いますが、健康のまちづくりの点からいろいろ温泉砂むしの関係とか、食習慣、検診事業のことや、一人1スポーツまで出る出されたようですが、そのような事業に対して、一体市民は、市民の反応というのはどうだったのか、これに積極的に関わっていたのか。その辺のとらえ方、どうだったでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 健康づくりの部分についての市民の参画の在り方、また、その市民の感じ方ということでしょうけれども、私どもの方も、市民の健康という部分については、早期発見、早期治療という部分も大事なことと考えております。そのため、受診率を高めていくということが大事ではなからうかと思ひ、対前年に比べまして、大体4.4ポイントぐらいの上昇をしております。これは、とりもおさず市民の、その自分の健康は自分で守ると意識の表れではなからうかというふうに思っております。そういうことも含めて、市民にとっては、こういう部分についての意識というのは、変ってきているのではないかと思ひます。それから、ふれあいフェスタ、それから、歯科医師会を中心とした健康フェスタ等にも多くの市民がご参加いただいておりますので、それについては十分ご理解いただいていると思ひしております。また、私どもは、合併後、山川・開聞地区におきましては、健康福祉推進員という制度を市民の中からお願ひし、各地域のそれぞれの組織の中で活動をお願ひしてございます。これらの方たちの、要するに、その地域での啓発という部分があって、先ほども申しましたように、受診率が非常に高くなってきているということでございますので、私ども行政、そして、市民とともに、健康づくりについては、ご理解いただいた中で取り組んでいっているというふうに思っております。

24番議員（六反園弘） 市民の反応も概ね良かったように聞こえたんですが、そういう効果

があったとすればですね、合併後の医療費として個々に変化が見られたのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 医療費について、合併後の状況ですけれども、総体の医療費というのは、毎年度、約3ポイントから4ポイントずつ上昇という状況でございます。基本的には、各医療機関における高度化、高度治療の在り方、そういう部分も含まれているのではないかなと思っておりますけれども、なかなか、その医療費が減じる方向にはございません。

24番議員（六反園弘） あまり医療費を言うと、病院に行くなということにつながるといってもいいことですから、それ以上突っ込みませんが、この市民の健康づくりというのは、非常に大事なことだという認識は、もう十分にあられると思うんですが、特に、今まで述べられた中で、今後、やっぱり努力していかなくてはいけないというのは、何なのか、その辺はどう認識されておりますか。

健康福祉部長（田代秀敏） 先ほどの答弁の中でも検診率のアップというのが大事だろうと思っております。先ほど申しました健康推進員というのが、山川、開聞の各地域の組織の中にお願ひしておりますけれども、指宿地域の方は、今年度以降、その取組をとということになっております。現在、モデル地区を定め、そこで推進のご依頼等をお願いしてございますので、今後、指宿地区に、その推進の活動が広がっていけば、ある程度、それらの分についても補てんできるのではないかなというふうに思っているところでございます。この部分が、今、議員お尋ねの部分ではなからうかなというふうに思っています。それから、市民にとっての利便性の確保という部分があります。健康診断は、先ほど申しましたように、20年度から日曜健診という部分も作ってございますので、全体的な受診件数のアップと、それから、平日での、その受診の在り方、それを日曜日で、ある程度利用がしやすいような形の作り方という部分も考えておりますのでよろしくお願ひします。

24番議員（六反園弘） 団塊の世代がUターンしてくる時期になっているわけですが、そういう中でですね、ある人から、熊本に住んでいて、もともと指宿から出られた人ですが、今、実家に帰って農業の真似事をやっているんだということで、いろんな作物を作っていることを話されましたが、その人が言うのは、これだけ、先ほどもありましたけれども、農業にとって素晴らしい資源がある指宿なんだということがありました。その人が言われるのはですね、これだけ素晴らしい温泉、砂むしあり、そして、農業をやろうと思えば休耕地があり、そして、住む家としては空き家があちこちあると、こういうですね、三点セット揃っている指宿が、なぜこの辺を活用して健康のまちづくりを打ち出さんのかと、こういう話をされたんですよ。その辺のことでどう考えられますか。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。勇退者やU・Iターン者等が農業を始められる場合は、家庭菜園的な規模か、本格的に営業を行っていくのかで事情が違ってまいります。農業委員会としては、家庭菜園

的な規模の貸借等の斡旋は行っていませんので、長期的な営農を行っていく場合の説明をいたします。通常、農地法では、耕作面積が30a以上でなければ売買はもちろん、貸借等の権利の取得もできないことになっています。このため、30a未満の農業従事者には農業経営基盤強化促進事業で対応することになります。今後の3年間の農業経営計画書を審査した上、現実的であり、営農が成り立っていくことが判断できる場合について農地貸借の斡旋等を行います。勇退者やU・Iターン者が、これらに該当している場合については、優先的に斡旋してまいりたいと考えます。また、現在、遊休農地となっている場所は、耕作の用に不便な場所がほとんどですが、借りたい希望があれば、率先して斡旋活動を推進してまいりたいと思います。なお、空家等の活用については、これまでも相談はないところですが、希望があれば、委員活動の中で斡旋活動に取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

24番議員（六反園弘） 指宿は観光地でもあるわけですから、きちんとした営農で基盤強化をしていくという、その辺も大事なんですけれども、農業をやってみようかなと、最初からきちんと最後まであなたはできるかと言ったって、なかなか大丈夫ですと言う人は少ないんじゃないかと思うんですね。いろんな形に対応できるような、そういった施策というの、今後考えていく必要があるんじゃないかと、このように考えます。

時間も迫って来ておりますので、次にいきます。市民有識者のメンバー構成が言われました。女性も10名の内に3名入っているというようなことでしたが、この有識者会議のメンバーというのは、これは何年かはこのままなのか、それとも変更があるのか、その辺はどうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 市民有識者会議でございますが、これにつきましては、指宿行政改革推進委員会と位置付けましてお答えをさせていただきます。推進委員会につきましては、任期が2年というふうになっておりますので、これまで平成18年度から19年度の任期の方々、それから、次は21年度から22年度までの2か年の任期の方々ということで10名の方をお願いをしているところでございます。

24番議員（六反園弘） まちづく夢現塾の方に入ります。夢現塾は中学校区ごとの五つの地域部会も含まれていると思いますが、これとまちづくり50人会ですね、これとの違いがどうなのか、はっきりしないところがあるんですが、この辺について、先ほどちょっと説明が不足していたんじゃないかと思うんですが、このまちづくり50人会、これがどういう構成でどういう働きをしてきたのか、その辺をお願いします。

総務部長（秋元剛） まちづくり50人会、夢現塾でございますが、私どもはこれまでの夢現塾と同じであるというふうに位置づけをいたしております。この夢現塾につきましては、70名の市民の皆さんが、先ほど市長の答弁がございましたけれども、それぞれ環境部会でありますとか、まちづくり部会でありますとか、あるいは地域の部会でありますとかという10の部会の中で、総合振興計画を策定するにあたり、自分たちのまちは自分たちでつくろうという

ような中で、様々なご提案をいただいたところでございます。

2 4 番議員（六反園弘） もう一回確認をしますが、まちづくりの、この夢現塾、これが地域部会と専門部会の併せて10部会となっておりますが、この今言われた、新指宿市のまちづくり50人会、これは同じ、ダブっているというふうにとらえてよろしいわけですかね。

総務部長（秋元剛） まちづくり50人会、夢現塾、これがすなわち、私どもとしては、これまでの夢現塾というふうを考えております。

2 4 番議員（六反園弘） ここで出されたマニフェストの進ちょく状況のこれを見てもですね、別系になっておって、別々になっているのかなど。私としては、もう別々であれば、これは夢現塾の地域部会があるから、これはそっちの方で兼ねられるんじゃないかという質問を用意していたんですが、その必要がないようですので、この辺の、この書き方がどうなのかというのは、ちょっと問題になっていると思います。

それでは次に移ります。今の形の中です。私、メンバー構成をよく聞いてきたわけですが、一つは意図があったわけです。市長のマニフェストの中で、いろんな審議会、これを女性の参加を30%という目標を置くということで、この辺がそうやってきたのかどうか。そういう目標を念頭に置きながら、この辺の審議会なり、会議が、メンバー構成されてきたのか、その辺はどうでしょう。

総務部長（秋元剛） これから、まちづくりを進めていく上では、女性の方々が市政に参画すると、これは大変重要なことであろうと思います。そうした中で、議員ご指摘のように、女性の方々も3割以上は入るべきではないかということでございますが、行政改革推進委員会にいたしましても、女性につきましては3名を、10名のうち3名は入れておりますし、他の委員会等におきましても、なかなか女性の方が参画できないという事情はあろうかと思いますが、そういったことを踏まえながら、女性の委員の皆様方が委員会、協議会等に入れるような考え方を根底に持ちながら構成をしていると、このように理解をいたしております。

2 4 番議員（六反園弘） 30%の目標というのを立てられたわけですので、その辺で何%ぐらい今きているのか、その辺はどうですか。

市長（田原迫要） 男女共同の参画社会づくりというのは、非常に重要な課題だと認識をいたしております。市民協働課を中心に今進めているところです。各委員会、審議会等、女性の比率30%以上を目標にやっております。今ここにデータを持ち合わせておりませんが、多くの審議会、あるいは協議会で女性の比率は近年非常に高まっていると認識をいたしております。各委員会等のデータにつきましては、後もってお示ししたいと思います。

2 4 番議員（六反園弘） 私はどこかで、確か、25.7%という数字を見たんですが、ちょっとそっちの方で把握していないというのは、ちょっとおかしいかなと、それからですね、こういうところに女性が出にくいというのがあるとかないとかというようなことがありましたけれども、もっとリーダー格と言いますか、課長級にですね、前、市民課の課長に女性もおった

と思うんですが、今は、その辺で課長級に女性という、見当たらないですね。その辺の関連があるんじゃないかという気がしてならないんですが、今後の問題として、その辺も入れながら、こういう審議会等にも女性を増していくということ、親しみを持たせていくという、入り込みやすい環境を作っていくというのが大事じゃないかと思うんですが、どうお考えですか。

市長（田原迫要） 議員のご指摘のとおりだと思います。ただ、男女共同参画社会の基本的な考え方は、男女の性差なく、つまり、性別の差別なく社会に参画し活動することということであります。そういう中で、職員の管理職への女性登用の問題も非常に重要なことだと思いますし、それを心に置きながら推進をしているつもりです。ただ、先ほども申し上げましたように、基本的には、男女の性差に関係なく登用をしていくということで、残念ながら、現在のところでは、課長級に女性がいないという実情はありますが、今、女性の方も一生懸命仕事をしていただいておりますし、係長クラス、あるいは主管クラスには女性の方もたくさん入ってきておりますので、今後はそのような形になっていくだろうと認識をいたしております。

24番議員（六反園弘） 是非ですね、掘り出していきたい。女性としての感性を活用していただきたいと思います。

それでは最後に、1人1日800g以下を目指したごみ減量化ですが、今849gまで来ているということです。この次がなかなか大変だと思うんですが、これを最終目標としては700gということのマニフェストの中でも述べられているわけですが、そういう点で、今後これを減らしていくとすれば、どのような解決策があるのか。どこに原因があって、800gが切れないのか、その辺をどうとらえているか伺います。

市民生活部長（新村光司） ただいまの質問の前にですね、先ほどの女性の委員等の登用についてお答えさせていただきます。審議会、委員会等への女性の参画状況であります。平成20年の3月31日現在で、議員ご指摘のとおり25.7%でございます。今後におきましても多様な人材の活用を増やしたり、あるいは委員の公募採用などの委員登用の在り方などの見直しが必要かとは思っております。なお、パートナーシップ推進市民会議の中でもですね、今後、女性の登用が38.46%となっている状況でございます。

今後のごみの減量についての市民に対する要請ということでございますけれども、今後も引き続き市民の皆様、事業所各位に資源ごみ分別や生ごみの水切りの徹底、マイバッグの利用促進、家庭版ISO、学校版ISOの推進、生ごみ処理機器の普及などにより、減量化に努めてまいりたいと思っております。また、現在、廃棄物監視員1名が指宿地域と山川地域の一部のごみステーションを巡回し、ごみ出し分別指導を行っているところでございますが、ごみの分別などについては、ごみステーションでの指導が効果があると思っております。廃棄物監視員1名ですと、巡回箇所数も限られておりますので、来年度から国

の事業であります緊急雇用創出事業を使いまして、山川地域及び開聞地域に廃棄物監視員を配置し、更なるごみ出し分別指導の徹底を行えないか検討をいたしているところでもございます。また、先日行われました市政事務嘱託員会研修会におきましても、ごみ分別や生ごみの水切りなど、ごみ減量について、更なるお願いをしているところでもございます。

24番議員（六反園弘） 細やかな指導が監視員を増員することによって、これが徹底するようお願いしたいと思います。それと、正に燃えるごみと出しながら、水がだっぶだっぶしているのがまだ見受けられるようですので、そういったこと、これは燃えるごみですよ、これじゃ火を消すためのごみじゃないかというところで、指導をお願いしたいと思います。

最後になりますが、修理のために休炉を毎年せざるを得ないというところで、今年になってからの休炉の期間がどうだったのか。その間ストックされたごみの処理はどうなっているのか、そこを伺います。

市民生活部長（新村光司） 今年になってからの炉の修理等についてお答えさせていただきます。今回、21年度の生活対策臨時交付金の活用によりまして、ガス冷却室外、補修修繕をです、ね、8,883万円で48日間停止しているところでもございます。このガス冷却室の修繕につきましては、10年に1回の必要がありましたことから、これが完了したことにより、現在、ごみ焼却が順調に進んでおります。また、屋外に仮置きしたごみにつきましても、9月下旬までには解決ができるものと見込んでいるところでもございます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時38分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

10番議員（前原六則） 昔から暦の中で立春から数えて210日は台風シーズンの中ほどで、大きな台風が来るとか言われております。しかし、今年の夏は全く台風の影響もなく猛暑の夏でした。指宿地域の農家にとっては、今の時期、農作業の疲れが来るころだと思います。行政として、健康管理の啓発推進活動を積極的に行っていただきたいと思っております。

では、質問に入ります。まず、観光資源利用者への施設充実についていくつかお尋ねいたします。

1番目に、従来の観光というと周遊型観光が主流でありました。最近では、滞在型観光を楽しむ方が増えてきたようでもあります。そこで、指宿市としては、滞在型観光に対してどのような取組をしているか。

2番目の開聞岳の月ごと登山者数については、取材の過程で5月が一番多く、6月の梅雨時期が少ないとよく分かりましたし、執行部もデータを基に開聞岳の活かし方を検討しているようでもありますので、答弁はよろしいです。

3番目に、待望の知林ケ島の初期整備で遊歩道や展望台等の施設が整備されました。4月11日に知林ケ島オープニングセレモニーを行って、観光資源としての活用に道が開けてきたわけですが、オープンから渡島者数の推移はどのような状況か。

4番目に、指宿には天然砂むし風呂、自然の天空露天風呂、花の庭園、日本百名山、面積が九州一の湖など、その他多くの観光資源が点在していますが、これらの資源を楽しく、そして、ゆっくり体験しながら回る方策として、地域内観光地を結ぶ循環バス、あるいはシャトルバス運行実施についてどのように思っていますでしょうか。

5番目に、知林ケ島施設整備につきましては環境省が中心になっているわけですが、渡島者の中には幅広い年齢層がいます。ゆっくり島を回ってみますと、トイレを利用したい状態の場合があります。男性は臨機応変な対応ができますが、女性となるとそうもいかないと思うところですが。これらの解決策としての知林ケ島のトイレ施設の設置見通しはどうなっているかお伺いいたします。

6番目に、渡島者から島内外においての施設を含めた要望は聞いてないか。

7番目に、周囲3キロの島内遊歩道を歩くだけでの楽しみ方は、リピーター客を増やすことは難しいと思うんですが、砂州を含めた知林ケ島の楽しみ方はないものか。

次に、し尿処理場集約での下水道終末処理施設活用について関連を含めてお尋ねいたします。

1番目に、今まで指宿処理場に搬入していた量を開聞処理場に運搬することになるわけで、距離が長くなることでの運搬負担増についての見解をお聞きいたします。

2番目に、19年9月議会において、公共下水道終末処理施設浄水苑への投入処理の可能性について質問しましたが、その後、このことについて検討したことと思います。下水道整備予定内のし尿等の終末処理施設への投入についてはどのような見解をお聞きいたします。

3番目に、指宿市街地周辺のし尿収集について、現在、2t車か、あるいは3t車でやっているようですので、中継タンクを市街地近辺に設置することで、市街地から開聞処理場まで、10t運搬車で搬送することによる、観光道路を利用する車台数を減らす効果が期待できると思うが、その見解をお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

市長（田原迫要） 私の方から、観光資源利用者への施設充実について答弁をさせていただきます。

まず初めに、滞在型観光について、現在どのように取り組んでいるのか、また、これまでの実績はどのようになっているかと、そういうご質問でありましたが、滞在型観光の推進については、従来から非常に重要な課題として取り組みながら、現在に至っていると認識をいたしております。従来、指宿は、観光客が、夕方到着して翌日早朝に出発するという、いわゆる宿泊型の観光地として育ってまいりました。また、日本国内の国内旅行も、いわゆる周

遊型観光が主流でありましたので、そういう形で指宿温泉が形成され、現在に至ったと考えております。しかしながら、その後、海外旅行の一般化、あるいは、特に、新婚旅行が海外旅行へ移ったり、あるいは、その形態が変わったりということで、一時、指宿温泉も非常に低迷に陥った経緯がございます。そのようなことから、少しでも指宿に滞在して観光を楽しんでいただく、滞在型観光地への移行への努力は重要なことだと認識をし、幾つかの方面で官民一緒になって推進してきたと認識をいたしております。

まず一つ目でありますが、スポーツ等の体験を通じての滞在型観光の推進であります。その内容は、菜の花マラソンだとか、菜の花マーチで代表されますけれども、開聞岳登山とか、そういう、いわゆるスポーツを楽しみ、それでもって指宿に滞在する時間を長くする、いわゆるスポーツイベント等による滞在型観光の推進であります。

二つ目は、グリーンツーリズムだとか、ブルーツーリズムが人気を博しておりますが、いわゆる体験型観光の推進であります。現在、南九州市や南大隅町と連携をしながら、指宿大好き体験という体験メニューを作りまして、約30種類の体験を提供をいたしております。特産のソラマメ、オクラ、サツマイモ、マンゴー等の収穫や、茶摘みなどの農業体験、それから、カンパチの餌やりや定置網、地引網漁、浜釣り、鰹節製造等の漁業・水産業体験、砂むしだとか、磯の観察、シーカヤック・ボートなどのマリンスポーツ等の自然体験、それから、つげ工芸だとか、木工などの工芸体験、そば打ち、薩摩揚げ作りなどがあり、平成19年度で11団体792人、平成20年度で、一般観光客も含め、10団体638人、平成21年度が予定まで入れまして、約14団体900人へと、増加傾向にありますし、今後もこのような体験型観光が増えていくものと思われまます。

三つ目でありますが、市民と協働による体験型観光の推進であります。篤姫ボランティアガイドが立ち上がってくれましたし、今和泉の篤姫ゆかりの地には、約12万人の観光客が訪れてくださいました。また、篤姫館には17万人を超える方が入館をしてくださりました。

四つ目でありますが、指宿の持つ資源を活用した滞在型観光の推進であります。今後、滞在型の観光として、大いに期待されておりますが、メディポリス指宿では、がんの粒子線治療が23年から始まります。これが始まりますと、長い方は1か月、短い方も1週間は指宿に滞在して、がんの粒子線治療を受けることとなります。また、その治療の合間にはゴルフを楽しんだり、砂むしを楽しんだりできるかと思えます。また、今、指宿のホテル・旅館を中心に、IT湯治への取組が進みつつあります。これらによって、温泉を楽しみながら健康増進を図る滞在型観光が展開するものと考えられます。さらに、道の駅・彩花菜館や活お海道の整備によりまして、観光客が、おみやげ品購入のため指宿にいる時間が長くなるかと思えますし、また、知林ヶ島の整備によりまして、指宿を楽しむ時間が長くなりました。山川にはフラワーパークもありますし、これらの施設を活用していただくことにより、指宿に滞在する時間がより長くなると思えますし、滞在型観光の推進にもつながっていくものと考え

ているところであります。

知林ケ島への渡島者数の推移については、総務部長から答弁をいたさせます。

シャトルバスの件については、産業振興部長から答弁をいたさせます。

知林ケ島のトイレについては、総務部長から。

なお、し尿処理場の終末処理施設等のことにつきましては、市民生活部長及び建設部長から答弁をいたさせます。

総務部長（秋元剛） 知林ケ島について4点ほどご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、知林ケ島への渡島者数の推移でございますが、知林ケ島の渡島者数につきましては、平成18年4月に知林ケ島ガイドを配置して以来、記録を取っております。渡島者数について申し上げますと、平成18年度は1万3,181人、平成19年度は1万786人、平成20年度は1万6,268人にお越しいただいております。平成21年度は、ご承知のとおり環境省による遊歩道や展望台等の整備がなされ、4月11日にオープニングセレモニーが開催されたことから、4月が4,691人、5月が6,359人、6月が2,875人、7月が3,854人、8月が4,493人と、知林ケ島へ渡る人が大幅に増えてきております。8月末までの5か月間で合計2万2,272人となっており、既に昨年度1年間の渡島者数を6,000人余り上回る数の皆様にお越しいただいている状況でございます。

次に、知林ケ島のトイレ施設の設置見通しについてということでございますが、現在、知林ケ島にはトイレが設備されておられません。そのため、島へ渡る手前に知林ケ島には、水やトイレがありません。しっかり準備を済ませてから渡島しましょうと記載した看板を、駐車場や田良岬など3か所に設置し、渡島者の皆様には、休暇村の芝生広場に設置されておりますトイレをご利用いただいてから砂州に向かっていただくよう周知を図っているところであります。トイレにつきましては、市からも環境省に対し、必要な施設の一つとして、要望しているところであります。トイレ設置につきましては、島が無人島であり、電気や水道がないことや、施設の適正な維持管理やトイレの規模などの課題もありますが、屋久島や富士山のトイレの例にもありますように、自然循環型の環境に優しいトイレの設置が望ましいのではないかと考えているところでございます。その場合、処理能力等の問題もありますので、屋久島に設置が予定をされているバイオトイレの状況等も参考にしながら、環境省と協議をしてみたいと思っております。なお、これまで環境省は国立公園の整備につきましては、年次的に必要な整備をしてきております。知林ケ島のトイレにつきましても、今後の渡島者の状況を見ながら、整備の検討がされるものと思っております。

次は、渡島者からの島内外においての施設を含めた要望についてということでございますが、渡島者からの要望につきましては、高齢者や女性の方などから、トイレ設置の要望が多く出されているところであります。今後、検討を重ね、環境省とも協議をしながら推進してまいりたいと考えております。

次に、砂州を含めた知林ヶ島の楽しみ方は何が考えられるかということでございますが、イベント開催等の要望につきましては、特に要望は挙がってきておりませんが、今年は、7月に開催をされたスパトライアスロンの中で、元巨人軍の定岡正二さんが考案した知林ヶ島ウォーキングツアーが開催されました。このほか、指宿ムービープロジェクトの第3弾として、知林ヶ島を舞台にした映画、砂の道の向こうの撮影も7月下旬にクランクアップしたところでもあります。また、夏休みには、小学5年生から高校2年生までの児童・生徒を対象に、いぶすきふるさと探検隊が4日間の日程で開催され、その1日目に知林ヶ島へ渡島しております。鹿児島地区パークボランティアの会による知林ヶ島自然観察会も、5月から9月までに計5回開催をされました。今後も、様々なイベント等に活用していただけるようPRしてまいりたいと思っております。また、縁結びの島として知られる知林ヶ島の魅力を更に高めるため、南展望台にマリネルを設置し、鳴らすことによって幸せになれる等のストーリーを仕立て、思い出を残せるような工夫もしてまいりたいと考えているところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） 地域内の観光地を結ぶ循環バス、シャトルバスの実施についてお答えをさせていただきます。

本市の観光資源は、知林ヶ島や砂むし温泉、長崎鼻、開聞岳、池田湖など、広い地域に点在しており、これらの資源や施設を結ぶ交通手段の充実は、観光産業の発展にとって大変重要なことであると認識しております。さて、地域内の施設を結ぶ循環バス及びシャトルバスの実施につきましては、市内の様々な施設を結ぶ誰でも利用できるバスといたしまして、市内循環バス、イッシーバスを指宿地域、山川地域、開聞地域において運行を開始いたしました。その他、地域内の観光地を結ぶ路線バスが、JR指宿駅を基点として、南周りで、長崎鼻経由便が、砂むし温泉、活お海道、ヘルシーランド、フラワーパークかごしま、長崎鼻、JR開聞駅などを平日で1日6往復、同じく南周りで、唐船峡経由便が、砂むし温泉、唐船峡そうめん流し、開聞口などを平日で1日7往復、また、北周りでは、池田湖経由便が、宮ヶ浜、今和泉、池田湖、唐船峡そうめん流し、枚聞神社、JR開聞駅などを平日で1日3.5往復運航しておりますので、観光客の皆様におかれましては、これらの交通手段を有効的にご利用していただきたいと考えております。

市民生活部長（新村光司） 指宿処理場分の開聞処理場への搬送負担増について質問をいただいておりますが、平成20年度に指宿し尿処理施設を利用した運搬車は6,109台で、1日平均22台が搬入しております。内訳は、指宿地域から1日13台、山川地域から1日9台でございます。新施設稼働後の搬入は、山川地域と指宿地域の丹波校区及び柳田校区の一部について山川経由で運搬するものと考えられ、柳田校区の一部と魚見校区につきましては、池田湖経由が考えられるところでございます。現在、指宿地域から池田湖経由で開聞し尿処理施設へ搬入している運搬車は1日10台程度ですが、新施設稼働後は、指宿し尿処理施設が廃止になることから、池田湖経由の増加分は1日7台程度と見込まれており、1日17台程度と予測される

ところでございます。なお、今回の施設整備にあわせて、進入路についても拡幅の予定ですので、それほどの影響はないものと思っているところでございます。

次に、中継槽施設の設置等についての質問でございます。し尿処理施設につきましては、広域組合で建設計画が予定されているところです。中継槽について確認したところ、中継槽の設置は、収集圏域が広く搬送に時間を要する場合に設置されることが多いと聞いているところでございます。現在の処理区域は、指宿市と南九州市顚娃地域で、新施設は中間点に近い開聞し尿処理施設に建設される予定です。新施設までは、どの地区からも30分程度で行けるとお思いますので、中継槽の設置につきましては、広域組合の建設計画の中では検討した経緯はないと伺っているところです。

建設部長（吉永哲郎） 公共下水道区域内のし尿などを終末処理施設への投入についての見解について質問がされております。終末処理場での受け入れになりますと、し尿などの受入設備、前処理設備、希釈設備などのほか、汚泥濃縮設備の整備が必要となり、多額の建設費を要することになります。また、本市は温泉を受け入れている関係で、発生汚泥の砒素含有量が汚泥肥料などの登録に関する基準値をオーバーしているため、農地還元ができず、汚泥処分に多額の経費を要しており、発生汚泥が増えることにより、更に処分費用が膨らむことになります。したがって、終末処理場でのし尿及び浄化槽汚泥の受け入れは難しいと考えております。

10番議員（前原六則） 質問の順番を通告書とちょっと違えた形で行っていきたいと思います。

し尿処理集約関係のですね、案件でございますけれども、先ほど市民生活部長から答弁がございましたけれども、運ぶ台数が10台ちょっとということでしたけれども、私の持っている資料によりますと、月に382台ということで、土・日除いたところの20日間計算でいきますと19台ぐらいかなというようなことを考えているところでございます。そうしますと、指宿はですね、環境に優しい都市、指宿市として外に売り込んでいるわけでもありますし、また、観光都市指宿という、観光にも力を入れている市でもございます。そういう中にありまして、山川のコースにしても、池田湖のコースにいたしましても、観光のメインを、し尿処理運搬車が走行する、1日10、20台近くの運搬車が走るような状況になるわけです。そうしたときに、中継槽を造ることで10t車の運搬車で運ぶとすれば、かなりの走行の台数が減るし、それから、30分ほどで持ち込めるというようなことでございますけれども、往復いたしますと1時間という、そういう時間がかかってくる、コストがかかってくるわけですね。車に、仮に、二人乗ったとした場合にしますと、事業者にとっては、かなりの負担増になるんじゃないか。運搬車であれば一人で済むのに、し尿処理車が開聞まで行くことで、その人件費のコストというのばかにならないんじゃないかと、そんなことを考えますと、環境の問題、観光道路、観光コースとしての道路のですね、そのような使用の問題、それから、業者

の件費コストが即利用者に跳ね返ってくるということになれば、市民に対する経済的な負担、これが発生してくるということを考えますと、もうちょっとこのあたりを広域組合に伝達すべきことじゃないかなと思ったりもいたします。もちろん広域組合の運営費は、指宿市と南九州市の一般会計から繰り出して運営されているわけですので、指宿市の環境マネジメント政策とか、観光客に対しての改良政策を十分反映した事業内容にするように伝達するというのは、検討してみてもいいかと思うんですが、そのことについてお答えいただきたいと思います。

市民生活部長（新村光司） 搬入距離が遠くなれば、事業者のコスト増等になり、また、汲取り料金が利用者負担増にならないかといったようなところだったと思うんですが、ご指摘のとおり、搬入距離が延びることによりまして、燃料コストや時間的ロスの増加が見込まれるところです。ただ、新施設は汚泥濃縮車で搬入が可能となりまして、聞くところによりまして、事業者が汚泥濃縮車の導入を検討されているようでもございます。汚泥濃縮車が導入されるようであれば、搬入コストの軽減が見込まれるようでもございます。今後、事業者にもコスト削減の努力をしていただき、利用者負担に跳ね返りがないよう推移を見守ってまいりたいと思っているところでもございます。

なお、観光客に対しての配慮施策が十分反映した施設じゃないといけないということのご質問であったようでございますが、広域で計画中のし尿処理施設は霧島屋久国立公園の第2種特別地域内でございます。当然ながら規制もございまして、環境に配慮した施設でないといけないと思っているところでもございます。環境マネジメント施策に関しましては、新施設は使用エネルギーの削減、省資源、そして、省エネルギー化施設、環境保全対策、環境負荷の削減などを配慮した施設となっているようでもございます。また、新入道路の幅も検討されておりまして、車の交通、あるいは環境などには支障はないものと思っているところでもございます。

10番議員（前原六則） そういう施設においてはですね、環境について問題はないということなんですが、ここで考えないといけないのは、中継槽というのを設けるということはどうですか、先ほどから言いますように、距離にして、グーグルの地図で引っ張り出したんですが、大体10キロほど距離が延びるというようなことが伺えるようでもございます。そうしますと、走行車両はですね、できるだけ減らす。指宿市としてはISOの14001、これを取得して、また、市独自で一生懸命環境のことについて、片や取り組んでおきながらです。そういうような、何と読むんですか、車のこういう配慮はですね、あまり前向きでないというのはちょっといかがなもんかと思ったりもします。また、先ほど事業者が濃縮車を導入するような意向であるというような答弁でございましたけれども、濃縮車がですね、そこそこ安いものであればよろしいでしょうけれども、1,000万強掛かるとか聞いております。それも利用者への負担というのが、負担増という形でやはり出てくるというようなことになればですね、また、

これは問題ありと、いずれにしても、そういう中継槽を造ることで車を減らすということを考えた方がいいんじゃないかなとも思うんですが、そのあたりはどのようなふうにとらえますでしょうか。

市民生活部長（新村光司） まず、ISO14001についてですが、このISOの14001はですね、事業所を単位として環境に関する方針や目標の作成、その具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めるための国際規格であると認識しておりまして、この規格、つまり、環境マネジメントシステムは経営改善の概念でありますPDCAサイクルの仕組みを導入しており、継続的に環境活動の質を向上させていくという効果をねらっているところがございます。指宿市役所では市の事業活動において、環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施、維持していくことを定めているものでございます。ですから、観光客に対する配慮を施策してのニュアンスが若干異なってくるのかなと考えているところでございます。

それから、中継槽を設けることにより、CO₂、これの減少になるということでもございますが、車から排出される二酸化炭素が地球温暖化に影響していることはですね、一般的に論じられているところでもあります。本市においても、指宿市環境基本計画を策定し、市民、事業者、市が公平な役割分担と協働のもとに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な低炭素社会の構築に向けまして、現在、取組を進めているところでもあります。しかしながら、中継槽の設置に関しましては、メリットよりデメリットの方が大きいと感じられるところでもあります。そういったことから、今のところ、広域組合における計画はないということですので、ご理解いただきたいと思えます。

なお、このバキューム車と濃縮車との違いということで答弁させていただきますが、バキューム車につきましては、普通、各家庭に設置されている浄化槽の点検、清掃時において槽内の水を抜いて行くと、その抜いた汚泥水は、し尿処理施設へ運搬して処理をする車両構造ということなんです。それから、濃縮車につきましては、水処理施設を搭載している車両でありまして、槽内の水を引き抜くのは同じであります。汚泥水を水処理、つまり、脱水して発生した汚泥のみを運搬できるということでもございまして、当然、処理された水は再度浄化槽への再利用として還元され、脱水し濃縮された汚泥のみを処理施設へ運搬する車両構造となっているところでもございます。議員ご指摘のとおり、確かに、濃縮車におきましては、通常のパキューム処理よりも相当高額なものであると認識しておりますが、仮に、4tバキューム車の能力と申しますか、これにつきましては、一般浄化槽の家庭で10件程度を1台で処理しているということをお伺いしておりまして、この4t濃縮汚泥車の能力につきましては、約40件分を1台で処理できるということも伺っております。このようなことから、汚泥濃縮車に切り替える場合がコスト減につながるんじゃないかと考えられているところでもあります。

10番議員（前原六則） バキューム車と濃縮車の話、説明を聞きましたけれども、私たちは

昨年来、この問題については現場を見たり、それから、し尿処理場を見たり、同僚議員とやっておりますので、そのあたりはよく分かっておりますので、やはり、今後、そういうメリット、デメリットと申しましたけども、じゃあ、デメリットがどういうのがあるのか、そのあたりを、もうちょっと検討していただきまして、ただ、投入に手間がかかるとか、そういうのは若干あるかもわかりませんが、事業者としてどう考えるのか、そこまでの事情聴取と言いますか、それはなされたんですか。

市民生活部長（新村光司） これは、広域組合の事務局にいろいろと伺って調査したところでもございます。まず、メリットにつきましては、現搬入業者の時間が現在と同じであるというようなところのメリットでございまして、しかし、これについては搬出が伴うということでもございました。デメリットとしましては、排出運搬が伴うと、一回、中継槽に入れて、また搬出しなければいけないという、そういうデメリットの部分ですね。それと、維持管理を要するための維持費用、この修繕費用等が発生するということでもございます。次に、施設管理をどこが管理するのか不明であるというようなことでもございまして、仮に、組合がした場合は、今の広域は南九州市とやっていますけれども、この組合への両市の負担増が見込まれるというようなところでもございます。そしてまた、し尿業者が今度を行うとすると、設置者に対して、その負担増になる可能性があるということでもございます。さらには、搬入は小型車で中継槽に持って来ますけれども、搬出は大型車となることが予想されるために、現道の道路幅員からすると大型車両の通行が困難になるというようなことをお伺いしております。

10番議員（前原六則） この中継槽については広域組合だけではなく、市民と関係のある処理事業者、これ等の、先ほど言いましたように事情聴取などをして、総合的に検討をする必要があるかと思えます。一応、この問題につきましてはこれでとどめておきたいと思えます。

では、知林ヶ島のことにつきまして、質問を続けていきたいと思っております。

このトイレ施設の件なんですけれども、実は、7月に富士山に登りました。山頂の山小屋に泊まったわけなんですけど、この山小屋も昨年度からですね、その3年前ですかね、環境省の実験ということで、テストで取り付けたそうでございます。その結果が出て、今、実験に使ったトイレは5号目でしたかな、そっちの方に移して、各山小屋は自前で作っているというような状況でございます。もちろん、電気は発電機を使っているようでもございましたけれども、以前は、富士山そのものに、環境省が推進した理由といたしましては、シーズンオフの時に、溜まったやつを山頂から落としていたそうですね、流しとったらしいです。したら、やっぱり、トイレトペーパーとか、その他のので、雪が溶けてから、白い帯ができたというようなことで、これじゃ世界遺産登録にもちょっとですね、難しいんじゃないかということで、そういう手立てをしたみたいなんです。それを利用してみますと、非常に快適な簡易水洗でございまして、すごく快適であるようでありました。そんなことで、もう既に、

何と言いますか、バイオトイレですね、実績が出ておりますし、また、知林ヶ島におきましては、当然、電気の問題があるかと思えます。動力の問題があるかと思えます。これらについては、太陽光発電というのが、今、推進されているご時世ですので、こういう事業などを取り入れた形でやれないもんかどうか、ちょっとお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 先ほども申し上げましたけれども、トイレにつきましては、環境省において、私どもとしては、整備をしていただきたいということで要望をしているわけでございます。議員ご指摘のように、知林ヶ島は、非常に、自然豊かな島でございますので、ここについては、環境に配慮したトイレというものが必要であると思えます。これらにつきましては、環境省とも協議をしながら進めていければなというふうに思っております。

10番議員（前原六則） この知林ヶ島は、できるだけ市の持ち出しがない形での活かし方ということは念頭に置いているわけなんですけれども、そういうことについてはですね、環境省に、このトイレは最重要課題で、緊急を要するというような状況で強く要望をして、できるだけ実現ができるような方法を取ってもらいたいと思っております。それと、先ほどから渡島の前にトイレを済ませてくださいという告知の看板等を設置しているということなんです。鹿児島から来た方はですね、別館側の駐車場に車を置くというようなことで、渡島する前に、みんな各人自覚しまして、トイレを探すと、オートキャンプ場にあるシャッター付きのトイレがございますね。あそこはよく閉まっている時があると、シャッターがですね。これは休暇村の方の所有物なので、そう簡単に使わせてくれないのかなと思ったりするわけなんです。駐車場の所とか、それから、海岸に行ってから、そういうトイレがないんだと、オートキャンプ場ののをするつもりができなかったといった場合ですね、また、芝生の方まで、従来、市が造ったやつですかね、テニスコートの横の、あっちまで戻って来んといかんというような、非常に面倒くささがあるという面があるみたいでございます。だからその、告知のこれらについてですよ、何かいい方法はないものかどうか。

総務部長（秋元剛） ただいま議員の方から出ました、エコキャンプ場のトイレについてでございますけれども、これは、キャンプ場を利用する方々が使用料を払うことにより解放されている有料施設ということでございまして、通常の場合は利用できないことになっているようであります。市からも、土・日や夏休みなど、利用者の多い時期には解放をお願いしておりますが、基本的には、このようなことから、案内誘導看板や注意看板を駐車場など3か所に設置をし、島へ渡る前に、芝生広場のトイレを利用していただくようお願いをしているところであります。人によっては、議員ご指摘のように、砂州の入口まで行って、キャンプ場のトイレが使えないよねということで、また、テニスコートの横のトイレまで引き返すことになるかと思えますけれども、環境省の方に、私どもも、トイレの設置を要望をいたしておりますので、それまでの間はしばらくご不自由をかけますけれども、芝生広場の方のトイレを活用いただければなと思うところであります。

10番議員（前原六則） それから、渡島者からのですね、島内外においての施設を含めた要望はないかということで、私が聞いた中には、未舗装の北展望台ですかね、あそこから船着場までの、何と言いますか、下り坂の辺、あのあたりの舗装も今後どうするのかな、環境省の方が、あのままにしておくのか、それとも舗装するのか、そのあたりがちょっとまだ分からない点なんですけど、そういう遊歩道の整備をもう一回チェックして、環境省の方をお願いする分についてはですね、した方がいいんじゃないかと。特に、この船着場の段差のあるところは、非常に危険な面、それから、岩場の付近、このあたり、安全に配慮した整備をですね、トイレも含めて急ぐべきじゃないかなというようなことも考えますが、そのあたりはどのように把握していらっしゃるでしょうか。

総務部長（秋元剛） 知林ヶ島は、基本的には、自然豊かな島でございますので、未舗装の部分が合ったとしても、それはそれでまた味わいのある部分ではないかなとは思いますが、北展望台から港にかけての遊歩道、これにつきましては、急な坂道であり、健脚向けのコースと言えます。今後の維持管理を考える上でも舗装が望ましいことから、これにつきましては是非舗装をしていただきたいと、環境省の方には要望をしているところでありますし、今後についても要望をしてみたいというふうに考えているところでございます。

10番議員（前原六則） それから、この島内の動植物が豊富で、島に渡ってですね、非常に見ごたえのある島になっているようでございます。私もよそからですね、広島とか、群馬とか、東京から友達が来たりして、連れて行くんですが、非常に喜ばれております。海の中から魚見岳を見たり、指宿の市街地を見たり、非常に喜ぶんですが、ただ、その時に歩きながら、この木は何なのかとか、いろいろ聞かれた時に説明ができないような状況もあるんですが、そういうのに、市長のマニフェストの中に、知林ヶ島を環境教育の場にするなど、新たな体験型観光の推進というのがございます。やはり、この教育の一環でですね、そういう植物、また、なんと言いますか、東屋のあのあたりに、島にいる虫とか、それから、蝶の名前とかですね、そういうのなんかを説明書きみたいなのもあればなと思ったりもしているところですが、そのあたりの計画はおありかどうかお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 確かに、議員ご指摘のように、私どもも知林ヶ島に行きますけれども、その草木でありますとか、あるいはその昆虫でありますとか、まず名前を知らなければ楽しめないということもあろうかと思えます。この知林ヶ島につきましては、霧島屋久国立公園鹿兒島地区パークボランティアの会の皆さん、この方々が自然観察会とか、そういうのも実施をさせていただいておりますので、この会の皆さんとも協議をしながら、そういった、例えば、草木の花を分かるような形、どういう形がいいのかということも含めまして、ただいま検討をしているところでございます。

10番議員（前原六則） 知林ヶ島については、非常にコストも、維持管理費とか、よく言われますけども、非常に、今後の滞在型観光にはすごくいい施設じゃないかというふうなこと

を考慮しております。観光事業がこういうことで浮揚すればですね、その経済効果というのはかなり大きなものじゃないかというふうに考えますので、今後また、十分に内容を点検しながら改善とか、それから、楽しみ方とかですね、そういうのなんかの提案などを前面に出しながら、運営してやっていただいたらと思ったりもしております。

それから、先ほど、循環バス、あるいはシャトルバスですね、これの運行、確かに、ご説明がございましたけれども、鹿児島交通の便、それから、汽車の便、かなり本数的にはあるようでございますが、よく開聞岳に登りますと、4時過ぎに登ってきたりする方々が途中で見受けられます。何でかなと最初思ってたんですけれども、どうもそのバスとか、列車を利用した方みたいです。後で私も一人の人に聞いてみたらそういうことでした。そして中には、早く来てというの、これも汽車関係ですね、早い列車で来ると。その他、車で来る方々は「わ」ナンバーの方も多いですね。「わ」ナンバーの方々にいろいろ聞いてみますと、鹿児島に泊まっていると。シティホテルに泊まって、それから来るということで、何か、指宿の産業には、あまり役立たないなという思いもしているわけなんです。そういうことを考えますときに、直行で行くような、指宿市内からですと20分ぐらいで来るわけなんです。バスとか電車を使えばかなりの時間がかかると、その時間に制約されるという面があるみたいです。指宿駅前をスタートして開聞駅まで行くのに大体50分ぐらいかかるみたいですね。そうしますと、もうまっすぐ降りて、管理棟の方には寄らないというようなことで、管理棟のふれあい公園ですね、これのまた利用にもちょっとマイナス面かなというようなことを考えております。循環バス、シャトルバス、これには当初、域内観光地ですね、開聞岳以外にも天然砂むし風呂と、それから、山川の施設、山川開聞の自然な観光施設を、今後、充実させるためにも、そういう拠点拠点を結ぶ交通手段は確保できないものかどうか。この鹿児島交通なり、ほかの民間のタクシー会社、これらと連携した形で新たにそういうものの創造はできないものかお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、イッシーバス、あるいはJR指宿駅を起点としての南周りであったり、北周りであったり、池田湖経由等々を含めまして、現時点では、それらを運ぶ交通手段というのは、有効的に動いていると思っ

10番議員（前原六則） 今度、新幹線全線開通とともに、鹿児島から特急が来るわけです。この公共交通がこれと連動した形で流れがないとですね、鹿児島市のシティビューもよく利用されて、鹿児島市内680円ぐらいですかね、市内の観光地を自由に乗り降りしながら、便利に使っているというようなことで、観光地の賑わいを見せているみたいなんですけれども、あれに似たような乗り降りの自由なものというのは、いろいろと鹿児島交通とか、そういうところと検討する方法はないものかどうかお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 新幹線の全線開業は、本市にとって大きなチャンスであり、それに合わせて、観光客用の遊覧バスを運行させることは非常に大切なことではあると思います。しかしながら、観光客向けのバスは、事業として、バスの運行自体に収益性が必要ということであり、経常的な財政負担を強いられるものであってはならないと考えております。市民への交通手段の確保を目的に運行している市内循環バスとは異なり、観光客輸送を目的とした遊覧バス等への財政的な負担が出てくるとしたら、非常に厳しいものがあると思います。このような観点からいたしますと、新幹線全線開業に伴って、地域がどのように活性化するかということを見極めながら、市内のバス事業者やタクシー事業者などにおいて、定期観光バスやジャンボタクシーなどを運行していただくシティビュー的なものができたら有り難いと考えているところがございますので、そういう状況が発生するようであれば、関係者と協議をすることになるかと思っております。

10番議員（前原六則） このことについて、事前にですね、そういう先進地、そのあたりの何と言いますか、状況を調査することは考えていないかどうかお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） そういう事態が想定されましたら視察することもあり得ますけれども、現時点では、コンピューターを駆使すれば大体の情報というのは入ってきますので、それで不足するようであれば、次の段階で視察、先進地研修ということもあろうかと思っております。

10番議員（前原六則） どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時47分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

21番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。21番木原繁昭です。

今年はこのほか雨が少ないようです。ソラマメやエンドウ等、秋冬作物の植付けの時期、畑かんのないところは大変なようです。今朝、恵みの雨が降っていましたが、もう少し降ってくれたらと思うところです。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシについてですが、我が市の基幹作物の一つであるサツマイモに大きな被害をもたらす害虫アリモドキゾウムシが、3年前の8月、指宿地域の一部で発生が確認され、同年9月には、サツマイモ栽培の中心地区であります山川岡児ケ水でも発見され、担当者や地域の耕作者等が多大な労力をかけ、付近のノアサガオの取り除きや、1町歩ほどのサツマイモが除去、廃棄処分されました。おかげで現在は同地区には発生がないように聞いておりますが、今度は、新たに、昨年11月には、県本土で初めてというイモゾウムシも指宿市十町方面で発見されました。イモゾウムシはアリモドキゾウム

シのようにフェロモントラップのようなものはなく、茎や芋を掘り起こし、丹念に探すよりないということで、その労力や経費は大きなものになるかと思われます。基幹作物の一つであるサツマイモの害虫イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの生息域の拡大の防止、早期撲滅は、指宿市にとっては大変重要な問題であります。現在の両害虫の生息の地域や密度の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

2番目に、浸水対策についてですが、災害より市民の生命及び財産を守るということは、行政にとっての重要課題であり、最も力を入れなければならない部門の一つであります。浸水地域の状況はかなり改善されたと市長は言っておりますが、大雨が降ると心配な状況になる所は市内にはまだまだたくさんあるように思われます。大雨が降ると浸水し、生活に多大な影響を被るようなところは、どの地域でどのような状況になるのでしょうかお伺いいたします。

次に、新指宿市初代市長を目指してのマニフェストの1項目の中の基本理念3番目に、美しい景観に花と緑を更に充実させ、世界的なガーデンシティー、国際観光保養都市の実現とありました。目指す姿、長期構想とはなっていますが、目指すものは実現しつつありますかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの関係は、産業振興部長から具体的な説明をいたします。

浸水対策については、まず、総務部長の方から答弁をいたさせます。

3番目のマニフェストについて、美しい景観に花と緑を更に充実させ、世界的なガーデンシティー構想についての質問がありました。花と緑に溢れた、世界に誇れるガーデンシティー国際観光保養都市の実現は、21世紀に生き残れる指宿づくりを考えると、非常に重要なことだと思っております。昨年の篤姫ブームでおいでいただいた多くの観光客の方から、指宿市は花と緑の美しいまちとお褒めの言葉をいただきましたが、世界に誇れるガーデンシティーにはまだまだ道半ばだと思っております。ヨーロッパやニュージーランド等を訪れますと、まち全体の美しさに驚きますけれども、その様なまちづくりのために、努力を重ねていかなければならないと思います。その手法の一つとして、一つは優れた景観の建築物や、美しい花壇・生け垣等を表彰するまちなみ景観賞を旧指宿市の時から続けてきております。花と緑に溢れたまちづくりは、行政だけではできません。行政がやるのは道路だとか、橋とか、公共的な施設を造りますけれども、全体から見ると、それらはまちづくり全体のほんの一部であります。多くの部分は市民や事業所の皆さんに協力をいただき、市民も一緒になって美しい街並みを作っていこうとする試みが大切だと思っております。二つ目は、まちづくり公社等を中心とした動きであります。市の主要な部分に、現在、菜の花の植栽等、適切な時期時期の花などを植えてもらっています。また、まちづくり公社には、公園の管理だとか、花木の植栽等

も行っていたき、例えば、ひょうたん池の紫陽花だとか、いろんな所に花木の植栽も育ちつつあるところであります。三つ目でありましたが、三つ目は、地域の高齢者、あるいは子供会や各学校が花と緑に溢れた、地域や学校づくりに取り組んでいただいているところあります。まちづくりの羅針盤と言える、総合振興計画に掲げておりますとおり、今後とも、アダプト制度の導入など、市民の協力を得て、花と緑に溢れた世界に誇れるガーデンシティを目指していく必要があると考えております。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの現状の生息状況についてお尋ねをいただきました。アリモドキゾウムシについては、平成18年8月に弥次ヶ湯地区で発生が確認されて以降、平成20年5月には東方地区で、平成20年10月には五郎ヶ岡地区、平成21年1月には田良地区で確認されました。これらのエリアにおいては、フェロモン剤による誘引を行い、弥次ヶ湯地区、東方地区では、ほぼ防除が終了しており、現在、五郎ヶ岡地区、田良地区で防除を実施しております。生息状況についてですが、田良地区の1地点で5月28日と7月9日にフェロモントラップで各1頭の誘殺が確認されております。同地点のノアサガオ269本の切開調査では、5月28日に成虫や蛹の死骸、生きた幼虫の計11頭が発見されており、殺虫剤及び除草剤による防除を徹底した結果、2週間ごとに実施しているフェロモントラップによる調査では、7月10日以降は、発生は認められておりません。一方、イモゾウムシについては、フェロモントラップによる誘引が開発されていないため、寄主植物であるサツマイモやノアサガオなどを切開しての確認となります。調査は、防除作業と並行して行っており、4月から7月は発生区域を取り囲む幅200mの分散防止帯の調査を主に行いましたが、その中での発生は認められませんでした。また、8月からは一部発生区域中心部の作業に着手しておりますが、その中では8月18日から21日にサツマイモでの発生地点に近い、宮地区のノアサガオ群落で1,728本の切開調査の結果、成虫、蛹、幼虫の合計で25頭が確認されましたので、防除作業を行っているところです。現在、中心部に作業を進めていく中で、ノアサガオなどでの発生地点の詳細が明らかにされていくものと考えております。

総務部長（秋元剛） 大雨時浸水の状況についてご質問がございました。市内における大雨時、あるいは台風と潮流が重なった時に浸水の多い地区といたしましては、指宿地域では、弥次ヶ湯地区、湯之里地区、潟口地区、潟山地区、それから、開聞地域では、開聞庁舎前交差点周辺があるようでございます。また、異常潮位によりまして、山川地域では、山川漁協周辺、それから、成川浜で浸水があるようでございます。なお、排水機能が不十分な所や、土地自体が低くなっており、周囲がコンクリート壁等に囲まれているような所で浸水は発生をしている状況でございます。

2 1 番議員（木原繁昭） それでは、一つ目のイモゾウムシ、アリモドキゾウムシについて、我が市は、青果用や焼酎その他の加工用、自家食用等にサツマイモを栽培している人も多くあります。もし、このイモゾウムシ、アリモドキゾウムシがどんどん広がっていったら、出

荷や加工ができなくなり、我が市の経済に多大な影響が出ることは必至であります。3月の広報いぶすきでは、防除区域での栽培自粛という表現でしたので、自家消費分のサツマイモだから栽培してもよいのではとかが、一般市民の普通の感覚だったのではと思います。しかし、9月号には、アジア野菜ブームでこのごろ少し目にしだしたエンサイ、別名クウサイシン、または、アサガオ菜とか呼ばれる野菜や、観賞用のオーシャンブルー、また、一般アサガオ類は植えないようにご理解とご協力をお願いしますという表現でした。しかし、まだ事の重大さが十分市民に伝わらずにいるのではという気がします。周知徹底等の状況はいかがでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシ、アリモドキゾウムシを根絶するためには、餌となる植物であるサツマイモやノアサガオ、アサガオ、オーシャンブルー、エンサイ、ゲンバヒルガオ、ハマヒルガオなどを完全になくすことが最も重要であります。県では、防除作業員を雇用し、サツマイモの処分とノアサガオなどの除去の徹底を進めておりますが、サツマイモの処分や栽培自粛及びノアサガオ等の除去については、非常に多くの市民の理解と協力の下に行われているところであります。また、防除区域内に住居がある児童が通う小学校については、アサガオはイモゾウムシ等の餌となる植物であるため、種まきを取り止めていただくよう、教育委員会を通じてお願いし、協力をいただいているところでございます。

次に、防除区域等の周知徹底についてですが、8月20日からイモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令が施行されましたが、7月31日付けで、防除区域を示したチラシを市内全世帯へ配布するとともに、広報紙9月号にも掲載をし、防除区域の周知を図っているところです。また、防除区域の境界は、道路で区分されていますので、市民に防除区域であることが確認できるように、道路の脇に境界線を示す黄色い杭を設置し、周知を図っております。このように、市民の皆様には根絶が確認されるまで、餌となる植物は植えないように広報紙やチラシなどを通じて重ねて協力を呼びかけておりますので、今後も、広報紙等を活用して、その機会を増やしていく予定でございます。

2 1 番議員（木原繁昭） 市民にはまさかと思われる鉢植えのアサガオも栽培しないようにとのことですが、区域内市民の理解や協力はいかなもののでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの根絶に向けては、餌となる寄主植物の除去が最も重要でありますので、市民の協力が不可欠でございます。したがって、防除区域内の住民一人一人が関心を持ち、サツマイモは植えない、アサガオは植えない、ノアサガオがあったら抜き取って繁茂させないといった協力が是非とも必要だと思っております。本年度においては、チラシなどの配布や地区放送などでサツマイモの栽培の自粛をお願いしたところでありますが、各世帯へ完全に広報が行き届かなかったことや、防除区域の指定が遅れたことなどもあり、防除区域内でサツマイモが栽培されていることが多く見受けられました。そのほとんどが自家用の家庭菜園でありましたが、1軒1軒訪問し、イモ

ゾウムシ等が蔓延するとサツマイモ栽培農家が壊滅的な被害を受けること、早期に根絶するためには餌となるサツマイモを除去しなければならないことなどを説明した結果、最終的には全員にご理解をいただき、サツマイモの苗の抜き取りは、全て終了したところです。今後も、防除区域内の市民の皆様には、根絶が達成されるまでの間、引き続き、防除対策にご協力をいただく必要がございます。そのためには、これらの害虫をなぜ根絶しなければならないのかといったことや、防除の方法、防除の進捗状況等、市民に情報提供を行い、啓発に努めていくことが重要だと考えております。

2 1 番議員（木原繁昭） サツマイモの抜き取りに理解を、全員協力していただいたということで、結構なことでございます。当市の住民にとって、特産のサツマイモを栽培し、自家用や子供たちに送ったりするのが楽しみであり、重要な生活行為であります。防除区域で栽培していた方々に希望があれば区域外に代替りの畑を用意したり、斡旋したりすることは考えられないか。また、できるだけ早くこの害虫を根絶し、指宿市内どこでも安心してサツマイモが栽培できるようになってもらいたいものです。これからの根絶へ向けての対策と、その見通しをお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 防除区域内では省令により、平成25年12月31日までサツマイモの移動が禁止されますが、区域内の市民からはサツマイモの栽培をしたいという要望もありますので、ほ場を20から30a確保し、市民農園的に利用していただくようなことを検討してまいりたいと思います。また、市では市、県、公民館連絡協議会、JA、酒造組合、商工団体等の関係者で設立した指宿市特殊病害虫防除対策協議会を中心に、サツマイモの栽培自粛や防除区域に関するチラシ等を配布するとともに、地区の放送を利用して、市民への理解促進を図ってまいりました。今後も、早期根絶に向けて、広報等の活動を充実させてまいりたいと思います。また、今回施行されたイモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令で、サツマイモの移動は禁止されましたが、栽培については、これまでの国の緊急防除の発令に倣い、禁止とまではしなかったとのことでございます。しかしながら、本市においては、近隣地域にサツマイモの一大産地を控えており、イモゾウムシ等が蔓延するとサツマイモ栽培農家にとっては死活問題となりかねません。地域の実情に応じては、植物防疫法で規定されている範囲内であれば、条例等で制限できるとのことです。1日も早い根絶を目指して、防除区域内でサツマイモの栽培は禁止するといった条項を盛り込んだ条例を制定する必要があるかと考えます。今後、その作業を進めてまいります。一方、県においては、南薩地域振興局指宿支所、鹿児島県病害虫防除所、指宿と連携を図りながら、効率的な防除を実施するため、周辺部へイモゾウムシ等が蔓延しないように、発生中心部から半径300から500mの間を分散防止帯と位置付け、重点的に寄主植物の除去を実施しているところであります。

根絶の見通しについてでございますが、市民の皆様の協力も得ながら、一刻も早い根絶に

向けて努力をしてまいりたいと思います。

2 1 番議員（木原繁昭） 続きまして、浸水対策について伺います。今年はただいまのところ
湯水が心配される少雨状況ですが、通常、年に数回、床上浸水にもなりかねないような状況
の所があるかと思えます。自分の家が床上浸水になり、畳や家具、衣類等が水に浸かること
を想像してみてください。たまらないような気がいたします。行政としても、市民の家が、
せめて床上浸水にならないようにしてあげたいという思いは強いかと思えます。そのような
状況に近い場合、現在どのような応急対策をしていますかお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 確かに、議員がご指摘のとおり、実際、その浸水にあったものでないと、
その状況というのは分からないのではないかなという思いがいたします。一般的に言われて
いることですが、災害を軽減するためには、自助、共助、公助が重要であると言わ
れております。自助とは、自らの命は自分で守ること、共助とは、隣り近所が助け合っ
て地域の安全を守ること、それから、公助とは、行政が個人や地域の取組を支援したり、
自助、共助では解決できないような事態への対応を言うようであります。災害発生に伴う
応急対策も自助、共助、公助の三つの力が連携することが必要であろうと思っております。
浸水等が生じた場合につきましては、消防団等の出動をお願いをし、土のうの設置であり
ますとか、あるいは排水について措置をしているところがございます。

2 1 番議員（木原繁昭） ただいま自助、共助、公助という答弁がございましたが、自分
ですぐできればいいんですが、お金もいることですし、市の方で、例えば、ポンプの貸
出しとか、その辺の浸かりぐあいでもどのようにして、例えば、周りをブロックで
囲んで水が来ないようにするとか、そのような相談に乗ったり、また、掛かる経費を、
例えば、その経費の30%か40%で、20万円以下とか、そういうのを設けて補助
することは考えられないかお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 常時、浸水等をする場合については、非常に申し上げにくい
部分でございますけれども、自らの費用でブロック塀をするなり、対策を講じる必要
があるのではないかなと。それから、私どもとしては、消防団に消防車等、ポンプ
機能を備えた消防車を保有しているわけですが、これらにつきましては、火災に
どう対応するかという時に、機能しなければならないものでございます。状況によ
っては、これらを活用する場合もございますけれども、泥水等を吸い込むとい
うことになると、火災という時に対応できなくなりますので、これらについ
ても難しいものがあるかと思います。ただ、自主防災組織等から要請があれば、
土のう袋については提供いたしておりますので、これらによって、その地域
によって浸水が事前に分かっている分等については、土のうを設置をしていただ
ければというふうに思うところであります。

次に、補助金については考えられないかということでございますが、今の状況では
非常に難しいのではないかとこのように思っております。

2 1 番議員（木原繁昭） 先ほど、太陽光発電の補助というのもございましたけれども、災害ですので、是非、その方もまた前向きに考えていただければと思います。できるだけ市民が、そういう自助ができるようにと言いますか、そういうことなどに公助という形で幾らかでもできたらという気もいたします。

弥次ヶ湯から瀧口までの浸水状況改善は長年の課題であり、大雨時の住民の不安も大きく、改善要望も強い事項であります。大雨で水かさが上がると住民が不安そうに川をのぞいております。瀧口ポンプ場の老朽化も進み、気が気でない状況であります。今年、やっと調整池等も視野に入れた浸水対策の調査検討が始まっているとのことですが、これからの計画と見直しをお伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 本市の公共下水道事業によります浸水対策につきましては、緊急度、費用対効果及び財政状況を考慮しながら計画的に進めてきているところでございます。まず最初に、白水館周辺の瀧山地区の浸水対策といたしまして、国庫補助事業の浸水対策事業によります雨水ポンプ施設設置工事、口径の800mm、排水能力の毎秒3tを平成19年度に着手いたしました。今年4月より供用開始をしております。この雨水ポンプ場施設の完成によりまして、異常潮位等の外水位の高い状態でも強制排水が可能となりましたので、本地区の浸水被害を大幅に解消できることになると考えております。次に、瀧口・大牟礼地区及び弥次ヶ湯地区の浸水対策といたしましては、これまで瀧口ポンプ場の能力アップ、仮設ポンプ及び遊水池の設置を行い、浸水被害の軽減を図ってまいりました。最近の異常気象による集中豪雨及び台風による大雨に対しましては、既存の施設では対応できなくなっているのが現状でございます。したがって、本地区の雨水整備計画といたしましては、雨水調整池を組み合わせた雨水ポンプ場の新設並びに瀧口雨水ポンプ場の改築を含めた浸水解析を本年度に実施をしております。この浸水解析の結果を基に、当該地区の最適な浸水対策施設を決定いたしました。来年度に公共下水道事業に係る都市計画決定変更及び事業計画変更認可の手続きを行った後、当該地域の浸水対策事業に着手をしてみたいと思っております。

2 1 番議員（木原繁昭） 実際に掛かるとしたらいつごろ掛かり、いつごろ完成という目処が立ってないんですかね。

建設部長（吉永哲郎） 弥次ヶ湯地区を含めた、瀧口ポンプ場も当然ですが、現在、浸水に対する、この流域の解析の委託を発注をしております。それに基づきまして、計画変更とか、事業認可の変更をいただきまして、事業実施ということになるかと思っております。事業の期間につきましては、その事業認可でなければ資金等の関係もある関係上、何年度で終わるといっては、今の段階ではちょっと言えないところでございます。

2 1 番議員（木原繁昭） 次は、マニフェストの基本理念の3番目について、指宿市は観光で売っているのに草がぼうぼうしているね。もう少しきれいにしないといけないねという言葉の時々聞くのですが、こここのところ国道の土手等も草が伸びていたものが、1、2か月かなり

きれいになったような気がします。聞くところによりますと、不況対策、緊急雇用対策の一環でなされているようです。指宿市道の場合、その整備状況はいかなものでしょうかお伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 道路等の草刈り作業の状況についてのご質問でございますが、現在、道路等の除草作業は、指宿庁舎が指宿温泉まちづくり公社に委託し、山川庁舎及び開闢庁舎は、地域振興課の職員によって行っております。市道等の草刈り作業は、地域の環境保全、風致、景観の保持及び交通の安全対策を図る観点から、大変重要であると認識をしておりますが、行政のみでの対応では限界があり、道路の管理が行き届いてない面もあるところでございます。これまでも、各地区による道路整備や、クリーン指宿などによるボランティア活動など、市民の皆様にご協力、ご尽力をいただいているところでございますが、今後も、自分たちの地域は自分たちで守るという精神の基に、自分でできる範囲内でのご協力をお願いしたいと考えているところでございます。市といたしましては、草刈り後の処分方法等についての検討がありますが、国際観光保養都市としての位置づけの中で、地域の環境を保持するとともに、道路景観が損なわれないよう、道路の管理体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

2 1 番議員（木原繁昭） 地球温暖化ということもありますが、他の気温の比較的低い地域と比べると草の伸びが格段に早く、いつもきれいに保つということは大変なことだと思います。南国指宿らしいと言えばそうかもしれませんが、指宿駅前周辺でもガードレールの根元等に草が繁っているようです。ところで、まちをきれいにしようということで、先ほどの答弁にもありましたが、春、秋とクリーン指宿が行われているところですが、ごみの減量1人800g以内ということもありましてか、クリーン指宿の時、以前は、その日に焼却場へ持ち込むことができた刈り取った草木が、いつごろからか枯らさないとい搬入できないということになりました。一時仮置きするところが近くにないとか、枯らしてまた積み込んで焼却場に搬入するのは二度手間で大変だとかで、地区総出でやっていたクリーン指宿が家庭で個人的にやるような形で縮小されているところが多くなっているようです。せっかくの地区民でまちをきれいにしようという取組が小さくなり、クリーン指宿がねごっとなったら楽しいごっとなつたねという声も聞き始め、また、以前のように復活できるか危くしているところです。それでも地区の公民館長さん方からも、以前のように、その日に直接持ち込めたらよいのにという声も聞きます。その辺はいかがでしょうか。

市民生活部長（新村光司） クリーン指宿の草木については、できるだけ区内で処理をお願いしております。また、区内での処理が困難な地区につきましては、昨年まで土木課の一時仮置き場への搬入などをお願いしておりましたが、本年5月の春のクリーン指宿から、クリーン指宿当日に限り、生の草木でも清掃センターへ直接搬入できるようにしたところでございます。春のクリーン指宿から清掃センターへの搬入ができることはお知らせしております。

すが、まだ直接搬入ができることをご存じない地区もあるということですので、公民館長などへの周知の徹底を図り、クリーン指宿への参加、ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

- 2 1 番議員（木原繁昭） 確かに、今言われたように、公民館長さん方に伝わっていないところがあるようです。是非、しっかり伝えていただいて、先ほども言いましたけど、自分たちのまち自分たちで、行政だけでは十分でないということもありますので、是非もう一回、前みたいに、みんなできるクリーン指宿になって、まちをきれいにしていただけるようになっていただきたいと思います。

市長にお伺いします。指宿は鹿児島市等と比べると比較的庭の割合や生け垣等も多く、また、市長の言う、ガーデンシティー国際観光都市を作るには、草木の剪定、枝葉等が出るのは当然のことだと思います。普通の比較でのごみ減量800gではなく、その辺を別に考えた方がよいかと思いますが、その辺についてのお考えを聞かせてください。

市民生活部長（新村光司） 剪定された少量の草木を、指定ごみ袋に入れてごみステーションに出した場合、他の燃えるごみと一緒に収集され清掃センターで計量されますので、1人当たり800gには換算されることになると思います。しかしながら、ボランティア活動によるクリーン指宿や地区の清掃活動などで出る草木につきましては、日常的に出るごみとは少しまた意味合いが違うものと思っております。現在でも1人当たりのごみの排出量を計算するときには、これらのボランティアなどで出された草木は除いているといった状況でございます。

- 2 1 番議員（木原繁昭） でも普通、そういう決まったクリーン指宿等でやらないことも結構多いわけで、年に2回しかありませんので、家庭をきれいにしよう、ガーデンシティー国際観光都市をという場合は、2回なんかでは済まないかと思っておりますので、常にきれいにしておかなければいけないわけです。普通のごみとしては、自分のところの庭に肥料として埋めたり、そういうこともしていただければいいかとは思いますが、普通のごみの持ち出しの日に出したりすることも考えられますが、やっぱり、かなり鹿児島と比べれば、庭も多いですしね、ごみの量としてはそこはちょっと、800gというと、まちをきれいにするという意味では、そこに抑えられる部分があると思えますけど、その辺はどうですかね。

市民生活部長（新村光司） 確かに、鹿児島市と、また、この指宿地域とは、若干、ごみの搬出の仕方が相違があるとは思っております。しかしながら、今後におきましてもですね、このごみの減量につきましては、生ごみの一絞り運動とか、そういったものを続けながら、減量化にはるる努力してまいりたいと思っております。

- 2 1 番議員（木原繁昭） 先ほどのクリーン指宿のときは生ごみをそのまま搬入できるということでしたが、まちづくり公社等もちょっと聞いたところによりますと、ごみをどこかに仮置きして、枯らして持ち込んでいるようなことを聞いたんですが、二重手間になるとコスト

的にも高くなるんじゃないかと思えますけれども、その辺はどのように考えているでしょうか。焼却炉のそのところに置いてすれば、何回も積み替えなくていいということになるかと思えますけど、その辺の見解をお願いいたします。

市長（田原迫要） 雑草だとか、クリーン指宿等での対応について、少し私の見解を述べさせていただきます。クリーン指宿等は市民の皆さんに協力をいただいて、年2回やってます。その時に生木だとか、雑草については先ほど市民生活部長の方から説明したとおり、焼却場に持ち込んでいただいて、処理をしているわけでありまして。通常のそういうものについて、まちづくり公社等で枯らして持って行ってありますが、基本的には、雑草だとか、落ち葉等については、枯らして、できればそのまま土に返してやるのが環境的には一番よろしいのかと思っています。私も年に何回かシルバー人材センター等に頼んで、本来は自分でやらなければいけないんですが、草取りをしていただけてますが、それらについては、基本的には、家の隅に穴を掘って、そこに埋めてもらっています。もちろん大きな木の枝とか、そういうものについては持ち帰っていただけてますが、そういう形が本来一番理想的なのかなと思います。市民800gのごみ、残念ながら3年半経過して、まだ達成はいたしておりません。ただ、これにつきましては、指宿は観光地でもありますので、年間300万人を超す、日帰りも含めると観光客が来ております。東京都などは入った瞬間に、いわゆるホテル税というのを1日100円取られます。それは土地の方で、いわゆる公共負担ということで、外国人も含めて取っているわけですが、指宿の場合はそういうわけにいきませんし、これらの状況もありますので、他都市に比べれば非常に厳しい条件なのかと思えます。そういう中では、皆さんによく協力をいただいておりますし、近い将来、何とでも800gを切るように努力をしていかなければいけないと思います。そういう中で、この雑草だとか木の処分については、基本的には、市民の皆さんにご協力いただいて、そこで枯らしていただいて、本来なら肥料と言いますが、そういう部分に活用していただくのが一番自然循環型になるのではないかと、そのように思っております。今後も、この花と緑のガーデンシティの構築には、冒頭にも申し上げましたように、市民の皆さんだとか、事業所の占める割合が圧倒的に多いわけですので、皆さんの協力を得ながら進めていきたいと思っておりますし、落ち葉だとか雑草等については、今言ったような形を本来は取っていただきたいというようなことについても啓発を図る必要があるかと思っております。

2 1 番議員（木原繁昭） 堆肥へというのは、全くいいことで私も同感でございます。草木処理の件ですが、一部では、まちづくり公社では刈り取った草を畜産の敷き草として利用してもらっていると聞いていますが、素晴らしいことだと思います。敷きわら代わりとして利用され、最後は堆肥で畑の肥料です。こうなったらもうごみではなく、堆肥の原料です。草木の堆肥は畑に素晴らしい効果があると言われております。家庭や街路樹の剪定された木の枝葉等も、裁断機を使い細かく切断して堆肥化するということになれば、すごくいいかと思いま

すが、各個人が裁断機をとというわけにはなかなかいかないかと思しますので、市の方でそのようなものを用意し、場所を用意し、そこに持ち込んで、ちょっと大きめのものはですね、裁断して堆肥化するという事は考えられないでしょうか。

市民生活部長（新村光司） 木の枝葉をチップにしまして、堆肥化することは循環型社会を形成する上でも大切なことだと思っております。本市の堆肥の供給は畜産農家から供給されているものがほとんどだと思っております。現在の供給は需要をはるかにオーバーしまして、供給過剰の状況であります。堆肥化施設を造り、また、堆肥の生産をすることは、供給過剰に拍車をかけることとなりまして、畜産農家のふん尿処理にも影響を及ぼしかねないということになると思しますので、現在のところ堆肥化することは考えていないところでもございます。

2 1 番議員（木原繁昭） 次に、民間空き地等の美化推進についてですが、クリーン指宿が大々的に行われていたときは、その辺も幾らか行われていたのではないかとおもわれますが、指宿地区の十町、十二町地区には一つ一つの区域も狭く、トラクターでの作業の今の時代、農家の畑としては狭い所も多く、また、不在地主等の土地等、荒れ地が多いような気がいたします。私も農業委員として耕作をお願いしているところではありますが、思うように進まないのが現状です。きれいに草刈りしていただいているところも多いのですが、放置されているところも多々あるのが現状です。観光のまちとして、環境景観上からもきれいにできたらと思いますが、行政の対策はどうでしょうか。

市民生活部長（新村光司） 総合的にですね、この草木が繁茂して、そしてまた、景観上、阻害しているというような状況もございませぬけれども、今後ともクリーン指宿を通じ、市民の皆様方のご協力を得ながらですね、きちっとした、こういった環境行政にも努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

延 会

議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 高 田 ちよ子

議 員 物 袋 昭 弘

第3回指宿市議会定例会会議録

平成21年9月16日午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 下柳田 賢 次 | 2番議員  | 中 村 洋 幸 |
| 3番議員  | 東 伸 行   | 4番議員  | 竹 山 隆 志 |
| 5番議員  | 松 下 喜久雄 | 6番議員  | 濱 崎 里 志 |
| 7番議員  | 前 田 猛   | 8番議員  | 横 山 豊   |
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 前 原 六 則 |
| 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 吉 村 重 則 | 14番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 大 保 三 郎 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 高 田 千ヨ子 |
| 19番議員 | 物 袋 昭 弘 | 20番議員 | 田 中 健 一 |
| 21番議員 | 木 原 繁 昭 | 22番議員 | 新宮領 進   |
| 23番議員 | 小田口 郁 雄 | 24番議員 | 六反園 弘   |
| 25番議員 | 森 時 徳   | 26番議員 | 新 村 隆 男 |

---

#### 1. 欠席議員

な し

---

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 田原迫 要   | 副 市 長   | 鶴 窪 吉 英 |
| 教 育 長  | 田 中 民 也 | 総 務 部 長 | 秋 元 剛   |
| 市民生活部長 | 新 村 光 司 | 健康福祉部長  | 田 代 秀 敏 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 産業振興部長 | 井元清八郎 | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 屋代和雄  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |
| 開闢支所長  | 吉井敏和  | 総務課長   | 渡瀬貴久  |
| 人事秘書課長 | 邊見重英  | 企画課長   | 高野重夫  |
| 財政課長   | 富永信一  | 市民協働課長 | 上村公德  |
| 税務課長   | 濱田悟   | 収納管理課長 | 大久保正一 |
| 環境政策課長 | 上西園耕吉 | 長寿介護課長 | 迫田福幸  |
| 地域福祉課長 | 久保憲一郎 | 健康増進課長 | 中村幸男  |
| 農政課長   | 浜田淳   | 建設監理課長 | 石口一行  |
| 都市整備課長 | 亀之園義孝 | 水道課長   | 大道武雄  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 増元順一 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 宮崎勝広 |
| 議事係主査     | 濱上和也 |         |      |

開 議

午前10時00分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において田中健一議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行ないます。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

17番議員（新川床金春） おはようございます。17番新川床。

来年の市長選に田原迫市長が出馬すると思っておりましたので、政治勇退すると伺って大変驚いています。まず、15年間の指宿市市政発展のためにご尽力いただいたことに対して敬意を表します。ご苦労様です。2月までの任期期間中に取り組んでいただきたいことがありますので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1番目のイモゾウムシについて。昨日、同僚議員がイモゾウムシについて質問しましたので、なるべく重複しないように質問しますので、よろしくお願いします。

1番目の緊急防除に関する省令の施行について。指宿市の基幹産業は農業で、夏場の作物としてサツマイモの生産が盛んです。農家の方々からは、駆除区域が広すぎるのではないかと苦情をいっぱいいただきましたが、国から、8月20日にイモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令が施行されたが、防除区域の範囲はどのようにして決まったのか、お伺いいたします。

2番目の防除体制について。昨年11月にイモゾウムシの発生が確認されてから以降、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシの確認作業はどのようにして行なっているのか、お伺いいたします。

2番目のごみ行政について。指宿市清掃センターへの可燃ごみの搬入状況について。指宿市は、ダイオキシン規制が強化されたことに伴い、平成14年12月から1炉体制を選択したことから、ごみの減量化に取組み、資源ごみの分別収集をしているが、平成15年から20年度までの1日当たりの搬入状況についてお伺いします。

2番目の焼却炉の稼働状況と年間の修理について。清掃センターにある焼却炉は、約12年前に稼働時間1日8時間、処理能力30tの施設として建設されたと伺っていますが、現在の稼

働状況についてお伺いします。平成15年5月に焼却炉が酷使によって故障して大変な思いを市民にさせてから6年が経過しましたが、6年間に掛かった修理代は幾らで、各年度幾らだったのかをお伺いします。

3番目に、広域組合での清掃センターの建設について。指宿市清掃センターの焼却炉は、平成14年12月から1炉体制になり、8年間酷使してきているので、いつ大きな故障が起きるか分からない状況で稼働しているのが現状です。担当課職員は枕を高くして休めないと伺ったことがあります。平成16年第1回定例会の中で、一般廃棄物処理対策調査特別委員会最終報告があり、広域組合の焼却炉も老朽化している。また、本市の安定型最終処分場の残余年数を考慮して、広域を視野に入れたりサイクルセンター併設の新炉建設及び最終処分場を確保することとありました。その中で、焼却炉の搬入ごみを軽減するために、樹木の剪定くずのリサイクル事業、生ごみの堆肥化事業、また、新たに減量化対策を模索することの提言がされましたが、これまでに広域圏でリサイクルセンターの建設について協議したことがあるのか、お伺いいたします。

22年度の資源ごみの保管施設指定にかかる仮見積りについてお伺いします。21年度の仮見積りは、2社による見積りで、競争性が働き、前年度比64%減の入札額で、指宿市としては財政負担が軽減でき、大変良かったと喜んでいます。22年度の資源ごみ収集運搬、中間処理、保管の委託料、有価物買取価格は幾らで仮契約したのか、お伺いいたします。21年度の有価物価格について。20年度第3回定例会の部長答弁で、資源ごみの収集運搬、中間処理、保管業務委託については、今回、2社による見積り入札により競争性が働いた結果だから、私は何も言えないと思いますと答弁でした。競争性が働いた結果の入札による有価物の買取価格は、仮契約でペットボトル1キロ40円、紙類1キロ10円で契約したが、7月以降ペットボトル、紙類の有価物買取価格は幾らで契約したのか、また、この単価はどちらが提示したものなのか、お伺いします。

市長の政治姿勢について。市長として市政発展のために精一杯取り組んで来られたことは十分理解しているが、15年間で、これがやれたというのと、やり残した事業があったらお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） おはようございます。私の方から、3番目の政治姿勢についての質問にお答えをさせていただきます。

15年間の政策の成果についてのご質問でありましたが、私は、市民の皆さんの負託を受けて、この15年余り、自分たちのまちを、自分たちでつくろうという気概を持って、本市のまちづくり、まちおこしに、私の持てる能力と情熱を傾けてまいったつもりであります。この15年余という時間は、バブル崩壊後の長引く景気低迷の時期にありまして、その間、交付税の減少など、歳入が伸び悩む一方で、地方分権の推進による業務の増加、あるいは介護保

険、後期高齢者制度等の導入、さらには、少子高齢化の進展に伴う医療や介護費の増、環境問題への対応など、財政需要は増大をしてきた15年余りでありました。また、この間、合併論議が本格化し、3市町での合併が実現、平成18年1月1日に新・指宿市が誕生いたしました。そのような中で、15年余をまとめて申し上げますと、まず、まちづくり・基盤整備という点では、新田地区の開発及び塩入地区の湛水防除事業の導入による各種の整備、国道226号や北町通り線、迫五郎ヶ岡線を始めとする各種の道路整備、セントラルパークとビジターセンターの整備事業、新田ふれあい団地、弥次ヶ湯団地などの住宅整備、潟山地区や弥次ヶ湯地区などの浸水・冠水対策のための遊水池の設置や排水ポンプの設置、火葬場・天翔の里の建設、湊・十町地区の区画整理事業の推進などを行ってまいりました。次に、市民サービス、福祉の向上という点では、市民の皆様による夢現塾を組織し、手作りで総合振興計画を策定してきました。また、情報公開条例の制定、住民基本台帳ネットワークや個人情報保護制度のスタート、戸籍事務の電算化システムの稼働、シルバー人材センターの設立、ふれあいプラザ・なのはな館の誘致による高齢者対策、市内循環バスの運行、高齢者訪問給食サービスの実施、高齢者への砂むしの無料入浴の開始、ふれあいデイサービス事業の開始、ふれあいトークや市長への手紙の実施、さらに、産・官・学の連携による、がん粒子線治療研究施設を中核とする、メディポリス指宿構想の推進などを行ってまいりました。産業振興の分野では、砂むし会館・砂楽の整備、味のふるさと便宅配事業の実施、南九州で初めてのPFIによる道の駅いぶすき・彩花菜館の整備、池田湖レイクグリーンパークとえぷろんはうす、山川港特産市場・活お海道のオープン、今和泉漁港の整備と県水産技術開発センターの完成、山川・根占航路の再開、ソラマメのかごしまブランドの指定、環境に優しい農業の推進や、エコファーマーの認定制度の導入など行ってまいりました。また、この間、県の観光連盟と連携をし、NHKの大河ドラマの誘致を行いました。これを篤姫という形で実現し、指宿篤姫館には、17万人もの人が入場をしていただきました。また、菜の花マラソン、菜の花マーチなども飛躍的に参加者が伸び、フラダンスフェスタも充実することができました。環境対策としましては、ごみの指定袋の導入に始まり、分別収集、そして資源化の推進、まちづくり公社の設立、知林ヶ島の購入と国直轄事業の導入、ごみ焼却炉の建設、市役所の環境ISO14001の取得、家庭環境ISO、学校環境ISOの実施、市職員総出によるごみ減量大作線の実施、生ごみ処理機器購入の補助制度の創設、まちなみ景観賞の新設による花と緑のまちづくりの推進など行ってまいりました。教育施設の充実と人づくりの面では、西中体育館の建設を始めとする、小・中学校校舎の大規模改造、指宿商業高校の校舎の全面改築など、節目節目での施設の充実、市職員の能力開発や人材育成を図る研修制度の実施、青少年海外ホームステイ研修の充実、地区コミュニティの中核となる各地の公民館建設の推進、時遊館COCOはしむれの建設、給食センターの建設、いぶすきスポーツクラブの発足、新・郷中教育や学生子ども映画祭の開催など行ってまいりました。これらの諸事業については言う

までもありませんが、市議会を始め、国や県の関係者、そして、多くの市民の皆様のご支援、ご協力、ご指導により実現できたものであります。心から感謝を申し上げたいと思います。以上です。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの防除区域と発生状況についてお答えをさせていただきます。イモゾウムシは平成20年11月に、五郎ヶ岡地区、玉利地区、宮地区、二月田地区で発生が確認されました。この害虫は、サツマイモに甚大な被害を与える国が指定した特殊病害虫であり、離島以外の本土では初めて発見されたものでございます。また、同じく特殊病害虫であるアリモドキゾウムシも発生しており、平成18年8月に弥次ヶ湯地区で確認されて以降、平成20年5月には東方地区で、平成20年10月には五郎ヶ岡地区、平成21年1月には田良地区で発生が確認されました。これら特殊病害虫が蔓延すると、サツマイモ栽培農家にとっては死活問題となり、また、産地としても大きな打撃を受けることが懸念されます。このことから、農林水産省は、特殊病害虫の蔓延を防止するため、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を定め、鹿児島県が中心となり、早期根絶に向けた緊急防除を実施しているところでございます。お尋ねの省令に規定されている防除区域の範囲についてでございますが、この区域の設定に当たっては、農林水産省が鹿児島県と協議し、アリモドキゾウムシの発生区域とイモゾウムシの発生区域を含めた927haを植物防疫法に基づいて指定したものでございます。

次に、発生状況ですけれども、アリモドキゾウムシについては、平成18年8月に弥次ヶ湯地区で発生が確認されて以降、平成20年5月には東方地区で、平成20年10月には五郎ヶ岡地区、平成21年1月には田良地区で確認されました。これらのエリアにおいては、フェロモン剤による誘引を行い、弥次ヶ湯地区、東方地区では、ほぼ防除が終了しており、現在、五郎ヶ岡地区、田良地区で防除を実施しております。発生状況についてですが、田良地区の1地点で5月28日と7月9日にフェロモントラップで各1頭の誘殺が確認されております。同地点のノアサガオ269本の切開調査では、5月28日に成虫や蛹の死骸、生きた幼虫の計11頭が発見されており、殺虫剤及び除草剤による防除を徹底した結果、2週間毎に実施しているフェロモントラップによる調査では、7月10日以降、発生は認められておりません。一方、イモゾウムシについては、フェロモントラップによる誘引が開発されていないため、寄主植物であるサツマイモやノアサガオ等を切開しての確認となります。調査は、防除作業と並行して行っており、4月から7月は発生区域を取り囲む幅200mの分散防止帯の調査を主に行いましたが、その中で発生は認められませんでした。また、8月からは一部発生区域中心部の作業に着手しておりますが、その中では8月18日から21日にサツマイモでの発生地点に近い、宮地区のノアサガオ群落で1,728本の切開調査の結果、成虫、蛹、幼虫の合計で25頭が確認されましたので防除作業を行っているところです。今後、中心部に作業を進めていく中で、ノアサガオなどでの発生地点の詳細が明らかにされていくものと考えております。

市民生活部長（新村光司） ごみ行政について質問をいただきました。まず、指宿清掃センターへの可燃ごみの搬入状況についてのお尋ねでございます。清掃センターへの可燃ごみ搬入状況は、平成15年度は1万666 tで、対前年比75.3%、平成16年度が8,810 tで、対前年比82.6%、平成17年度が9,648 tで、対前年比109.5%、平成18年度が1万71 tで、対前年比104.4%、平成19年度が9,607 tで、対前年比95.4%、平成20年度が9,191 tで、対前年比95.7%で推移しております。ごみは近年減少傾向にあるようでございますが、大きな台風等の災害が発生した年は増加しているようでございます。なお、1日当たりの搬入状況についてでございますが、平成16年度が1日当たり28.2 t、17年度が1日当たり31.1 t、18年度が1日当たり32.1 t、19年度が1日当たり31.2 t、20年度が1日当たり29.8 tとなっている状況でございます。

次に、焼却炉の稼働状況と年間の修理費についてのお尋ねでございます。清掃センターの焼却炉は1炉で8時間当たり30 tの能力がありますが、県内の市では1炉で操業しているところは本市だけとなっているようでございます。焼却炉の修理代につきましては、平成15年度の修理代が合計で1億3,763万4千円で、内訳は、焼却施設の補修整備1億1,970万円、乾燥ストーカ更新と炉内耐火物の補修が1,793万4千円でございます。平成16年度が合計で4,567万1千円で、主なものは、炉内耐火物等の整備4,536万円でございます。平成17年度が合計で2,305万5千円で、主なものは、炉内耐火物の補修1,254万8千円、電気計装整備980万7千円でございます。平成18年度が合計で1,672万4千円で、主なものは、炉内耐火物の補修1,302万円、バグフィルターの温風循環ファン修理で191万1千円でございます。平成19年度が合計で6,306万5千円で、主なものは、電気計装整備4,531万8千円、平成20年度が合計で4,063万7千円で、主なものは、バグフィルター他点検整備3,150万円、誘引送風機取替336万円でございます。また、平成21年度は、生活対策臨時交付金を活用したガス冷却室耐火物他補修に8,883万円を見込んでおります。平成15年度から20年度までのごみ焼却に関する修理代は、合計で3億2,678万6千円となっている状況でございます。

次に、広域組合での清掃センターの建設計画についてのお尋ねでございます。清掃センターの焼却施設は、平成14年12月からのダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、新焼却炉の1炉体制になってから6年以上経過しております。平成15年度にごみ焼却炉の乾燥ストーカが破損し、修理のため30日間ごみ焼却を停止しましたが、その時の教訓を踏まえまして、年に2回程度の点検をし、施設維持に必要な補修をしながら延命化を図っているところでございます。一方、指宿広域市町村圏組合頼娃ごみ処理施設は、昭和54年の竣工で、現在、30年以上を経過しており、施設維持に必要な補修を行いながら延命化を図っているところでございます。いずれにしても、将来的には安定して処理できる焼却施設の建設について検討する必要があるかと考えております。現在、広域組合で管理型最終処分場建設を計画しているところでございますが、ごみ焼却施設につきましては、交付金対象要件の中でできるだけ広域化を図るよう、国、県から求められていることもありますので、広域化も含めて検討

していく必要があります。市の環境基本計画の中でも、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの整備がうたわれておりますので、今後検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、22年度の資源ごみの保管施設指定に関わる仮見積りについてのお尋ねでございます。平成22年度資源ごみ収集運搬業務、中間処理業務、保管業務及び買取価格について、2事業者から仮見積りを徴したところでございます。結果につきましては、A社が収集、中間、保管の3業務で1,773万5,662円、買取価格が505万7,689円で、差引き1,267万7,973円、また、B社が収集、中間、保管の3業務で1,663万9,308円、買取価格は1,173万7,969円で、差引き490万1,339円となっております。したがって、仮見積り価格の差引きで安かったB社の保管場所を保管施設として報告したところでございます。

次に、21年度の有価物買取価格についてのお尋ねでございます。平成21年度の買取価格につきましては、四半期毎に見直しを行うこととしているところでございます。第2四半期の7月分から9月分の契約単価につきましては、新聞、チラシやその他の紙など古紙類が3円、紙パックが1.5円、ペットボトルが7円となっております。この単価につきましては、新聞市場情報や近隣自治体の契約額、容器包装リサイクル協会買取価格なども参考に、6月に調査をした額を参考に決定したものでございます。以上です。

17番議員（新川床金春） イモゾウムシについてお伺いしますけれども、イモゾウム及びシアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令が発生したことによって、防除区域内の市民にはどのような影響が考えられるのか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 省令が施行されたことにより、防除区域内からイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの餌となるサツマイモやアサガオ、オーシャンブルー、ノアサガオなどを防除区域外に持ち出すことが禁止されました。これに違反した場合は、3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられることがあります。また、自宅に保管してある種芋なども植物防疫官の指示に従って、廃棄の処分をとらなければなりません。このように、防除区域においては、サツマイモの移動や保管が制限されることとなりますが、この防除区域内で根絶することができなければ、サツマイモの一大産地である山川・開聞地域のサツマイモ栽培農家は死活問題となりますので、防除区域の市民の皆様にはご理解とご協力を賜りたいと思っております。

17番議員（新川床金春） 家庭菜園の方がですね、まだ家に持ってるかもしれませんので、十分調査していただきたいとお願いします。

昨日の答弁で、家庭菜園としてサツマイモを栽培して、どうしても芋を植えたい方にはですね、市民農園的に利用できるほ場を確保したいという答弁をいただきましたけれども、五郎ヶ岡、玉利地区、宮地区、二月田と広範囲972haありますけれども、できましたら、その地区の区域外に一番近いところにですね、ほ場を設けていただけないか、お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 防除区域内では、省令により平成25年12月31日までサツマイモ

の移動は禁止されますが、区域内の市民からは、サツマイモの栽培をしたいという要望もありますので、ほ場を20 aから30 a，市民農園的に利用していただくような検討を加えてまいりたいと思っております。なるべく近いところがいいのではないかとすることは容易に想像できますので，そのような努力をしてまいりたいと思います。

17番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。根絶に向けて国，県にお願いするだけでなく，イモゾウムシ防除にかかる専任職員を配置して，もっと積極的に対応していく考えはないのか，お伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシの早期根絶は，何よりも優先して取り組まなければならない対策でございます。防除区域へ蔓延すれば，指宿市の農業に与える影響は計り知れないものがあると思われま。このようなことから，専任職員の配置については，農林水産省門司植物防疫所や鹿児島県病害虫防除所の職員と連携した活動ができるような体制を含めて，検討してまいりたいと思っております。

17番議員（新川床金春） 指宿ではですね，イモゾウムシを始め，アリモドキゾウムシ，ミカンケジラミ，アフリカマイマイといった特殊害虫が次々に発生してきてます。にも関わらず，ここで食い止めなければですね，更に蔓延していくという危機感が感じないように思います。職員は一生懸命してるんでしょうけれども，市民からはですね，どげんなっちゃうかと言われますので，蔓延防止，風評被害が広がれば，サツマイモのみならず，焼酎や加工品等の販売にも影響を及ぼす恐れがありますので，来年に向けて，人と金を注ぎ込んで，広報などを通して，積極的対応をするべきだと思いますが，もう1回聞きますけど，そういう費用を掛けてやる考えはないのか，お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの根絶は，市民の協力がなければ困難だと思っております。防除区域内の市民一人一人が関心を持ち，サツマイモを植えない，アサガオを植えない，ノアサガオがあつたら抜き取って繁茂させないという協力が是非とも必要だと思っております。また，防除区域内のサツマイモを作りたいという要望もありますので，一日も早い根絶に向けて，必要な費用については，財政状況等を勘案することになりますけれども，努力をしてまいりたいと思います。

17番議員（新川床金春） 次に，ごみ行政についてお伺いします。先ほど部長からですね，県内には1炉体制のところはないということでしたけども，市長に伺いますけど，全国に1炉体制の市町村があるんですか，お伺いします。

市長（田原迫要） 定かなデータは持ってありませんが，全国には1炉体制の自治体ももちろんありますし，あるいは焼却炉を持たない，鹿児島県にも1町だったと思いますが，つまり，徹底してごみ減量化，資源化，あるいはごみの肥料化を図っていったら，ごみゼロを推進して焼却炉を造らないというところもござい。2炉あつた方が安全ではありますけれども，今，指宿の焼却炉の場合は，そこに持ち込む人口と言いますか，それは概ね3万人でありま

すので、3万人の方が800gの目標を掲げてますけれども、これをクリアできれば $3 \times 8 = 24$ の24tになりますので、十分その30tの1炉体制で対応できるのではないかと。したがって、そこに向かって努力をしていく必要があると思います。と同時に、焼却炉はもちろん2炉あるのが理想でありますけれども、非常に補修費が掛かります。何年に一遍は何を取り替えるという規定もありますので、先ほど市民生活部長から説明がありましたように、概ね5年間で3億を越す修繕費を掛けてやっております。したがって、ごみ対策、あるいは環境対策、非常に大きなお金が掛かかりますので、1炉体制で延命化を図りながら進めているということで、全国には多くの例があると認識をいたしております。

17番議員（新川床金春） 全国にたくさんあるということで分かりました。指宿市は生ごみの堆肥化に取り組んだらどうですかと、これまでも何人の議員が言ったかなあと申し上げますけれども、昨日の答弁でもですね、畜産や養豚業の方が堆肥を生産しているから、供給過剰になるんじゃないかということでできないということでした。指宿市の清掃センターに1日当たり、昨日の答弁で、20年度は849gということでした。可燃ごみの大半が水を含んだ生ごみです。この生ごみをですね、個別収集し、水分を除去してから清掃センターの焼却炉で焼却すると炉の負担が軽減されると思いますけれども、個別収集に取り組む考えはないのか、お伺いします。

市長（田原迫要） ご指摘のとおり、今後、個別収集に取り組む必要は認識をいたしております。現在、広域組合の方で汚泥処理再生センター建設中でありましてけれども、ここでは最終汚泥と給食センター等での生ごみを一緒にブレンドして肥料化をする計画で進めております。ここでの経験をしながら、とりあえず、食材の残りについて肥料化できる道を開きたいと思っておりますし、その次は、議員ご指摘のとおり、各家庭から排出される生ごみについて、今、生ごみ処理機に補助を出しておりますが、これを更に推進することと、その生ごみの収集について、例えば、清掃センターの方にそういう処理機を、かなり大型のものを設置したりすることも検討していく必要があると思っております。

17番議員（新川床金春） 今、生ごみ処理機を推進していくということを市長から答弁もらいましたけど、以前から私は、ごみの減量化にはですね、生ごみ処理機の普及が大事だと言って来ました。そのときに、もう十分行き渡ったという答弁を貰った覚えがありますけど、ですから、補助金を2分の1を3分の1にしてですね、逆に2分の1をゼロにするという取り組みによって買う方は増えるんじゃないかと思っておりますけど、今、市長が答弁しましたので、そのことについて普及するために、2分の1に戻すか、それ以上の補助を出すかすれば、普及は進むんじゃないかと思っておりますけど、答弁をお願いします。

市民生活部長（新村光司） 生ごみ処理機の購入補助制度につきましては、議員ご指摘のとおり、平成20年7月から見直しをしまして、3分の1補助にしたところでございます。なお、18年度以降の実績を申し上げますと、18年度が家庭用で57基の補助をいたしております、19

年度におきまして60基、それから、平成20年度が108基となっている状況でございます。

17番議員（新川床金春） この処理機の話は、また後で聞きますけれども、その前に、焼却場の稼働状況と年間の修理費を聞きましたけれども、今年は、炉の修理のために48日間炉を休止したということをお伺いしました。野積みの可燃物を、近いうちに燃やし終わりますということですが、1日30t近くの量が来てるわけですよね。それを48日分を燃やすためには、1日何時間運転しているのか。実際ですね、8時間炉であって、耐火レンガなんかは強度の強いのに替えたかもしませんが、全体的な施設は8時間炉なんですよ。これが本当にこのままの運転で何年くらいもつと思っているのか、お伺いします。

市民生活部長（新村光司） 耐火レンガの冷却室の補修に、5月の23日から7月9日までの48日間の工事期間で炉を停止したところでございます。48日間の停止後の炉の稼働状況でございますが、週6日稼働している状況でございます。月曜日から木曜日までが8時半から夜の12時まで、それから、金曜日が朝の8時半から夜の10時まで、土曜日が朝の8時半から5時30分までというふうに、日曜日は休止となっている状況でございますが、この48日間の仮置きしたごみの総量を申しますと、燃えるごみが約1日24tですので、1,152tの仮置きしたごみの量になります。しかしながら、この時間を延ばすことによりまして、これを50日間ぐらいで解消できると見込んでおります。炉につきましては、今後も各種の修理が発生すれば、それを修理したり、あるいは点検も十分しながら延命化を図っていきたいと思っているところでございます。

17番議員（新川床金春） 炉は物ですので、壊れるんですよ。ですから、大事に使っていただきたいと思えます。市長は分かっていると申しますが、以前、15年に炉が故障した時に、鹿児島市を始め、近隣の市町村に生ごみのお願いをして、焼却してもらったんですよ。その時に、もう次はないですよと言われたと私は伺っているんですが、次に持って行くところはなければ、本当に、炉を1炉でいいのか、逆に私がさっき言ったように、生ごみを徹底的に収集して、乾燥して燃やせば、3分の1なるんですよ。そういうことに取り組みないと、担当者から、私も議員11年してますけど、その間いろいろ聞いてきましたけど、体を壊したり、いろいろな変調があって悩んでる方もいっぱいありました。やっぱり、職員の健康管理も含めてですね、何をしたらいいかというのは、本当に、生ごみをどうするかだと思います。ですから、先ほどは市長が処理機の話をしていただきましたけれども、ホテル、旅館にも50万出してたものがなくなったと思えますけれども、ホテル、旅館にまだ補助を出して、もう絶対に清掃センターにはですね、ホテル、旅館、病院等、企業にですね、もう生ごみを絶対に市の清掃センターに持って来ないように徹底していただきたいということをする、3億2,600万出してる修理代が抑制できるんじゃないかと思うんですけど、この5年間で出したお金ですので、急にはできない、今年度予算でできるか分かりませんが、やっぱり、任期中にこの部分は、焼却炉の耐用年数を延ばすために何か取り組んでいただけないのか、お伺い

します。

市長（田原迫要） ご指摘のとおり、一人当たりの焼却ごみの排出量がまだ800gを超えておりますので、この生ごみを中心に焼却ごみをどう減らしていくかと緊急に対応を考えていきたいと思えます。合併直後でもありましたし、生ごみ処理機については昨年でしたか、昨年2分の1を3分の1にさせていただきました。事業所については廃止をさせていただいたんですが、それは合併直後のいろんな財政需要、その他もあったこともあります。ただ、先ほど市民生活部長の方から年間の設置件数等ありましたが、概ね100件前後ということで推移をいたしておりましたし、まだまだ普及は進んでないと思えます。財政とも相談しながらということになります。家庭用の生ごみ処理機については、それほど高いものではありませんし、機械、電気、私も電気のものを使っていますが、大体3万円から4万円前後というところでありますので、これについて更に普及を図れるように市民生活部、環境政策課とも相談をしながら、800g以下を達成できるために何をすべきかということについて検討していきたいと思えます。

17番議員（新川床金春） 次に、有価物についてお伺いします。22年度の有価物の買取価格はペットボトルで20円、紙類、その他で9円で間違いなかったのか。それと先ほど、私の1回目の質問で、40円を7円に、10円を3円に、どちらが値段の提示をしたのかというのの答弁もなかったの、一緒をお願いします。

市民生活部長（新村光司） ペットボトルが40円につきましては間違いのないところがございます。それから、段ボール、新聞、チラシ、その他の紙パック等につきましては10円となっているところございました。

17番議員（新川床金春） ちょっと答弁が違うんですけど、私が聞いたのは、今年のペットボトルは20円、紙類・雑紙で9円は間違いじゃないかということで聞いてます。間違いのないのか。

市民生活部長（新村光司） 22年度の価格につきましては、ペットボトル20円、それから、その他段ボール、新聞、チラシ、その他の紙パック等9円に間違いございません。これにつきましては、業者の見積りによるものでございます。

17番議員（新川床金春） どちらが、40円を7円にしたのか、10円を3円にしたのかその部分もお願いします。

市民生活部長（新村光司） 提示につきましては、市況等も見比べながら調査し、そしてまた、業者の提示も調査しながら基づきですね、その辺を勘案して交渉しながら進めてまいりました。

17番議員（新川床金春） 昨年アメリカ発の大不況が起きたということが安くなった原因ということで、調整しないといけないだろうということでした。私たちの生活は何も変わっていません。実際、7月の有価物がペットボトルで7円、33円の減、紙類が3円ということは7円の

減なんです。仮見積りですね、1,600万円あった有価物の買取価格は、今年度は幾らになる見通しなのか、お伺いします。

市民生活部長（新村光司） この買取額につきましては、7月から契約単価を変更したわけですが、平成20年度に仮見積りを徴した収集量を元に、7月から来年3月まで契約単価が変わらないと想定しますと、年間平均691万円になるようでございます。当初の仮見積り単価で1年間を試算しますと、1,529万円でしたので、約838万円の歳入減となるようでございます。

17番議員（新川床金春） 800万以上の減になるということですが、私たちは何も生活は変わってないのに、この業者だけ、なぜ配慮するのかなあと私は前から思っていました。前も一般質問した中でですね、市場価格は80円するときに40円で買取ってもらった時期もあったんですよ。競争性が働いたから安くなった、だけど、そこを強調すれば、40円だったものを、2割ぐらい安くするのは分かるかもしれないけど、市民感情として8割以上減額するのは納得するかどうか、どう思いますか、お伺いします。

市民生活部長（新村光司） 去年は中国特需の関係で、非常にペットボトル、その他の資源ごみが値上がりしました。その後、急速に4月以降からこういった資源ごみの価格が急激に値下がりしまして、100年に一度と言われるぐらいの下落になったんじゃないかなと、そのように思っているところでございます。なお、その後、急激な冷込みですね、こういった契約単価を交わしたものの、要するに、今後の状況を見ながらということで、四半期毎に見直すことにしたわけですが、今後につきましても、市況の状況を見ながら、四半期毎でするので、その辺を考慮し、調査もし、そしてまた、現在は第2四半期ですが、また、第3四半期ですね、こういう時期には、また見直しをしていきたいと、そのように考えております。

17番議員（新川床金春） 部長がですね、中国特需で高騰したときもあるということを行いました。僕は、それを出てくるのを待っていたんですけど、19年の時は、特需で高く売れたんですよ。その時は、単価は上がってないんです。その業者はその時はたくさん儲かっているんです。この相場ですので、やっぱり、高低はあるんです。だけどその中で、7割、8割も減額することがどうなのかなと私は思います。今さっき部長が、6月に話し合いで決めたということでしたけれども、22年度の資源ごみの仮入札は、7月末にありました。その時の単価が、県内の大手業者に幾らで引き取るかということで調査し、現状の単価で入れたのがペットボトル20円、紙類7円です。それが、ペットボトル7円、紙類3円です。先ほど部長が言いました買取価格の中でですね、600万か700万ぐらいは差が出る、22年度で出るんですよ。やっぱり、業者の言いなりじゃないのかなと私は思います。財政が厳しい中では強く業者に言って、市場価格の最低で今はやっているとします。最高で買ってもらうような努力をするべきじゃないかと思いますが、どうですか、お伺いします。

市民生活部長（新村光司） この件については私どもも、業者の言いなりと、今言われましたけれども、毛頭そういったことはございません。あくまでも、6月調査をした時点ではそういうふうな単価でございましたし、他市との状況も見比べながらやっております。したがって、それぞれ各市町村取り扱いが違おうとは思ってますけれども、この値段が妥当なものと思っているところでございます。

17番議員（新川床金春） でしたらですね、この22年度の業者は、1年間はこれでやってもいいというような話もしてましたけれども、10月にはですね、この単価以上は契約でやっていただきたいと思います。次の22年の業者は、これだけの単価で取るということが、もう仮見積りで決定しているわけですから、それ以下で買取ってもらうのはおかしいんじゃないかと思しますので、そのところは、市場価格をもう一回、徹底的に調査してやっていただきたいと思います。

時間の関係で次に入りますけれども、市長の政治姿勢についてお伺いしますけど、市長から15年間の取り組みを伺いました。大変いろんなことをされているんだなと思いました。ただ、私は2点ほどですね、1点はごみの問題でもう話しましたのであれですけど、私が議員になって11年間、潟口、大牟礼、湯之里、弥次ヶ湯地区の浸水問題について質問してきました。この地区の、雨水対策を私よりも先に掲げて市長になった方がここにいるんです。田原迫市長がそれを掲げて市長になって、現在、いろいろなことをしていますけれども、今でも、潟口ポンプ場の能力が低下してるのが問題なのか分かりませんが、毎年、床上、床下浸水をしています。ただ今年は、台風が来てないのでどうだったかちょっと分かりませんが、これまで10年間は、そういう問題で安心して眠れない方がいっぱいいたということは、私よりも市長が知ってると思うんですよ。ですから、この問題はどうなっているのかなと。市長のやり残した仕事として、それが出てくるのかなと期待していたところなんですけど、答弁がなかったので残念でなりません。潟口ポンプ場の建替えや柳田川の上流の遊水池の計画とかいろいろ私の質問で答弁をもらってましたので、その計画はどうなっているのか、お伺いいたします。

市長（田原迫要） 確かに、潟口、弥次ヶ湯地区の浸水対策というのは、非常に重要な事項でありました。ただ、治水対策というのを単独でやると、非常に大きなお金がかかります。非常に厳しい財政状況の中での15年余りでした。一番効率的にできるのは、区画整理事業と同時進行でやれば、半分以上は補助金を活用できますので、非常に効率的にできるのではないかとということで、十町地区の区画整理事業と同時進行でいきたいということで最初は考えてました。ところがご存じのとおり、秋元川以南の皆さんの中で区画整理をしてもらっちゃ困るという反対運動も非常に強いものがあって、結果的に、秋元川以北の区画整理事業ということで現在進行中です。そういうことで、雨水対策について抜本的な対応ができない、財政的な面が大きいんですが、できない状況でありまして、そういうことで、じゃあどうしたら

いいかということで、仮設ポンプを合計で3基でしたでしょうか、準備しました。それから、渦口ポンプ場の能力アップだとか図ってきました。そういうことで、従前に比べればずいぶんあの地区の浸水は防げたのではないかと考えてます。ただ、台風来襲時とか、今年も一遍ありましたが、浩然会病院周辺だとか、浸水することがあります。そういうことで、今、渦口ポンプ場を抜本的な改修に入らなければいけないということで、そのためにはいろんな補助事業を活用しないと、単独では非常に難しい問題がありますので、現在、本地区の雨水整備計画について、調整池を含めて、ポンプ場の新設だとか、渦口雨水ポンプ場の改築を含めて、浸水解析を本年度実施して、来年度以降、これについて具体的な作業に入っていきたいと。つまり、区画整理事業とは切り離して対応をせざるを得ないというふうに判断をしているところであります。

17番議員（新川床金春） この地区の方が安心して眠れるように、市民の生命と財産を守るのが仕事ですので、任期中にできることはやっていただきたいと思います。それと、ちょっと時間をいただいて。広域のですね、広域炉の建設もまだされてないように聞いてますんで、この問題も任期中にできるだけですね、南さつま、南九州、枕崎を含めた関係の方と話し合いができるようにやっていただきたいというのをお願いして終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、中村洋幸議員。

2番議員（中村洋幸） 傍聴者の方々はご苦労様でございます。2番中村洋幸でございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

3市町の合併から3年8か月が経過いたしました。合併後の新指宿市は、地方交付税の大幅な削減、少子高齢化対策による地方負担の増大など、厳しい財政事情の中での運営が続いております。合併により3市町が持ち寄った財産も、新しい指宿の船出に重荷になったものがあつたのではと思います。財産は活用されてこそ価値があります。中には財政に大きな負担をかけるような財産、運営面の改善に苦慮するような財産もあると思います。それぞれの地域には、地域活性化施設などもあり、いろんな思いもあると思いますが、本市に財政的な余裕はないと私は思います。財産の管理処分については、平成19年第4回定例会において質問いたしました。20年度から財政課に財産活用係、建設監理課に用地監理係を配置し、適正な公有財産の管理が行われていることと思います。財政の健全化を図るためにも、極力財産の利活用に取組み、売却可能なものは早めに売却すべきだと思います。昨年10月から指宿土地開発公社も、指宿菜の花団地の宅地分譲24区画を行っているようですが、成約1件ということで、販売状況から見ても、今の経済状況の中では、不用財産の売却も非常に厳しいこ

とと思いますが、今回は財産の管理及び有効活用について、今ある財産をいかに管理活用していくか質問いたします。合併後の普通財産、行政財産については、執行部担当課職員、議員も把握しておくべきだろうと思いますが、私も残念ながら新指宿市の普通財産、行政財産について全てを把握しておりませんので、分かっている財産について通告に従い質問をさせていただきます。

それでは、まず、1点目の普通財産の20年度以降の活用状況はどうなっているか、お伺いいたします。

2点目に、用地監理係も設けられ、市道の未登記物件について所有権移転登記に取り組んでいることと思いますが、市道、農道、林道を含む所有権移転登記の進捗状況はどうなっているか、お伺いいたします。

3点目に、新指宿市が誕生し、1市2町が持ち寄った財産も数多くあると思われませんが、山林、保安林などを除いた普通財産の中に利活用されていない財産がどれくらいあるのか、お伺いいたします。

4点目は、今後の財産利活用計画、そして、処分可能な財産がどれくらいあるのか、利活用については売却処分対象外のもので現在活用計画があるものについてお伺いをいたします。

5点目は、市所有の公用車全車に看板を表示し、市民、観光客への宣伝車として活用できないか。新指宿市の市章も知らない市民の方がたくさんおられるように思います。全車に市章の表示、また、新指宿市の目指す将来都市像である、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するための各課の推進事業や観光施設などの宣伝に公用車を活用する考えはないか、お伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） お答えさせていただきます。組織機構の見直しで、財産活用係、あるいは用地監理係が設けられたが、利活用されていない土地の活用状況と、平成20年度以降の状況について質問がありました。平成20年度から組織機構の見直しの中で、財政課、財産活用係と建設監理課、用地監理係を設けて、適切な財産管理が行われるよう取り組んでいるところでございます。市が保有する公有財産については、市民共有の財産でありますので、市が行政目的で公用又は公共用として有効利用することが最もふさわしいものであると思われま。しかしながら、時代の変遷等により、公用又は公共用として利活用されなくなった普通財産の中で、将来的にも利活用が見込めないものについては、貸付や売却処分をしているところでございます。平成20年度以降の土地の売却状況につきましては、集中改革プランの財政健全化の推進に基づき、歳入の確保を図るため、平成21年3月に3件の物件を対象に一般競争入札による公売を行いました。そのうち1件、55万円を売却をいたしました。また、随意契約で2件、これは165万円であります。それから、機能廃止のあった法定外公共物、里道とか水路ですが、これを4件、計で496万3,908円ありますが、これら合計で716万3,908円の売却を行っております。

以下の質問につきましては、担当の部長の方から答弁をいたさせます。

建設部長（吉永哲郎） 市道部分の所有権移転未登記案件の進捗でございますが、平成20年度調査時点で2,188筆の所有権移転未登記が存在しております。未登記の主な原因は、以前は地区で道路拡張を行い、名義変更がなされていないものや、相続が複雑で相続人全ての承諾書が揃わなかった物件などでございます。所有権移転登記の進捗でございますが、平成20年度は地権者からの申し出があったものを優先し、直営で14筆を処理しております。また、今年度は平成20年度繰越事業の地域活性化・生活対策臨時交付金の予算を計上いたしまして、所有権移転するため48筆の分筆登記を公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託中でございます。よって、所有権移転登記については、平成20年度が14筆、平成21年度が委託分48筆、直営分として7筆、それと海岸沿線の22筆、合わせて91筆の処理を行っております。今後とも厳しい財政状況ではありますが、直営と委託により早急な未登記案件の処理に努めてまいりたいと思っております。

総務部長（秋元剛） 普通財産の利活用がされてない不用財産がどれくらいあるのかということでございますが、市が保有する公有財産のうち、現に公用又は公共用に利用されていない普通財産の土地は、山林を除き約76万㎡で、建物は60棟あります。このうち、現在、貸付け等の利活用がされていない土地につきましては、約200筆で、約13万4千㎡、建物は6棟あるところでございます。

それから、今後の利活用計画をどう進めていくのかということでございますが、利活用されていない土地や建物につきましては、将来計画などそれぞれの財産の効果的な利活用の方法も勘案し、貸付けや売却など有効利用に取り組んでまいりたいと考えております。未利用財産の処分につきましては、景気低迷や地価下落による影響で、土地の取引が減少しており、厳しい状況にありますが、平成18年8月に普通財産売却計画を定め、これまで問題点等を整理しながら、順次売却を行ってきているところでございます。現在、処分可能な財産として検討している土地は、18件で約1万9千㎡であります。そのうち、建物付の土地は2件で約1千㎡、土地のみは16件で約1万8千㎡となっております。これらを売却するためには、購入しやすい区画にするための分筆や造成、土地の敷地内に埋設されている排水管や水道管などの撤去等、事前に調査や処理をしなければならないなどの課題があります。したがって、これらの課題を順次整理しながら、財産の貸付けによる効果的な利活用や、処分可能となったものから広報紙やホームページ等を活用しながら、計画的に売却を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、市所有車の全車を走る看板車にし、全体事業の振興策に活用する考えはないかということでございますが、公用車のデザインにつきましては、合併時において経費節減の観点から、旧指宿市の公用車については、青と黄色のラインのまま使用していくこととし、旧山川、開聞町の公用車については、名称だけを指宿市に書き換えて使用しているところで

あります。また、合併後に購入したものについては、ラインは入れずに指宿市と文字を入れ、統一を図ってきているところがございます。なお、公用車へのキャッチフレーズ等の掲載につきましては、現在でも、選挙前に、マグネットシートを公用車のボディに貼り付けて選挙啓発の広報などに活用をいたしております。特産市場・活お海道や唐船峡そうめん流しなどの各施設名を掲載することは、施設の宣伝にもつながり、また、各課の事業のキャッチフレーズ等を掲載することは、市の事業を市民の方々に知っていただくことで事業の推進にもつながるものと考えておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。議員もご承知ですが、黄色のマイクロバス1台でございますけれども、これにつきましては、環境啓発という形の中で、こまめに節約、ストップの温暖化ということで環境啓発の用にも利用をしているところがございます。

2番議員（中村洋幸） 1点目については、実績ですので、もうこれで終わりました、2点目の質問に入らしていただきます。市道についてですね、相当、この未登記物件というのが残っているわけですが、年度内に処理できる物件と言うか、これがどれぐらい残っているのか。また、今後、この未登記物件について、何年ぐらいの計画で処理していくつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

建設部長（吉永哲郎） 未登記分の処理についてでございますが、平成21年度におきましては、委託分が48筆、直営分が7筆、それと、海岸の沿線の22筆ということでございます。それと、何年ぐらいかということでございますが、先ほど全体の未登記の案件として2,188筆ということでございます。この中には、相続が複雑なもの、また、登記上の名義人が所有者と異なるものが多く含まれております。この処理については相当の時間を要することから、何年というのは想像がつかない状況でございます。今後におきましては、本年度GPS等の測量器具等も買っておりますので、委託を含めながら、1件でも多くの未処理を解決をしたいと思っております。

2番議員（中村洋幸） 物件について、この未登記物件については相続登記を絡むものとか、結局、所有者が健在であって、すぐ分筆登記をすれば所有権移転に応じてもらえるものとかいろいろあると思うんです。そこらの多分、整備もされていると思うんですけれども、所有者が健在であるという物件がどれぐらいあるというのはつかんでおられませんか。

建設部長（吉永哲郎） 総体の未処理の件数の単独か、それとも相続発生かという質問でございますが、ほとんどが、9割程度以上は相続人が発生しているというような状況で、相続人そのものをですね、そうそうたる1件に対しての相続人が貼りついているというような状況で、今後、市といたしましては、印鑑証明、実印等を、根気強く、地権者の協力をいただきながら、1件でも多くの処置をしたいと考えております。

2番議員（中村洋幸） 次に、普通財産と行政財産についてもお伺いしたいんですが、普通財産、行政財産についてはですね、全て所有権移転登記は完了しているのかということについ

てお伺いをいたします。

総務部長（秋元剛） 市有財産の所有権移転登記につきましては、平成20年9月に唐船峡食品への貸付けてある土地の一部や、平成19年10月に旧川尻公民館敷地について、所有権移転登記を完了するなど、これまでも少ない筆数ではございますが、取り組んでいるところでございます。しかし、現在確認されている普通財産としての未登記物件の中には、約50筆あるようであります。市道部分を除く行政財産についても、未登記の物件があるのではないかと認識をいたしております。これらの未登記物件の中には、分筆がされていないものや、相続人が不明なものなど移転登記が困難なものもあると思われまます。今後調査を進めながら、どういった状況にあるのかというのを分析をしながら、関係する皆様のご協力をいただきながら、処理可能なものから順次、移転登記ができればというふうに考えているところでございます。

2番議員（中村洋幸） 普通財産にしる、この道路関係にしる、行政財産にしる、市民の大事な財産ですので、できるだけ速やかに所有権移転登記は取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、4点目に入りますが、これは聞き取り調査による通告というのがほとんどでございますので、1点ずつ答弁をいただきたいと思ひます。新指宿市になってたくさんの財産を保有していると思ひますよ。その中には、旧市町村においてしっかり管理されていたものが、そのまま放つとかれるという状態のところもたくさんございます。それについてですね、私がちょっと感じているところだけを列挙して質問をさせていただきたいと思ひます。まず、昨日も同僚の議員から出ましたけども、鷲尾の森ですね、これについては、平成元年ぐらいの整備ではなかったかと思ひますが、花と緑に親しむ村づくり事業ということでですね、旧山川町で総事業費650万ということで、県と国の2分の1の負担金で公園整備をあの展望台とか、桜の植栽、遊歩道、駐車場、案内板、樹木の名称板というようなものを整備しております。ところが、360度のパノラマが楽しめるという場所がですね、現在においては、成川地区と言うか、山川の港の方しか望めない。20年前からすると、周りの木も大きくなって、池田湖も見えない、開聞岳も見えない。桜島まで望めないようになっております。自然公園の区域に入っております、その樹木の伐採等は無理じゃないかという話もございしますが、当初、こういう住民の憩いの場ということで造ったわけですから、そこらの自然公園の方については、枝の伐採とか、というところの作業をやらえれば、ある程度の展望は開けるんじゃないかと思ひますので、そこらについてですね、今の管理状況と、それと、今後どう管理をしていくのかということについて、お伺いをしたいと思ひます。

産業振興部長（井元清八郎） 鷲尾の森の関連についてでございますけれども、昔から市民の憩いの場として親しまれていることから、麓から山頂までの遊歩道を職員で年3回草払い作業を行い、環境整備に努めているところでございます。また、桜並木のある公園部分については、大山地区に委託し、年2回草払い作業をお願いしているところでございます。今後の管理につきましては、市民の桜の名所として利用されている部分もございしますので、引き続

き市民のご協力をいただきながら、環境整備に努めていく考えでございます。

2番議員（中村洋幸） 部長はですね、今、答弁されましたけども、現場に行ったことがありますか。

産業振興部長（井元清八郎） 残念ながら、現場には行っていませんけれども、現場の状況は写真で拝見をさせていただいております。

2番議員（中村洋幸） 合併後、いろんな財産が皆さんの手にあるわけですよ。私らも含めまして、この1市2町の財産というのは把握しておく必要があると思います。じゃないと、今日の、この展望台の問題にしてもですね、私は現場を知らなければ議論はできないのじゃないのかなと思うところなんですけど、現在においては、展望台も電柱かな、1本のそのままの柱でできているんです。これについても、ちょっと腐れがあったりとかですね、ベンチについてもそういう状態です。登山道についても危険と言うよりも、もう階段等に使われていた樹木も腐ってですね、危険と言えば危険な状態になっているということなんですけど、あの展望台については山川の職員がロープを張ってもう上がらんようにしたということでございますけれども、そういうところの整備も、再整備と言うか、含めてですね、今後どうやっていくのか、草払いについては年3回やっているということですけども、そういう設備について、今後、どういう考えを持っているのか。山川が一番高い山なんですよ、鷲尾岳といたら411mですかね、一番高い山で、見晴らしはいいということで、旧山川町としても設置はしたんだろうと思うんですけど、それについて、結局、桜並木もこの当時、この事業でですね、330本植えております。山桜180本にソメイヨシノ150本と。この事業と並行して桜並木を作ろうと、千本桜を作ろうということで、住民に呼び掛けて、1本5千円ですかね、出資をしてもらって、皆さんで沿道にずっと植えてるんです。これも恐らく1,200本を超えてるという話でしたので、この鷲尾の森等を含めまして、1,500本以上の、私は桜が植わってると思うんですよ。だから、もう20年近い状態になっていますので、桜もそれなりに咲いたらきれいな状態じゃないのかな、桜見ができるそこじゃないのか、と思ってるんですけど、再度、これについて答弁を求めます。

産業振興部長（井元清八郎） 平成元年度にこれは補助事業を使って整備をされておまして、その後ですので、木造ということもありまして、腐食が進んでいまして、危険な状態にあるということで、そこには立ち入らないようにトラロープ等で処理をしているところでございますけれども、これからの利活用につきましては、まずとりあえず、この危険なものを除去しなければいけないでしょうし、それから、桜の名所としてのスポットになるということであれば、何らかの形で利活用する方法を、大山地区を含めまして検討していく必要があるだろうと思っているところでございます。ただ、具体的には、財政との絡み、それから、これからの利活用の絡みがございますので、現時点で云々という計画は持ってありませんが、検討を加えてまいりたいと思います。

2 番議員（中村洋幸） 次に、桜並木についてお伺いいたします。この事業はですね、先ほどのこの鷺尾の森と並行して平成2年から平成9年の間で整備をされたと思いますが、先ほど申しましたように、桜約1,200本以上が植栽をされていると思います。山川の桜並木はですね、鷺尾の森事業と並行して町民に呼び掛け、1本5千円の協力金で民間、企業、団体が植栽されたものだと思っております。私たちも厄入りの記念に植栽をしております。管理は山川町企画課で行うということで植栽したと思っておりますが、合併をした今、職員も少なくなり、手が回らない状態だと思えます。植樹をしていただいた方に呼び掛けて、年に1回、この10月ぐらいが私はいんじゃないかと思うんですが、下払いについては市の方で道路の管理と一緒にやってもらって思うんですけども、この時期、カズラが巻いてるんです。だから、このカズラ取りなんかをですね、この植樹をしていただいた方々に呼び掛けてやるべきじゃないのかなと思うんですが、どう考えているのか、お伺いをいたします。

山川支所長（岩崎三千夫） 鷺尾岳周辺の市道丸尾線、市道溝口線、それからまた、大山鷺尾岳線、市道森松鰻線沿いに植樹されています桜につきましては、山川支所の地域振興課の方で管理をしているところでございますが、市道管理作業と同時に、通行に影響のある枝の剪定や桜の周辺の草払いを実施してきているところでございます。これらについては担当の方で年に3回ほど、1月、6月、11月というふうにしてやっておりますけれども、お尋ねのカズラ等についての、夏場に繁殖する樹木に巻き付く習性がありますので、これらについては、この時期に桜にも巻き付いているところでございます。カズラは樹木の成長に悪影響がありますので、除去作業については、ボランティアによる作業による除去も一つの方法であると思えますけれども、市道管理作業において、巻き付いたカズラを除去するよう、今後も努めていきたいというふう考えております。

2 番議員（中村洋幸） 桜が咲いたときだけ、きれいじゃなくて、やはり、かねての管理もちゃんとしていくべきだと思います。

次に、成川住宅跡地利用についてですね、この成川住宅跡地は、平成9年度廃止されて、今日まで埋蔵文化財の包蔵地であるということで、発掘にも5,000万円掛かるということで、現在の状況のままであるということでございますが、一部の土地については、成川長寿会の方々が四季の花々を植栽してくれております。また、株式会社アートさんへ臨時駐車場として一部は貸付けられております。全体的な管理責任は市にあると思うんですが、今後の利活用について検討されないのか。国道226号沿いでありまして、成川地域では一等地だと思うんですよ。こういう場所を、ここも、くずですかね、あのカズラが大分出てきております。大きな開発ができないのであれば建物用地にはもう向かないと、埋蔵文化財そのまま利用するとなれば、公園化はできないのかなということも思っているんですが、今後の利活用についてお伺いをいたします。

総務部長（秋元剛） 議員ご指摘の箇所は、旧成川団地跡であろうと思っておりますが、この

団地跡につきましては、成川遺跡として全国的に知られる、弥生時代から古墳時代の貴重な埋蔵遺跡であります。そのため、処分したり造成するときは、発掘調査が必要で、費用と期間が掛かることになっており、また、関係機関とも十分協議をする必要があるというふうに思っております。このようなことから、造成が伴わないような利活用として、旧成川団地跡地約3,700㎡のうち、成川長寿会に国道226号線沿いの約350㎡を花壇として無償で貸し付け、また、議員ご案内のとおり、株式会社アートに葬祭時の駐車場として約580㎡を貸付料1回につき872円で貸し付けているところであります。今後も引き続き、造成が伴わないような利活用を行うとともに、近隣の方々に迷惑のかからないように職員で草払い等を実施しているわけでございますけれども、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。これは議員の方から、市有財産として市民の財産だから管理をすべきだと、これはもう非常に私どもも痛切に感じております。ただ、合併して財政的な、議員も冒頭にあったように、非常に、その財政というのが厳しい状況の中で、なかなかこの管理維持費用等に十分な手回しができない状況等もございます。これらについては、行政のみというよりは、地域の方々も含めてどう管理をしていくのか、どう利活用していくのかというのは、今後、考えていかなければならない問題ではないかなと、このように思っております。

2番議員（中村洋幸） 財政上の問題も私も分かっているつもりです。人目に付く場所ですから、今すぐどうこうできないのであれば、草払い等の管理は、ちゃんとしていただきたいなと思うところがございます。それと、もう一つ、尾下牧場なんですけど、ここも44.5haということで、この面積より私は増えているんじゃないかなと思いますけれども、ここもですね、昭和62年に用途の機能廃止がされております。鰻池が飲料水ということで、飲料水の水瓶だということで、牛の糞尿が、雨が降ったりしたら池に流れ込むということで、私は機能廃止したんじゃないかなと思っておるんですけど、この跡地利用についてですね、山川町時代もいろいろ検討はされたんですが、結論に至ってないというふうに私は思っております。この当時、森林公園にしてはどうかとか、昆虫の森にしてはどうだとかいう話はありませんでしたが、結論には至ってないと。今後ですね、あそこを広域農道が通るわけですが、その農道の開通に合わせて利活用の計画はないのか、そこらについてお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 尾下牧場は、昭和42年度から昭和56年度まで国庫補助事業により草地造成等を整備し、牧場として利用してきましたが、昭和62年度当牧場を閉鎖し、現在は採草地として一部の畜産農家が利用しております。平成6年度から7年度にかけて採草地の一部約1haに県及び市で約130本の桜を植栽しております。現在の管理状況は、入口から管理舎までの道路及び管理舎周辺を年2回職員で草払いを行っております。また、現在、東部広域農道工事が指宿地域及び山川地域から進んできており、本年度、当牧場内の工事が始まっております。なお、今後の利用計画につきましては、現時点では具体的にはございません。

2番議員（中村洋幸） 現在のところ考えてないということでございますが、44、5町歩です

ね、ここらの面積のあるところを、あのまま放っとけばどうなるかということをご存じだと思いますが、畜産農家が一部は牧草用地ですかね、使っておられるということですけども、あのまま置くよりは全体的なそういう牧草地の利用とか、そこらについても検討していく必要があるのではないかなと思います。これには答弁要りません。

次に、ふれあい農園についてお伺いいたします。これについては、山川町でやってた都市との交流事業の一つだと思うんですが、平成20年度に廃止をされております。市町村は農地としては、私は持てないのではないのかなと。速やかに事業が廃止されたのであれば、後の利活用について検討すべきであると思うんですが、どういう計画を持っているのか、お伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 山川岡児ケ水のふれあい農園は、平成3年2月に都市交流市民農園として開園し、約10坪を1区画として全部で44区画を整備し、市外住民の方々や非農家の方々に農業への理解と旧山川町との交流を目的として運営してきました。しかし、利用率については平成3年度の43名をピークに年々減少し、平成20年度には15名まで減少し、中でも市外オーナーの方は3名にまで激減しました。そのため、ほ場の管理については、オーナーの方だけでは限界があり、職員がオーナーの方に代わり、年6回程度のほ場の整備とトラクターによる耕耘を行ってきました。これらのことから、都市交流市民農園としての機能が果たされているとは言えず、市外オーナーの増加も見込めないことから、やむを得ず、平成20年度をもって、当ふれあい農園を閉園する事とし、オーナーの方々にも平成21年5月31日までに作物の収穫と資材の撤去を済ませていただいたところでございます。その後、農園から近い徳光小学校や慈光保育園に利用していただくとして協議を進めてきましたが、児童、園児が農園に行くためには、幹線道路を通らなければならない、また、農園の管理をする際にも隣接道路の交通量が多いことなどから、児童、園児の事故等の心配があり、さらに、徳光小学校、慈光保育園は他に農園を運営しており、交通の便が悪い当農園を交通事故等がないように配慮しながら利用するのは難しいということでもございました。今後、このまま市が管理することになると、年数回の草刈りや耕耘を職員で行うことになり、その間に繁茂した雑草が隣接するほ場の迷惑になることと、当農園が山川岡児ケ水の畑かん区域内に位置し、農地として利用価値が高いことから、今後は、財産処分等も含め、関係各課と協議をしてまいりたいと思っております。

2番議員（中村洋幸） 特定農地ということですね、市はこの事業はやらないのであれば、私は持てないと思ってるんですよ。それであれば、市が保有するというよりも、早めに農家の方に売却するなり考えるべきだと思いますけれども、そこらについて再度答弁を求めます。

産業振興部長（井元清八郎） 結果として、農地を市が所有したということでもございまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、農地として利用性の高いところでございます

ので、関係各課と協議を進めてまいりたいと思います。

2 番議員（中村洋幸） 次に、ヘルシービレッジ、山川ですね、ヘルシービレッジについてお伺いいたします。ここについても、平成20年10月に廃止されましたけれども、ここについて、今後、どうされるのかお伺いいたします。それとですね、この事業の拡張を図るために取得されたのかどうか分かりませんが、砂むし場に下るところの道路沿いに、約7反歩ぐらいの土地もありますが、これについてはどうする考えなのか、併せて答弁をお願いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） ご質問のヘルシービレッジの活用でございますけれども、昨年10月に指定管理者の都合により施設の運営は休止しました。その後、次の指定管理者を募集いたしましたが、参画業者が現われなかったことから、本年6月議会においてヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止を議決いただいたところでございます。このようなことから、現在は、売却を含め、その方向で検討を関係各課としていただいております。次に、駐車場でございますけれども、ヘルシービレッジ駐車場は、ヘルシービレッジの宿泊者用の駐車スペースとして利用しておりましたが、先ほどと同様、10月にヘルシービレッジが休業になったことに伴い、利用されない状況になり、現在も利活用されておられません。今後の利活用につきましては、現時点では、具体的にはございませんけれども、財産の効果的な利活用の方法を勘案しながら、関係各課と協議をしていきたいと思っております。

2 番議員（中村洋幸） ヘルシービレッジについては、関係各課と相談をしながらということでございますが、去年10月に廃止されてから、その管理なんかについてはどうされているんですかね。建物も風を通さなければ、私は駄目じゃないのかなと思うんですけれども、そういう管理面においても不備と言ったらあれですが、問題があると思いますので、できるだけ速やかに事は進めていただきたいなと思います。

次に、ヘルシーランドについてお伺いいたします。ヘルシーランドについては、平成19年度から指定管理者制度へ移行されているが、この間見て回ったんですが、露天風呂の駐車場とか、遊歩道の道路脇、また、敷地でいったら下側のヘルシーランドの駐車場の土手とか、タンクがある周辺もそうなんです、除草剤が大分使われているんです。除草剤のオンパレードという感じです。だから、子供もたくさん利用されるし、こういう施設に除草剤を使っているのかなと。当然、あそこの施設の場合は地下水も使っております。温泉も汲み上げているわけです。海も近いですんで、こういうところの除草剤の使用、監督義務者としてどう思っているのか。今後、どう指導されていくのか、お伺いをいたします。

産業振興部長（井元清八郎） ご指摘のございました除草剤を使用した場所は、露天風呂駐車場周辺と露天風呂とグラウンドを繋ぐ遊歩道周辺のこととと思われます。この場所は、傾斜があり、でこぼこであったり、植栽や大きな石があったりすることから、草刈り機での作業が難しい場所であったため、除草剤を使用したということでございます。利用者から健康被害の不審を持たれることも懸念されますので、今後は使用しないように指導をいたしたところ

でございます。また、水質の問題についてでございますけれども、年2回水質検査を実施しており、現在のところ問題は発生していないところです。しかし、今後も注意深く水質には問題が生じないように安全を確かめてまいりたいと思っております。

2 番議員（中村洋幸） 今後の指定管理の契約においても、こういう除草剤の使用不可ということなんか、ちゃんと明記をすべきじゃないかと思えます。

次に、ふれあい公園についてお伺いいたします。これについても、現在使われてない施設ですね、観光農園、果樹農園、草スキー、スーパースライダーのリフト等の管理、これはどうなっているのか、今後の活用についてですね、開聞地区観光施設事業推進プロジェクトと、このプロジェクトで今後の利活用についても検討していくんだということでございましたけれども、このプロジェクトの考え方はどうなのか、併せて答弁をお願いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 現在、観光ふれあい公園のうち、観光農園の4,256㎡の果樹園には、梨、リンゴ、キンカン、小ミカン等を栽培しておりますが、残念ながら、梨とリンゴはこれまで収穫に至ったことはございません。キンカン、小ミカンにつきましては、販売可能なものをふれあい公園の売店にて販売いたしております。また、草スキー場東側の農園につきましては、現在ほとんど活用しておりませんが、春にかけては菜の花を咲かせて環境と景観維持に努めております。果樹農園及び観光農園を含めた開聞山麓ふれあい公園は、全体の利活用につきまして、平成19年度に発足した開聞地区観光施設事業推進プロジェクトチームで検討しているところですが、現在の財政状況等を鑑みると、抜本的な施設整備等は大変厳しい状況にあるかと思えます。また、指定管理者や業務委託等のアウトソーシングについても検討しているところですが、民間のインセンティブが得られ、長期的担保が得られるような活用方法を見いだせない状況です。今後も引き続きプロジェクトで協議を重ね、最良の活用方法を見いだせるよう努力してまいります。果樹農園及び観光農園につきましては、昨今のグリーンツーリズムなどの観光需要に対応し、観光の新たな潮流となっている自然体験型観光への活用方法等を視野に入れ、検討を重ねてまいりたいと思っております。

2 番議員（中村洋幸） このふれあい公園については、20年の第4回定例会でも質問したわけですが、観光農園のこの土地についてもですね、菜の花を植えた、植えたんだけどちょっと具合が悪かったということで、現況は草ぼうぼうです。ああいう状態で、これは古いパンフレットなんですけど、観光農園の年間のどういう体験ができると、交流体験ができるというようなのも出てますけども、1月の菜の花刈り、1月中旬が菜の花迷路、3月に蕨刈りですかね、7月トウモロコシ、9月がサツマイモということで、開園当時のことだと思うんですが、その後、お客さんの関係もあって、ああいう状態になってると思うんですけれども、やはり、今言われました体験型の観光、これも十分視野に入ると思いますので、あの草ぼうぼうというのはちょっと具合が悪いと思えます。トラクターをかけるなりですね、ちゃんとした管

理をしていただかないと、もう見たところは、周りの農家の皆さんにも迷惑掛けると思うんです。民有地も混在しておりますので、そこらの管理を十分気を付けていただきたいなと思います。それと、プロジェクトの関係で、プロジェクトで検討をしているということなんです、このプロジェクトには、民間のプロの方と言うかですね、観光業者とかというのは入っておられるんですか、お伺いいたします。プロジェクトのメンバーについてお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 開聞地区観光施設事業推進プロジェクトチームは、開聞地域の観光施設の整備及び管理運営に関し、それぞれの魅力を十分活かすために総合的な観点から、それぞれの課題、問題点を検討し、利用客の増進及び合理的な管理運営を図るため、平成19年9月に発足いたしました。リーダーを副市長、サブリーダーを産業振興部長とし、メンバーは開聞地域に所在する施設でありますことから、レジャーセンターかいもん、開聞山麓ふれあい公園及び唐船峡そうめん流しの現場担当者並びに開聞支所長、開聞支所地域振興課長を充てております。

2 番議員（中村洋幸） もう時間がございませんので、5点目に入らせていただきます。一日一汗健康づくり市民一人スポーツと書かれた車もございます。教育委員会です。教育委員会にこの車が1台、先ほど部長から答弁がありましたストップ温暖化、こまめに節約というのは宝くじ号に入っております。こういう表示のされた公用車もあるわけなんです、ただですね、小さい字で指宿市と書いたやつ、また、何何課と書いたやつと、ライトグリーンブルーのラインの入ったやつですね、もう統一性がないんですよ。私も指宿の市章ですかね、こういうやつなんかも市の車ですよというのを、ひとつマークを付けるとか、何か方法を考えて、こういうキャッチフレーズの関係もありますが、公用車には必ず市章が付いてると。知らない方々がいっぱいいるんです。私も、この市章がどういうあれでできたというのも見せていただいたんですが、本当、いろんな思いが込められた市章なんですよ。これを私も今書けと言われても書けないです。日本の日の丸と言うか、認めてない方々もおられますけれども、日の丸は分かります。だけど、市章についてはですね、ぱっと頭に湧いてこない。また、市民の方々に、あんたは市章を知ってると言われると、ああ、見たことはあるみたいだけどもはっきり分からんというような方々がたくさんおられるんです。だから、この1市2町の合併で相互の旧市町の融和とか、いろんなことが盛り込まれていますので、市章をぱっと、1台1台付けてですね、あと自分たちの各課で推進してるようなキャッチフレーズ、私も、このキャッチフレーズの中、共生・協働の地域づくりと地域社会づくりとなっておりますけども、私は地域づくりというのはいただきました。自分の不動産の看板にも入れさしてもらいました。車にも一つは入れてあります。だから、皆さんに、こういう運動を広げていくんだということがあれば、どんどんある車を利用して、動く看板で推進できればなと思います。以上で終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時17分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，下柳田賢次議員。

1番議員（下柳田賢次） 1996年，平成8年，小選挙区主体との選挙区制度が導入されて5回目の選挙となる今回の総選挙で政権が交代することになりました。将来は元より，今の暮らしへの不安，あるいは政治家，官僚の相次ぐ失態が政治への信頼を失い，政治への不満，諦めを通り越し怒りへと繋がったのだと思います。このようなことから，今回の選挙の結果は，政治を変えたいという有権者の強い思いの表れだったのだと思います。また，今回の衆議院選挙，マニフェストが大きく影響したことも事実であったと思いますし，その意味では，国政選挙においてマニフェストがしっかり定着したのだと思います。しかしながら，どの政党のマニフェストを見ましても，国の方向性を示すには至っていなかったのではないかと思います。高福祉，高負担がいいのか，中福祉，中負担，低福祉，低負担なのか，あるいはそれらをどうバランスしていくのか，そのためにどのように財源づけしていくのか，個別にはいろいろとマニフェストとして出されておりましたし，国民に大きな期待をもたらす内容も多かったと思いますが，その先にある国家像がどうなるのか，分かりづらかったのではないかと思います。外需依存でアメリカが咳をすれば瀕死の重体に陥る経済，金融政策でいいのか。急激に進む少子高齢化の人口動態，推移に対する福祉政策，年金，医療はどうなるのか。あるいは成熟した国家として，どのように国民の幸福度を上げていけるのか。私は示す必要があったし，そこらが問われなければならなかったのではないかと強く思うところであります。前置きが長くなりましたが，今回の衆議院選挙結果を踏まえ，目線を故郷指宿へ移し，通告してある点につき質問をしたいと思います。

指宿港海岸整備についてであります。国の直轄事業として動きだしてから，この事業を整理してみますと，まず，砂むし温泉砂楽から太平次公園までの海岸線を面的防護方式により防災，防護，環境，利用の観点から事業規模として120億ぐらいで整備していく。そして，この事業実施において最も重要なことは，地元指宿の整備に対する盛り上がりが必要で，整備に対する地元の声を国へ届けることがポイントとして上げられておりました。このような中，本年5月16日には，本市において，この事業に関するシンポジウムも行われ，また，市内の各種関係団体，行政，地元地域代表らで構成された指宿港海岸保全推進協議会も立ち上げられ，国に対し，地元の熱意としては十分に伝わったのではないかと思います。また，国，県の役割の他，地元の果たすべき役割として，本年8月ぐらいまでに海没民地の所有権移転，あるいは漁協との協議等，事業実施へ向けて，指宿市としての準備を整えることが条件であったと思います。これらのことから伺いするわけですが，まず，海没民地の国有地帰属につ

いて現状どのようになっているのか。また、漁協との協議についてはどうなのか、お尋ねいたします。

それから、この事業については、これまでの答弁において、国、県のご理解は既にいただいているのだと思っておりますが、冒頭申しましたとおり、今回の国政選挙により、自民、公明の与党体制から、民主党を中心とする体制へ政権の交代がなされたわけでありまして。民主党のマニフェストには、国の直轄事業の在り方について、これまでの政権とは違った考え方のようにありますし、実際、具体的に、群馬県のハツ場ダム、熊本県の川辺川ダムなど、ダム事業については計画の見直しも伝えられております。これらの状況を踏まえ、この指宿海岸整備事業、今後、どのように推進されていくのか、お伺いいたします。

次に、ローカルマニフェストの検証についてであります。平成18年1月1日に新指宿市が誕生いたしました。田原迫市長におかれましては、豊かな自然が織りなす食と健康のまち、世界に誇れる偉大な故郷づくりを目指し、新指宿の初代市長として船出したわけでありまして。しかしながら、おりしもこの時期は、バブル崩壊後の大手銀行の不良債券処理問題や、不況脱却の手段として、小泉内閣が打ち出した三位一体の改革が国の政策の柱として行われており、地方の痛みとして、地方交付税の実質減額、補助金の見直しなど、そして、国民の痛みとしては、後期高齢者医療制度などいろいろな制度改正もなされました。加えて、昨年はリーマンショックに端を発した、百年に一度と言われるアメリカ発大不況が日本を襲い、全国的にも大変厳しい状況であったと思います。市長におかれましても、市民との約束、マニフェストを実行し、目標を達成するには財源問題や、削減しなければならない職員数など、マンパワー的にも乗り越えなければならない壁やご苦労もあったのではないかと思うところであります。このような中、先日行われました青年会議所主催のマニフェスト検証大会では、7項目という限られた項目ではありましたが、市長ご自身の評価も示されておりました。検証大会では個別の評価もありましたが、総体的な評価として、市民評価が55.7点であったのに対し、市長ご自身の評価は72点でありました。私ども議会からも7名の議員が評価しており、こちらは70.8点でありました。もちろん限られた項目でありましたし、市民も限られた少数の市民ということでありましたので、この評価が全てを表しているとは思いませんが、新指宿誕生後1期4年が経過しようとしている中、ご自身が掲げたマニフェスト、総体的にはどのように評価しているのか、お伺いいたします。そして、60項目の事業を個別に見たときに、達成度と言いますか、市長自身の満足度に欠ける項目はないのか。あるとすれば、今後の課題と取り組みについて、また、遅れている施策の推進体制についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

政治姿勢についてであります。平成6年の旧指宿市長就任以来、4期15年にわたり、本市の舵取りを担っていただいているところでありますが、市長から示された政策、施策に対しまして、私も平成10年の市議会議員初当選以来、個々の議案についても熟慮した上で大まか賛同

し、推進してきたつもりであります。また、時には、私自身の是々非々議論で徹底的に議論させていただいたこともあったかと思っております。そして、初当選時の平成6年、その時と現在の指宿の状況を見比べた時に、ずいぶんと様変わりしたなあと思うところでもあります。平成6年の第3回定例会では、市長就任当初の所信表明として、政治行政の全くの未経験であること、加えて、49歳の若輩であることを冒頭申し上げた後、自治体運営の重要性を述べられ、自分たちのまち自分たちでつくろう、21世紀に生き残れるまちづくりを掲げ、指宿市は数多くの潜在能力を持ったまちであり、この恵まれた環境を最大限に活かしながら、基幹産業である観光、農業を始め文化、教育などあらゆる面に積極的に取り組んでいきたいと述べられております。また、21世紀の幕開けとなりました平成13年、2001年には、世界に誇れる観光のまち、環境・温泉・保養都市指宿を基本理念に掲げ、市民の知恵と汗を流して作られた、第四次総合振興計画を元に、この年の第1回定例会では、私たちの先人たちが連綿として築き上げてきた、このすばらしい可能性を持った私たちの故郷を、新しい世紀に持てる叡知を結集するとともに、創意工夫を懲らし、更に世界に輝く故郷として創造していかねばならないとも述べられております。そして、平成18年の合併後の新指宿市の初代市長として目指す都市像、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを基本理念に、地域資源を最大限に活かすまちづくり、生活の質の向上を目指すまちづくり、人づくりを重視するまちづくりの三つを掲げ、6項目の公約と、それを具体化する60の事業を示されたものであります。そして、これらを元に、新指宿市の第一次総合振興計画も作成されております。先日の報道によりますと、今限りでのご勇退とのことですので、来期へ向けての答弁ということにはならないのかもしれませんが、4期15年の長期にわたり、本市の自治運営を取り仕切ってきた政治的には市長として、また、まちづくりプランナーの第一人者として、来期以降の本市の将来像をどのように考えておられるか、お伺いして1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。まず、指宿港の海岸整備についてであります。この件については、建設部長の方で答弁をいたさせます。ただ、この中で三つ目の今回の国政選挙との影響について、私の方から答弁をさせていただきます。

海岸保全施設の整備の必要性については、これまでも、国、県に対し強く要望をしまいたところでございます。これを踏まえまして、県においては海岸線の老朽化した施設の調査を実施することになっておりますし、また、国におきましても、指宿港海岸をモデルケースとした再度災害に対応する海辺空間整備方策の検討を行おうとしているところでございます。今回の衆議院選挙の結果、民主党政権に代わるわけでありますけれども、新政権におきましては、公共事業の削減や見直しについて表明をしており、今後、新規の事業については、その採択について厳しい状況も予想されます。しかしながら、この事業は地域の生命や財産を守る防災面からも緊急性が高く、併せて魅力的な海辺空間を整備することにより、指宿市全体の活性化に繋がることから、将来の指宿市にとって非常に重要な事業でございます。また、

新政権も地方の再生活活性化とか、あるいは都市と地方の格差をうたっておりますし、強く働きかけていけばご理解をいただけるのではないかと思います。私どもとしては、海没民地など後程回答させますけれども、解決しなければならない問題もありますし、この問題につきましても、現在のところ順調に進んでおります。また、市民の皆様の海岸整備に対する盛り上がりも非常に高いものがありますし、海岸保全施設整備の早期実現に向けて国、県に対し、今後とも強く働きかけていきたいと思っておりますし、この秋には新政権に向けての要望活動もする予定でございます。

次に、2番目のローカルマニフェストの検証についてであります。議員からもありましたように、先日、このローカルマニフェストについての検証大会も開いていただきました。総体的な評価ということではありますが、私の掲げました世界に誇れる偉大な故郷づくりは、厳しい財政状況の中ではありましたが、概ね順調に進捗してきたのではと考えております。まず、世界に誇れる偉大な故郷づくりプランの策定を掲げましたが、平成20年3月にはまちづくりの羅針盤となる第一次指宿市総合振興計画を策定いたしました。策定に当たっては、専門家に頼ることなく、夢現塾など市民皆様が知恵を出し合い、夢を語り、手作りで仕上げてくれたことに大きな意義があったと考えております。そして、この総合振興計画を元に、本格的な新指宿市の第一歩が踏み出されたわけであります。しかしながら、先ほども申し上げましたように、本市を含めた地方自治体を取り巻く環境は、国の三位一体改革による地方交付税の減少により、非常に厳しい状況でありました。このよう中で、総合振興計画に掲げた将来都市像を実現するため、合併による効果を最大限発揮し、適正な費用で最大限の効果を生む効率的な行政運営に努めてまいったところでございます。組織の見直しによる職員数の削減、特別職の報酬削減、指定管理者の導入など、積極的に取り組んでまいりました。また、行財政改革と併せて様々な地域振興にも取り組んでまいりました。山川港特産市場・活北海道の整備、花と緑と環境の島・知林ヶ島の整備、九州初となるがんの粒子線治療施設を中核とするメディポリス指宿構想の推進などがその一端であります。ホームページ等でも公表してありますけれども、現在までのところ、掲げたマニフェストについては、概ね実施できているのではないかと考えているところでございます。マニフェストに掲げたものの中で、積み残しの部分はないかということではありますが、検討中ということも含めて言えば、積み残しはほとんどないと思います。しかしながら、マニフェストでも書きましたけれども、成長するマニフェストということで、その目指す目的は変わりませんが、名称だとか進め方については若干変わったものもございまして。山川港における特区制度の活用推進とか、環境ビジネスへの取組とか、教育文化施設の充実などはその例であります。山川港における特区制度の活用については、目的は漁港としての整備を充実し、地場産業であります鯉節の原料確保ができるようにとか、あるいは山川港の昔の賑わいを取り戻せればという狙いで書いた項目であります。しかしながら、特区制度について水産庁とも協議をいたしました。

検討した結果、特区制度そのものにはそれほどメリットがないと判断をいたしました。したがって、別な形で展開をしていくことになりました。それらによって外港の50m延伸と浚渫等の事業、それから、活お海道の整備等実現をしたわけではありますが、名称は変わりましたが、目指すところは推進できたのではないかと思います。また、環境ビジネスへの取り組みではありますが、これは、現在、指宿の広域も含めた焼却灰等を県外に持ち出しておりますので、これらについて、より効率的にということで掲げた項目であります。これらについては、現在、広域組合の方でし尿処理再生センター始め、管理型最終処分場の建設についても、一応のメドが立って進んでいるということでもあります。それから、教育文化施設の充実につきましては、多目的グラウンドや武道館の建設を目指したわけではありますが、合併によって多くの公的施設が新指宿市で持つことになりました。したがって、当面は、多目的グラウンド等の新設につきましては、ヘルシーランド等のサッカー練習場、あるいは総合陸上競技場等を活用し、また、武道館等につきましても、既存施設を活用できないかというような形で、若干この点については積み残しの部分と言えるかと思います。今後につきましては、市の財政状況や将来展望を勘案しながら検討をしていきたいと考えております。

最後に、4期15年の思いをということではありますが、平成6年の7月に当時49歳でありましたが、旧指宿市の市長に就任させていただきました。行政経験も議会の経験も全くない中でありましたけれども、皆様のご協力をいただきながら、本当にいろいろなことを勉強もできましたし、また、懸案であった新田地区の開発だとか、あるいは知林ヶ島の整備だとか、それから、町の中央にたばこ産業跡地の土地がありましたが、あそこもセントラルパークとして整備できましたし、また、合併後はメディポリス指宿の誘致事業とか、全国の中でも数あるグリーンピアの中で、指宿は地域にとって非常に大きなメリットを持つ事業展開が産、官、学、鹿児島大学だとか県医師会とかいろんなところと共同してできたのではないかと思います。また、合併も非常に思い出深い事業の一つではありますが、平成の大合併が全国で進む中で、指宿地区の指宿、山川、開聞の合併は、それぞれ町の特徴が違った中で、非常に意味のある、皆で力を合わせていけば、非常に潜在能力のある地域として生まれ変わったのではないかと思います。そんな思いを込めて、世界に誇れる偉大な故郷づくりというのをマニフェストにも掲げたわけがあります。この間、市民各層の幅広いご協力をいただき、市民と一緒にまちづくり、まちおこしの各種の計画推進ができたことを心より感謝をしているところであります。今後、これらの資源を活かして、正に21世紀に生き残れる、そして、輝く故郷づくりに進んでいってほしいと思いますし、私も一市民として協力できればと思っています。ただ、全体的に思いますことは、今、日本全体が非常に危うい状態にあるような気がしてなりません。ちょうど4年前、郵政民営化を掲げて小泉政権が圧倒的な勝利を収めました。それから4年が経過したわけではありますが、今度は、郵政民営化の抜本的見直しということなどを掲げて民主党が308議席という膨大な議席を獲得した

わけであります。振り返って考えてみますと、この4年間というのがどんな時期であったのかという思いを個人的にはいたしております。そしてまた、私は米百俵の話が大好きでありますけれども、あれは疲弊した戊辰戦争で大被害を受けた長岡藩に三根山藩から百俵の米が支援として送られて来ました。多くの餓死者が出る中で、その米を皆に分けてくれというのを小林虎三郎がこの米を食べてしまうと1週間で無くなる。この米を元にして教育施設を充実しようということで、多くの優秀な人材をそこから輩出した話でありますけれども、私は、今、全国市長会の会長がこの長岡市の森市長でありますけれども、森市長が先日の市長会でつくづく言っておられましたけれども、今の日本というのは、ひょっとすると、この米を食べているのではないか。もっとこの米を活かして、今こそ教育改革をということでありました。これからの指宿市にとって、次の時代を担う子供たちの育成というのは本当に重要だと思えますし、これらについて、更にこれからの4年、あるいは10年と、是非、新指宿市の潜在能力を活かして、産業活性化を図るとともに、教育についても更に大きく力を注いでほしいと願う者の一人であります。以上です。

建設部長（吉永哲郎） 指宿港海岸整備に関わる海没民地の処理状況についてのご質問でございますが、海没民地は丹波川から山王川までの区間に存在し、34筆、地権者といたしまして119名が対象となっております。地権者の皆様の温かいご理解をいただき、8月31日現在で、減失登記済が22筆、登記手続き中が6筆、不同意が2筆の2人となっている状況でございます。残り4筆につきましては、権利者が行方不明となっていることから、法的手続きの作業を進めております。不同意につきましては、承諾を得られますように、今後も粘り強く交渉を重ねてまいりたいと思っております。

次に、漁協との協議はという質問でございますが、先般、漁業関係者に海岸保全事業の目的などについて説明を行っております。また、漁業協同組合より、鹿児島県、市に対しまして、船溜まりの設置と浮棧橋設置についての要望書が提出されたことから、その要望書に対しまして、県、市、漁業組合の三者で協議が県庁で行われました。特に避難港としての係留施設が不足していることからの強い要望があったため、県といたしましても、費用対効果等を勘案し、前向きに検討したいとの回答を受けたところでございます。

1 番議員（下柳田賢次） 海岸整備について2回目以降の質問をしたいと思っております。ただ今、市長、部長共に答弁がございました。まず、海没民地の件でございますが、ただいまの答弁によりますと、2筆2人が不同意であると。4筆については法的措置で今取ろうとしているというような答弁であったかと思っております。基本的な指宿市の準備として、8月ぐらいまでにはここらを終えるということが当初から言われていたわけでございますし、この件に関しまして、担当課の担当の方々が鋭意努力してる姿は私も見ておりますし、理解はできるわけでございますが、この2筆2人の不同意の、特に個人情報等問題がなければですね、その理由、そして、今後の見込み、4筆の法的措置の部分については、これはいい方向で流れていると解

釈しておりますが、そこらでいいのか、お伺いたします。

建設部長（吉永哲郎） 8月頃の海没民地の処理というようなことで、国からの要望でございます。実際は、市長と私の話の中で8月を市としては目標にしましょうと。国といたしましては、9月を目標にしてくださいというようなことであったと思っております。その地権者の2名の同意をいただけない理由ということではありますが、まず、第1点目におきましては、先代からもらった土地であるということで、その土地を大事にしたいという思いであります。しかしながら、その土地につきましては、地権者が8名とか10名とかぶら下がっている状況の中で、1人の方が不同意というような状況でございますの、今後におきましては、粘り強く、また、その地権者の皆さんの協力を得ながら、同意をいただきたいなあと思っております。

1 番議員（下柳田賢次） 今の答弁に確認いたしますが、2筆の部分に関しては何名かの地権者がおられて、その中のお一人が不同意というふうにお聞きしましたが、それでよろしいでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） はい、そのとおりでございます。

1 番議員（下柳田賢次） それと漁協との協議でございます。現在、係留している辺りが整備されると、その係留場所というのは当然なくなるわけでございますので、その代替地と言いますか、代替港と言いますか、それを今の指宿港内に設置する。船溜まりの設置、あるいは浮棧橋といったような県としての案が出てるようでございますし、避難港としてのそういう機能も含めた設備ということでとらえておりますが、これで漁協関係者とは同意に至ったというふうなことでよろしいのかどうかですね、そこをお伺いたします。

建設部長（吉永哲郎） 先般、県の方で三者会議を開催していただきまして、その中で、漁業組合との要望の位置等も提示していただきまして、県の方もそれについては前向きに検討したいということでもあります。海岸整備とは別な事業ということで、やはり船溜まりは必要という、指宿港の港内におきましては、途中で中断というようなこともありまして、船溜まり等の設備は不足しているということから、それについては善処したいというようなことでございます。海岸保全事業についての事業との同意ということではありません。事業実施の目処が立った場合については、同意書をいただいて事業実施ということになると思っております。

1 番議員（下柳田賢次） そうしますとですね、国の直轄事業として動き出す前に、県の事業としては単独で動き出す場合もあるというふうに思っております。よろしいのでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 今回の海岸保全事業と、この船溜まりの施設については別の事業ということで、私たちも理解をしてるところです。

1 番議員（下柳田賢次） 今回の選挙結果の影響ということになるわけでございますが、確かに、民主党といたしましては、直轄事業自体の在り方を見直すということでございますので、

一部には地方への負担金を見直すと言いますが、負担金を無しにするというような提案もなされておるわけですので、そういった意味ではですね、鹿児島県としては、県の負担がなくなるということからいけば、非常に有り難くもとらえられますし、冒頭申しましたように、ダム事業の見直し、あるいは大型公共事業の見直し等の考えもあるところからいきますと、見直される、対象になる事業という懸念もあるわけですので。そういった中で、先ほどの市長の答弁によりますと、その防災・防護だけじゃなくて、市の活性化にも繋がりますし、いろんなあらゆる効果的な部分を持ち合わせたこの事業、モデル事業として国は考えてくれるんじゃないかというような前向きにとらえてる答弁であったわけですが、そこでですね、こういう政権が代わるということがこれまで、極端に言うと、細川政権の時にあったわけではございますが、大きく地方自治体が考えるときに、これほどの大きな政権交代というのが初めてでございますので、例えば、今の国土交通省は代わったわけではございませんし、この事業としては当然継続して考えておられるとは思いますが、何しろ、その政策判断をする政権与党が代わったということで、非常に厳しく思う市民の方、あるいは心配される市民の方々もおられるわけでございます。こちらについて、市長は非常に前向きな有り難いと思うところもありますが、思うのは、自民政権下で掲げた計画がそのままいくのかということに関しては、若干違うのではないかなと思うところもありますが、そこらはどのようにとらえておりますでしょうか。

市長（田原迫要） 確かに、民主党のマニフェストを見ますと、いろんな施策を実施するために必要なお金が16.8兆円ということであります。無駄遣いの廃止だとか、そういうので捻出をするということとか、あるいは配偶者控除だとか扶養手当をなくして、そこからどれだけの財源を浮き出すとかありますが、基本的には、この16.8兆円の財源捻出というのは非常に難しいと思います。とすると、それを捻出するためにどうしても、いわゆる公共工事を減らしていかなければいけない。その幾つかが先ほど言ったように川辺ダムとか幾つかダムの中止とかあるわけですが、私としては、この事業を何としても国家事業としてやっていただきたい。総額120億程度と予測されてますので、鹿児島県にも、あるいは地方自治体にも交付金等の財源はある程度自主財源は増えるということは予測されますが、それにしても120億の事業を県と市でということとはとてもじゃないけど難しいと思ってます。したがって、今後、国の方に積極的にお願いをしていきますが、その中で、私自身民主党のマニフェストを見て幾つか感じることもありまして、やはり議員からもありましたように、国の目指すべき姿というのがあまり見えてこない。中でも、私は21世紀は大航海時代だとか観光の世紀とか言われますけれども、いわゆる、小泉政権のときにウェルカムジャパンキャンペーンということで、日本国土の中で主要観光地整備という事業が打ち出されました。そういうことで、民主党の政権に代わりますけれども、いわゆる、この諸外国との交流という点について、ちょっとマニフェストでは書かれてない面もありますので、この辺についてお願いをしながら

ら、そういう観点で防災も含めて、この事業を、是非、国家事業として推進してもらいたいというような切り口で考えているところでございます。また、先日、衆議院総選挙の前でしたけれども、たまたま民主党の川内議員と話す機会がありまして、民主党が政権を取ったら、国道226はすぐにやるからというようなことを言っておられました。まず政権を取らせてくれというようなことを言われてましたけれども、いわゆる、その地方に対する気配りだとか、思いやりが足りなかったという点が、今回の自民党の惨敗の一つの原因でもあらうと思えますし、先ほども申し上げましたけれども、地方の活性化だとか、再生だとか、あるいは都市と地方の格差是正というのは、民主党の大きな柱にしておりますので、これらについて、そのような切り口から強く訴えていきたいと思っております。それから、海没民地の件は、先ほど建設部長からもありましたが、本当に建設部を挙げてこれに取り組んでいただいております。先ほどありましたように、あと2筆であります。1筆が、あの堤防を築いてから56年ぐらいが経過しておりますので、もう代が変わって、地権者が1筆は27名、もう1筆が確か6名か7名だったと思いますが、だから、その2筆がまだ未解決ですけれども、27名のうち26名は同意をいただいておりますし、もう一方の方も6名のうち残りの5名は了解いただいておりますので、見通しとしては明るいのではないかと、そのように考えております。

- 1 番議員（下柳田賢次） 政権が変わるとですね、市民の長年の要望でありましたこの海岸整備、民主党政権の中でも、是非、実現していただきたいということを申し上げて次にまいります。

ローカルマニフェストについての検証についてでございますが、答弁では概ね順調に進捗していると。検討中も含めればほとんど積み残しの部分はないというようなことでもございました。私も個人的に先日の青年会議所主催の検証大会に評価を出ささせていただきましたが、このマニフェスト、やはり、いろんな国内外の、この4年間いろんな要因もあったわけでございますが、市長が掲げたマニフェストであってもですね、市長だけが旗を振ってもなかなか達成できるものではない、マニフェストというものがですね。市民、我々議会もそうですけど、全体の協力なくしては、この掲げた項目の実現というのはできないわけでございます。そのような中で、財政改革、行財政改革などにつきましては、私個人としては非常に高い評価をしたつもりなんです。例えば、職員の適正数に関しましてもですね、60名の削減の目標に対して、現状89名、ここらは非常に評価していいんじゃないかと思うんです。ただ、気を付けなければいけないのは、そういう部分での目標は達成する中で、その歪みと言いますか、その裏の方ではどういう状況が生まれてるかということに目を向けますと、職員数が減ることによって、例えば、職員間の業務量が増えてはいないのか。あるいは合併前の旧山川町、旧開聞町の職員の、そのの庁舎での職員数はどうなのか。それに伴う、その地域の活性化に疲弊が来しているのではないかと。いろいろな歪みもあると思うんです。そこらについて、目標を立てたものは確かに達成をしていますが、その裏で起こってる歪みの部分というの

はなかったのか、そこらはどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

総務部長（秋元剛） まず職員数の削減でございます。この職員数については60名、これを89名の削減をした事は、これ評価をすると。ただ、それによって歪みが生じているのではないかというようなお話でございますが、これにつきましては、新市建設計画、ここまで話が及ぶわけでございますが、この中で、平成18年から平成27年度までの10年間の財政計画が示されているわけでございますが、この中でも概ね合併後10年間で200人の職員を削減をし、経費を浮かせなければ、合併後の財政というのは成り立たないということが示されているというふうに思っております。したがって、職員を削減をし、経常経費を少なくしていくと、これにつきましては、これまでも課題でありますし、今後につきましても大きな課題であるわけでございます。その職員数の削減につきましては、単に数を減らすだけでは行政サービスの低下を招くこととなります。そのために組織機構の見直しによる人員の適正配置を始め、本庁所管の事務事業の統合及び整理、指定管理者制度の導入と民間委託の推進を図り、計画的に削減をしてきたところでございます。また、両支所では職員が減り、住民サービスの低下を招くのではないかと懸念されることもあろうかと思っておりますが、基本的には、住民サービスの窓口はこれまでどおり残しており、総務部門及び建設部門など統合できる部門は本庁に集約しております。しかしながら、集約した事務においても、本庁所管で連絡を取り合いながら事務を行っておりますので、特段、支障は生じていないというふうに考えております。また、支所におきましては、本年4月から総合窓口サービスチームを設け、課や係を越えた横断的な対応ができる窓口体制を整え、サービスの充実を図っているところでございます。

1 番議員（下柳田賢次） そういったところでですね、その評価は、そういう意味から評価してるわけでございますが、その裏の歪みというのは、例えば、開聞支所の周りの商店街の状況がどうでどうあったかとかですね、山川については、それを補う活お海道というものは確かに建設されて、それなりの効果をこれからも果たしてくれるものとは思っておりますが、そういう職員がその数いて成り立ってたまちの活性化というのもあったわけでございますので、そこらのところも今後検討していただければというふうに思います。そしてまた、これからですね、今年、来年でまた60数名の職員の退職の予定じゃないかというふうに思うわけでございますので、そこらを勘案しても、この89名に、または60数名、若干の補充は当然あるかと思っておりますが、その10年間で200名の削減を予定した新市建設計画等の割合からいっても、その部分では評価はできるし、目標達成には近付いてるというふうに思うわけでございます。当然そこで先ほど言いました経常経費、人件費がですね、かなりな形で減されてくることは当然予想されますが、その逆と言いますと、今度は退職金の問題等も当然出てくるわけでございます。この退職金問題をクリアできれば、将来的には非常に財政面でも効果のある改革であるというふうにはとらえてるわけでございます。マニフェストの中にいろいろあったわけでございますが、公募型補助金等も先の議会等でもですね、同僚議員からもあり

ました在り方，年に1回ではなく，年数回，2回程度はこれから考えていきたいといふような答弁もあったわけですが，これはそのような形で，今後進んでいくということによろしいのでしょうか。

市民生活部長（新村光司） 公募型補助金については，今後ですね，市民会議を立ち上げまして，2回程度の公募をしていきたいと，そのように考えております。

1 番議員（下柳田賢次） マニフェストについては大まかクリアということでありましたし，私どももそのように思っているところでございますので，この4年間厳しい中で，市長を始め執行部の皆さんにおかれましては，この実現へ向けて頑張っていたいただいたんだと思いますし，当然，我々議会，市民も含めてこの達成ができたんだというふうに思います。

次に，政治姿勢についてでございます。平成の大合併行われまして，3,230ぐらいあった地方自治体が大まか1,800ぐらいに集約されたわけでございますが，今回の選挙で最も民主党が主張した大きなテーマに脱官僚，国の出先機関，あるいは特殊法人などの天下りの絶滅等が掲げられておりました。このような流れを見て，先ほども申しましたが，この日本の国の国家像，これがどうなのかというところに指宿の将来都市像というのは繋がってくるんだというふうに思うんです。やはり，この一連のこういう動きの先にあるのは，地方分権ということではないかと思うんです。国の出先機関，例えば，関東で言いますと，関東整備局辺りは，4兆円ぐらいの予算規模だと聞いております。当然，どの川を造るのに，あるいはダムを造るのに，あるいは道路を造るのにというのは国会で審議されて予算が付くわけでございますが，その後，どこの川を整備するとか，どこの道路を整備するというのは，その出先機関である関東整備局が権限を握っているということだと思えます。そうしたときに，国会内の議論であれば，当然議会が入りますので，そこでチェックができるわけでございますが，地方のこういう出先機関に行ったときには，議会の権限がなかなか及ばない。よく中身が見えないというのが現状だと思えます。そこで，その国の出先機関がどの道路を，あるいはどの川を，どのダムをとということではなく，その地方自治体である県とかそういうところこういう事業を任せれば済むことだというのが，この今回の地方分権で叫ばれてる国の出先機関の廃止ということだと思えます。恐らく，九州においても，九州地方整備局，国土交通省，あるいは農林水産省，いろいろあるわけでございますが，こういう流れの中に今回の選挙のテーマがあったのではないかと思います。当然，地方分権ということにはなりますと，基礎的自治体である市町村，ここへの権限委譲含めて，この基礎自治体の体力の強化というのは当然避けられないわけでございますので，この体力強化がこれからの地方自治体の大きな問題になってきますし，重要な役割を秘めてると思うわけでございます。日本政府，中央政府と対等協力の関係にある自治行政権，自治財産権，自治立法権を有する完全自治体，地方政府の確立ということが叫ばれております。要するに，地方政府ですので，中央政府対地方政府ということになりますと，政府対政府ですので，これは縦の関係，要するに，主従関

係はあり得ません。要するに、横の関係、政府間の協議ということになるわけでございますので、そういった意味で、地方政府の確立というのが非常に大きな意味をなしてくると。そして、その地方政府が確立されることによって、その先にある道州制の導入という本格的な地方分権、国を小さい政府にして、地方が権限を渡していくというような流れになるうかと思えます。そういった意味で、この指宿の将来像、市長が将来像について指宿に求めるもの、例えば、職員についてどう思うのか、あるいは我々議会に対してどのようにお考えか。先ほど大まかな意見はお聞きしましたが、そこらについて最後にお伺いして、質問を終わりたいと思えます。

市長（田原迫要） 流れとして正に今議員が言われたような流れで、これから国は進んでいくんだらうと思えます。それを受けて地方自治体はどうあるべきか、あるいはどのような姿が望ましいのかということではありますが、非常に大きな課題ですのであれですけれども、今、市長会のメンバーでも道州制導入の協議をしていますが、多分、10年ぐらい後には道州制が実現されるであろうと思ってます。既に、北海道はそういう形になってるわけではありますが、道州制が実現します暁には、正に地方自治体の働きがそのまま地域の繁栄に繋がっていくと思えます。そういう時代を見据えて、大切なことは幾つかあると思えますが、まず一番大切なのは、まちづくり、まちおこしの先頭に立って頑張らなければならない指宿市の職員の皆さんの力量をどう高めていくかということであろうと思えます。地方自治体の力量が今ほど、あるいはこれからほど問われる時代はないのではないかと考えてます。もう一つは、どうしてもまちづくりを進めていく上で非常に重要なことは、市民だとか、あるいはNPOだとか、ボランティアとか、そういうことを含めた市民との協働と、これの動きだと思えます。これについては指宿は近年非常に高まってきていると思えますし、非常に有り難いことだと思ってます。そして、議会との関係ですが、よく議会と執行部が車の両輪というような言われ方をしますが、私は姉妹都市のロックハンプトンに行ってつくづく感じたんですが、オーストラリアの方は議会の代表が市長であります。近々ロックハンプトンの市長がご来市し、温泉祭りに来市していただきますけれども、驚いたのは、私はあのロックハンプトン市を訪れて、職員の皆様と直接話す機会はありませんでした。つまり、議会と市長室が同じところであって、議会の皆さんとは親しくいろいろ意見交換を新宮領議長と一緒にさせていただきましたけれども、日本もそういう意味では、正に市民の代表という形では、執行部、執行部という表現が適切かどうか分かりませんが、そういう形で、当然、意見は戦い合わせ、議論はしなければいけません、そういう立場で一緒になって地域づくりをしていく体制というのが必要なのではないかと思います。他にも幾つかあると思えますが、それと先日、これは話が若干変わりますが、先日、ブータンのジグメ首相と話をして、非常に強い感慨を持ったわけがあります。多くのことを教えてもらいました。ブータンのことを少しだけ話をさせていただいて終わりたいと思えますが、人口66万人で、大きさはちょうど九州と一緒に

らいです。国民総生産が1,200億、日本は500兆円ですから、日本の4,000分の1ぐらいしかないんですが、ところが、この首相はアメリカで留学をされて、高度にあれした自由主義経済の中で若い頃過ごしておられますが、ブータンが目指すのは、GNHだと言っていました。GDPを増やしても、決して国は豊かにならないと。日本が3万人自殺者がいるということも知っておられました。ブータンは貧しい国だけれども、国民の皆に政府が調査したそうですが、今幸せですかという質問に、90%の国民がイエスと答えたんだそうであります。それを非常に誇らしげに話しておられました。指宿は幸いにも本当に豊かな資源がありますので、本当に市民の皆さんと議会も職員も一緒になって、これからそういうまちづくりをしていくことが非常に重要なのではないかなと、そのように強く思いますし、幸いにも、農業にしても、観光にしても、産業界も非常に元気で、昨日も申し上げましたが、ここ3年倒産らしい倒産もなく、頑張っておられますので、ともかく、まちづくりの方向を定めて、そこに向かって力を合わせていくことが一番大事だと思いますし、地方自治体としては、それぞれの分野でその力量をどう高めていくかということが重要だと思います。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時28分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から通告に基づき一般質問を行います。

8月30日に投開票が行われた衆議院選挙で、国民の暮らしや平和を壊してきた自民・公明政権が、国民の厳しい批判を受け、歴史的な大敗を喫し、自公政権は退場することになりました。自民党は110議席へと公示前の勢力を3分の1に激減させ、公明党も31議席から21議席へ大きく後退しました。我が党は、どんな問題でも自公政権と真正面から対決を貫き、今度の選挙では自公政権を退場させようと訴え続けてきました。有権者国民が下したこの審判を日本の政治にとっての大きな前向き的一步として歓迎するものであります。今日16日は奇しくも鳩山首相が誕生し、民主党を中心とする政権が誕生する日となりました。民主党が歴史的な圧勝をしたとは言え、同時に見ておかなければいけないのは、選挙の結果は、自公政権に退場してほしいという願いが民主党への期待として表れたもので、民主党への積極的支持の表れとは別物だということであり、自公政権の退場はいいが、民主党には不安があるという声が多いことにそれは示されています。そういう中であって、我が党は、いいものはいいとし、悪いものには反対をするという積極的野党として国民とともに進み、歴史を前に進める決意であります。鳩山内閣の誕生によって、八ツ場ダムの建設が中止される可能性が出て

きております。もう一定の金を注ぎ込んだから後戻りできないということだけでなく、そもそも道理に合わない無駄遣いだったのではないかという見地からの検討が必要であり、中止は当然の選択だろうと思います。八ツ場ダムの建設中止という選択と決意は、地方においても教訓とすべきことだと思います。鹿児島県で考えれば、人工島も走りだしたから止められないというものではないということだと思います。それぞれの地方自治体においても同様のことはあると思います。既に市長は、次の市長選挙には立候補せず、勇退する旨明らかにしております。そのような下で一般質問を行うに当たって、次年度以降のことを云々することは妥当かどうかという見方もありますが、勇退するにしても、投げ出して後は知らないということでないならば、市政運営を次に繋げる責任がありますから、やはり、その政治的立場や姿勢を問われるべきであります。

そこでまず、メディポリス指宿との関係についてであります。そもそもこの問題は約4年前になりますが、合併前の旧指宿市の議会の全員協議会において、そのような奨励措置を行う考えがあることを初めて当時の議員は聞かされました。その時は、1市2町の合併協議が進んでいる中であるにも関わらず、旧山川の議員、旧開聞の議員はもちろんのこと、両町の町長にもその考えは知らされていない中でのことでした。その後、共産党としてこの件でのアンケートを取り、多くの市民が、そんなことよりもっと市民生活を守ってほしいと言っているとすれば、市長は、あたかも我々のアンケートの取り方が問題であるかのような発言さえました。既に条例に基づく奨励措置が行われていますが、結果として、市民に何か還元されたのでしょうか。市民生活向上にどう繋がったのでしょうか。私にはそれを探すことはできません。改めて問います。奨励措置を止める考えはないかどうか伺います。条例に基づいてやっているという答弁は駄目でありまして、その条例を廃止すべきではないかということ伺っているわけであります。

次に、市民や地元企業等への応援を先にすべきではないかということについてであります。地方自治体の本来の任務が、地域住民の福祉の向上や地域の発展であることは、今更言うまでもありません。地域の発展を言うときに、地場の産業や企業に直接目を向けるべきであり、大企業が潤えば、中小の企業や個人も潤うといういわゆるトリクルダウンの発想は、結局は大企業を喜ばせるだけであります。メディポリス指宿にしても、国から24億円の補助、県から5億円の補助と19億円の無利子の貸し付けという形での財政支援、さらには、指宿市から3億6,000万円の奨励措置という合わせて51億6,000万の財政支援を受けることになっていますが、どれだけ指宿のために寄与するのでしょうか。市長は、マニフェストの中で、世界最先端の医療施設メディポリス指宿を活用して、市民の健康増進を図り、日本一の長生の里、指宿を実現したいと思っております、としています。いかに最先端の医療であっても、医療保険のきかない治療費とされる300万円がなければ治療を受けることはできません。外国からも患者が来て指宿が潤うとも言います。それも結局は、指宿市民のための医療施設でなく、

財政的余力のある人に対する施設ということにしかありません。指宿市民の健康増進のためには、メディポリス指宿への財政支援でなく、市民に対して直接支援をする。例えば、各種の健康診査の無料化、あるいは財政支援の強化、あるいは乳幼児や高齢者に対する医療費の無料化や財政支援などこそ求められるべき施策と考えます。農家の硬質ビニールハウスへの償却資産税に対する問題でも同じことが言えます。特に、合併前の山川・開間地域に対しては何らかの救済策が必要なことは、我々が繰り返し要求してるとおりであります。メディポリス指宿へは固定資産税を免除してのりでなく、それを財源に同額を支援してるといのですから、硬質ビニールハウスについても同じ仕組みを作ればいいわけでありす。改めて伺いますが、メディポリス指宿への財政支援より市民や地元企業等への応援を先にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、乳幼児医療費助成制度についてであります。乳幼児医療費助成制度については、子育て支援策として重要な課題であることは言うまでもありません。これまで国としては全く制度すらありません。しかし、この問題は国がやるべきだとして様子見で済むものでもなく、それぞれの県や市町村が独自に制度を設け対応してきています。乳幼児医療費助成制度の改善について、一般質問でも繰り返し要求をし、鹿児島県が方向を示す前に指宿市として医科、歯科とも就学前までにしてきましたが、鹿児島県は今や遅れた県であり、指宿市も今や遅れた市と分類せざるを得ない状況であります。県内でも垂水市の中学校まで無料を始め、小学生まで対象を広げ、あるいは自己負担も県の3千円に合わせるのではなく、2千円とか完全無料とかが増えてきています。改めて伺いますが、自己負担なしにする考えはないか。対象を小学校卒業まで広げる考えはないか、伺います。なお、小学校卒業までとなりますと、乳幼児医療費助成という名前がふさわしいかどうかという問題がありますが、そこは必要に応じて子供医療費助成とか言い換えることを含めて、内容の問題として伺うものであります。

次に、地域防災に関してであります。満潮時、あるいは平常における雨水内水問題について対策を求めらる中で、逆瀬川下流両岸の嵩上、そして、白水館裏のポンプ場など手が打たれてきました。関係住民も大変喜んでるところであります。しかしながら、弥次ゲ湯、湯之里、大牟礼、瀧口など、いわゆる二反田川の右岸地域については、今なお浸水があり、大変な思いをしております。この地域については、上流に未着工の十町区画整理事業の区域があり、このことから区画整理事業との一体性の観点から、防災といえど直ちに手を入れることに困難性があると当初は言われていました。それならということで、住民の合意形成の点から見ても、財政的展望の面から見ても、多くの課題があり、いつになるか分からない区画整理事業計画なら見直しをして、南側については区域から外したらどうかと、一般質問で提起をしてきました。それに対して、区域見直しも検討すべき課題だというのが答弁でありました。その経過を踏まえた上で伺います。二反田川右岸地域の雨水対策、防災対策を行う上で、依然として区画整理事業との関連が懸念されるのであれば、部分的区域除外を急ぐべきだと

思います。もし、区画整理事業との関わりがなく、独自に雨水対策などができる環境になったのであれば、その経緯も伺います。

次に、ハザードマップ作成についてであります。ハザードマップと防災マップは同義語として用いられることもあります。防災マップが避難所の場所とか、避難コースとか、事故の対策を中心にしたものであるのに対して、自然災害による被害の予測と、それに基づく避難経路などを含めて総合的に地図化したもの、それがハザードマップと呼ばれるのが一般的であります。そして、ハザードマップと一口に言っても、洪水、内水、高潮、津波、土砂災害、火山などを想定したものがあります。それぞれの自治体において想定される自然災害も変わってくることは言うまでもありません。そこで伺います。ハザードマップの作成については、どのような計画及び進捗になっているか、伺います。

次に、防災無線についてであります。山川地域と開聞地域については、一定のシステムが確立していますが、旧指宿地域については確立されていません。現状においては、各市政事務嘱託員のところには連絡が行きますが、その後は、各地区任せという状況です。同報無線で市民に直接伝達するのと、各市政事務嘱託員を経由して間接的に伝達するのでは、時間的ロスもありますし、何より、各市政事務嘱託員のところから地域住民への伝達についての保証がありません。放送施設のない地区もあるでしょうし、災害発生時において市政事務嘱託員が放送施設のある公民館などへ行けない、つまり、放送伝達ができない場合があることが容易に想像つきます。これまでも防災無線について設置の要求をしてきましたが、回答としては、技術的にデジタル化が進んでいる時期なので、デジタル化と一緒に考えるというようなことだったのではないのでしょうか。もうその回答を得ましてから久しいです。また、災害対策、防災対策のシステムづくりは、暫らく待ってくれで済むものでもありません。最優先で為すべき課題であります。防災無線のシステム構築についての考えを伺います。

以上、1回目といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。メディポリス指宿について奨励措置を止める考えはないかということでございました。財団法人メディポリス医学研究財団は、産、官、学の連携の下、がん粒子線治療研究施設を中核とする高度先端医療施設など四つの柱から成るメディポリス指宿構想を推進していこうとするものであります。国及び県においても、それぞれ24億円、議員からあったとおりであります。財政支援が予定をされております。鹿児島大学におきましては、粒子線がん治療研究に必要な知的支援を行うことになっております。県医師会においては、県民が等しく、がん治療を受けられるような体制づくりとして、県内におけるがん治療ネットワークの構築等のための協力を行うことにしております。このような中、最も恩恵を受ける地元の本市においても、高度先端医療の推進、旧グリーンピア指宿の有効活用、地元雇用の促進及び地域の活性化に資することが期待されるため、もし、活用されなかったら取り壊されていたであろう旧グリーンピア指宿の建物部分の固定資産税

相当額をその財源として、10年間で限度に、奨励金として交付しようとするものであります。高度先端医療センター施設である、がん粒子線治療研究施設が、本市に整備されることにより、市民が地元で高度先端治療が受けられること、日常生活をしながら、一日1時間程度で治療ができ、入院に掛かる負担がないことなど、指宿市民が一番恩恵を受けられることとなることから、支援をするものであります。なお、メディポリス指宿における固定資産税額と奨励金を見てもみますと、奨励金は、平成20年度が3,930万円、平成21年度が3,796万9千円となっております。一方で、この2年間の固定資産税の総納入額であります。平成20年度が5,161万4千円、平成21年度が4,874万4千円ですので、その差額は合計で2,600万円ほど払っていただいた分が多いということになっているところでもあります。また、平成29年度までの10年間で試算しますと、奨励金の総額は3億6,000万円程度となりますが、一方で、固定資産税が入ってくる分、現在整備中の、がん粒子線治療研究センター等の新規分が増額となりますので、最終的には、固定資産税額との差額が約4億3,000万円程度になろうと見込んでいるところでございます。

次に、そういう奨励金をするよりも、市民や地元企業等へ応援を先にすべきではないかというご質問ですが、メディポリス指宿につきましては、本市が企業誘致して進出してきた企業でありますので、既に地元企業として認識をしているところであります。市民への応援を先にすべきではないかというご質問ですが、がん粒子線治療研究施設ができますと、市民は、副作用の極めて少なく、痛みもない、高齢者にも優しいがん治療を、自宅から入院することなく、受けられることとなります。特に、乳がん治療研究が進み、治療が実施されるようになりますと、乳がん患者にとっては大きな福音となり、市民福祉の向上にも大きく寄与することが期待されます。また、雇用の創出と、それらの人々が指宿市に定住することが期待されるとともに、県内を始め、全国や海外から、患者及びその家族の滞在も見込まれます。その波及効果として、地域が活性化されることが期待されます。併せて、税収の伸びも期待されます。このようなことから、市としても国、県の財政支援と歩調を合わせて、産、学、官の連携の下、財団法人メディポリス医学研究財団に財政支援を行おうとするものであります。なお、8月末現在のメディポリス指宿全体の雇用者数は107名となっており、がん粒子線治療研究センターが完成する2011年には、更に多くの雇用が見込まれることから、現下の厳しい雇用情勢の中では、非常に有り難いことであると考えております。

乳幼児医療費助成制度に関する問題につきましては、健康福祉部長から、地域防災に関連する質問に対しましては、総務部長から答弁をいたさせます。

市長（田原迫要） すいません、十町の問題が抜けておりました。失礼しました。

十町地区の区画整理事業と水問題についてであります。土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備・改善と、宅地の利用増進を一体的に進めることにより、健全な市街地形成を図る事業であり、総合的な面的整備手法として、市街地整備に役立っております。

す。本市におきましても、昭和11年から県内で初めて土地区画整理事業に取組み、15地区、約235haの市街地を整備してきております。十町土地区画整理事業につきましては、平成5年度に施行区域82.6haで都市計画決定がされ、平成11年度に、秋元川以北の区域32.9haについて事業計画決定を行い、平成12年度から工事着手し、進めているところです。しかしながら、議員ご承知のとおり、秋元川以南に関しましては、住民の方々との合意形成が得られていないことから、事業を凍結している現状であります。秋元川以南は低地が多く、度々浸水被害が発生している現状であるため、抜本的な雨水対策を行うためには、土地区画整理事業と同時進行で整備することが理想的であります。しかしながら、現在では凍結した状態でありまして、一方で、治水対策は急いでやらなければいけないということから、仮設ポンプ等を設置したり、あるいは、今後は、議員からもありましたように、区画整理事業そのものを見直しをし、新たな形での治水対策をする必要があるという見解から、現在、作業を進めているところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 乳幼児医療制度についての自己負担金をなくすることについてということのご質問をいただきました。乳幼児医療助成制度につきましては、国や県が中心になって、子育て支援や少子化対策という観点から、制度の充実を図るべきというふうに考えております。議員ご指摘の自己負担金なし、つまり完全無料化につきましては、現在展開しております次世代育成支援対策事業に増して、更に財源の確保が必要になりますので、非常に厳しいものと考えております。今後とも、この制度の充実につきましては、引き続き県の市長会や九州市長会等を通じまして、国や県に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、現在、乳幼児医療制度というのは、就学前までということでございますけれども、この部分を小学校の卒業まで枠の拡大をということでございました。本市におきましては、厳しい財政状況の中、19年度までは6歳誕生日まで、そして、20年度以降につきましては、助成対象年令を就学前までというふうに拡大したところでございます。先ほど答弁いたしました完全無料化と同様、対象年令を引き上げることにしましては、厳しい状況というふうに考えております。それから、乳幼児医療制度という部分につきまして、これを子供医療制度というふうに名称変更はできないのかというその考えはどうかということでございますけれども、私どもの現在の制度につきましては、就学前までの児童を助成の対象というふうにしております。本来、国、県が中心となつてすべきと考えておりますので、現在のところこの名称の変更は考えていないところでございます。

総務部長（秋元剛） ハザードマップの作成についてお答えをさせていただきます。ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図で、これを利用することにより、災害発生時に迅速に避難を行うことができ、また、二次災害発生予想箇所を避けること

ができるため、災害による被害減少に有効とされております。市におきましては、県が作成した土砂災害危険箇所マップのデータを活用いたしまして、土砂災害の恐れがあるとされる市内24か所を対象とした土砂災害ハザードマップを危険区域ごとに作成することで、現在、作業を進めているところでございます。

次に、防災無線の設置についてでございますが、防災無線の設置につきましては、合併に伴い、新市の一体的な情報伝達手段として、平成18年に山川、開聞の既存のシステムに接続し、指宿庁舎から発信ができるよう、合併操作卓の整備を行い、指宿庁舎から山川・開聞地域への同時放送並びに指宿地域においては、各公民館長宅に設置してある戸別受信機による情報伝達ができる体制が整ったところでございます。今後は、まず、指宿地域を中心として、デジタル化への移行を視野に入れた整備を進め、次いで山川・開聞地域のデジタル化を整備していく計画であります。指宿地域のデジタル化による整備費用は、屋外拡声子局を含め、約3億5,100万円を見込んでおります。屋外拡声子局は、雨天時や強風の際は、家の中では聞き取りにくいことから、戸別受信機の併用が有効とされております。しかし、この戸別受信機を設置いたしますと、デジタル方式の戸別受信機であれば、1台当たり約6万5千円が必要となるようであります。デジタル化に向けて総務省は、周波数移行方針として、都道府県や市町村が使用している防災行政無線の周波数の使用期限について、当初は、平成28年5月31日までとするとしておりましたが、当面定めないことへと方針が転換をされました。市といたしましては、現在のアナログ方式の防災行政無線の保守管理を続け、できる限り有効利用していきたいと考えております。また、デジタル方式の戸別受信機は、1台当たりの価格が高額であることから、戸別受信機がなかなか普及しないこと、さらに、近年の情報伝達手段の発達に伴う他の情報機器への切替えなどを含め、十分に検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

15番議員（前之園正和） メディポリスの関係で、メディポリスより市民や地元企業等への応援が先ではないかと伺いましたら、今やメディポリスも地元企業だという答弁であります。私の質問の趣旨が何かということを理解されてるんだろうかというふうに思います。盛んに、メディポリスへの奨励措置について、その必要性を説かれるわけですが、市民や地元企業と言えはメディポリスが入ってるというわけですから、市民や地元産業というふうにしましょうか、いわゆる地元の市民やですね、地場の中小の企業、産業への応援が先ではないかということをお願いするわけですが、メディポリスへの奨励措置の必要性を市長は言われるわけですが、順番としてもやはりメディポリスが先という判断でしょうか。

市長（田原迫要） 順番というよりも、基本的には、旧グリーンピア指宿の閉鎖が決まり、その中で旧グリーンピアをどうするかということが、当時の指宿市としては非常に重要な課題でした。そしてご存じのとおり、国の方は取り壊しの予算7億円も国会で承認をいただきました。あの施設がどこも落札せずに取り壊されると、指宿市としては土地代の500万円弱

の固定資産税しか入ってこないということになります。そういう事態だけは避けたいという形で一生懸命働きかけて、そして、新日本科学が落札をしてくれ、そしてその後、国、県一緒になって今の事業が立ち上がったわけです。そういう観点で、優先順位というよりも、もしグリーンピア指宿がなくなったとしたらという発想で、全体の事業規模と言いますか、この粒子線治療が総額108億円の大プロジェクトでありますので、その108億円を国が24億、県も融資も含めて24億という決定をしました。そういう中で、指宿市は非常に財政状況も厳しい中で、貧者の一灯ではありませんが、もし取り壊されていたとしたら入ってこなかったその部分だけをということで、支援措置を考えたわけであります。その辺のご理解をいただきたいと思えますし、その後、ご存じのとおり、心のケアセンター、あるいは各種の施設がもう稼働しているものもありますが、先ほど申し上げましたように、税の総額としては5,000何百万かいただいておりますが、そのうちの旧グリーンピアの建物部分の固定資産税について奨励として出しているということでもあります。

15番議員（前之園正和） 順番を端的に聞いているわけですので、答弁は質問に沿って端的にさせていただきたいと思えます。メディポリスへの10年間で3億6,000万の奨励をしても、他にもまだ固定資産税が入ってくるので、トータルで4億3,000万のプラスになるということを言われました。これは奨励措置をしたからプラスになったのではなくて、奨励措置しなければ更に3億6,000万のプラス効果があるわけですよ。だから説明にならないというふうに思えます。奨励措置をするからおいでくださいという約束が事があって、そして来たというのであればですよ、奨励措置の3億6,000万の効果ということが言えると思うんですよ、それはそれで。しかしながら、来たもので後追いで3億6,000万の奨励措置をしてるわけですから、奨励措置をしなければ差額は4億3,000万と言われますけれども、3億6,000万はですね、奨励措置しなければ更にプラスことは明らかなんです。それとも、奨励措置をしますからおいでくださいという約束が当初からあったんですか、なかったんですか、端的でいいです。

市長（田原迫要） 奨励措置の約束があったわけではありません。当初は、一旦、指宿市が3億幾らだったと思いますが、それで一旦落札をして、そして10年間メディポリス、いや、当時は新日本科学ですが、に貸すことも考えました。その後、先ほど申し上げましたように、産、学、官連携で国も県も入り、この活用について、世界に光を放つ医療としてグリーンピア指宿は議員もご存じのとおり、旧年金事業団から6億で落札しましたんで、それを世界に光を放つ医療施設として活用すべきという考え方から、メディポリス医学研究財団を設立し、この事業がスタートしたわけであります。そういう中で、この108億円の資金の捻出をどうするかということで、国から24億、県から24億、指宿から3億6,000万、そして残りは金融団からの協調融資という形で事業が展開してるということでもあります。

15番議員（前之園正和） 当初から奨励措置をするからおいでくださいということではなかったというわけですから、奨励措置の効果として、新日本科学、メディポリスがあそこにある

ということにはならないというふうに申し上げておきます。また、先ほど言った4億3,000万の差引きプラスがあると言いますけれども、奨励措置をしなければ3億6,000万の財政効果に繋がる。つまり、奨励措置をすることによって、大事な指宿市民の税金が3億6,000万、計算をすれば毎日10万円ずつということになりますけれども、山の上に毎日10万ずつ持って行っているという計算になるということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、市民の健康増進に役立つということを言いますが、長生きの里づくりに繋がるというふうに言いますが、日々のですね、大病してからの治療も大事ですけども、病気というのは、早期発見、早期治療こそ大事だというふうに思います。そういう意味では、大病してからの先端技術があるからということではなくて、早期治療、早期発見のための施策、基本的な検診をより多くの人に受けてもらう。ちょっとした病気でもすぐ病院に行ってもらおうと。大病にならないようにしてもらおうということが大事だと思うんです。そういう意味では、早期発見、早期治療という点では、市民の健康診査とかですね、そういうところにごそ力を入れるべきではないかというふうに思います。今、名前こそ特定検診ですけども、これは40歳以上の人に義務化された基本的な検診であります。65歳以上と非課税の方は無料ということで、40歳から64歳までの方は1,300円の自己負担があります。現在の数値は、大体自己負担の総額が120万ということですが、仮に、ここにですね、より多くの方に特定検診を受けてもらいたいわけですので、ここを無料にするとかいうことになればですね、一定の受診率も確保しなきゃいけないわけですから、そこに手を入れることこそ、本当に、早期発見、早期治療とする意味で、市民の健康増進に繋がるのではないかというふうに思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 市民の病気治療、できるだけ早めに発見し、そして早めに治療するという、ごもっとも、おっしゃるとおりであろうと思います。そのために、現在の検診の自己負担部分、一人当たり1,300円ですかね、この部分を無料化にするというようなご質問だったと思いますけれども、18年1月1日合併の時期におきまして、指宿、山川、開聞、この部分の負担の割合という部分については、合併の段階で整理をし、こういうようなシステムをとってございます。ただ、何度も申しますけれども、基本的には、市の財源という部分について非常に厳しい時期ということもあり、この1,300円の負担という部分については、私どもの方で見直しをするというふうな考えは、今持っていないというところでございます。

15番議員（前之園正和） 私は市長に答えていただきたいわけですが、健康増進、長生きの里を言うならば、保険も効かないですね、高度先端医療に力を優先して入れるのではなくて、今言った特定検診、これは1,300円、一つの例として言ってるわけですが、そこを無料にするとかいう、金がないからこそそこを先にすべきではないかということ言ってるわけですが、市長、お答えください。

市長（田原迫要） 日本一長生きできる里づくり、これは非常に重要な課題だと思っておりますし、

それに向けて早期発見，早期治療というのは非常に必要だと思います。ただ，その無料については，現在，その所得の低い方とか，生活保護世帯とか，そういうのについては無料化しておりますけれども，1,300円の受益者負担についてはお願いをしていきたいと思います。議員は確かにそのメディポリスに3億6,000万も10年間でするんなら，そこにお金があるじゃないかと言いますが，もしそれがなかったら，メディポリス指宿が，先ほど言いましたように，なくなったとしたら，指宿にその長生きの里づくりへのプランが非常に難しくなってくるという思いもいたしますし，また，メディポリス指宿では，確かに，がんの粒子線治療については108億円のプロジェクトですが，その他にも心のケアだとか，早期発見だとか，そういうことについても各種の最新設備が整いつつありますし，その早期発見，早期治療にも協力をいただくと，そのように思っております。

15番議員（前之園正和）　メディポリスがなくなったらどうなるかと言いますが，その前に市民の生活はもう息絶え絶えじゃないですか。そしてまた，先端医療，高度医療そのものを否定するものではありませんけれども，医療保険が効かない300万円です。この特定検診については，生活保護家庭などは無料だとおっしゃいましたけれども，例えばですよ，生活保護を受けてる，あるいはそれに同等ぐらいの低所得の方が，高度医療が必要になったとしてもですよ，300万なければかかれないんですよ。生活保護の場合には借金はするのかなってるわけですから，なおさらどういう保険ができようともかかれないんです。そういうことを考えると，外国からも来るかもしれないと言います。指宿市民が最もその恩恵を受けると言います。しかし，それは300万あっての話でしょ。つまり，一定の所得のある人には高度先端技術が受けられるかもしれんけども，一般市民としては，指宿にあらうがなかるうが，その恩恵には浴さないということになるんじゃないでしょうか，その点はどうか。

市長（田原迫要）　確かに，まだ保険医療が認められておりませんので，300万というのは大きな金額だろうと思います。ただ，今日本人の死因のトップががんであり，将来，男性が2人に1人，女性が3人に1人かかる，そういうがんの克服に向けて今国も一生懸命やってるわけでありまして。これまでもそうでありましたが，例えば，最新技術のものについては，それが定着してくると保険適用になるケースは他にも幾つもあります。したがって，近い将来，この粒子線治療が保険適用になる日も来ると言えますし，あるいはそれまでにじゃあどうするかという場合に，例えば，がん保険だとかそういうものに対して市が助成をすとか，そういうことも施策としては考えられるのではないかと。この点については，県民，そして指宿市民が利用しやすいような施策が何かできないか，今後，県とも知事とも話していく必要があると思っております。

15番議員（前之園正和）　メディポリス指宿のホームページも過去開いて見たことがあるんですが，今持ってる記憶で言いますとですね，いずれは医療保険が適用されるようにすると

か、その方向を目指すとか、努力をするということは、一言も書いてないんですね。民間保険に頼るとか、貸し付け制度を作るとか、そういうことは書いてありますよ。ですからですね、やはりこれは、現状においては一定の財政的余力がある人でないと、幾ら立派な医療施設、医療行為かもしれないけども、受けられない。そういう意味において、最も指宿市民が恩恵を受けるということではなくて、一定の財力を持つならばということにしかならないということをお願いしておきたいと思います。

それから、硬質ビニールハウスへの償却資産税との関係ですけれども、これを言いますと、そこに特化した補助はできないんだと。農業をどうするかということではいろいろ考えるがというのがこれまでのことだったんですね。この例えば、工場設置奨励条例、これもありませんが、これは一定の条件を満たせば奨励しましょうということで、改めてどこそこの企業ということを決めてるわけではないんですね。この硬質ビニールハウスの場合も、我々が提起しているのは、一定の要件を満たせばということで、最初から山川の成川の誰というですよ、指宿の西方の誰ということの特化してはいるわけではないんですが、そういう面言えば、このメディポリス指宿の場合には、正にメディポリス指宿という特化じゃないですか。だから、ビニールハウスについてのですね、特化することはできないからという理由づけにはならないと思いますが、その特化ということからした場合にはどうなりますか。

市長（田原迫要） まず、メディポリス指宿の支援措置とビニールハウス課税を同じレベルで議論するのはどうかという思いがあります。メディポリス指宿は、先ほど申し上げましたように、旧グリーンピア指宿の廃止ということに伴って、地域としてこれをどう活かしていくかという中から生まれてきたものであります。ビニールハウス課税については、もう過去の議会でも議論してますので、詳しくは申し上げませんが、私は、農業支援は必要だと思います。農業振興は大事です。ただ、ビニールハウスの、いわゆる降灰対策事業というのは、非常に恵まれた制度として活用していただいて、農業の振興としては、全体の農業振興がどうあるべきかということで、いろんな形での支援をしていきたいと思いますという意味で、そのビニールハウスに特化ということではなくて、全体をということで申し上げているわけがあります。

15番議員（前之園正和） 先ほども言いましたように、10年間で差引き4億3,000万の固定資産税の増だということですが、奨励をしなければ更に3億6,000万がプラスになるということをお願いして、そしてまた、市条例に基づいてやってるわけですから、この市条例の廃止をですね、改めて求めて、時間の関係ありますので、次の方にいきたいと思います。

乳幼児医療費の問題については、まず、子供医療費という名前についてはということがありましたが、私は、名前の変更については問うつもりはないんです。名前が乳幼児医療費となっているのに、小学校卒業までどうだというふうに問い掛けるわけですので、名前に合わないということに、客観的にはなるわけですね。そのときは変えればいいですよという意味

も含めて中身を問うているんですよということで、今ここで名前をどうということではなかったわけでありまして。これまで指宿は、歯科においては、従来から県の制度に上乘せをしておりました。そしてまた、医科、歯科共に就学前までというふうに昨年からだったですかね、したわけでありまして、あと遅れて県としても医科、歯科とも就学前までというふうにしたわけですが、併せて、県の方は所得制限を設けようというふうになっているわけですが、指宿の方は、県がそういうことであっても、所得制限を設けないものと理解しておりますが、確認してよろしいでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 21年度の制度改正によりまして、県は、医科、歯科とも就学前まで助成対象年令を拡充すると。ただ、その一方、所得制限を導入するというにしております。県内の市町村という部分については、この制度について所得制限の導入は今までもしておりませんでしたので、本市におきまして、その部分についての所得制限を設けるといふふうには考えていないところでございます。

15番議員（前之園正和） それから、県の方が後で追っ掛けてくると。国の方はもう走ってもないということになるわけですが、それにしてもですね、県内で見ても垂水市などは中学校卒業まで無料というところもあるわけで、県内でも自己負担が3千円ではなくて2千円とか、年令を区切って無料とかいろいろあるわけで、そういう点ではですね、国が走りだしてもいない、県は後追いだということはありますけれども、全体の流れとしては、やはり、自己負担の軽減と対象枠の拡大という方向に、全体としてはあるんだという、大きな流れというのは市長自身もお認めになられると思うんですが、確認してよろしいでしょうか。

市長（田原迫要） 子供たちの健全な育成にとって、このような制度は重要だという観点から、各自治体いろいろな形でやっているのだらうと思いますし、本来は、議員も今ありましたとおり、今回のマニフェストで、本当にある意味で驚きましたけれども、子供手当の1人2万6千円、あるいは高校の授業料の無料化等々やるのであれば、こういう事業こそもっと先に、地方自治体非常に苦勞しているながら苦しい財政の中でやってるわけですから、こういうものにこそ先にやってほしいと思いますし、今、計画している財源からすれば、これは確かに十分賄い得る財源だと思いますし、それは是非、共産党の方からも国の制度として定着いただけるように、一緒になって頑張っていきたいと思います。

15番議員（前之園正和） 一緒になってではなくて、我々はもう最初から力を入れてやっているわけでありまして、意味合いは分かりますけれども、そういうことであります。そこで、市長はこれまで、今日もそういうことでしたが、本来は国の方でやるべきだということ、また、国、県に対しては、市長会としても要請をしてきたということでありましたが、今回政権が交代をした下で、残念ながら、この乳幼児医療費、子供医療費についての民主党のマニフェストでは触れられていないわけでありまして。しかしながら、全体としては、今いろいろ言われましたけれども、我々としても賛同できる部分もありますし、福祉の前進に繋がるもの

も幾つか含まれているようです。この乳幼児医療費，子供医療費については，マニフェストに載ってないわけですが，これまでも国，県への要請をしてきたということですが，政権が代わった下ですね，更に可能性を含むという見方をしても，間違いではなからうというふうに思うんですが，そういう今日にあってですね，改めて急ぎ政府に対しても要請をすべきではないかと思うんですが，その点については市長，どうでしょうか。

市長（田原迫要） これまでも県市長会，あるいは全国市長会を通じてお願いしておりますし，今後も，そのことを強く訴えていきたいと思えます。

15番議員（前之園正和） 次に，防災に関してですが，十町区画整理事業の区画変更，つまり，これは二反田川の右岸側の例の土地を指してるわけですが，この地域についてですが，先の質問者に対して，また今日もそうですが，市長は，当初は区画整理と同時進行でやる考えだったが，区画整理事業と切り離して施行せざるを得なくなったというようなことでしたね。これは切り離してできるようになったということなのか，切り離してやる方向での判断をしたということなのか，まずそこを伺っておきたいと思えます。

建設部長（吉永哲郎） この地区は度々浸水，冠水等を繰り返している地区ということで，区画整理区域ではありながら，下水道の整備を先行できないかということで，国土交通省，県とも再三協議を行いまして，下水道の先行というような補助事業をいただいたところでございます。現在，その事業の変更認可に向けて，浸水の解析を含め，渦口ポンプ場等も含めて，今後，この地区の雨水の整備を図っていきたいと思っているところです。

15番議員（前之園正和） 区画整理事業と切り離して下水道の先行ということですが，国の制度としてそれが新たにできるようになったと，その道が，ということなのか，前からその道はあったけれども，市の選択として下水道の先行という道を，前からできたんだけど，今選んだということなのか，今できるようになったということなのか，そこを伺ってるんです。

建設部長（吉永哲郎） 基本的には都市計画区域，区画整理の区域ということで同時施行，下水道と区画整理事業を同時にすることが，事業費の削減にも繋がるということで，県，国の方針でございます。まず，法的にできるのか，できないかということでございますが，まずもって，都市計画法の網が被っております，この区域について。しかしながら，度々の浸水等がありますので，そこの法的クリアをした上での下水道整備ということ協力を重ねながら，湧水地等を掘りながら，また，ポンプ場の建設等も含めてやろうということの計画でございます。

15番議員（前之園正和） 今ひとつ質問に沿った解釈が私自身できないんですけれども，いずれにしろ，区画整理事業とは切り離してやるということになればですね，この問題の地域の雨水対策，防災対策については，区画整理の予定地だからとかいうことで，もうこれ以上，そのことを理由にして遅れることはないという理解でよろしいでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 区画整理事業の目処が立ってないために，下水道を先行，抜本的な整

備をやっていくということでございます。

15番議員（前之園正和） 瀉口ポンプ場についても、改修の方向ということが出されているんですが、あそこはポンプ機能という面でも、建築物という意味でもですね、非常にもう危ない状況にあるわけでありますが、それがいつ終わるのかということもありますし、今言った下水道の先行の手法によって、この問題の地域の対策がですね、目処としていつ頃完了するということになるのか、それは予定は立っておりますでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） いつ頃から事業開始かということでございますが、来年度、この下水道の抜本的な整備についての事業認可の変更という申請をいたします。その変更認可があった段階で年度の資金的な面とか、市の持ち出し等も分かってきますので、その時点で事業認可変更が終わった段階、認可された段階でその施行期間というのが明記されてくると思っております。

15番議員（前之園正和） 今の答弁を聞きますと、変更の申請をしてからということで、いずれにしても、関係地域の住民はですね、今か今かと待ってる状況だというふうに思うんですよね。ですから、一定の目処、目処と言うか、そういう計画が立った時点で、いつ頃から始まりますと、計画としてはいつ頃完了の予定ですというようなことについてのですね、説明を含めて、関係住民に、やっぱり、この説明をし、理解を求めるといってもですね、一つの安心に繋がるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

建設部長（吉永哲郎） 都市計画法に基づいて、変更でございますので、地域住民の縦覧、説明会等も行われるということになります。

15番議員（前之園正和） ハザードマップのことについては、土砂災害についてのハザードマップの作成中ということでございましたが、私も土砂関係と内水関係かなというふうに思っているんですけれども、この土砂災害についてはハザードマップがいつ頃完了の予定なのかということと、他の項目、災害、内水とか、津波とかがあるのかないのか分かりませんが、そういった他のことについてはどのようなことになっていくのか。当面、土砂だけということなのかですね、その辺を伺います。

総務部長（秋元剛） ただいまのご質問の中で、土砂災害、それから、津波も想定しているのかということでございますが、津波の部分につきましては、情報が私どものところへございませんので、当面、土砂災害、これを対象としたハザードマップを作りたいというふうに思っております。ハザードマップでございますが、これにつきましては、先ほど答弁を申し上げましたように、県が作成をした土砂災害危険箇所マップ、これは航空写真でございますけれども、指宿地域で言えば土石流危険渓流、これが93渓流、それから、急傾斜地崩壊危険箇所、これが81か所、それから、地滑り危険箇所、これにつきましては6か所を表示をしております。したがって、これを活用いたしまして、これらの中に避難地域、避難経路を入れたものを作成をしたいと。特に、これらの災害発生地域を総合的に検討した場合に、24か所が

先ほどの答弁の中で申し上げたとおりですけれども、恐れのあるところ、非常に危険のあるところが24か所ということでございますので、これらについて作業を進め、21年度中に6地域、小浜地域、中浜地域、岩本地域、田之畑地域、鰻地域、十町西部の物袋地域、入野地域、これについては本年度配布をしたいというふうに考えております。残りの18地域につきましては、22年度以降、職員の手作りで作業を進めておりますので、ちょっと時間的にも遅くなりますけれども、22年度以降配布をしたいというふうに思っております。内容につきましては、航空写真の中に災害の発生場所、それから、避難経路ですね、避難経路と避難場所、これを表示をしたものでございます。

15番議員（前之園正和） 防災無線の件ですが、旧山川、開間についてはアナログという形で今ありますが、一定の、最低限度のと言いましょうか、システムが確立されていると。旧指宿については市政事務嘱託員のところには行くけれども、後はよろしくという格好ですよ。防災無線がないと、いろんな非常事態が想定されるというふうに思うんです。住民に対しての災害情報や避難情報などが伝達できない、今のシステムではですね。また、市政事務嘱託員が公民館などに行けない、移動中に自分が災害に遭うということも想定されるわけです。そういう点で、これは市民への知らせめるという行為がですね、完了してないということになります。また、市政事務嘱託員を危険にさらすということでもあります。そのことについての行政責任はどうなりますか。

総務部長（秋元剛） 行政責任はどうかということで、非常に重たいご質問をいただきましたが、その行政責任とは何かと。要するに、その市民の安全確保のために行政がやるべきことをやるべきことなのか、あるいはその発生したことによって補償ということをするべきなのかという二つのことが考えられるわけですけれども、この防災無線の設置につきましては、前者の行政がやるべき業務として住民の安全を確保する上で設置をすべきものと、このように考えております。

15番議員（前之園正和） 全市民に伝達が行かないという責任をまずどうするかです。それから、市政事務嘱託員自らが災害に遭う方法を一つのシステムにしているということですよ。市政事務嘱託員に放送してくださいと言うわけですから。市政事務嘱託員が災害に遭うかもしれないシステムを手掛かりにしているということです。ですから、市民への伝達が行かない、市政事務嘱託員を危険にさらすということについてのそれでいいんでしょうかという意味においての行政責任です。また、お金が幾らかかると、これは当然のことではありますが、それでもですね、デジタル化が云々だからということも言ってもう久しいんですね。そういうことで、やはり急ぐべき課題ではないかというふうに思いますので、最後に、市長に答弁をお願いしたいです。

市長（田原迫要） 安心、安全な地域づくりというのは、地方自治体にとっては非常に重要な課題だと思いますし、この防災無線を始め、緊急時に対する市民への情報伝達体制というの

は考えていく必要がある、当然必要だと思いますし、それらについて真摯に取り組む必要があると思います。冒頭に議員から投げ出すのではないかというような質問でしたが、そんなことはありません。行政は、私は故郷の未来はいつも輝いていなければならないという言葉が好きでありますけれども、地方自治体というのは、私もそうでありましたし、前、肥後市長さんから引き継いで現在に至っておりますが、そうして継続しながら、事業というのは進んでいくものであろうと思いますし、地域の安心、安全を守っていくというのは非常に重要な課題だと思っております。そういう中で、限られた財政の中でいろんなことを実施していかなければならないと思います。またもう一つは、国も今、都市直下型の大地震に対してのいろんな体制を組んでおりますが、NHK等で国民全てに緊急に伝達ができるような、つまり、今全ての家庭にテレビがほとんど普及しておりますし、デジタル化も間近でありますけれども、そういう国家的な、いわゆる安全網のネットワークというのも、今後、整備されていくものだと思いますし、それらと併せて、より効率的に安全対策が進んでいければと思っております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時39分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守る立場から質問を行います。

総選挙の結果は、自公政権が議席を大幅に減らし、退場することになりました。大企業が栄えれば国が栄える、この掛け声で半世紀を超えて異状な財界中心の政治が続けられました。それがもたらしたものは何だったのか。派遣、パートなど不安定雇用のため、懸命に働いても、貧困から抜け出せない。働く貧困層と呼ばれる人々が1,000万人を超え、医療、年金、介護、障害者福祉など、あらゆる分野で社会保障が危機に瀕しています。農林水産業と中小零細企業が衰退に追い込まれ、地域経済と地域社会が崩壊しつつあります。ごく一握りの大企業は巨額の儲けを上げたが、国民の暮らしは安心も希望も奪われ、貧困と格差が社会を覆ったため、有権者が自公政権にノーの審判を下したのではないのでしょうか。市内の農林水産業、中小零細業者の経営と暮らしの現状は、本業だけでは食べていけない。苛酷で無権利な状態にあります。その上、売り上げは前年に比べ減収、資材費や仕入の値上がりで支払いどころか生活が成り立たない。本当に心の痛む状況が広がっている状況にあります。このことを踏まえて一般質問をいたします。

父子家庭について伺います。十分とは言えない中でも、母子家庭に対しては児童扶養手当

が支給されておりますが、父子家庭に対しては経済的援助がほとんどなされておりません。父子家庭になれば、子供を抱えては仕事を続けることも困難であり、経済的には非常に困難な状態にあります。親の応援を受けなければ生活ができない状態です。そこで伺いますが、子供を抱えている父子家庭は、市内に何家族いるのか、経済的支援はどうなっているのか、質問いたします。

次に、新規就農者について伺います。合併する前に、旧山川町では支援制度がありました。現在はありませぬ。不景気で失業率も過去最高になり、その中で、農業は受け入れの業種として期待されていますが、農業の経営は非常に厳しく、専業農家でさえ資材の高騰や異常気象など厳しい経営をしているのが現実であります。若者が農業に就農したくても、農業機械や農地、栽培技術などいろいろな問題を抱えております。就農できない最大の問題は、資材などの先行投資と生活を支える資金が一番の原因であります。若者が就農できるような支援制度を考える意思はないか。

次に、害虫対策について質問いたします。アリモドキゾウムシ、イモゾウムシについては、同僚の質問に答弁がなされておりますが、芋を撤去するために1軒1軒訪問して協力をしていると答弁もなされましたが、初期の段階では、重大な問題であるだけに、チラシや広報だけでなく、区域内での住民説明会は開催したのかどうか、伺います。イヌマキはほとんどの家庭の垣根に定植されておりますが、市内全域に害虫被害が出ており、空き家では駆除がなされていないために、枯れた木が目立ちます。国際観光保養都市として美しい景観を目指しているのですから、枯れ木がどんどん増えていけば、国際観光保養都市としての美しい景観が実現できないのではないかと。美しい景観を実現するためにも、害虫駆除に支援すべきではないかと、伺います。

市税等について。納付書の間違いが市民から数件寄せられているが、市内全域ではどのくらいあるのか。今年2月26日未明のひょう被害は、施設を含めて4億円以上もあったわけですが、ひょう被害については、山川、開聞地区のごく限られた地域であり、被害を受けた農家はかなりの減収になっております。市税等の減免制度があるのですが、誰も申請がなされていないと聞きます。申請がなされないということは、ほとんどの農家が知らないのではないかと。住民説明をしたのか、していなければ、住民説明会をする意思はないかどうか、伺います。

次に、国保税の値下げについて伺います。市内の農林水産業、中小零細企業の経営の暮らしの現状は、本業だけでは食べていけない。苛酷で無権利な状態にあります。その上、売り上げは前年に比べ減収。原油や穀物の高騰も背景に、資材費や仕入の値上がりで支払いどころか、生活が成り立たない。本当に心の痛む状況が広がっており、このような中、今年、国保税を7,000万も値上げをいたしました。市民は納付書を見て、収入が減っているのに、なぜこんなに高いのかと怒りと悲鳴を上げております。このように、負担能力を超えているの

が現実です。国保税を値下げする意思はないか、伺います。

これで1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。父子家庭についての経済的支援の質問につきましては、健康福祉部長の方から答弁をいただきます。

次に、新規就農者に対する支援についてのお尋ねであります。南薩の食料供給基地である指宿地域の農業を発展させていくためには、多くの新しい人材が農業に参入することが農業の活性化に繋がり、大変重要なことだと考えております。幸いにも、指宿市では、毎年20名を超える方々が就農していただいております。温暖な気候や広大な畑地を生かし、野菜、花き、畜産等を中心に、収益性の高い農業に取り組んでいただきます。新規就農者の支援につきましては、就農時40歳以下で、就農後1年を経過した方に、就農奨励金として、昨年は20名の方に総額200万円を交付したところであります。また、県が認定する認定就農者への誘導により、各種就農支援資金を受けることができます。認定就農者になりますと、研修等就農の準備に必要なソフト資金、これは就農研修資金、あるいは就農準備資金であります。や、施設の設備、機械の購入等農業経営の開始に必要なハード資金、就農施設等ありますが、を借りることができます。この他、新規就農者に対しましては、補助金や資金以外に、技連会や各関係機関と連携して、就農の初年目については、就農して数か月経過した段階で、本人の自宅を訪問し、就農の状況や問題解決のための話し合いを実施するとともに、定着に向けて、栽培技術や販売対策などの営農指導を行っているところであります。また、農業マイスターや農業指導士等への相談も推奨しているところであります。

害虫対策については、産業振興部長から答弁をいただきます。

最後に、市税等についてであります。国保税の値下げの考えはないかということについて答弁をさせていただきます。国民健康保険特別会計の合併後の運営状況につきましては、税率の一番低い旧指宿市の税率に合わせまして、平成18年、19年、20年と運営を行ってきたところでございます。また、平成18年度以降は、基金から赤字分を繰り入れながら、国保の運営を行ってきたのが実情でありまして、基金は年々減少し、枯渇することが予想されたところであります。これらの国保の実情を勘案いたしまして、平成21年度予算を試算したとき、1億4,000万円の財源不足が見込まれたところでございます。このことから、基金に頼らない安定した国保運営のため、国保税の見直しについて国保運営協議会に諮りましたところ、被保険者の負担が急激に増大することのないよう配慮して実施することとの答申を受け、財源不足が生じる1億4,000万円を7,000万円ずつ2か年の計画で補う税率改正に取り組んだところでございます。国保税の引き下げにつきましては、これから、新型インフルエンザの流行や季節性のインフルエンザ等、医療費の急増も懸念されておりますし、また、平成22年度の国、県からの補助金についても、不透明な点も多いことから、今後、医療費の動向や制度改正を見極めまして、次年度の税率改正について検討をしてみたいと考えております。以上で

す。

健康福祉部長（田代秀敏） 父子家庭についての経済的支援という部分についてのお尋ねをいただきました。その中で、現在の父子家庭の状況、それから、手当の制度という部分についてのお尋ねだったかと思えます。本市の父子家庭の状況につきましては、7月1日現在、父子家庭は84世帯で、20歳未満の児童の総数は147人です。そのうち、乳幼児が17名、小学生が44名、中学生が30名、高校生が39名、その他17名です。なお、母子家庭につきましては、577世帯の935人の児童等の総数ということでございます。それから、指宿市の経済的な支援策という部分ですけれども、本市では、父子手当として独自に年1回第1子3万円、第2子以降1万円を加算して支給しております。今年度は36名の児童に支給しているところでございます。父子手当の県下の状況としましては、18市中10市で独自の手当の支給を行っているところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） アリモドキゾウムシ、イモゾウムシについてお答えさせていただきます。今回のエリア内には4校区、指宿校区、魚見校区、柳田、丹波校区、地区で25地区、4,717世帯と非常に多くの世帯が対象となっており、一刻も早く周知をするために、地区放送やチラシ等を利用したところでございます。

次に、キオビエダシャクでございますけれども、イヌマキの害虫キオビエダシャクにつきましては、市内全域で発生しており、被害の多くは住宅の生垣、畑の防風垣などで発生している状況でございます。これまで、市民に対しまして、回覧板により防除についてのお知らせを定期的に行ってきております。その害虫駆除に対する支援はできないかのご質問ですが、宅地等のイヌマキは、生垣、防風垣用として、本来、個人の財産でありますので、そのイヌマキが害虫により被害を受けた場合については、基本的には、所有者が自主的に対応すべきであると思っておりますので、現時点で支援はできないと考えております。

市民生活部長（新村光司） 市税等について納付書の間違いの実態はどれくらいあるのかといったご質問でございます。21年度の市税等の納付書の種類は、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、固定資産税となっているところでございます。このうち、軽自動車税につきましては、住民からの問い合わせにより、再度確認をしたところ、間違いに気付いたものです。発送件数が2万4,696件中、2件につきまして間違いを確認し、修正後、お詫びの文章を添えて再送付しております。間違いの内容としましては、軽四輪貨物4千円を軽四輪乗用7,200円で課税していたものでございます。国民健康保険税につきましては、保険税率の改正等の事務処理を行い、7月1日に8,886件の納付書を発送しております。これにつきましては、7月27日に再度検証を行った結果、介護分の限度額の9万円から10万円の増額改正の未入力ミスによる235件の間違いに気づき、8月始めに処理を行い、修正後、お詫びの文章を添えて再送付したところでございます。市民の皆様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げたいと思えます。

次に、減免の実態はどうかとの質問でございます。減免の実態についてですが、今年度の4月から8月までの状況では、火災等の災害による固定資産税の減免が11件の13万5,300円、障害者の軽自動車税の減免が210件の126万9,200円、生活保護者にかかる減免が47件の63万3,300円、拘禁者にかかる国民健康保険税の減免が1件の10万4,500円で、合計では269件の214万2,300円になっているところでございます。その他、窓口等において、6件の減免に関する相談がありましたが、このような相談の場合には、相談者の減免理由や同一世帯員の生活状況を聞き取るなどして、状況に応じて徴収猶予や納期限の延長等の説明もしております。その結果、納税者の方々は納税の方向性を見い出されており、今のところ減免まで至っていない状況です。なお、ひょう被害につきましては、広報紙等で減免のお知らせもしているところでございます。

13番議員（吉村重則） 父子家庭の支援については、1子目が3万円、2子目以降が1万円ずつの年に1回されていると。母子家庭についてはどのようにしているのか。

健康福祉部長（田代秀敏） 母子家庭等に対する経済的な支援という部分については、国の児童扶養手当法に基づきまして、児童扶養手当が支給されているというふうに理解しております。

13番議員（吉村重則） 母子の場合と父子の場合と考えた場合に、乳幼児にしても17名、小学生で44名でしたっけ、30名でしたっけ、父子家庭の中に子供がいるわけです。そういう中で、今の経済状況から考えたとき、民間の場合、かなり給料は低いわけですよね。しかも乳幼児がいた場合に、もう仕事は辞めざるを得ないと。今まで亡くなったりとか、奥さんが亡くなったりした場合に、もう家の方で父親がその代わりをしなきゃならないわけなんですよ。そうした場合に、経済状況としたときに、母子と父子とをすれば、父子の方はそんだけ所得があると見てよろしいんですか。

健康福祉部長（田代秀敏） 指宿市内の父子家庭、それから、母子家庭の比較というのは、今の段階では私はしておりませんが、今議員がお尋ねのように、今まで、要するに、その父子家庭に対するこのような経済手当等の支援というのがあまりなかったという部分については、やはり、今までの流れの中では、父子世帯はそれなりの就職率も高く、また、年間所得も高いというような概念があって、そのような手当がなかったというふうに私は理解しております。

13番議員（吉村重則） ということは、指宿市内においては、父子家庭の場合はそんだけの就職口があるという考え方でよろしいんですか。

健康福祉部長（田代秀敏） 市内に現在84世帯の父子家庭がございます。その中で、昨年状況、子どもが児童手当等の関係で、事務処理の中で、経済的な状況ということで、それぞれの職に就いてる状況を今確認してるところですけれども、その中では82世帯が職に就いておられるというふうに理解しております。

13番議員（吉村重則） どうしても乳幼児を抱えてくれば、なかなか仕事の方も夫婦いる場合とは全然違うわけです。そういう中で、財政的に、母子の場合は4か月に1回16,7万支給されますよね、母子の場合は。父子の場合はもうほとんどないと。所得によって母子の場合も、段階的に支給されてくると思うんですけど、父子の場合でも、アルバイトなり、何やかやしながら収入を得ていくわけですよね。父子の場合にしても、市内の民間業者の所得、そのものはすごく低いわけですよね。そういう中で本当に養っていけるだけのあれがあるんだろうかと思うんですけど、その辺はどうなんですか、経済的な。

健康福祉部長（田代秀敏） 現在84世帯の経済的な状況ということを申し上げますと、200万円未満の所得の世帯が37世帯の44%、それから、300万未満が29世帯の34%、残りはそれ以上ということになるかと思います。現状で申しますと、父子家庭については経済的支援を行う国、県の制度は児童手当しかございません。また、今お尋ねの中で、父子家庭の中で生活に困窮しているというような状況でございますれば、私どもの各種制度の中で対応ができる部分もあろうかというふうに考えてございます。是非、福祉担当の窓口にご相談をいただければなというふうに思っているところでございます。以上です。

13番議員（吉村重則） 生活困窮であれば、他の制度と、生活保護も含めてだと思んですけど、どうしても父親一人では子供をおやしていくためには大変だと。父親の両親の加勢をもらっていかねばやっていけないというような状況になってくれば、生活保護そのものも簡単にはできないわけなんですよね。ですから、そういう面では、200万以下が37世帯もいるということであれば、所得によって市単独でも母子家庭並みにはいなくても、ある程度月に5千円とか、そういうことは考えられないでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 市町村の独自の施策として、父子世帯に対する支援という部分のお尋ねだろうと思えますけれども、先の衆議院議員選挙の結果、民主党を中心とした政権が誕生したわけでございますが、ご承知だろうと思えますけれども、民主党のマニフェストの中には多くの子育て支援策が盛り込まれておりますので、今後、これらの動向にも注意しながら、効果的な子育て支援事業を検討していく必要があるかと思います。また、それらについては市長会等を通じて要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

13番議員（吉村重則） 民主党のマニフェストの中で、母子家庭並みにすることも確認がされてます。改正案が出ていかなければ支給まではなかなかできないわけなんです。ですから、例えば、その法が改正されるというときまでの時限立法的なもの、そういうものも検討する必要があると思うんです。是非、検討していただきたいと思えます。

続いて、新規就農者への支援の件で、答弁の中では県の各種のソフト、ハードの支援制度があると。市としては技連会とかそっちの方からの援助があるという答弁がなされたわけですけど、実際、新しい人が農業をやろうとした場合に、貯蓄があればいいんですけど、今、若者は、本当パートとか、日雇いの中でしてきている。そういう中で、もう貯蓄もないわけ

です。そうした場合に、まず生活、資材を買って、農業の場合は植えて即お金になるわけじゃないです。半年後ぐらいにお金になっていく。そうした場合に、それまでの生活という面ではかなり苦しい経営をしていかなきゃならない。旧山川町で1人月8万の夫婦で15万、2年間の支援策があったわけなんです。こういうのを、例えば、1人5万なりの1年ないし2年ぐらいのそういう支援策そのものは考えはないかどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 平成20年4月1日で廃止いたしました指宿市新規就農農家を支援する条例において、独身者について月8万円、夫婦等については月15万円を2年間交付し、新規就農農家を支援することとなっていましたけれども、これにつきましては、旧山川町で平成9年4月に施行され、合併を機に指宿市に引き継がれていましたが、平成20年4月1日付で廃止といたしました。理由といたしましては、条例制定時の平成9年から11年間で4件の認定しがなく、新規就農者全体に占める割合も2%であったことから、第三者機関の判断もあり、この制度が後継者の確保だとか、農業振興に対して有用性、必要性が薄くなったという理由からでございました。したがって、本制度での新規就農の支援については、今後も考えていないところでございます。

13番議員（吉村重則） 答弁の中で、毎年20数名の方が就農してるという答弁がなされたわけですけど、この方々はどういう部類に入るんですか。

産業振興部長（井元清八郎） この20名の方は、それぞれ園芸でございましたり、畜産でございましたりとか、特定の業種にということではございませんで、バランスよくと申しますか、そういうふうな形でございます。

13番議員（吉村重則） 私が聞いたのはちょっとまずかったのかもしれないんですけど、後継者の場合、親が農機具から、ずっと続けているわけですから、経済的にはどうにかやっていけるわけなんですよ。新規就農者だったのかどうか。後継者なのか、新規就農者なのか、伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 年度毎に申し上げますと、指宿の方が新規就農者がこの数年で申し上げますと、11年から新規参加者が11年で1名、1名、13年度が多くて6名、3名、4名と、これは新規就農者で、やはり、後継者の方が若干多いような気がいたします。それから山川町の方が新規参加者が2名、1名、2名、1名というような感じで年度毎に出ております。やはり、後継者が圧倒的に多い状況でございます。開聞町の方は新規参加はなくて、後継者の方の新規就農というような状況でございます。

13番議員（吉村重則） 人数は言われたわけですけど、これは年度からいったときに、合併して以後なんですか。

産業振興部長（井元清八郎） ここ10年ぐらいの数字を上げさせていただきましたけれども、合併後につきまして申し上げますと、指宿市が平成18年度が4名、この19、20はございません。後継者が4名、19年度は後継者が10名ということでございます。山川町におきましては、

合併後は新規参入はございません，後継者でございます。開聞町も合併後は新規参入はなくて，後継者でございます。以上でございます。

13番議員（吉村重則） 合併後，ほとんど新規就農者は参入してないわけですよね。農家の高齢化は急速に進んで，後継者だけでは，今後，指宿の農業は本当に大丈夫なのかというのを考えれば，いろんな参入したい，新規就農としてやりたい方々を入れていくべきだと思うんです。山川の方に若者自立センターとって，NPOの組織があるんですけど，そこに若い人たちが20名前後来ているんです。そういう中で，私のところでも日雇いとして来てもらったりしているんですけど，農業を続けたいということでやりたくても，実態としてできないと。今年からやりたいということでいろいろしているんですけど，実際はもう資金面の方がないもんだから，できないというような状況なんです。その場長とも話をしたんですけど，全国にそのNPOが，20か所くらいあるのかな。ここも5，6年以上なるのかな，若者の自立センターとして，指宿の摺ヶ浜の方から，今，成川の方に引っ越して来ているんですけど，この間に，政府の補助事業としてやっているんですけど，NPOもやりくりができないということで，宮崎の方はもう閉める，福岡が2軒あったのが1軒は閉めるような状況なんですよ。その場長とも話をしているんですけど，とにかく若い人を農業に就けさせたいんですけど，どう仕様もないと。今のところはもうやり繰りができないと。やる気はあってもできないのが現実なんです。ですから，そういう面から考えれば，指宿の食料基地として，市長の方でもマニフェストとかいろいろやっているわけですから，本当に，そういう若い人を呼んでやるために，そういう支援制度は作る意思はないかどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 後継者につきましては，先ほど数字を発表いたしましたけれども，大体20名前後，この10年間くらい来ております。ただ，そのお金を給付して，旧山川町で新市でもやりましたけれども，それがあったからその後継者が育っていったということは，数字的には出ておりませんので，これについては，農業振興に対して有用，必要性は薄いのではないかとということで，平成20年4月に廃止をいたしました。それをすぐまた復活ということにはならないだろうと思っております。

13番議員（吉村重則） その旧山川町で，新規就農資金を貰ってやった農家は撤退したというとらえ方なんですか。

産業振興部長（井元清八郎） いや，撤退したということではなくて，数的に少なかったということで，このことによって，例えば，後継者の育成が大いに図られたということには繋がらなかったという判断が，第三者機関で出されたところでございます。

13番議員（吉村重則） 当時の経済状況と今の経済状況は全然違うんですよ。国の方でも失業率が上がっていく中で，農業を一つの産業として，受け入れの産業として期待もされてるわけなんです。ですから，当時の経済状況と今の経済状況は全然変わってるんです。若者が本当やりたいけど，やれない状況，それは何かと言ったら，資金面が最大の原因です。そう

いう面から考えれば、当時の経済状況と今の経済状況を考えた中で導入する意思はないのかどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 経済状況は違うかもしれませんが、農業の持つ面というのは、そんなに大きな変更はないのではないかと思います。

13番議員（吉村重則） 実際、若い人たちが仕事に就けてない、働きたくても仕事がないという中で状況にあるのは現実なんです。ですから、経済状況は全然違うというのはもう事実です。それとあと、機械導入なんかに対して、100万の融資がありますね、農家に対して。それについては、新規就農者、農業委員会に利用権設定結んだりとか、そういうことをした場合には、利用できるのかどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 申請書を出していただいて、その申請書がその審査会で認められれば、当然、融資はできるものと思っております。

13番議員（吉村重則） 要項に沿ってということであれば、可能性はあるというところから考え方よろしいんですか。

産業振興部長（井元清八郎） その新規就農者の方の計画、それから、その用途等々を含めまして、審査会がございますので、そちらの方で決定していくこととなります。

13番議員（吉村重則） 続いて、アリモドキモゾウムシについて、私はさっき1回目の質問の中で、初期の段階で住民説明会を開いたかどうか、この件についてお尋ねをしたんですけど、それに対する答弁はなかったんですが、初期の段階で説明したかどうか。

産業振興部長（井元清八郎） 初期の段階ではエリアの決定がございませんでしたので、説明会は行っておりません。

13番議員（吉村重則） この出されたエリアの地図の中で、アリモドキが、最初に発生したのは18年の8月28日になるんです。この区域は18haですか、最初の時点での。それから2年後、20年に3地区で発生をしているわけです。これについては、この18年8月28日の捕獲されて、発生した時点については、どうなんですか、撲滅とかそういうことは全然できずに、ここにいるアリモドキが他の3地区にも行ったといたらいいか、いたものが捕獲されたと見てよろしいんですか。

農政課長（浜田淳） 最初発生しました18年8月28日の弥次ヶ湯地区のものが他の地区に移ったんじゃないかとおっしゃるような質問かと思いますが、それにつきましては、それが移ったのか、そこで発生したのかという特定はされていないところでございます。

13番議員（吉村重則） 山川地区で最初発生したのが13年ですか、16年、平成6年かな、18年。最初発生して、それで大産地だということで、山川地区では畑かん地域については一斉草払い、野焼きをして撲滅に農家は一生懸命なって取り組んだわけです。その後、西大山駅のところで発生し、小川地区でも住宅内で1回発生したことがあるわけなんです。それは撲滅としては、そんなに期間的にかかってないんです。だから、何か原因があるんじゃないか

と思うんですが、原因についてはどのようにとらえているんですか。

農政課長（浜田淳） 旧山川の場合はですね、サツマイモの栽培の生産団地の、いわゆる畑のところで発生しました。今回は市街地の住宅地のところで発生したわけですが、今回の発生と山川地区の発生の大きな違いは、住宅地内に餌となるサツマイモ以外のノアサガオが非常に群落として残っております。ですから、最初、18年に発生したときには、この当てもエリア内のサツマイモは全て除去して、なおかつ、栽培を自粛していただいて、植えてない状況であったんですが、その中で、サツマイモ、ノアサガオが自然的にまだ群落が残ってたために、餌源となって、そういう状態で続いているという状況で、山川地区とは若干違った情勢だというふうに認識しております。

13番議員（吉村重則） そうであれば、当時、18年のときには18ha、その後は4haですよ。であれば、その発生区域内の住民に説明会を開いて、徹底した駆除をすべきだったと思うんですけど、そういう説明会としては全然なされていないんですか。

農政課長（浜田淳） 先ほども部長の方から、イモゾウムシとアリモドキムシの市民への周知について言ったんですが、今回のこのアリモドキの場合もですね、市民の方への周知につきましては、チラシとかそういう関係で周知をいたしておりますので、地区住民への説明会というのは特にいたしておりませんでした。

13番議員（吉村重則） サツマイモ以外のアサガオ関係が群生していると。あるから駆除はできないということであれば、徹底した駆除をするためには、説明会を開いて、アサガオとかヒルガオとかそういうものについて徹底した協力を求めるのが先決ではなかったのかどうか。

農政課長（浜田淳） 先ほど言いましたそのほ場、発生した地区のですね、周辺のノアサガオにつきましては、そのまま放置していたんじゃなく、その所有者なり、その土地、ノアサガオのですね、あるところの方の承諾をいただいて処分もしておりますので、そのまま放置せずとその餌がその場にあったというのでなくて、エリアが広がった中で、その都度、その餌となるノアサガオは除去してきたところでございます。

13番議員（吉村重則） そういう餌になるものを除去して取り組んでるということであれば、撲滅が本当を言えばできてなけりゃならないと。この最初発生したやつが行ったんじゃなくして、また島の方から侵入したとか、そういうことは考えられないんですか。

農政課長（浜田淳） 先ほども申し上げましたようにですね、発生の箇所がそれぞれ違うんですが、そのそれぞれの発生のところでそれが移動したとか、新たに持ち込まれたというのは特定されてない状況であります。

13番議員（吉村重則） 山川で発生し、それで指宿地区内で発生しているわけですよ。原因についてはこれまでも分かってないのが現実だという説明していますが、この原因についての調査とかはどうなってるんですか。

農政課長（浜田淳） 侵入経路等の調査につきましては、国と県の方で聞き取り等の状況調査を行っております。

13番議員（吉村重則） その結果としては、出てないんですか。

農政課長（浜田淳） 特定されるような結果が出たとは聞いてないところでございます。

13番議員（吉村重則） 昨日の一般質問、同僚議員の答弁の中で、条例を作って、区域内にサツマイモの定植は禁止するという条例も検討されてるということで答弁がなされてるわけですけど、山川、開闢にとっては、アリモドキ、イモゾウムシが発生したら、もう大変な状況になるわけなんです。そういう意味では、徹底した解除をされるまでは禁止するという条例そのものはすごく歓迎するわけですけど、原因について、疑われるものに対しての対策についても検討すべきであって、その辺については、今、駆除をすることだけに専念してて、そういう疑われるものに対しては対応はなされてないと思うような感じがするんですけど、その辺ではどうなんですか。

農政課長（浜田淳） この特殊害虫につきましては、南方系の方に生存しているわけですが、国、県もですね、全然対策を取ってないんじゃないかと、ご存じのとおり、空港に行けばですね、こういう植物、防疫法の関係のチラシなり、持ち込みができないという、もちろん島の方もそうなんです。そういう指導等も十分行っておりますし、我々もですね、市民の方については、そういうところから、そういうのを持ち込まないようにというようなことはやって、指導しているところでございます。

13番議員（吉村重則） 空港とかフェリーとか、そういうものだけではないと思うんですね。山川、指宿にアリモドキ、イモゾウムシが来たというのは、空港とかそれだけじゃないわけでしょう。その辺ではどのように考えているんですか。現実には何かあって来てるわけです。いなかったところにいるわけですから。それに対する対策についてはどのように考えているのか。

農政課長（浜田淳） この特殊病害虫につきましては、虫自体が自らこちらに来たということは考えられませんので、人的な何かに伴ったんだろうというのが一般の見解であると思いますが、その中でですね、おっしゃるように、今、交通機関も発展してますが、宅配等とかですね、そういうので入ってくる可能性は十分にありますので、その宅配等によってですね、発生地域からの持ち込みはしないようにというそういう周知はしてるところでございます。

13番議員（吉村重則） アリモドキ、イモゾウムの駆除に対してかなりの費用を費やしてるし、また、区域内の市民の皆さんにもいろいろ迷惑を掛けたりとか、そういうことをしてるわけなんです。そういう意味では、原因についても、ある程度、駆除の方には一生懸命やるけど、運送とかそれだけでなくして、疑われるものに対しても何らかの対策を取っていくということを、是非、取り組んでいただきたいと思います。それと、当区域内の家庭菜園として、市民農園としての話が出たわけですけど、区域外に持ち出すことはできないとなった場

合に、区域外でイモを作付けして、自宅の方に持ち込んだら、それも駄目になるわけですね。その辺の対応とか、その辺の説明、市民に対する対策も必要ではないんですか。

農政課長（浜田淳） 今の法律の中では、移動規制ということで、エリア内から外に持ち出すというのが今の規制でございます。今回、市の方で独自で栽培の禁止をとということでございますが、栽培自体は、もちろんそのエリア内ではできないわけですが、市民のどうしても作りたいという意向の中です。エリア外で作って持ち込んでも、食べる分ぐらいは、それは認めていいんじゃないかということの見解であります。

13番議員（吉村重則） 食べるだけでなくして、例えば、よそにいる子供に送ったりとか、そういう場合も全然問題はないんですか。

農政課長（浜田淳） 現実問題といたしましてですね、ストアーとか至るところでサツマイモ販売がされております。そこにつきましては、バラのものもあると思うんですが、ビニールで被覆されたのが結構多いわけですが、そういう虫が付かないような状況の中です。管理をしていただいて送る分には、そこまでは規制はできないんじゃないかというふうに理解しております。

13番議員（吉村重則） その点については、それで被害が、またいろいろアリモドキとかイモゾウムシの駆除に対していろいろ弊害がないように、十分注意するようにお願いしておきます。

続いて、減免制度についてなんですが、山川地区、開聞地区限られた地区でひょう被害を受けているわけなんです。施設も入れて約4億円以上の農家被害が出てるんですが、どのぐらいの、つかんでる中で何軒ぐらいの農家はそのひょう被害に遭われたととらえてるんですか。

農政課長（浜田淳） 全体的な農家の被害に遭われた戸数は手元に資料がないんですが、今回、JAがこの被害によりまして、災害緊急資金を貸し付けをしておりますが、ここで貸付金の申し込みをされた農家の方は18軒となっているところでございます。

13番議員（吉村重則） 山川、開聞地区、しかも国道から海沿いの方ですから、ごく限られた農家だと思うんですね。今年の夏作で言えばもう当初からサツマイモについては値段が暴落してるということで、収入がほとんどない状態なんです。そういう中で、国保税がかなり高いということで、払っていけないというのが農家の本当の実情なんです。この18軒が全部じゃないんですけど、一部のひとと話した中で、支払いの方に回すために200万なり300万借りて、それで資材費の支払いとか税金の方にも回ってると思うんだけど、実態としては、収入はほとんどない状態なんです。そういう中で、指宿市の場合、収益の3割以上あった場合には、条例で減免制度を作っているわけなんです。そういう面から考えれば、農家が減免制度について知らないんじゃないかと思うんです。だから、そういうことを考えれば、まだここでは今2期ですか、3期ですか、納めただけで、まだこれから申請しようとするれば、

対象にはなるわけなんです。ですから、ひょう被害に遭った地区については、説明会を開いて、こういう減免制度がありますよという説明会を開く意思はないかどうか。

市民生活部長（新村光司） このひょう被害による減免のための説明会を開く考え方はないかということですが、これまで広報紙5月号・6月号、そういったもので十分広報はしてきたわけですが、固定資産税の判断基準となる被害の程度の把握については、これまで県南薩地域振興局指宿支所と、それから、山川・開聞両支所、農林水産課合同で降灰対策事業と補助事業で整備した施設及びそれ以外の施設のうち、農家から申し出があった施設を調査したというところでもございます。その結果、調査したハウス施設のほとんどが損傷を受け、使用目的を損じ、修理、または取替えを必要とする実態であったという情報も得ているわけですが、このようなことから、固定資産税の減免については、個々の被害の状況等により、相談に応じて判断していくこととしていますし、また、そういった国保税等についても、個々の市民の方々の個々の相談に応じて減免の対応をしていきたいと考えているところでございます。

13番議員（吉村重則） もう時間もありませんので、その対象農家、野菜農家にしてもレタス、キャベツ、ひょうでやられて売り物になってないんです。かなりの減収になってるのはもう事実なんです。その対象者に対する説明会、こういう減免制度がありますよという説明会を開くかどうか、この1点について。

市民生活部長（新村光司） これまでもですね、大きな激甚災害とか、そういったものであれば、説明会も必要であろうかと思えますけれども、こういったひょう被害による農作物の被害に対しましては、それぞれ個人個人の差があるとは思ってます。それで十分な広報紙等を通じてやってますし、今のところは、そういった説明会を開催する考え方はございません。

13番議員（吉村重則） 減免制度、一部の農家には申請書を渡して、申請した方がいいんじゃないかということで話してるんですけど、なかなか個人的に行けないというような状況があるのかどうか分からないんだけど、かなりの人が被害を受けてるんです。知らない人もかなりいるんです。広報紙で報道してますよと言われても、実際として、農家は農作業に追われてそれどころじゃないと。とにかく自分の食べる分をとらんといかんということに一生懸命なってるのが現実なんです。ですから、そういう面からすれば、そういう条例まで作ってるんだから、説明会だけでも、そこで申請を受けるとかどうじゃなくして、減免制度についての説明会にこだわったものを作ってほしいんですが、どうなんですか、それでも、もうそれは広報紙で言ってるからもうしませんということなんですか。

市民生活部長（新村光司） 税サイドとしましては、そういう考え方を持っております。

13番議員（吉村重則） 産業振興部、農業振興という面からしたときに、そういう説明会を開く意思はないですか。

産業振興部長（井元清八郎） 所得につきましては、当然、所得税法で対処していくでしょう

し、固定資産税については法に則って、当然、減免の対象になれば減免になるでしょうし、年間を通じての所得になりますので、単にひょう被害のその部分だけ見て所得税法の対象になるかならないかということについては、私どもの方では判断できませんので、産業振興部としてそういう説明会を開くことはできません。

#### 延 会

議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異義なしと認めます

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 田 中 健 一

議 員 木 原 繁 昭

第3回指宿市議会定例会会議録

平成21年9月17日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問



1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



1. 出席議員

1番議員	下柳田 賢 次	2番議員	中 村 洋 幸
3番議員	東 伸 行	4番議員	竹 山 隆 志
5番議員	松 下 喜久雄	6番議員	濱 崎 里 志
7番議員	前 田 猛	8番議員	横 山 豊
9番議員	下川床 泉	10番議員	前 原 六 則
11番議員	岩 崎 亥三郎	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	吉 村 重 則	14番議員	高 橋 三 樹
15番議員	前之園 正 和	16番議員	大 保 三 郎
17番議員	新川床 金 春	18番議員	高 田 千ヨ子
19番議員	物 袋 昭 弘	20番議員	田 中 健 一
21番議員	木 原 繁 昭	22番議員	新宮領 進
23番議員	小田口 郁 雄	24番議員	六反園 弘
25番議員	森 時 徳	26番議員	新 村 隆 男



1. 欠席議員

な し



1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	田原迫 要	副 市 長	鶴 窪 吉 英
教 育 長	田 中 民 也	総 務 部 長	秋 元 剛
市民生活部長	新 村 光 司	健康福祉部長	田 代 秀 敏

産業振興部長	井元清八郎	建設部長	吉永哲郎
教育部長	屋代和雄	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	吉井敏和	総務課長	渡瀬貴久
人事秘書課長	邊見重英	企画課長	高野重夫
財政課長	富永信一	市民協働課長	上村公德
長寿介護課長	迫田福幸	地域福祉課長	久保憲一郎
健康増進課長	中村幸男	商工水産課長	野口義幸
観光課長	大岩本稔	建設監理課長	石口一行
土木課長	内菌正英	学校教育課長	大野清昭
唐船峡そうめん流し副支配人	下吉耕一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元順一	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	宮崎勝広
議事係主査	濱上和也		

開 議

午前10時00分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小田口郁雄議員及び六反園弘議員を指名いたします。

一般質問

議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、濱崎里志議員。

6番議員（濱崎里志） 皆さん、おはようございます。6番、濱崎です。今日は3日目の最初の質問者となります。答弁につきましては簡潔にお願いしたいと思います。それでは通告に従い、順次質問をさせていただきます。

さて、世界的不況や国の構造改革、三位一体改革と、改革の嵐から地方は生活困窮に陥り、限界集落を招こうとしております。地域の活性化と安心・安全な役割を担う公民館活動は、地域コミュニティの金字塔であると思われれます。しかし現状は、高齢化や若者の減少が進み、地域環境は大きく変化しております。今までは各地独自の地域活動として、中心的役割を果たしてきたと思います。合併して3年8か月、様々な変化を受け、公民館活動の活性化のためにも、事務の一元化と整合性を図り、全市民が参加しやすい改善が必要と思いますが、考えを伺いたいと思います。

次に、少子高齢化が進み、担い手が減少傾向にある今日、自然災害がますます強固となっております。いつ災害が起きるか分からない状況から、市民は不安な生活を送ることになります。地域の暮らしを守ってもらうためにも、消防団、婦人会の充実は不可欠であります。しかし、現状は厳しく、消防団員、婦人会員の確保に苦慮しております。今後、募集、育成に対してどのような考えをお持ちか伺います。

次に、公民館活動について、グラウンドゴルフなど各地で盛んに競技が行われ、人づくりや健康づくりに大きく貢献していると思われれます。結構なことです。ところで、地区内にたくさん施設の有しているわけですが、学校関係は別にして、施設別の市民参加はどのようになっているのか伺います。

次に、衰退している商店街について、地方の発展に多面から貢献し、盛んに事業が展開され、人通りも多く、地域コミュニティの役割を担ってきたと思います。しかし、現状はシャッ

ター通り、廃墟と、昔の面影は見る影もありません。ここまで衰退した原因、要因を分析したことがあるか伺います。

次に、長年、商いを生活の生業として続けて来られた店主の気持ちを思うとき、時代の流れとは言え、せつない感じを受けます。自由市場だから仕方がないと言えばそれまでですが、地方の地域の中心的役割を担ってきた方々ですので、もう一回、地域の再生を図るのであれば、やめるという苦渋の選択をされた店主の意見も、今後のまちづくりに必要と思われます。市内にも商いをやめられた方がたくさんおられます。その方々の意見を聞いたことがあるか伺います。

次に、地域の発展を支え、住民の暮らしに直接関係してきた商店は、自由業という仕組みから放り出され、シャッター通りという悲惨な状態にあります。これは国の大店法の導入により、地域の郊外に大型ディスカウントショップ、スーパーが進出して、従来の消費流通環境が大きく変わった原因と言っても過言ではありません。国の政策から関係しているとすれば、行政も無視できないのではないかと。商いの事業再生のための支援策はどのように考えているのか伺います。

次に、職員の人事管理について、合併時の計画は1市2町が均衡ある発展を願って、総合支所方式でスタートいたしました。しかし、支所は年々活気を失いつつあります。職員の削減や事務の合理化とやむを得ないところもありますが、格差是正からも本所、支所間の交流や、情報交換がどのようにされているのか、どのような方法を取っているのか伺います。

次に、多様化する行政ニーズはますます高まってまいります。市民と直接かかわる職員は、プロ意識をもって負託にこたえることが使命と思われれます。そのためには、能力の向上とモチベーションを高める必要があります。具体的にどのような方策を取っているのか伺います。

次に、人事異動の際、本所、支所の現状認識と適材適所の観点から幅広く意見を求める必要があると思いますが、支所にも審査する機関があるのか伺います。

次に、新型インフルエンザについて、メキシコから発生し世界中に広まりつつあります。近辺では枕崎市に一人の死亡者が確認されました。本市に感染するのも時間の問題だと思いますが、流行した際の対策、マニュアルはどのようになっているのか伺います。

次に、本市に感染が確認された時、病院、学校、企業等、人がたくさんいる所の判断は非常に難しいものがあると思えます。感染を拡大させないためにも、横の連携と機敏な指導が大事と思えますが、どのような方法を考えているのか伺います。

次に、感染について、今後、全国では約5,400万人の患者が出ると予想されておりますが、既に今朝、現在、3,200万人を超えたという情報が流れております。予防ワクチンは来年の3月までに1,800万人分しか国内では確保できないという情報でございます。足りない分は外国から4,200万人分の輸入をするということでございますが、まだまだ不明な部分が多く、たくさんあると思えますが、今後の予防ワクチンの確保をどのように考えているのか。また、

患者の接種方法をどのように区分していくのか伺います。

次に、旧かいもん荘について、解体と言われてから早いもので半年になるうとしております。なぜ遅れているのか、理由の説明がありません。とりあえず、解体時期はいつなのか伺います。

次に、解体は当然行えることを前提として、解体後、整地されると思いますが、建築までの土地利用をどのように計画されているのか伺います。

次に、旧かいもん荘の建替えは、合併当時の一番目の条件で、地域活性化や登山者の受け入れになくてはならない施設として、区民は悲願として待っております。市当局もあらゆる手段を講じて努力されていることも理解しております。しかし、4年近く区民は変わらない現状を見て不安であります。時代の変化、財政難と厳しい環境であります。区民の気持ちを払拭するためにも、今後、建築に向けた計画及び実施時期を伺って、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） おはようございます。答弁をさせていただきます。

まず、1番目の地域の組織活動についてであります。組織活動、また、自治公民館の一元化と整合性についてのご質問であります。昨今の少子高齢化や核家族化の進展、さらには情報化が進む中で、地域の連携や絆といったものが薄れつつあるのが現状であります。そのような中で、地域コミュニティをどう維持していくかという点で、自治公民館の役割は非常に大きいと考えております。幸いにも本市におきましては、指宿地域、山川地域、開聞地域、それぞれの地域で地区あるいは区といった地縁に基づき組織された自治組織において、住民相互に連携、協力しながら、様々な地域活動を行い、良好な生活環境の維持に努めていると認識をいたしております。ご質問の自主組織の一元化についてであります。自主組織自体は地縁に基づき住民自らの手によって組織された任意団体であります。長い歴史の中で、それぞれに固有の地域性を持ち、その成り立ちや規模、態様も様々であることなどから、組織体制や運営方法等については、各々の実情に即した運営がなされるよう自主性を尊重することが適当であると考えております。なお、今後、共生・協働のまちづくりを推進していく上で、重要な役割を担う自主組織について、地域住民自らが主体的に地域課題の解決や活性化を図り、安全で安心して暮らせる地域社会づくりをしていくという観点から、指宿市自治公民館連絡協議会とも連携を図るとともに、市民代表からなるパートナーシップ推進市民会議からも意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

消防団の関係につきましては、総務部長から答弁をいたさせます。

地域の組織活動の三つ目の質問であります。地域活動に対する市民参加の状況についてご質問をいただきました。それぞれの地域において、その特色を生かしながら、環境美化活動や防犯活動、青少年の健全育成、郷土芸能・伝統行事の継承、あるいは親睦活動等を通して、安心・安全で連帯感のある地域社会づくりが進んでいるところであります。この9月は

敬老月間ではありますが、市内全域にわたり、50か所以上で老若男女参加のもと、敬老の集いが地域主催で開催され、地域の絆づくりに寄与しているものと考えております。昨年、全ての自治組織の代表者に対し実施しました集落實態調査アンケートの結果では、約6割が地域住民は積極的に活動に参加してくれていると回答をしております。しかしながら、一方では2割が消極的と感じており、その理由については、少子高齢化が最も多く、次いで生活様式の多様化、地域への貢献意欲の低下などが上げられております。このようなことから、より多くの市民参加を得るためには、老若男女や家庭状況等を考慮して、多様な立場の人が参画しやすい環境づくりと併せて、活動の内容を地域住民のニーズにあった魅力あるものへと見直すことも必要ではないかと考えておりますので、指宿市自治公民館連絡協議会とも連携を図りながら、豊かで潤いのある地域社会づくりに向けて検討してまいりたいと思います。

2番目の衰退している商店街の対策につきましては、産業振興部長の方から答弁をいただきます。

3番目の職員の人事管理についてではありますが、本所、支所間の交流と情報交換はどのようにしているのかという質問がございました。市政運営につきましては、これまでも各部長、各支所長を中心に、全庁的な組織の連携を図っているところであります。具体的には、本庁、支所内の各部課長の主導のもと、それぞれの部署における職員の意識・意向等の把握や、各種情報等の集約・共有化を図っているほか、個々の実務につきましては、各地域間や各庁舎間での意志の疎通が図られるよう、担当者レベルでの実務研修会や事務連絡会議等を実施するなど、日頃から密接な連絡・連携を取り業務を推進しているところであります。また、平成18年度から、各部、各支所1名以上の職員と公募職員で組織する事務改善推進組織を設置しておりますが、この組織では、今、市役所は何をすべきか、どうあるべきかを考え、話し合うことを目的としており、ここでの活動を通じて日頃の業務や地域実態の状況把握に努めているほか、課題の改善に関し、職員個々のアイデアや意向等を反映するようにしております。さらに、このほかにも、職員提案制度を実施し、各職員の市政に対する提案の機会を設け、行政運営の主体的な参画を促進することにより、市民サービスの向上、組織の活性化及び行政の効率化を図り、併せて職員の意識啓発と資質の向上を推進するなどの取組を行っているところであります。なお、今後、少ない人員で効率的な業務推進をしていかなければなりませんので、組織内の連携強化を図ることは非常に重要なことであろうと思いますので、組織の在り方や事務の見直し等について、引き続き検討してまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、総務部長から答弁をいただきます。

新型インフルエンザにつきましては、健康福祉部長、旧かいもん荘の今後のスケジュールについては産業振興部長から答弁をいただきます。

総務部長（秋元剛） 地域の組織活動についての中で、消防団員の確保について、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。消防団は、消火活動はもとより、大規模災害の対

応等、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織で、地域のリーダー的な存在としても今後ともその役割は重要であります。しかしながら、過疎化の進展や少子高齢化社会にあって、また、産業・就業構造の変化等に伴い、全国的にも消防団員は減少傾向にあります。本市の平成21年4月1日現在の消防団員は、564名の定数に対し532名で、32名の欠員となっております。欠員が生じている分団では、それぞれの後援会と緊密な連携を取り、加入の促進に努めているところであります。今後も消防団員の活動状況等を広報紙で紹介し、加入の促進に努めてまいりたいと思っております。

次に、職員の人事管理について、職員の能力向上とモチベーションを高めるための方策についてお答えをさせていただきます。市の職員が、市民のために、いわゆる行政のプロとして活躍していくことが地域活性化につながっていくと思います。そういった意味で、昨年度、指宿市人材育成基本方針を策定し、現在、この基本方針に基づいて職員の人材育成の各種取組を行っているところであります。具体的な例について申し上げますと、職員のモチベーションを高めるものの一つとして、コミュニケーションが挙げられると思います。日々の仕事の中で、自分の仕事が上司・同僚から認められた、上司・同僚から信頼され期待されている、対応した市民に喜んでもらえ、感謝されたといったような欲求が満たされた時、つまり、関係者間においてコミュニケーションがプラスに作用した時、職員のモチベーションは高まるものと思っております。そのため、各職場におけるコミュニケーションを活性化させる方策として、あいさつと笑顔に満ちた職場づくり、職員提案制度の活用、職場改善P & D制度などの取組を行っているところであります。また、職員の自己啓発、つまり“やる気”を促進するため、本市独自の職場内研修や県内の市町村研修センターなどによる職場外研修を積極的に活用し、職員の能力向上を図っているところであります。このほか、人事異動については、職員一人一人の潜在的な能力や意欲を引き出し、それを最大限に発揮する場を提供する機会と捉え、計画的なジョブローテーションや適材適所の人員配置を実施し、人材の育成・活用の効果的な実現を図ることとしております。

次に、一人一人の職員を審査する機関について、支所にもあるのかということですが、これにつきましては、支所単位、あるいは庁舎単位で行っているものではなく、全般的に行っておりますので、そのような見地からお答えをさせていただきたいと思っております。職員を審査するための専門的な機関というのは市役所には置いておりません。しかし、本庁、支所を問わず、それぞれの部署において課長・係長が中心となって、職員への働きかけを行いながら、能力や適性を把握することに努めております。加えて、全体的な取組といたしましては、人事秘書課において、毎年、全職員に自己申告書の提出を求めています。この自己申告書では、職員自身の勤務の遂行状況や健康状態、人事異動の希望の有無、家族の事情により配慮して欲しいこと、自己啓発のために受講してみたい研修といったこと等を職員に申告してもらい、その実態把握に努めているところであります。また、職場単位において

は、職場状況調書の作成を各所属長に依頼し、業務の現状や職場環境の問題点、業務量、メンタルヘルスの管理状況といったことの実態把握に努め、日頃の効率的な業務推進や組織運営に努めているところであります。このほか、行政改革推進室においては、職員の意識調査を行っており、日常業務の遂行や職場生活について、日頃どのように感じているかなどの把握を行っております。これらの情報を参考にして、適材適所を目的とした人事異動や職員数の弾力的な配置、組織機構の見直しに活用をしております。今後も、これらの取組を通じて、情報の収集・分析を行い、職員の意識の改革・向上や職場環境の改善を図り、満足度の高い市民サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育部長（屋代和雄） 婦人会組織の育成についてのご質問でございますが、婦人会組織の育成につきましては、ほとんどの地域で婦人会や婦人部が組織をされ、六月灯や敬老会・運動会など、それぞれの地域で活動をいただいております。地域のきずなを深め、連帯感を築くうえで、女性の活躍はなくてはならない重要な役割を担っております。しかし、今日、働く女性の増加や地域コミュニティの希薄化、個人主義の浸透によりまして、婦人会の会員離れが進んでおられることも事実でございます。婦人会活動は、青少年の健全育成、環境、消費生活問題など、明るく住みよいまちづくりや地域の活性化になくてはならない団体でございます。この会員離れを防ぐためには、やはり地域のきずなが重要であり、会員同士の交流や知識の向上など、魅力ある婦人会にすることが必要であるというふうに考えております。市の教育委員会といたしましても、女性としての社会的役割やリーダーとしての役割などを研修をする初級の女性教育指導者研修会、県の方でも中級研修会を開催して、会員の資質の向上を図っているところでございます。今後とも、この婦人会の組織の充実と育成に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

産業振興部長（井元清八郎） ご質問のシャッター通りになった原因でございますが、このことは、本市のみならず、全国的に大きな問題となっております。このような全国の商店街の不振の原因は、一般家庭に車が普及し、それによって郊外の大形店での買い物が一般的となり、さらには、いろいろなものが同時に買えるようになったことが一番大きな要因と考えられます。また、既存の商店街では、駐車場等の不足に加え、店主の高齢化及び後継者不足、商店と住居の分離、さらには消費者ニーズの多様化に対応した品揃えが難しくなったことなど、様々なことが考えられます。本市の各商店街におきましても、これらの幾つかの要因が重なって、現在の状況になっているのではないかと考えられます。

次に、閉店した個々の商店から聞き取り調査を実施したことはないのかとお尋ねをいただきました。本市における商工業の発展は、地域の活力や雇用の面からいたしましても、大変重要なことだと認識いたしております。商店街の皆さまとは、指宿商工会議所が開催する市長との対話集会や、菜の花商工会が開催する行政・議員・会員と語る会等におきまして、様々

なご意見やご要望を伺っております。また、各商店街、並びに青年部・女性部の総会や、商店街活性化委員会等の各種会議にも積極的に参加させていただき、それぞれが抱えるご意見や要望の把握にも努めておりますが、閉店や廃業した個々の事業主からの聞き取り等の調査につきましては、現在のところ行っておりません。

次に、事業再生のための支援策として、現在、国では売上高の減少等により、業績が悪化している商工業者に対する、セーフティネット補償制度を実施しております。これは、金融機関から資金融資を受ける際に、公的機関である信用保証協会がその保証人になることで、借入れのための円滑化を図るなど、商工業者にとっては有利な制度であります。なお、本市も市内の商工業者の経営の安定化を図るため、商工業制度資金借入者に対して利子補給助成金の交付を行い、支援に努めているところでございます。また、商工業者等への活性化と振興策として、本年度は通常の商品券とは別枠で、総額3億3,000万円のプレミアム付き商品券の発行を行い、8月12日で完売したところであります。このほか、平成23年3月には九州新幹線が全線開業しますが、駅前通り会やレディース会等も非常に活発に活動を始めてくれており、生き残りをかけて頑張ってくれております。彼らは、イブの夜にスキ焼きに代表されるイベントや、街かどフラの際のナイトバザールの開催、店先での無人販売で集客を図るワンコインストリート事業等、観光客や市民にとって魅力ある商店街づくりに一生懸命頑張っておりますので、これらの団体等につきましては引き続き支援をしていきたいと思っております。また、山川地域の商店街の活性化のために、山川元気なまちづくりの会等も創意工夫し活動しておりますので、このような皆さまへの支援もしてまいりたいと考えております。

次に、旧かいもん荘についてお答えをさせていただきます。国民宿舎かいもん荘の建物は、昭和36年、今から48年も前に建設された建物であることから、解体前に、周辺住民及び解体業者がアスベストに被爆しないよう、アスベスト診断を行う必要がありました。このアスベスト診断をするにあたっては、当初、県内に4名いるアスベスト診断士から見積りを徴し、4月上旬に業務委託契約を締結し、診断していただく計画でありましたが、アスベスト診断士側から九州アスベスト診断士協会が5月中旬に法人化されるので、九州アスベスト診断士協会として受託したいとの意向がありました。そのため、当初計画の4月上旬から約2か月遅れの5月下旬での契約となり、これに伴い、解体も当初7月上旬で計画してありましたが、10月に着工する予定でございます。

次に、跡地利用にお尋ねをいただきました。国民宿舎かいもん荘の解体をするにあたり、隣地の老人憩いの家、並びに隣接する自炊宿泊施設及び屋外プール等も併せて解体し整地いたします。6,659.11㎡と非常に大きな敷地ですが、現在の計画でいきますと、平成22年2月末に解体及び整地が終了する予定であります。その後、この地に宿泊施設を建設・運営していただける民間業者の公募を実施してまいりますので、当面、何かに利用するといったことは考えておりません。

次に、今後の計画と実施時期でございますけれども、今後の計画につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、来年2月上旬から公募を実施いたしますが、まずは、市内業者を対象に実施し、応募登録、提案書提出、選定委員会等を経て、来年6月下旬には、参画業者を決定していくスケジュールとなります。なお、市内業者の参画がなかった場合は、昨年度公募同様に、市外業者を対象に再度公募する予定でございます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、新型インフルエンザの流行時の対策とマニュアルについて、まずお答えさせていただきます。

今年の4月にメキシコで発生いたしましたインフルエンザが、人から人へ感染する新型インフルエンザと判明し、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態として、水際対策等を行うなど緊迫した状況が続きました。その後、感染力は強いものの弱毒性であることが確認され、通常の季節性インフルエンザと同等の対応となっているところです。しかし、大半の人が免疫を持っていないため、通常の流行シーズンに関係なく感染が広がっている状況でございます。なお、本市における発生状況は、現在、まん延している状況にはございませんが、外来患者数や入院患者数の増加等の対応に関し、これまで3回医師会主催による対策会議を開催し、その対策を協議するとともに、指宿保健所主催による感染症危機管理指宿保健所現地対策協議会により、医師会や薬剤師会、看護協会等との情報の共有を図っているところです。市におきましては、新学期が始まり集団感染が危惧されたことから、緊急にマスクが必要になる事態に備えて、8月31日に市内各小・中学校及び商業高校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等へマスクを配布し、感染拡大防止対策を行ったところです。マニュアル等の策定につきましては、強毒性の鳥インフルエンザに係る市の行動計画やマニュアルについては、近日中に第1版として確定する計画になっておりますが、今回の新型インフルエンザについては、感染力は強いものの弱毒性であることから、国・県の方針によりこれまでの季節性インフルエンザと同様の感染防止対策を講じることとしており、マニュアルは策定いたしておりません。

それから、病院、学校、企業等に対する連携とその指導ということでございましたけれども、病院、学校、企業等との連携につきましては、まず、病院との連携につきましては、ただいま回答いたしましたところでございます。医師会における対策会議により情報の共用化を図り、市民等からの問い合わせ等に対応することといたしてございます。現在の病院の受診に係る方針は、まずかかりつけの医療機関に電話をして、受診時間や方法等について確認を行うこととなっております。かかりつけの医療機関がない場合は、指宿保健所に相談することとなっております。また、学校との連携や指導については、教育委員会において、県教育委員会の指示により対策を講じているところでございます。

それから、福祉施設等との連携につきましては、県からの通知文書等を各施設へ随時メール等で情報を提供しており、集団発生が疑われる場合の保健所への報告等指示を行っている

ところ です。

それから、企業等との連携については、鳥インフルエンザ対策に関して、商工会議所や観光協会、葬祭場、JAいぶすき、市内大型小売店舗の担当者と対策についての状況把握や説明・協議を行っておりますが、今回の新型インフルエンザ対策につきましては、観光協会等へ、ゴールデンウィーク前ですけれども、発熱等、感染が疑われる場合の病院の受診方法や予防対策についてのチラシの配布依頼を行っております。

なお、昨夜のことでございますけれども、秋の行楽シーズンを前に、ホテル、旅館等の従業員、それから、宿泊客の感染防止対策などについて、情報の共用化を図りたいとの観光協会の申し出がございまして、それにこたえ、医師会、保健所、市、観光協会、旅館、ホテルの関係者等が集まり、新型インフルエンザの対策会議を開いているところでございます。

それから、新型インフルエンザに関する市の役目といたしますか、これにつきましては、県の市町村における新型インフルエンザ対策ガイドラインの中で、情報の収集と提供、それから、市民からの相談対応というふうになっておりますので、それに沿って事務を行っているところでございます。

それから、予防ワクチン等の確保、接種の方法でございますけれども、予防ワクチンの確保につきましては、現在、国において優先順位の決定と10月下旬からの接種開始に向けて準備が進められているところでございます。現段階におきまして、国における接種の優先順位は、患者を診療する医療従事者、妊婦、ぜんそくや心疾患等基礎疾患のある方、1歳から就学前の幼児、1歳未満の乳児の両親、そして次に、小・中・高校生と65歳以上の高齢者となる方針でございます。なお、優先する対象者の報告や接種方法等につきましては、今後、国・県からの具体的な手順が示されることになっております。これまでの市の定期予防接種として実施しておりました65歳以上の季節性インフルエンザの予防接種については、昨年度までは10月の中旬からになっておりましたけれども、今年は医師会と協議をし、2週間ほど早めまして10月1日から開始するというふうに計画いたしているところでございます。

6 番議員（濱崎里志） それでは、1番目から2回目の質問に入ります。

先ほど市長の答弁の中で、地域の活性化という形で公民館活動は大事なわけでございますけれども、やはり任意団体であるから、自主性に任せるということでございますが、今ですね、公民館、自治公民館、地区公民館、様々な組織で成り立っているわけですが、その下にまた集落という、こういうような複雑多様な中で、活動自体は地域の独自性があるって、それはいいと思いますけれども、報酬、手当等につきましては、やはり、一方では常勤、一方では非常勤ということになっていながら、市の支給は一緒だというような状況があるわけでございますが、行政改革協議会でも、組織や補助金の見直しもされておりますけれども、地域の中で非常にいろんな場合があるとは思いますが、こういう変革の時代ですので、事務の合理化、透明性から言いますと、それはある程度一元化に近い段階でやるべきじゃな

いのかと、自主性に任せて、いいところ悪いところ、非常に格差が出て来ると思いますがけれども、その辺の整合性を見る上からも、行政がタッチする分だけでも一元化するべきじゃないかなと思いますけれども、再度伺いたいと思います。

市民生活部長（新村光司） 報酬等の一元化、あるいは整合性についてのご質問かと思っておりますが、地域組織自体は地縁に基づき、そして住民自らの手によって組織された任意団体であります。自治組織は良好な地域社会の維持と形成及び地域住民相互の親睦を図る目的で自主的に結成された地域住民組織であり、自治組織への加入は任意でありまして、加入に対する法的な強制力はないと、そういうふうには認識しているところでもあります。しかしながら、組織の在り方についても、地域によっては議員ご指摘のとおり常勤であったり、あるいは非常勤であったり、また、事務員を雇用している、そういった地域の実情でもありまして、様々ではあるわけですが、あくまでも任意の団体ということですので、各自治組織の在り方については、現在のところ、行政としても関与し難いというところの実情でございます。また、地域住民自らが主体的に地域課題の解決、あるいは活性化を図るという観点で、安全で安心して暮らせる地域社会づくりをしていくという観点からは、今後とも自治公民館連絡協議会とも連携を図るとともに、市民代表からなるパートナーシップ推進市民会議のご意見も伺いながら検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

6番議員（濱崎里志） やはり組織ですので、いろんな協議会の中で議論されて成り立っているわけですが、市内でも合併してから異なっているという状況ですので、この辺は、一つぐらいはモデル的に、こういう一つの自治体があるべきだという形というものが議論されているのか、そこを伺いたいと思います。

市長（田原迫要） 先ほども答弁しましたが、今、議員からもありましたように、各地域で自主的に活動する自治組織というのは、本当に重要だと思っております。また、消防にしても婦人部にしてもそうでありますが、このような組織が本当に近年薄れてきておりますし、その自主性を大事にしながら、行政としてどうお手伝いできるのかというところについて、今後、パートナーシップ係を中心に検討していく必要があると思います。今ちょうど9月で敬老月間です。私も各地区の敬老会を回らせていただいておりますが、各地区を回って思いますのは、その地区の人々のやり方で、いろんなやり方をされているんだと、ある地区で非常に感動したのは、その地区の全ての幼児から中学生までだったと記憶しておりますが、40名ぐらい子供たちがいて、その子供たちが全部出てきて、まず、舞台の上で歓迎のあいさつと歌を歌った後、全てのお年寄りにちょうど画用紙大の絵にメッセージを書いたものを、お一人お一人にリボン付きの画用紙を配って、配った後何をするかと思ったら、全てのお年寄りの背中に回って、肩たたきと肩もみをして、そしてもちろん、そこでみんなで弁当を食べてというのをしましたけど、とっても昔こういう風景をよくあったよなと思うことでしたけれども、そういうふうな形で敬老の集いをしているところもありました。そういう意味で、

これらの活動、あるいは六月灯なんかもそうですが、非常に素晴らしいと思いますし、こういうのに対して、行政としてどのようなお手伝いができるのか、あるいはどのようにすることが公平なのか。今言ったように、敬老会でも、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、ただお年寄りを集めて、そこでご飯と飲み物を飲んでという敬老会もありますし、だから、やっぱり、一生懸命頑張ってくれる、そういうまず人を育てることも重要なことだと思っておりますので、その辺を総合的に、この市民パートナーシップのセクションを通じて検討していく必要があると思っています。

6 番議員（濱崎里志） 十分検討されて、より良い自治体を構成していただきたいと思います。

次に、消防団員、婦人会員の募集、育成について再度伺いますけれども、消防団員のやはり使命は、いつ、何どき、災害が発生しても、自分の仕事を放り投げ、危険を顧みず現場に急行するのが使命であります。また、婦人会にしても、地域の行事の裏方や、災害時の炊き出しと重責を担っているわけですが、先ほど婦人会員につきましては、魅力ある婦人会としての、これから協議を進めていくということですが、具体的にどのような方法を考えているのか伺いたいと思います。

教育部長（屋代和雄） 具体的にというご質問でございますけれども、具体的な答弁になるかどうか、ちょっと自信がないところでもあります。地域づくりの面という形で、これまで婦人会が果たしてきた役割は非常に大きいというふうに考えておりますが、ただ、最近におきましては、少子高齢化、この社会を迎えまして、人と人とのつながりが希薄になって、社会全体が変わってきたのではないかとこのように考えております。しかし、指宿市内におきましても、高齢化の中では、婦人会の役割はこれまで以上に大きいというふうに感じているところでございます。今、市内に残っている婦人会は、自覚を持って、その役割を担っていただいておりますし、会員の皆様は、地域は自分たちで守らねばという気持ちでやっておられるなというふうに感じておるところであります。今後におきましても、教育委員会として、今の既存の組織の活性化を図りつつ、1年で金額にしては、補助金額75万2千円でございますが、これらの支援も含めまして、婦人会組織を支えていきたいというふうに考えているところでございます。会員数といたしましては、指宿地域50名、山川地域404名、開聞地域301名、計755名という大きな団体でございますが、一緒になって教育委員会はやっていきたいというふうに考えております。

6 番議員（濱崎里志） それでは消防団員の募集についてですが、先ほど後援会に任せっきりかなというところを言いましたが、これだけ若者がいなくなっていく、減少していくこの現況の中で、今までと違った市民の安心・安全な暮らしに大きく貢献していることを率直に訴えながら、ある程度の優遇措置もやむを得ないんじゃないかと。入会しやすい環境づくりには大事なところだと思っておりますけれども、そういう中で、後援会だけに任すというんじゃないかと、一つの行政側としての対応というものを明確に示していかなければ、各

企業、また、会社、それから行政、団体、いろんなところの若者もある程度参加できるような状況を組まなければ、ますます勧誘は難しいのではないかと思いますけども、その辺のとらえ方はどう考えているのか伺いたいと思います。

総務部長（秋元剛） 消防団員の皆さんにつきましては、本年度もいろいろと人家火災でありますとか、原野火災が発生をしている中で、召集のサイレンが鳴りますと、本当に自分の仕事を放り出して、懸命に消火活動をしていただいております。これは、地域のことは自分たちが守るんだという姿が受け止められるわけですが、非常に胸を打たれる瞬間がこれまでも何度かございます。本当に感謝をしております。この消防団の確保でございますけれども、就業構造が大きく変化をいたしまして、消防団員の非雇用化率が増大をしてきていることから、今後、消防団員の確保及び活動環境を整備する上では、事業所との協力体制の構築が必要であろうと言われております。このため、消防庁においては、事業所等との協力体制の構築を図ることにより、地域における消防防災体制の充実強化を図ることを目的として、消防団協力事業所表示制度を推進をいたしております。この制度は、市が消防団協力事業所として認定をし、事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付するとともに、広報紙等で事業所名を公表しようとするものであります。また、平成21年度からは、鹿児島県においては建設工事入札参加資格における格付けの加点も行っているようでございます。先ほど議員もご指摘がございましたけれども、事業所の理解、消防団員が参加できる環境を作っていく、この上では事業所の理解を得るといのは非常に重要なことだと思っておりますので、事業所との連携を強化しながら、消防団員の確保や活動しやすい環境づくりを進めるため、この制度の導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

6番議員（濱崎里志） 次に入ります。行事参加につきましては、先ほど市長の方から6割程度は参加しているんじゃないかという結果が出ておるようでございますけれども、現在行われている行事、事業を見ますと、参加協力する人は、同じ人が多く、底辺が広がっていないんじゃないかというふうに見受けられるところがございます。1市2町が合併して、同じような行事、事業が増えているわけですので、全体的に見直して、必要性、それから、効率性を考えて、抜本的に改善しなけりゃいけないのかなというふうには思っております。6割以上の方が参加しているというとらえ方でございますので、なお一層、全市民が参加しやすい企画をしていただきたいなというふうには思っております。時間がございませんので次に入ります。

衰退している商店街の状況でございますが、原因と要因はという答弁をいただいたわけでございますけども、今、部長から言われたそのとおりだと思います。ただ、一言で片づけられないのが今の実態だと思っております。どこの地区に行ってもシャッター通りで、次の3番目に書いてありますけども、国の政策として、私は失敗だったのかなというふうにとらえております。現状はいろんな文化社会において、車社会、いろいろな問題がかかわっていると

は思いますけれども、ここにきて、今までせっかくでき上がっていた地産地消という形を壊して、また再度、地産地消ということで商店街を回復させようという機運が非常に政治の中で行われてきているというのが、非常に感じられるわけでございます。そういう状況の中では、農業、漁業、ほかの漁業と同様ですね、手厚い援助という形を作っていくのも、一つの産業振興から大事ななと思っています。いろんな政策はあると思いますけれども、セーフティネットの支援と、いろいろとあるとは思いますが、今のこの衰退しているシャッター通りが非常に地方では見受けられますので、地産地消とどのように関わってこれから支援をしていくか、非常に見えない部分がたくさんございます。今後もですね、皆さん方全体的に関わってくると思っていますので、是非、シャッター通りについての議論というものを深めていただきたいなというふうに思っております。

次に入ります。職員の人事管理についてでございます。いろいろと機関で話し合いをし、また、いろんな研修を行ってやっているという形でございますけれども、その研修の在り方、今までどおりでやっているのか、それともまた、民間企業、いろんなところによって研修をされているのか、その辺を伺いたしたいと思います。

総務部長（秋元剛） 職員の育成ということは、非常に市政を進める上では大変重要なことであろうと思っております。その中で、先ほど答弁をいたしましたように、本市においては、人材育成基本方針というのを策定しております。この中で、定めている自主研修でありますとか、あるいは市町村職員の中央研修でありますとか、こういったのを活用しながら、職員の能力開発やら育成に努めているところでございます。

6番議員（濱崎里志） 是非、職員一人一人のやる気、モチベーションは大事だと思いますので、今の現状を踏まえながら頑張りたいなと思っております。細かくは時間がございますので、次に入りたいと思います。

インフルエンザについては、大体伺ってはおりますけれども、危機感というのがございませんので、なかなか難しい面があると思っておりますけれども、一つだけお伺いしたいと思います。感染についてのいろいろな対応というのはマニュアルができていくというふうに感じておりますけれども、ただですね、情報の中で、そのワクチンが6千円だろうと、7千円だとかいう話が出てきています。非常に厳しい生活にある方々にしてみれば、とてもじゃないけど接種できないというような状況になるかと思っております。その辺の対応というのは、料金的な、ともすれば足りないということはもう現状になっていきますので、料金調整というのがなされるのか、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

健康福祉部長（田代秀敏） 私どもの方も具体的にそのワクチンの経費という部分について、まだ厚労省とか、県の方からの指示というのは受けてございません。私どもが知っている限りというのは、議員がご承知のとおり、それぞれテレビ、新聞等での情報という状況です。今回のワクチンの接種というのは、基本的には任意接種ということになります。接種経費、

要するに、医療機関で支払う接種費用というのは、議員がただいまおっしゃいましたように、2回接種で大体6千円から7千円というふうに見込まれているようでございます。ただ、これも確定した部分ではございません。最近の新聞の中でも1回でその免疫ができるという部分もございまして、はっきりした部分の状況ではないと思います。ただ、任意接種の中で、今回の部分の、そのワクチン自体の費用という部分は、国の方が製薬企業の方から一括購入ということになりますので、そのワクチン代という部分については個人負担はないという形で私どもでは伺っております。

6 番議員（濱崎里志） 是非ですね、混乱を招かないように、また、料金についても適正な料金という形で、皆さん方も十分できる範囲での調整をお願いをしたいと思います。

最後のかいもん荘につきましては、先ほど伺いました。1点、これも。整地した後の、その海岸線が近くなるわけでございますけども、近くにプールがございます。このプールの取り扱いはどうするのか、その辺の1点だけ伺って終わりたいと思います。

産業振興部長（井元清八郎） 既存の海岸側にあるプール、あれも今回の工事で解体をいたします。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

14 番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。昨年の6月議会でふるさと納税について一般質問をさせていただきました。先月、広報いぶすき8月号で、その状況報告がありました。平成20年度末までにふるさと納税制度を利用して、49人から総額365万3,539円の寄附金をいただきました。この寄附金は指宿ふるさと応援基金に積立てられるとありました。そして、今後、市が目指す、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するために使用させていただくというものでした。大変な時代に、ふるさとを支えてくれる、思ってくれる温かい心、気持に対しまして、心から感謝を申し上げ、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、テレビは地上放送もBS放送もデジタルに変わります。テレビ放送で使える電波帯域には限りがあり、国の施策によってアナログ放送からデジタル放送に変えることで、電波を節約し、その分を通信やチャンネルを増やすことに利用するなど、暮らしに役立てるということのようです。画質が、音質がよくなるだけではなく、データ放送、双方向機能、マルチ編成、人に優しい放送などの機能が付いています。そこで、1.地上デジタルテレビ放送について、平成23年7月24日の地上アナログテレビ放送の終了まで、後2年弱となりました。テレビ画面の右上にアナログの表示があるチャンネルは見られなくなりますが、対策は十分な

のか伺います。

次に、定額給付金について申し上げます。定額給付金の結果について、給付の申請は今月9月30日までで、残りの期間も後わずかとなりました。当市に7億2,200万円余り給付されることになっていましたが、現在までの給付の状況はどうなっているか伺いまして1回目といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

まず、地上デジタル放送についてのご質問であります。国は、2011年、平成23年の7月24日をもって地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送に完全移行することを定め、様々な取組を進めているところであります。地上デジタル放送に関しましては、総務省が平成21年3月に実施し、5月に公表した地上デジタル放送に関する浸透度調査によりますと、地上アナログ放送が停波するということの認知度は97.7%でありまして、それが2011年であるということまで把握している人は89.6%、そして、地上デジタル放送対応受信機の世帯の普及率は現在60.7%となっているようでございます。年々、着実に認知度、普及率は向上してきておりますが、地上アナログ放送の停波まで2年を切ったことから、スムーズにデジタル放送へ移行できるように、国は、広報活動をはじめとする各種施策に、より一層力を注いでいるところでございます。併せて、指宿市でも、市民の皆さんの認知度を高めるため、広報いぶすき8月号に「あなたの家は大丈夫ですか、見られない地域があります」と題して、デジタル放送に関連する案内記事を2ページにわたり掲載し、地上アナログ放送の停波、地上デジタル放送の指宿市における現状などをお知らせをしたところでございます。

次に、定額給付金の状況についてであります。定額給付金につきましては、対象世帯に、3月の30日に、今年のですが、3月30日に申請書を発送し、4月23日に第1回目の振込みを行いました。その後、月1回から2回のペースで口座への振込みを行っております。また、5月22日からは、口座を持たない人たちを対象に、窓口での現金支給も開始しているところでございます。7月には、市政事務嘱託員や民生委員の協力をいただき、未申請者に対して催告のはがきを出し、申請をするよう促すとともに、現況及び実態調査を行ったところであります。9月1日までの支給実績についてであります。対象世帯が2万765世帯ありますが、このうち、申請のあった2万424世帯に対し、7億1,677万2千円の支給を行っております。これは、対象世帯数で言いますと98.36%、金額では99.18%の執行率となっております。また、講座振込と現金支給の割合は、全体の98%が口座振込で、2%が現金支給となっております。以上であります。

14番議員（高橋三樹） まず、地上デジタル放送について申し上げますけれども、そうしますと、指宿市内におけるデジタル中継局の設置状況はどうなっていますか伺います。

総務部長（秋元剛） 市内には、地上アナログ放送では、魚見岳の指宿中継局、鷲尾岳の山川中継局、山川成川中継局、開聞中継局があり、市内の各世帯は、これらの中継局が発する電

波を受信してテレビを見ていただいております。また、このほかに、鹿児島市内にある紫原親局や、大野岳の穎娃中継局、枕崎中継局の電波を受信している世帯もあります。一方、地上デジタル放送では、市民の皆さんに関係する中継局といたしましては、紫原親局、山川中継局、穎娃中継局、鹿屋中継局、枕崎中継局が既に開局しております。しかしながら、指宿中継局と山川成川中継局、開聞中継局は開局しておりません。この3局につきましては、国と放送事業者は、当初、他の中継局の開局後に、電波の受信状況を見て、開局するかどうかを判断するとしておりました。そこで市は、現に、成川の前原・前園地区に難視聴地域が発生していることと、これまで電波を発射していた中継局が開局されないと、ビルや山の陰になって新たな難視聴が発生する恐れがあることから、国と放送事業者に対し、数回にわたり、これらの中継局の開局について要望してまいりました。その要望が一部ではありますが、指宿中継局と開聞中継局は整備されていないものの、山川成川中継局は平成22年中に整備していただけることになったところであります。

14番議員（高橋三樹） そうしますと、山川成川中継局からは、地上アナログ放送では、KKB鹿児島放送とKYT鹿児島読売テレビの電波は発射されていません。仮に、デジタルの山川成川中継局が開局したとしても、この2局に対する難視聴は解消されないのではないかと思いますけれども、この点はどうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 山川成川中継局では、地上アナログ放送と同様、NHK鹿児島放送と、MBC南日本放送、KTS鹿児島テレビ放送は開局が決定をいたしました。KKB鹿児島放送とKYT鹿児島読売テレビの開局は未定であります。市では、要望を続けているところでありますが、アナログ放送をこれまで受信できていた地域の整備が優先であり、今のところ、山川成川中継局の整備予定はないとの回答があるところであります。市は引き続き要望を続けていく所存でございますので、皆さま方におかれましても、ご協力をいただければと思うところであります。

14番議員（高橋三樹） 先ほども上げましたけれど、指宿中継局と開聞中継局はなぜ開局しないことになったのかどうか、その点を伺います。

総務部長（秋元剛） 地上アナログ放送では、指宿中継局ではNHKのほか民法全局が電波を発射しておりましたが、開聞中継局はNHKのみが発射しておりました。そのため、開聞中継局については、他の中継局でカバーできるため影響はないと判断され、開局されないこととなりました。指宿中継局については、指宿中継局を利用して地上アナログ放送を受信していた世帯が、非常に多かったことから、市としても開局を強く要望をいたしました。しかしながら、国及び放送事業者から、もともと指宿中継局は、指宿地域における鹿児島の親局からの電波と、桜島などからの反射波によるゴーストの解消を図るため設置された中継局である。デジタル放送は、ゴーストに強いこともあり整備の計画はない。また、コンピュータシミュレーションでは、指宿中継局を開局しないことに伴う新たな難視聴は発生していないと

の回答があり、開局されないことになったところであります。

14番議員（高橋三樹） 今もありましたけれども、指宿中継局が開局しないことに伴って、新たな難視聴が発生することはありませんか、本当に大丈夫ですか伺います。

総務部長（秋元剛） 国及び放送事業者によれば、指宿中継局を開局しないことに伴う、新たな難視聴は発生しないということになっておりますが、市では、指宿中継局を開局しないという原因以外にも、地上デジタル放送に変わることによって、新たな難視聴が発生するかもしれないという懸念を持っております。現に、国からは、仙田区上仙田の田中集落で新たな難視聴が発生しているという報告を受けております。そこで、市では、広報いぶすき8月号に、新たな難視聴が発生するかもしれないので、見られない場合は、至急、市に連絡してほしいと掲載し、市民の皆さんに情報提供を呼びかけたところであります。市では今後、これらの情報を集約し、国や放送事業者に対して、改めて要望していきたいと考えております。

14番議員（高橋三樹） それでも指宿中継局などの中継局が開局しない場合に、自分でできる対策としてはどのようなものがあるのかどうか伺います。

総務部長（秋元剛） これまで、指宿中継局にアンテナを向けていた世帯を含め、現在、地上デジタル放送の受信状態がよくない世帯は、アンテナなどを調整する必要があります。調整の方法といたしましては、アンテナの向きや高さを変える、アンテナを高性能のものに換える、ブースターを付ける、あるいは高性能のブースターに換えるなどの方法があります。これらは地元の電気店で対応できますが、有料になるようであります。そこで市では、国が設置した地デジコールセンターを広報紙で紹介しております。市民の皆さんが、地上デジタル放送について、このコールセンターに問い合わせをしますと、コールセンターは、各都道府県に設置されたテレビ受信者支援センターにその内容をつなぎます。テレビ受信者支援センターは、問い合わせに回答するとともに、必要に応じ、無料で調査に伺うというシステムになっております。市では引き続き、広報紙を通じ、これらの仕組みをお知らせしていくことにしております。

14番議員（高橋三樹） どうしても地上デジタル放送が見られない場合には、どうすればいいのですか、伺います。

総務部長（秋元剛） どうしても地上デジタル放送が見られない場合はどうするのかというご質問でございますが、難視聴地域の住民の方々が組合を作り、共同で受信アンテナを設置する辺地共聴施設を整備するという方法があります。辺地共聴施設の整備に対しましては、国とNHKの補助制度があり、おおまかに説明いたしますと、共聴施設を新設する際に、事業費に対して、国から3分の2の補助が受けられます。そして、残りの3分の1の部分に対し、世帯当たり7千円を超える部分について、世帯当たり最大10万円まで、NHKから助成があります。なお、NHKからの助成は、NHKを受信することができない場合に限られます。また、県もこの10月から、共聴施設の新設に対して、新たな補助制度を設けることにしており

ます。県の補助制度は、国とNHKの補助を受けた後、世帯当たりの負担額が3万5千円を超える場合に、超えた部分の半額を補助しようとするものであります。ところで、共聴施設を整備した場合には、その後、組合員の皆さんが組合費を支出し、当該施設を管理していくこととなります。台風などで施設が壊れるなどした場合には、積立てた組合費や保険で修理をしなければなりませんし、組合員数が減少した場合には、残った組合員で管理を続けていくこととなります。現在、県内にはこのような辺地共聴施設の組合が400程度組織されておりますが、指宿市内にはありません。そのため、市民の皆さんには、戸建て住宅でテレビを視聴する場合に、個別受信ではなく、組合を組織し、組合費を払って、共同アンテナで受信する辺地共聴という手段があるということについての認識は、ほとんどないのではないかと考えているところであります。そのようなことから、市では、辺地共聴施設は最終的な手段であると考え、中継局の整備ができないかとの要望を、国と放送事業者に続けているところであります。

14番議員（高橋三樹） 見られないという連絡があった場合には、迅速に対処してほしいと存じます。

次は、定額給付金に入りますけれども、先ほどの答弁で98.36%、金額で99.18%という答弁がありましたけれども、自分としてはよく努力をしてもらったなという感じを受けました。後、少しですけれども、未申請者も、ちょっといるようですけれども、どのような方が未申告になっているのですか。また、その対策はどのように考えているのか伺います。

総務部長（秋元剛） 未申請者の方々は、指宿市に住民票を置いたまま転出や転居をしている、いわゆる居所不明の方や、病院・施設に入院・入所中の方、まだ申請期限があると分かっている申請をしていない方など、様々でございます。未申請の方に対しましては、期限内に申請し、一人でも多くの方に受け取ってもらえるよう、広報紙等でのお知らせの他、現在も調査を行い、直接、はがきや電話での催告を行っております。今後とも、せっきくの定額給付金が申請漏れのないよう、適切に対応し、努力してまいりたいと考えております。

14番議員（高橋三樹） ぎりぎりの方もいるかもしれませんので、今月末まで、最後まで努力してほしいと存じます。定額給付金にあわせてプレミアム付き商品券を発行しました。盛況だったと聞いておりますけれども、その件数、販売金額はどうだったんでしょうか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 定額給付金交付に伴いまして、緊急経済対策の一環として、商工会議所と商工会からなる実行委員会が、地元小売店舗の支援育成と消費者の市外流出防止を目的として、10%のプレミアム付商品券を発行いたしましたところであります。これにつきましては、市民の皆さまの関心も高く好評を得まして、4月20日から11月30日までの期間で販売を予定しておりましたが、8月12日をもちまして、プレミアム分を含めた3億3,000万円が既に完売いたしましたところでございます。販売件数は7,854件で、1件当たりの平均購入金額は

約3万8千円となるようで、本市における経済効果が図られたものと考えているところでございます。

14番議員（高橋三樹） その発行されたプレミアム付き商品券の換金額、換金率はどうなっていますか伺います。

産業振興部長（井元清八郎） 発行されたプレミアム商品券の換金額と換金率につきましては、8月31日現在で発行総額3億3,000万円に対しまして、2億8,245万3千円が換金され、率に換算しますと85.6%となっています。

14番議員（高橋三樹） プレミアムを付けたことにより完売をし、景気の底割れを防ぎ、また、潤ったものと理解をしています。

最後に、田原迫要市長は11日、次期市長選には立候補せず、今期限りで勇退することを表明しました。出るものと思っておりましたけれどもびっくりしました。昨日の同僚議員の一般質問に対する答弁を聞いて、たくさんのことを実現できたんだなと感心することでした。今和泉校区のことをちょっと申し上げますと、道の駅であるとか、小牧の水道設備、それから、水産技術開発センター、篤姫関連のいろんな整備ですね、それから、西中の体育館などなど、本当よくしてもらいました。こういうことで市民の福祉の向上に寄与したこと、そのご尽力に対しまして厚く感謝を申し上げ、高く評価をしております。あと2月まで引き続き頑張っ
てほしいと存じます。以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、森時徳議員。

25番議員（森時徳） おはようございます。25番、森です。通告に従い、順次質問いたします。

まず、土木行政についてですが、今年は台風もなく雨も少なく、農家の方々にとってはソラマメなどの植付けでも大変苦労していると聞いております。梅雨らしい梅雨もなく、全国的な異常気象で、局地的な豪雨が多くありました。本市でも数回ありましたが、その度に226号線の北指宿中から国道事務所付近まで、よく何回も冠水いたしました。以前から、この件につきましては議会でも質問もあり、また、改良工事もやっ
ていただいているようですが、解決にはほど遠いと思うところでございます。昨日も同僚議員から瀧口、弥次ヶ湯地区などの雨水対策について質問がありましたが、何年経ったら解決するのでしょうか。国道については上流部からの雨水が排水口から飛び出しまして、ものすごい勢いで流れてきます。市道、国道も通学路になっており、大変心配をしています。排水コントロールのために調整池を造る考えはないか伺います。

次に、国・県の直轄事業について伺います。全国的に直轄事業などについて、県や市の負担金について異論が出ているようでございますが、本市でもそのような負担金について発生したことがあるのかどうかを伺います。

次に、市営砂むしの温泉排水についてですが、温泉浴場については下水道に流しているようでございますが、砂むしの清掃に使う温泉水は、そのまま海に流しているようであります。海の汚染につながらないかと思いますがどうでしょうか、お伺いいたします。

次に、知林ヶ島整備に意欲的でございますが、毎年、財政負担が増えていくんじゃないかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

次に、教育問題について伺います。全国学力テストが行われました。調査に様々な意見もあるようでございますが、まず、どのような趣旨で行われたのかを伺います。

次に、秋にピークが来ると予想されている新型インフルエンザについてですが、現在、指宿市内の児童・生徒や教職員の罹患状況はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、学校運動場の芝生化を進める考えはないか伺いますが、まず、市内の状況について伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） 私の方から、知林ヶ島の整備のことについて、財政負担が増えるのではないかとようなご質問ですが、現在、市としましては、環境省に対しまして、環境に優しい循環型のトイレの設置を始め、小型船舶による恒常的な渡島が可能となるような安全な棧橋の建設を継続的に要望しているところであります。知林ヶ島は、自然公園として、自然環境に配慮した環境に負荷をかけない整備が望まれます。そのため、棧橋はもちろんですが、トイレにつきましても、屋久島等で検討されております自然循環型の極力維持管理が必要のないものを検討してまいりたいと考えております。これらを通じて、維持管理費については、それほど大きな額にはならないものと考えているところであります。以上です。

教育長（田中民也） 全国学力・学習状況調査についてのご質問でございますが、今日的な教育の現状として、児童・生徒の読解力が大幅に低下していることや、数学・理科の学力の低下がみられること、また、勉強が楽しいと思う児童・生徒の割合や、自宅等で学習時間が減少しているなどの課題が生じていることから、教育水準が低下傾向にあるとの指摘がされております。また、文部科学省が実施した調査によると、保護者の6割強が全国学力調査の実施に賛成するなど、学力水準の保証に対する社会的な関心や要請が高まっております。このようなことを受けまして、国は児童・生徒の学習到達度を調査し、各地域等において教育水準の確保がなされているか、達成状況を把握する必要が出てまいりました。そこで、43年ぶりに平成19年度から、全国学力・学習状況調査を行うことになりました。調査の目的は、まず、全国的な義務教育の機会均等と教育水準の向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の成果と課題を検証して、改善を図るということでありま

す。二つには、各教育委員会は、全国的な調査結果をもとに、自らの教育の成果と課題を明確にして、教育活動の改善を図るということであり、三つ目には、各学校では、児童・生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の改善等に役立てるということであり、

建設部長（吉永哲郎） 道路の冠水など、雨水対策についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、雨水対策は、市民の安全・安心の面からも大切なことであろうと認識をしております。近年は、地球温暖化などの影響で、全国的に、ゲリラ的な豪雨が発生するなど、短時間に集中的な雨が降り、被害が各地で多発している現状であります。これらに対し、国も、県も、地方自治体も、その対策に一生懸命取り組んでいるところでございます。ご指摘の箇所につきましては、基本的に国道ですので、国道事務所が中心となって対応しており、ここ数年、田口田交差点から大園原交差点にかけての排水対策については、鋭意工事を進めていただいているところでございます。今後、この排水処理については、新田川への排水接続の対策など、随時、整備を進めていく計画であります。現在のところ、調整池等の設置ではなく、湊川への排水処理の検討など、豪雨に対応できるような排水路の計画で考えているところでございます。いずれにしろ、この雨水対策につきましては、総合的な対策が必要であろうと思っておりますので、国、県、関係各課との連携を図りながら、検討をしまいたいと考えております。

次に、国の直轄事業及び県事業における負担についてのご質問でございますが、国の直轄事業における負担は、県に対しての負担であり、市に対しての負担は発生をしておりません。県の事業につきましては、地方財政法第27条第1項に、県の行う土木、その他の建設事業については、市に対し、事業に要する経費の一部を負担させることができるとなっており、第2項においては、負担金については、市町村の意見を聞き、県議会の議決を経て、これを定めることとなっております。県は、これに基づき、道路、河川、港湾、海岸事業など、各事業にそれぞれの負担率を定めており、負担率については、各事業により、それぞれ異なりますが、おおよそ8%から24%の範囲で設定をされております。負担については、その事業に係る費用の負担が原則ですが、その負担額の積算根拠や内訳については、これまで明らかにされていない部分があり、全国的にも経費内訳の透明性の確保や、事前協議の充実などの手続きの面の改善だけでなく、都道府県と市町村との割合負担の基本に沿った見直しが求められているところでもあります。このようなことから、県市長会におきましても、県事業などに係る市負担金の見直しについて、県へ要請をすることとしているところでございます。

産業振興部長（井元清八郎） 市砂むし温泉の排水処理についてお伺いいただきました。市営砂むし温泉は、観光指宿にとって代表的な施設であり、守り続けなければならない施設でございます。砂むし会館砂楽の排水処理の状況でございますけれども、全天候砂浴場の7枳につきましては、1日2回1時間ほどの湯張りを行い、海岸に排水をいたしています。また、砂

案内にございます温泉浴場の洗い場の排水につきましては、全て下水道処理されているところでございます。

教育部長（屋代和雄） 新型インフルエンザの罹患状況についてのご質問でございますが、現在の状況を申し上げます。これまで小学校では、インフルエンザ発症による出席停止者は1名おりますが、この1名は、現在において登校をしているところでございます。市内中学校、そして、指宿市立の指宿商業高校の方では、発症者は出ていない状況であります。また、教職員では、インフルエンザ発症による病気休暇は2名であります。これはいずれも軽症であり、現在は勤務に着いているところであります。県内におきまして、9月15日現在で、休校が2校、学年閉鎖が6校、学級閉鎖13校という状況でございますが、幸いなことに、この指宿市内においては、これまで学級閉鎖等の措置をとった学校は出ていないところでございます。

次に、指宿市内の学校における芝生化の状況についてのご質問でございますが、市内17の小・中学校のうち、山川地域・開聞地域、この二つの地域の小学校におきましては、昭和46年頃に校庭の芝生化を試みたという記録が残ってはおりますが、現在におきまして、校庭の一部に芝生が残っているという状況でございます。現在、市内で校庭が完全に芝生化されているのは池田小学校、この1校だけでございます。池田小学校の芝生化は、昭和47年度から実施をされ、2度の張替えを経て、現在の運動場という形になっております。トラック部分を除き約6,200㎡が芝生となっている状況であります。校庭の芝生化は、子供たちのけがの防止や心の安らぎ、リラックス作用など精神的効用の他、砂ぼこりの防止や周囲の気温を下げる効果などの温暖化防止にもつながるといふふうに考えているところであります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 0時56分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

25番議員（森時徳） 豪雨時の排水調整池についてから、まず、お伺いしたいんですけども、国道から上の排水が大分流れて来まして、大雨が降って、止んでも相当、湊川なんかを見ても排水路から雨水が出て来ているようでございますが、このシラス対策事業をはじめですね、農業関係の予算で、そのような調整池とかですね、それはできないものか。また、ハウスなんか最近が増えて、ハウスの雨水も相当な量であると分かっていますが、何かそのような農業関連の資金を使って調整池とかできないものかお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 国道を含むこれらの地域は、新田川流域の一部となっております。新田川につきましては、以前、通水断面が小さかったことなどから、越水等による河川災害がたびたび発生している状況でありました。普通河川であることから、有利な補助事業等の導入が難しいところでありましたが、当時は水田が河川沿いに連担していたことから、農業

用排水路として、JR指宿枕崎線の軌道付近から下流部を、平成8年度から平成17年度にかけて県営湛水防除事業で整備を行っています。お尋ねの新田川上流部につきましては、中川地区畑かん工事による地区外排水路整備、また、土木や耕地事業による水路災害復旧工事等で当時の基準により整備がなされています。また、この付近の対策として、調整等の整備を耕地関係の土地改良事業等でできないかとのことですが、現在のところでは計画のないところがございます。しかし、ご指摘のとおり、近年、異常気象により設計基準以上の降雨が多発していること、また、最上流部に中川地区畑かん地域が位置しており、マルチ、ハウス栽培などの進展により、雨水の流出率が大きくなっていることなどがあることから、今後、関係各課と連携を図りながら、対応策等について県にも相談をしてみたいと考えているところでございます。

25番議員（森時徳） 力強い言葉、期待しております。よろしく申し上げます。

次に、国の直轄事業では市の負担金はないということで、県の公共事業において、負担金などについてちょっとお伺いしたいんですけども、先月、鹿児島県市長会で、県に対して、市長会の方からも、この件について申し入れがあったという報道がありましたが、どのような内容の申し入れをしたのかですね、お願いしたいと思います。

総務部長（秋元剛） 国・県の直轄事業の負担金の問題でございますけれども、これにつきましては、国の直轄事業の負担金をめぐって、全国知事会が廃止を含めた制度の見直しを国に求めていると。あるいは、こうした議論の中で、熊本県が県の公共工事の一部、すなわち工事費ではございませんで、維持管理費、事務費、これについて2億6,000万程度の部分を市町村への負担を廃止すると、こういった動きがあるわけですが、こうした様々な議論を踏まえまして、8月25日に県の市長会の定例会があったわけでございますけれども、この中でも議題となりまして、その中で、この内容を申し上げますと、全国的にも経費内訳の透明性の確保や事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しが求められていると。こうしたことから、県事業等に係る市負担金の見直しについても要請をします。その要請の中身でございますけれども、2点ございまして、事業計画、事業決定、事業実施段階において市の意向が反映される実質的な事前協議を行うことと。それから、事業内容、負担率等の根拠、工事費や事務費の積算内訳の明細を明らかにした上で、納得できる協議を行うことということで、先ほど、建設部長の方で負担金の事務費等の内容については承知してないということございましたけれども、これらについても、市町村に明らかにすべきではないかということで、こういう要望をすることに、要望と申しますか要請ですね、要請をすることとなったものであります。

25番議員（森時徳） 熊本県の話も出ました。昨日の新聞も和歌山県だったですかね、2010年度より原則廃止するという報道がありましたけれども、まだそこまではいってないと、まだ話し合いはこれからということで、市町村の意見を皆さんでまとめて、これら話し合いを

するということによろしいんですかね。

総務部長（秋元剛） ただいまの段階では、県の市長会、これはもう全市賛同ということですが、意見をとりまとめをし、県に対して要請をした段階でございますので、今後、県がこの要請を受けて、どのようにされるのか、あるいは近隣の中で熊本ではもう既に維持管理費とか事務費については負担は求めないということとしておりますので、今後、県がどのように取り扱うのかというのを注視をしていると、こういう状況でございます。

25番議員（森時徳） 負担率も結構、先ほど8%から24%ほどあるということでしたので、是非ですね、頑張っって地方財政も厳しいですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、砂むしについてお伺ひしたいんですけども、私も海が好きでよく船で釣りに行ったりとか磯遊びもするんですが、指宿港にもちょこちょこ行くんですが、指宿港の南側と言いますか、港から摺ヶ浜方面ですね、あちらの方に行ったときに、テトラから内側、陸側を見ますと、一番汚れているのは砂むしのあの辺が一番汚れているんですよ。魚釣りの好きな方は行って、多分、分かっていると思うんですけども、私が行った時もいつも一番濁っている、潮の流れの関係もあると思うんですけども、先日も干潮時に行きましたら、すごい臭いがしてきつかったと。近所の人に聞きましたら、夜、何かその変な臭いがするということはあるけども、その臭いかどうか分かりませんが、臭いがきつくて砂むしのお客さんに不愉快な思いもさした時があるんじゃないかと思ったんですけど、そういうのは今までなかったと聞いておりますけれども、その原因とか何か分かってましたらひとつお伺ひしたいと思います。

産業振興部長（井元清八郎） 議員ご指摘の臭いについてでございますけれども、砂浴場の北側は山王川の河口となっておりますので、雨の後などに臭いがする時もあるということでございます。また、冬場から春にかけて強い北風の時には、波打ち際にアオサ等の海藻が堆積することもあり、砂楽の職員が営業前に除去作業を行ったりすることもあるということでございますけれども、直接的に、そういったことが原因だというようなことについては、現時点では、まだ究明がなされていないところでございますし、私どもも何回か行きますけれども、今、森議員さんのおっしゃっている、そういうような、観光客が不愉快な思いをしているというようなことについては、今のところ報告はいただいている状況でございます。

25番議員（森時徳） いろいろ原因はあると、これからまた海岸整備の話も出て来ているので、その海岸整備に併せて、その環境も整備するとか、そのような考えは検討したことはないのか、ちょっとお伺ひします。

産業振興部長（井元清八郎） 指宿港の整備計画との関連だと思いますけれども、天然砂むし温泉につきまして、指宿の観光にとって、これは最も大事な資源だと思っておりますので、この保全は何よりも優先してすべきだと思っております。したがって、この指宿港の整備計画の中では、除外してもらっていると思っております。

25番議員（森時徳） 指宿港をせっきく整備するので、私は、砂むしに入った後の、結局、後で温泉水できれいに消毒とかしていますけれども、あれも原因じゃないかなと思ったんですけれども、それらも含めて、これから検討していただいて、海岸整備が済んでから、排水なんかも整備するとなったら、いろいろ経費が掛かりますので、是非、そこら辺は検討していただければと思います。

次に、知林ヶ島について、先ほど市長からの答弁をいただきましたけれども、経費的にはあまり掛からないということでしたが、以前の質問で、幾ら掛かるかということで試算もできてないということでしたが、ここ何年ですかね、去年できましたら、ここ2年ぐらいの市の持ち出しの経費というのはどれぐらい掛かったものか、何か分かりましたらお願いしたいと思うんですが。

総務部長（秋元剛） 知林ヶ島の整備については、基本的には、環境省の方で整備をしていただくということで、私どもが、市の方で管理をするということになりますと、雑草等の草払いとか、そういったことになろうと思いますが、それともう一つは、安全対策ということで、知林ヶ島のガイドの委託料、これらが中心となるわけですが、これにつきましては、大体、清掃管理作業でありますとか、草刈り作業でございますとか、これらにつきましては約80万程度、それから、知林ヶ島のガイド委託料、これが大体120万程度ですので、大体200万程度、維持管理費に掛かっているというようなことでございます。

25番議員（森時徳） 現在は200万ぐらいで済んでいるということですが、港の整備やあるいはトイレの整備と、当然、整備しますと経費も掛かってくるわけですが、そういう整備するのは分かるんですけど、まず、市民や観光客の方が渡ってもらわないことには造っても意味がないわけですので、まず、魅力ある島づくりと言いますか、それが先じゃないかと思っているんですけど、やはり、以前より市長がお話もしているようですけれども、花と緑に囲まれた島づくりを先にやるべきじゃないかと私は思ってるんです。季節ごとの花を植えたら、毎回経費が掛かって大変ですが、花木と言いますか、ブーゲンビリアとかハイビスカスなどの花のきれいな南国的な木を遊歩道などに沿って植えたり、あるいはまた、松の植栽などもですね、松も昔は多かったと聞いていますので、松も大きくなれば陰にもなりますし、あるいは、その植栽なども県の緑の基金とかですね、それから、最近では企業でも、そういうエコに対しての理解が深まって、植栽などの寄附などもあるようでございますので、それなどを活用して、ボランティアの皆さん、市民の皆さんで協力して緑豊かな島をまず先に作るべきじゃないかと思っているんですけど、その点については考えたことはないのか伺いたいと思います。

総務部長（秋元剛） 知林ヶ島の整備でございますけれども、これにつきましては、市民アンケート調査の中でも、現状の自然を残した形で利活用をしてほしいというような意見もたくさんございますし、あるいは鹿大の生態系調査の中でも、今、知林ヶ島は自然林というか、

自然の姿に回帰しつつあると、これを手助けして行って、自然というのが完結すれば、将来的には非常に素晴らしい島になるだろうと。そして、子供たちにそういったのを引き継いで行ければいいのではないかというようなお話もございますし、また、利活用検討委員会におきまして、自然と人が共生する癒しの島ということで、基本的には、今の自然というのをそのままにして利活用していくというのが基本だろうと思います。したがって、通常の公園とか、そういった考え方ではなくて、あくまでも植栽をしたりとかいう分については、現在の知林ヶ島の生態系を壊さない、あるいは、それとなじまないもの、それを植栽する考えはいかがなものかなと、思っているところです。

25番議員（森時徳） 自然を生かすということですけど、そこは、竹が多くて、タケノコも食べられないような竹が多くてですね、自然と言えば自然なんでしょうけれども、魅力ある島じゃないとですね、港とか、あるいはトイレなんか整備しても、なかなか人は渡ってくれないんじゃないかと私は思って、今、提案したわけですけども、トイレ等の整備も、これはもう当然必要なことです。以前は、経費が掛かるから、島に上がる、上陸する人から幾らか入島料と言いますが、それを取りたいという話も聞いたんですけども、今の自然のままで、それだけのことができるのかなと、また、港なんか整備して、年中、観光客や市民の方が渡ってくれるのかなという気がしたものですからしたんですけども、そういう計画は、今のところ全然ないということにとらえてよろしいんでしょうか。

市長（田原迫要） 知林ヶ島はご存知のとおり、今年の4月11日に開島式を開いて、開島した島です。それ以降、先日報告しましたように、毎月、平均すると4、5千人の方が島を利用いただいています。とってもいいことだと、有り難いことだと思っています。また、島の管理、あるいは雑草の除去等についても、緊急雇用対策の交付金とかありまして、それを活用してシルバー人材センター等に雑草の伐採だとか、草取りとか、そういう形で一般財源からの持ち出しをせずに、今のところ管理ができて、非常に良かったと思っています。今後のことでありますが、当然、花と緑と環境の島というのを維持していくには、それなりの経費は掛かるだろうという予測はしています。ただ、そういう中で、環境の島ですので、渡っていただいたと思いますけれども、非常に健康づくり、あるいは体のためにもいい、潮風にあたるのはいいことだと思いますし、例えば、他のまちで、あれは河口湖でしたか、河口湖で環境税みたいな形で、釣り客に対して遊漁税を徴収したり、あるいは鹿児島県でも屋久島の入山料の導入について、知事の方で検討するという発言もしております。つまり、いい環境を守って、そこを楽しんでいただく人から、それなりのご負担をいただくというのはいいのではないかと、そんなこともありまして、4月11日の開島式と同時に知林ヶ島憲章というのを制定したのもそういうこととございます。そういう中で、今後どのような形がいいのか、今、幾つか検討を進めてもらっていますけれども、例えば、知林ヶ島を契りの島、縁結びの島ということで位置づけて、その魅力を高めて、例えばですが、南の展望台の所にマリンベル等

を設置して、それを鳴らすことによって幸せになれるというようなストーリーを描いて、ちょうど開聞岳の裏側のフィリピン慰霊塔の所に大きな釣鐘がありますが、あれを突いて慰霊すると、100円入れるようになっているんですが、そういう形だとか、契りの島として位置づけて、そのベルを鳴らしてもらうことで、そこに知林ヶ島の環境維持基金みたいな募金箱を設けるとか、現在も渡島証を1枚100円で、印刷しかかからない渡島証ですけれども、これも販売してもらって、それをボランティアの皆さんの活動費に充てていただいていますけれども、そのような形で、いろいろな工夫を凝らしていく必要があるだろうと思っています。現在、大体4千人前後ですので、年間になると、5万人前後の入島者が近い将来訪れてくれると思いますし、単純に計算しますと、5万人の方が100円、例えば、島を利用することによって基金に寄附をいただければ500万になるわけで、それらを島の管理費として活用していくことを考える必要があると思っています。ただ、今すぐにと言いましても、現在、先日も質問がありましたように、まだ、遊歩道も舗装率が半分ぐらいでありますので、あれは自然に優しい舗装を使っているんですが、これらが全島をきっちり回れるように、それから、今言いましたように、砂州がないときでも渡れるように埠頭の整備だとか、それから、全天候型で循環型のトイレの整備とか、こういうのが揃ったあかつきには、今言ったようなことをして、年間の維持管理費を、あるいはパークボランティアの皆さんが活動できるような、そういう資金については、知林ヶ島を訪れる人からいただけるようなシステムを考えていく必要があるのではないか、そのように思っています。

25番議員（森時徳） 自然を守るということは大事なことですけども、かえって、あまり整備し過ぎな方が、今のままの方がですね、宝の島として残るんじゃないかという気もしますけど、長い目で見ていくべきだと思いました。

次に入らせていただき、教育問題についてお伺いいたします。学力テストの件についてでございますが、この調査の内容とか科目はですね、具体的にどのような形で実施されているのかをお伺いしたいと思います。

教育長（田中民也） 小学校第6学年と中学校第3学年を対象に、小学校第6学年は国語と算数、中学校第3学年は国語と数学の調査を、毎年4月に実施しております。実施教科については、読み・書き・計算など、日常生活やあらゆる学習の基礎となる内容の定着が必要であることや、国語の記述式問題や中学校の数学に課題が見られることなどを考慮いたしまして、小学校は国語及び算数、中学校は国語及び数学を実施しております。調査の内容でございますけれども、基礎的・基本的な内容の定着を見るA問題と、課題解決のための活用力、応用力などの定着を見るB問題に分けて調査をしております。また、学習状況調査では、生活習慣や学習環境などに関する調査を児童・生徒と学校に対して実施しているところでございます。

25番議員（森時徳） 2科目ずつということですが、この調査をする学年が小学校6年生、中学校3年生に限られているようですけれど、何かその理由があるのかお伺いしたい

と思います。

教育長（田中民也） 対象学年につきましては、この本調査が義務教育におきます各学校段階、つまり小学校、中学校段階の最終学年における到達度を把握することを、この調査の目的としていますことから、小学校の第6学年と中学校第3学年の児童・生徒を対象とすることになっております。

25番議員（森時徳） 何人かの子供さんたちに来て、以前話を聞いたことがありまして、応用問題が難しかったと子供たちから聞いたんですけども、本年度学力の結果どうなっているのか、3月だったですかね、指宿市の方の成績が大分よかったと聞きましたが、結果はどうなっているのか。その結果を受けて問題点とか何かあったのか、お伺いしたいと思います。

教育長（田中民也） 私どもも、今、議員ご指摘のように、特に知識やこういう問題よりも、問題を解決する力、活用力と、こういうようなところにこれまで2回の調査によりまして大きな課題を持っておりました。これは本市だけの問題でなくて、県全体、全国的にもその傾向が強かったわけでございますけど、そういうような問題意識を持ちまして、今回、この調査結果を見たところでございます。調査いたしました教科におきまして、昨年度の本市の児童・生徒の学力の結果を全て上回っております。その中でも、小学校では、国語B、つまり、その知識じゃなくて活用力とか応用力、こういう国語B、算数A、Aは先ほど申し上げましたように知識などでございますが、算数A、Bにおいて、県平均を上回る結果となりました。特に、算数Aにおきましては、県の平均も国の平均も上回っております。また、国語、算数とも先ほど申しました応用力とか活用力という、このような問題におきまして、昨年よりも伸びが一段と大きくなっている結果になりました。これは小学校におきまして、家庭との連携のもとに教職員が一体となって学力向上に努めていることなどが大きな要因ととらえているところでございます。中学校におきましては、若干、県平均を下回っておりますが、昨年度よりもA、Bとも伸びてきております。今後、更に充実した取組がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

25番議員（森時徳） 大変嬉しい結果でございます。本当に頑張っているなと思っておりますが、その他にですね、学力のことだけではなく、生活習慣調査もあったということですが、どのような調査なんですかね。分析とか何かしていらっしゃるのかをお願いします。

教育長（田中民也） ご指摘のように学力調査と併せて行いました学習状況調査は、児童・生徒に対する調査と、学校に対する調査がございます。児童・生徒に対する調査の内容は、例えば、国語や算数の事業は好きですかといった学習意欲や、予習、復習をしていますか、朝食を毎日食べていますかなど、家庭学習についてと基本的な生活習慣等に関する調査内容でございます。また、学校に対する調査の内容には、授業中、私語がなく落ち着いていると思えますか、また、校内研修を外部講師を招いて実施していますかといった指導の実態や、研修

体制のこと。また、学校の職員用コンピュータ - 1台当たりの職員数といった人的・物的な条件の整備の状況等に関する調査でございます。ご指摘のように、調査の分析でございますけれども、今後、読書量と学力、朝食の摂取などの基本的な生活習慣などと、学力の定着との相関関係等につきまして、今後、更に詳細に分析を進めてまいりたいと、このように考えております。

25番議員（森時徳） ただいま生活習慣などについての調査の報告、あるいは分析もちょっといただいたんですけれども、発表して日が浅いわけですけれども、結果を見てですね、対策もいろいろ立てると思うんですが、それについての対策は、教育委員会の方でも話し合いとか何かなさってたらお願いいたします。

教育長（田中民也） ご指摘のように、この調査は調査することだけでなく、その結果をどう具体的にかねての学習活動に、指導法の改善として生かすかということが大きな視点でございます。今回のこの学力・学習状況調査の結果を踏まえまして、私ども教育委員会では、各学校に更に細かく結果の分析を行い、自校の課題を的確にとらえるようお願いしているところでございます。また、確実な学力の定着のためには、教職員の指導力向上が最も必要であると認識しておりますことから、管理職によります教職員の指導法改善、そして、教職員一人一人が、やはり、教材研究を徹底してやるというようなこと等を指導しているところでございます。さらに、宅習時間の確保や規則正しい生活習慣の定着などにつきまして、学校、家庭、地域との連携が図られるように、今後、指導も更にしていきたいと、このように考えているところでございます。

25番議員（森時徳） ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど小学校6年生と中学校3年生の2学年を対象にした調査ということでございますけれども、この他に、児童・生徒の学力を把握するような、そのような調査ですかね、市あるいは県なり国なりの、何かをしているのかどうかお伺いしたいと思います。

教育長（田中民也） 今申し上げました全国学力・学習状況調査は、文部科学省が実施しておりますけれども、鹿児島県教育委員会が毎年1月に実施しております基礎・基本定着度調査がございます。この基礎・基本定着度調査は、学習指導要領において最低限身に付けることが求められている基礎的・基本的な内容の定着につきまして、全県的に県下の小・中、公立小・中学校全部が行っている調査でございます。この調査は、読み・書き・計算などの基礎学力を在学中に確実に定着させるためのものでありまして、国語、社会、算数、数学、理科、英語の5教科につきまして、個々の児童・生徒のつまずきに応じたきめ細かな指導ができるように、小学校第5学年、中学校第1学年と第2学年で実施しているところでございます。調査の目的としましては、客観的なデータに基づきまして、自校の基礎的・基本的な内容の定着状況を把握すること。結果を基に、各学校等での指導法改善の取組を支援して、児童・生徒の基礎学力の向上を図ることに大きな目的を持っているところでございます。

25番議員（森時徳） 今、ちょっとお話いただきました学力調査等ですか、これは指宿市の結果とか、それと問題点がありましたらひとつお願いしたいと思います。

教育長（田中民也） 今申し上げました県教育委員会が実施しております基礎・基本定着度調査でございますが、平成21年1月に実施いたしました基礎・基本定着度調査では、小学校第5学年が鹿児島県内第1位の成績を修めまして、中学校第1学年でも県内第1位の成績でございました。特に小学校におきましては、調査した全ての教科が県内第1位でございました。また、中学校2年生においても、県内第3位の成績でございました。本市の小・中学校におきまして児童・生徒の学力につきましては、解決すべき課題も多々ございますけれども、着実に定着が図られつつあるととらえているところでございます。学力の定着が図られつつある要因といたしまして、一つには、学校、家庭、地域が一体となって取り組んできた読書活動によりまして、読解力が身に付いてきたこと。二つには、郷中わくわく体験塾や、ふるさと探検隊などの地域活動に、子供たちが積極的に参加することによりまして、粘り強さとか、体力などの心身の成長が図られてきたこと。三つには、子褒め条例などによりまして、自分の行いが認められ、賞賛されることで学習や活動に意欲が出てきたことなどがあげられるようでございます。今後の取組でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、現在、市内のどこの学校におきましても、読書活動が精力的になされまして、小学校で読書冊数が年間1人200冊、1月に換算いたしますと17冊ということでございますが、200冊を超える学校や、中学校では文部科学大臣賞を受賞する学校も出てまいりました。この読書活動の取組が家庭や地域と連携を密にしまして、更に深まるよう指導してまいりたいと、このように考えております。また、児童・生徒の確かな学力の定着には、何と言いましても、教職員の指導力向上が不可欠の条件でございますので、校内研修体制の充実に努めるとともに、学校長を中心に、職員一体となった学力向上の取組が更に深まるように指導してまいりたいと、このように考えております。

25番議員（森時徳） 子供たちの読書量が多いとか、地域行事に積極的に参加しているということで、非常に意欲的な子供たちが育っているということを知って、本当に嬉しく思うところでございます。現場の先生方もですね、非常に忙しい中、よく頑張っていると感謝しているところでございますけれども、これからも現場の先生方と意見を交換しながら、学校、父兄、地域、行政、一体となって、素晴らしい子供たちが育つようによろしくお願ひしたいと思います。

学力調査とちょっと関連してですけども、OECDの中で、日本の教育資質が下位にあるということは新聞にも出てましたけれども、そのような中で、上位の成績の件は、秋田、福井、青森など東北が占めているわけですけども、これはどのように、教育長は分析、考えですか。ちょっとお伺ひしたいと思います。

教育長（田中民也） 私は、秋田、福井につきましては、毎年上位を占めている状況につきま

しては、存じ上げておりますし、その原因につきましては、詳細なことは分かりませんが、私も、いろいろ言われておりますけれども、やっぱり、教職員の指導力だと思います。これがまず第一だと思います。そして、児童・生徒が規則正しい生活習慣、規則正しい生活、これに大きな要因があると思います。家庭生活が乱れ、基本的な生活習慣の定着がなされていない子供たちは、学校におきまして、学習に対する集中力が欠けております。規則正しさということは、逆に言いますと集中力です。学習に対する集中力が欠けますと、なかなか学力の定着は図れません。このようなことが大きな要因と考えておりますし、その他にも私が存じ上げない、いろんなその地の要因があるかと思っております。私は基本的には、教職員の指導力、そしてやはり、子供たちの基本的な家庭に、地域にも大きなお願いをしている要因の一つでございます基本的な生活習慣の確立、規則正しい生活、こういうことが学校の子供たちに対する一つの集中心や、粘り強さ、根気強さ、こういう情操の上にも大きな影響があることを考えますと、そういうものが大きな原因になっていると、私はとらえているところでございます。

25番議員（森時徳） 是非よろしく願います。それからもう一つですね、OECDの中で、父兄の教育負担が韓国に次いで上位2位ということが出ていました。最近では所得格差によって、成績の違いが出てきているということで、生活保護とか、いろいろ保護を受けている家庭にとっては、なかなかその子供たちが成績が上がらないというようなことが出ていましたけれども、昨今の経済状況でいきますと、本当にそれじゃいけないんじゃないかと、私は非常に危惧しているところでございます。これらについても、是非、教育長として教職員や、あるいは皆さんと一体となって、子供たちの学力向上に努めていただきたいと思っております。一言その辺について思いをお願いいたします。

教育長（田中民也） 確かに、この学力・学習状況調査におきましても、家庭の経済力との相関ということで分析もなされ、マスコミ等におきましても、その相関関係はゼロじゃないというようなことが出されたことは理解しております。ただ、私ども、何か今度の結果を取って申し上げるわけじゃございませんけれども、鹿児島市郡におきましては、塾やいろいろな学習の機会が多い子供たちが、鹿児島市あたりは多いわけでございますけれど、その点、私ども指宿市におきましては、その頻度は少ないにも関わらず、学力に鹿児島市を抜いて上位にあったということは、経済力的なことが大きな要因でないということを言っているわけじゃございませんが、私は、前のこの議会におきましてご質問いただきまして、2極化になっているんじゃないかというご質問をいただきました。しかし、それを示すデータというものは私は持ち合わせておりませんが、全く関係がないとは言えませんが、私はそういうものについては、学校が学習については、学力については、学校が責任があるわけでございます。そのために保護者は学校に子供たちを出しているわけでございます。その負託にこたえるために、私ども教育委員会、学校、一体となりまして、そのような心配をなくすること自体が私たちの責務と思っております。そのような相関が出ないように努力してまいりたいと思っ

ているところでございます。

25番議員（森時徳） よろしくをお願いします。

それから、インフルエンザのことですけれども、新聞、テレビ等で学校の対策については、以前と大分変わったみたいで、以前は大分厳しくてですね、今度また緩和されたみたいなどころがあるみたいですが、市教育委員会としてはどのような指導を学校にしているのかをお伺いしたいと思います。

教育部長（屋代和雄） 教育委員会としては、8月31日付けで、新型インフルエンザ感染拡大防止の対応についてという文書を発出をしております。この内容でございますが、医療機関でインフルエンザと診断をされた場合、新型インフルエンザに感染したものとして対応すること、予防の徹底、毎日の罹患状況の報告、学校内で2名以上発生した場合の報告等についてでございます。併せまして、各学校長に対しまして、臨時休業等の措置を講ずる場合の対応について示しております。また、市から提供された児童・生徒用のマスクや消毒薬を各学校に配布するとともに、校長研修会等を通じまして、その具体的な活用方法についても指導を行っております。教育委員会といたしましても、今後も保健所や保健センターとの連携を更に図りながら、各学校に対しまして、感染拡大防止の指導の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

25番議員（森時徳） それから、学級閉鎖について、どのような判断をするのかをお願いしたいと思います。

教育部長（屋代和雄） 教育委員会の方で、県の教育委員会による学級閉鎖等の目安を参考にいたしまして、学校の規模、教室の配置、他の学校や近隣地域の感染状況などの情報をもとに、保健所や保健センター、学校医等との協議の上に、学級閉鎖等の要否やその期間についての判断を行っていきます。目安についてでございますが、この目安は、学級閉鎖は、学級の

2名以上の児童・生徒が7日以内の間に、インフルエンザの診断を医師から受けた場合となっております。また、学年閉鎖は、複数の学級におきまして、学級閉鎖の措置が取られた場合となっており、学校閉鎖については、複数の学年において学年閉鎖の措置が取られた場合というふうになっているところでございます。

25番議員（森時徳） ちょっと時間が足りませんが、かかった生徒がいた場合、子供たちのことですから、からかたりしていじめたりとかがあるような気もするんですよ。それについての対策を考えたことはあるでしょうか。

教育部長（屋代和雄） インフルエンザと診断された児童・生徒については、欠席扱いとしない出席停止扱いとしているところでございますが、今回の新型インフルエンザは弱毒性と言われながらも、持病と関連して重症化する例もあることから、学校や学級の中でいじめや風評被害につながりかねないという心配もございますが、教育委員会は、このような間違った

考えに基づくいじめなどが起きないように、学校長や教職員には児童・生徒に予防は必要だが、過剰なまでに心配し過ぎないようにすること、また、弱毒性でもあり、適切な治療が行われれば、すぐに完治をする病気であり、完治したら他の人に感染はしないといった正しい知識について伝えるよう指導をしているところでございます。今までもこのいじめ等については、現実には起こっていないというところでございます。

25番議員（森時徳） 時間がないので、答弁はいりませんが、疾患とか何か持っている子供たちにですね、是非、そこら辺もまた病院なんかと連携を取りながらよろしく願いしたいと思います。

それから、学校芝生化について、最後にお伺いしますけども、丹波小学校が今度改築ということで、予想に反してというのかな、予算が大分余ったようでございますけども、丹波小学校なんかも芝生化したらどうかなといったような気もしておるわけですが、池田小学校を見て、本当、いいなと思うところでございますけれども、以前、マスコミで鳥取方式ということで、学校の芝生化200万ぐらいでできるという話もありましたけれども、何かそのような方式で、子供たちのために、地球温暖化にもなりますし、子供たちが裸足で走り回る、校庭で走り回って元気よく走り回る校庭を作る必要があるんじゃないかということで、芝生化のことをお願いしているわけですが、丹波小学校に限らず、学校の芝生化、できたら丹波小学校も、是非、予算が余ったんだったら、それもそういうのもいいんじゃないかと、私は思ってるんですが、それについてですね、最後にお聞きしたいと思います。

教育部長（屋代和雄） 今回、このご質問をいただいた中で、その取材の中で、議員の方から鳥取方式による芝生化という情報をいただけたわけでございます。今後、指宿市内の学校におきましても、土壌の改良、散水設備はどうするか、芝の植え付けをどうするかという管理面等、いろんな問題もございますが、市内の学校においても研究をしていきたいというふうに考えております。今、ご提案をいただきました、丹波小学校の校庭を、今回の改築に併せて芝生化というのは考えられないかというご質問でございますが、丹波小学校は文部科学省によりエコ・スクールの認定を受け、屋上緑化による環境対策にも取り組んでいるところでございます。そのような中で、校庭の一部の芝生化ができないか検討している状況でございます。運動場等の芝生の管理には、PTAや地域の方々の協力が必要でありますので、整備や管理にできるだけ手間の掛からない、鳥取方式というこの方式でできないか研究してまいりたいというふうに考えております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時52分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、小田口郁雄議員。

23番議員（小田口郁雄） いよいよ後二人になってまいりました。私の質問は30分ぐらいで終わるだろうと思いますけれども、どうかお付き合いをいただきたいと思います。質問をする前に一言お礼を述べさせていただきます。4年前に私はセントラルパークの観光協会のところですね、ミス指宿の選考会がございました。その時に、当時の議長である福永議員と、トイレに入った時にですね、外から見れば素晴らしい建物なのに、何でこんなに汚れているんだろうということで、そこからスタートいたしました。決して私は売名行為でトイレの掃除を今までやっているわけではございません。自分の心を磨こうということで、今までやってきました。市長をはじめ、教育長、そして議員の皆さん、トイレの掃除の場所を借りるのに、一言の不平不満もなく、今日までトイレの掃除をさせていただきました。本当に心より感謝を申し上げたいと思います。また、教育長においては、各学校の校長先生と交渉しまして、場所を探していただいたことも多々あったわけですが、この6月、3回目の年次大会を柳田小学校でやりました。100名の皆さんが出席をしていただき、講演会も柳田校区公民館で約80名ぐらい参加していただきました。4年間、山川のスイカとカツオのモニュメントの所の掃除を、台風の関係で1回だけは休みましたけれども、4年間ほとんど休まずに8月までやってきておりますが、私は自分の心を磨こうと言いながら、市民の皆さんから売名行為だと言われればですね、これほど悲しいことはありません。自分の心が、本当に貧しく思われるわけですが、そのために私は会長職を下ろさせていただきました。これからも掃除は続けていきたいなど、夫婦していつも言っております。今月の6日も、琉球と山川の400年の交流だということで、山川の文化会館のトイレの掃除をしましたけれども、霧島市から5名、それから、川内市から5名と、そして指宿の皆さんが25名、35名でトイレの掃除をしたんですが、1回トイレの掃除をしますと、気を使っていただいて、非常に後がきれいなんですね。特に今きれいだと思っているのが観光協会のトイレですね。それと、今和泉小学校のトイレ、ここはもうスリッパまできれいに揃えてあります。いつ行ってもきれいです。篤姫の関係もあったというせいもあるだろうと思いますけれども、本当に今和泉小学校の皆さんはきれいにやってくれております。先ほどから森さんの質問でもありましたけれども、子供たちの成績がいいという、一つのそういうものの現れもあるんじゃないかなという気がいたします。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、国民宿舎について、初日と今日と、お二人の同僚議員から質問がありましたけれども、重なる部分があると思いますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。閉館後の状況ですね、これまでの経過はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。地区の皆さんが建築を待ち遠しいと思うが、そして、市長トークでの市民の、住民の反応はどうだったのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、そうめん流しについてですけれども、来年の3月で任期の切れる支配人は今のままなのか。また、新たに支配人を募集するのか。次に、民間委託は考えないのか。お聞か

せいただきたいと思います。そして、メニューの価格の変更は考えないか、お聞かせいただきたいと思います。

それから次に、所管事務調査についてですが、各委員会の調査項目に従って、議会事務局の職員だけではなく、できたら調査項目の所管課の職員も同行させるべきではないのか、お聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。小田口議員が中心になって4年間、トイレ掃除で鍵山先生の心を磨こうという運動を一生懸命やっておられることに経緯を表したいと思います。

まず、国民宿舎の件であります。現在の財政状況下で、かいもん荘の整備事業を成功させるためには、民間のノウハウを最大限活用可能な土地の無償貸付での公募が、地域・行政・民間にとって最良の手段であると判断をいたしまして、土地の無償貸付での公募を昨年11月に市内業者を対象に実施いたしました。残念ながら応募がありませんでした。次に、市外業者を対象に12月に実施をいたしましたが、これまた市内業者と同様、参画業者が現れませんでした。その要因として、解体費用にかなりの額が掛かりますので、これを民間に委ねたこと。それから、宿泊施設の規模の設定等、公募要件に大きなリスクがあると民間側が判断してインセンティブの得られないのではないかとというようなことがあったのではないかと考えられます。したがって、今年度は、前回の公募の状況を踏まえまして、地域活性化・生活対策臨時交付金の一部を使い、かいもん荘をこの交付金で解体をいたしまして更地にし、昨年度実施しました公募要件から宿泊施設規模の設定等を削除しまして、固定資産税の免除を行うなど民間側のリスクを軽減して、来年2月に公募をする予定であります。

市長トークでの住民の反応はどんなものであったかということですが、平成18年度から、市長と新・指宿トークというものを開催いたしております。国民宿舎かいもん荘の建替えに関する質疑が毎年度なされております。開聞地域、特に川尻地区の皆さんにおかれましては、これまで結婚式や宴会、あるいは帰省された時の宿泊等で利用されており、非常に愛着を持った施設であることは十分認識いたしております。宿泊施設の建設を熱望されているのを肌で感じておりますし、指宿市全体の観光の振興から考えましても、開聞岳登山の拠点施設として重要であると認識をいたしております。

次に、そうめん流しについてご質問いただきました。現在の支配人を継続して雇用するのということですが、唐船峡そうめん流しは、指宿市にとって重要な施設でありますし、特に、開聞地域の方々にとっては、地域の宝、あるいは地域の誇りであろうと思います。ピーク時は4億2,000万円もの売上がありました。年間33万8千人もの人が訪れてくれておりましたが、この当時は町の財政にも大きな寄与をしていた実績がございます。近年は、おおよそその半額ぐらいまでに落ち込んでいるわけですが、私は、そうめん流しに、往年の賑わ

いを取り戻したいと、強い思いでここまで努力をしてきたつもりであります。どのような形でそれがいいのか。もちろん施設を全面改装するのが一番いいと思うんでありますが、その前にいろいろな改善をし、サービスの向上を図り、民間のノウハウを活かし、民間的な発想で新しい展開を図るのがいいのではないかなという思いから、支配人の民間人登用を試みたわけであります。現支配人は、世界的な不況が訪れる等の社会情勢の変化の中で、あるいはファーストフード店の展開等、厳しい食環境の状況の中で、豊富な経験を含め、これまでサービス業で培ったノウハウ、知識等を生かして、大きな設備投資もできない中で、接客・接遇サービスの改善、冬場メニューの開発等、これまでの唐船峡そうめん流しにおいては、ある意味、固定化・慣例化していた経営方法の改善等に精一杯努力をしてきているところであります。その中で、来年4月以降のことについて申し上げますと、現支配人が唐船峡に根付かせつつあるコスト意識やサービス精神等の民間的な経営感覚を、市の職員が体得し、その感覚を持って唐船峡の経営に取り組んで行ってくれることが一番理想だと思います。したがって、現支配人の継続雇用ということも含めて、今後、総合的に検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、指定管理者導入等の民間への委託の問題ですが、唐船峡そうめん流しは、昭和37年の開設以来、47年の間、回転式そうめん流し発祥の地として、開闢地域をはじめ多くの皆様に愛され、親しまれてまいりました。本年7月17日には、平成になってから50万人のお客様をお迎えし、記念品伝達セレモニーのほか、夜には地域の皆様も一緒になって参加をいただき、記念祝賀会を盛大に開催したところでございます。今後も、唐船峡そうめん流しは、地域に愛され、親しまれる施設であり続けるために、健全経営や各種改善に努めながら、しっかりと守っていく必要があるものと考えているところであります。このようなことから、新たな発想とノウハウを導入し、経営改善・体質改善を図ろうと、先ほど申しあげましたように民間人を全国から公募して、ハード面やソフト面での各種改善に取り組んできたところでありますが、施設が老朽化し、周辺整備も喫緊の課題になっておりますので、今年度、入口周辺、駐車場、それから、エレベーターからの導入口等、大幅な周景整備を図ってまいりたいと思いますし、それらを通じて収入の向上策を図りながら、当面は直営にて、この施設を維持してまいりたいと考えているところであります。

所管事務調査の問題につきましては、総務部長の方から答弁をいたさせます。

総務部長（秋元剛） 支配人の公募についてのご質問があったように受けとめましたけれども、違ったですかね。申しわけございません。

それでは、私の方から所管事務調査について、職員も同行させる考えはないかということでございますが、議会各委員会が所管事務調査を行う場合に、その調査項目に従い、所管課の職員を同行させる気はないかというご質問でございますが、確かに、行政課題に関する先進的な事例を直接見聞きし、勉強するということは、職員にとって非常に貴重な経験であり、

職員の資質や政策形成能力の向上に役立つことだと思います。いわゆる先進地研修に関する現在の取扱いを申し上げますと、本市の行政運営にとって、特に重要な行政課題であり、その解決のために、先進地の事例等を学ぶことが不可欠と判断した場合は、所管課で必要な予算を確保し、先進地研修を実施をしております。また、緊急を要する場合は、職員研修旅費を活用して対応しているところであります。一方、現在のような行財政の状況の中では、先進地視察の旅費確保が難しい状況もありますので、そのような場合、職員は、文書・電話等による照会や、インターネットを利用して先進地の行政情報を集め、業務に生かしている状況であります。議員ご提案の委員会の所管事務調査に所管課の職員が同行することにつきましては、現在のところ非常に難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。

開聞支所長（吉井敏和） メニューの価格変更は考えられないかというご質問でございました。唐船峡そうめん流しは、現在、民間を含めて3店舗で営業をいたしております。それぞれの施設が工夫を凝らしながら、定食や単品のメニューを設定しておりますが、中でも3店舗が基本的メニューとして設けてありますのが、そうめん、おにぎり、ニジマスの塩焼き、鯉こく、鯉のあらいなどがございます。これらの単品メニューを組み合わせ、定食のセットメニューを設けておりますけれども、それぞれの店舗の価格は、ほぼ同一の価格となっております。このような中で、単純に価格の引き下げを行いますことは、民間の店舗への影響が大きいことや、そうめん流しの施設に、とても大きな減収を招くということも懸念されますので、現状では考えていないところでございます。なお、市営そうめん流しでは、お客様の声をお聞きして、今後の経営や改善に活かすため、ご意見箱を設けて、様々な意見を聴取しております。この中でも、料金について適正であるという意見が圧倒的に多いことから、今後もしばらくは、現在の価格を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

23番議員（小田口郁雄） 国民宿舎について、建物の解体後に、2月に参画事業者を公募するんだというようなことだったんですが、もし参画事業者がいない場合は、今後どうなっていくのかお聞かせていただきたいと思っております。

産業振興部長（井元清八郎） 昨年度の公募において、応募がなかったことから、地元宿泊業者やコンサルタント、ゼネコン等から意見を徴し、その意見を踏まえ、本年度の公募要件を策定いたしております。前回の公募内容との相違点としましては、参画業者の解体費用負担が無くなったことや、宿泊人員100人以上及び宴会場の規模100人程度を削除し、参画業者の自由提案としたことなどが挙げられます。今年度の公募は、昨年度の公募に比べますと、参画業者のリスクは軽減され、インセンティブが高められた要件であり、参画業者が現れるものと期待をいたしているところでございます。

23番議員（小田口郁雄） リスクが減ったと。やはり、宿泊施設を造らないと売上等にも関係するんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

産業振興部長（井元清八郎） 公募というのは、宿泊、ホテル、宿泊業を経営してほしいということでの公募でございますので、宿泊施設そのものがなくなる公募というのはございませんので、その点は担保されております。

23番議員（小田口郁雄） 土地に関しましては、無償での貸付けで公募するようでありますけれども、民間に無償で譲渡する方が私はいいんじゃないかなと、私は来年度の2月に、仮に、募集をかけても、なかなかこういうときですから、乗ってこないんじゃないかな。それよりも30年ただで貸すのであれば無償で提供して、それで建てた後からすぐ固定資産税等を取れば、固定資産税だけでも50万くらいは入ってくるだろうという気がしますけれども、その辺はどうですか。

産業振興部長（井元清八郎） 現在の計画では6,559.11㎡の土地を、30年間の使用貸借契約により貸し付ける予定であります。この土地を民間に譲渡し、固定資産税を宅地扱いで賦課した場合は、年間約47万円、30年間で約1,418万円となります。参考までに、この土地を売却した場合の売却価格は約6,000万円、有償で貸し付けた場合の貸付料は公有財産管理規則に基づき計算すると、年約317万円、30年間で約9,523万円となります。昨年度、土地の無償貸付での公募を実施し、参画業者が現れなかったことを踏まえ、今年度の公募については、先ほど答弁いたしましたとおり、参画業者のリスクを軽減し、インセンティブが得られている募集要件であろうかと思われま。民間に無償譲渡する考えはないかということですが、この土地については開闢地域の方々には非常に愛着のある土地でもありますし、レジャーセンターかいもんも隣接しているところでもございます。民間に無償譲渡した場合、土地の権利及び処分については、民間業者が自由にできることになり、将来的に分割して売買されたり、あるいは公序良俗に反するものに利用されたりする恐れもありますことから、無償譲渡する考えはないところでございます。

23番議員（小田口郁雄） いろいろと条件を付ければできないことはないと思うんですが、市長にちょっとお聞きしたいんですが、今回で勇退ということですが、市長自らホテルのオーナーとして復帰されるだろうと思うんですが、市長が自ら全部30年借りて建てる気はないかですね、その辺を、どうでしょうか。

市長（田原迫要） かいもん荘については、先ほど来、産業振興部長の方の答弁にもありますように、地域の皆さんが非常に熱望している施設であります。また、先ほども申し上げましたように、登山というのが、今、非常に人気を博しておりますし、そういう意味で、地域の、できれば開闢地区だとか、そういうことも含めて、是非、あの施設を活用していただきたいという強い思いであります。私自身にと言われましても、私は現在、そんなことも考えたこともありませんでしたし、このような質問を受けるとも思いませんでしたけれども、ただ、いずれにしろそういう方がいらっしゃれば、一生懸命応援していきたいと思ひますし、私自身がもしお手伝いするような、ノウハウ的な面でお手伝いすることができるのであれば、

もちろん応援していきたいと、そのようには思っています。

23番議員（小田口郁雄） 来年の2月まで待ちたいと思います。

次に、そうめん流しの件でございますけれども、市長はこの支配人を公募する、今でもそうですけども、自分たちのまちは自分たちの手でつくろうということの中でですね、市外の民間の方を支配人に迎えたということ、自分たちのまちは自分たちの手でというあれからすれば、ちょっと何かそぐわないような気がするんですが、どうでしょうか。

市長（田原迫要） 私が申し上げている、自分たちのまちは自分たちでつくろうという基本的なコンセプトについて、全く見解が違ふと思います。地域おこしでよく言われるのが、若者、ばか者、よそ者と言われます。よそからみた目というのは、非常に必要だと私は思います。そのことが、自分たちのまちは自分たちでつくろうという概念と、全く違ふというようならまえかたの質問ですが、そうではないと私は思います。常に新しい血を入れながら、地域を磨いていく、企業にしてもそうではありますが、だから、先ほど答弁しましたように、本来ならば地域の中で、例えば、職員の中で、そういういわゆる商売と言いますか、それに非常に適した才能の人がいて、その人がずっとそこで頑張ってくれる、これは一番理想です。ただ、指宿市の職員として入職してきて、いろんな形でまちづくりにかかわる中で、例えば、一人の人が何十年もそこに置くというわけにはいかないのが行政のあれであります。また今、各地の自治体でそうありますが、例えば、総務課長を民間人から登用したり、そういうことすら行われてきている現状です。したがって、このそうめん流しについては、全国に公募して全国から本当に多士済々の面々が55名応募をいただきました。その中から、最終的に4名か5名に絞って、そして、商工会議所の会頭だとかいろんな人に入っていていただいて審査をして、現支配人にさせていただきました。いろいろな批判があるのは十分承知しております。ただ、その批判を乗り越えて、先ほど言いましたようにいろんな工夫をし、今まで慣例的に、あるいは前からこうやってたということではなかなか変えられなかったことについて、多くの取組をしていただいたと。だからそういうことで、私は自分たちのまちは自分たちでつくろうということと矛盾はしないと思いますし、民間から全国公募したということで、テレビ、ラジオ、新聞をはじめ多くのものに取り上げられて、開聞のそうめん流しが非常に脚光を浴びたということは、大きな成果だったと私は思っております。

23番議員（小田口郁雄） はい、分かりました。

次に、このメニューの問題なんですけど、私ども高齢者になってきますと、今の1,300円のメニューでは食べきれないわけですね。できたら量を減らしてでも、千円ぐらいの価格にできないのかなという思いがするわけですが、お年寄りの皆さんは、どうしても一人だけで行くということはほとんどないわけですね。家族か友達同士かで行くわけですので、できたら70歳以上のお年寄りには、千円ぐらいのメニューも作ってやるというような、後2社の方たちもいるわけですから、その辺は話をしてですね、できないのかなという気がするんですが、

いかがですか。

開聞支所長（吉井敏和） 高齢者向けの、量を減らして千円程度のそうめん流しはできないのかというご質問のようでございます。今後の経営に活かしていくためのご意見箱を設置をしておりますけれども、そのアンケートの中でも、量についてのご意見もいただいております。大多数の方はちょうど良いというご意見でございますけれども、一部に多い、あるいは足りないという方も逆におられるようでございます。多いと言われる方を詳しく分析をしてみますと、高齢者の方が、単品でおにぎりやいなり寿司とそうめんを組み合わせた場合のようでございます。単品の場合ですと、通常セット物ですと2個ですけど、単品の場合は、これは3個になります。そういった形で個数を増やしておりますので、それが高齢者の方には多すぎると感じておられるのではないかと考えております。また、最近では、おにぎりの食べ残しが若干多くなっているというふうに感じておりますので、料金対策と併せて、例えば、おにぎり2個とそうめんのセットメニューや、ニジマスの塩焼きとそうめんのセットメニューなど、実現可能な改善を検討してまいりたいというふうに考えております。

23番議員（小田口郁雄） 先日ですね、もう2週間ぐらい前ですか、鹿児島市長の森さんから各地区の老人会に、水族館の無料観覧ということで、ご案内をいただきまして、12日から23日までだったんですが、私はすぐお年寄りの皆さんに声かけをして、大牟礼3地区ですから、西と中と東と20人集めて鹿児島まで行きましたけれども、こういうせっかくの高齢者のためにいろいろあるわけですので、指宿の方でも砂むしもあるし、そうめん流しもあるし、水族館の場合は1,500円なんですけれども、そうめん流しはちょっと無理にしても、今どっちかと言えば砂むしなんか暇な時期だと思うんですよ。市外の、指宿に全くに関係のある南九州市あたりのお年寄りの皆さんを呼んで、無料で開放はできないのかなと、水族館に行つて、そう思うことでしたけれども、どうですか部長。

開聞支所長（吉井敏和） そうめん流しはあくまでも営業を目的とした施設でございますので、当然、それらのそうめんとかを提供することによって、それは無料ではございませんので、当然、資材費というものが掛かり、そこには人件費というものが掛かるわけでございます。現状で、非常にそうめん流し自体の収支の状況も、一頃の賑わいがあった頃としますと、約半分程度に落ち込んでいる状況の中で、気持ち的には理解をしますけれども、現状では厳しいというふうな考えているところでございます。

23番議員（小田口郁雄） 私もそう思いますけれども、指宿の場合は温泉があります。温泉に無料入浴券なんかをですね、特に、私は、南九州市は知覧の方で観光客をお迎えして、あそこでいろいろ見学した後、指宿に来て宿泊というようなことで、いろいろ世話になっているわけですので、できたらお年寄りの皆さんに入浴券ぐらいは差し上げてもいいんじゃないかなという思いなんですけど、いかがでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 隣接の市の老人の方ということでございますけれども、非常

に厳しい財政事情の中では、そういうことについては、到底受け入れられないと思っているところでございます。

23番議員（小田口郁雄） そんな堅いことを言わずにですね、そのくらいよかなというぐらゐの答弁がほしかったんですが、そこで終わりたいと思いますけれども。

所管事務調査についてですね、以前、今、私の先輩で前之園さんが一人いるわけですがけれども、先ほどお聞きしたら、昔は所管事務調査に職員が付いて行きおったというのはよく覚えているんですよ。ところがいつの間にか消えてしまったという話を二人でしたんですが、私は、決して議会事務局をあれするわけじゃないですが、事務局が行く時は事務局でいいんですけれども、交替でですね、一般の、できたらこの調査項目に沿って、係長ぐらいの職員を連れて行って勉強をさせるべきじゃないかなという思いをしているわけですがけれども、その辺ももうちょっと前向きに、総務部長がちょっと難しいとか何とかという答えだったんですけど、ある程度職員も外に出して勉強させるべきじゃないかなと。二人行く必要はないから、交替ででもいいですから、事務局と調査項目の所管課の職員を、是非、連れて行ってほしいなという気がするんですが、もう一回答弁をお願いします。

総務部長（秋元剛） 議員提案のことにつきましては、非常に意義のあるご提案であろうというふうに思います。以前は確かにこの議会の調査に、職員も同行して行った時代というのもございました。確かに、百聞は一見にしかずということで、その調査に行ってみるというのも、非常に価値のあることだろうというふうに思います。ただ、先ほど産業振興部長が非常に厳しい財政ということを申し上げましたので、私はあまり使いたくないんですけれども、議員もご承知のとおり、平成20年、それから、平成21年、非常に財源が厳しいものがありまして、各部には一般財源を配分をし、その中で自分たちで事業というものについて、真剣に考えるということで厳しい条件を付けております。そうしますと、そういうところで何が起るかと言いますと、住民に直結な事業費は確保するというのがやっとなであります。ですから、私も本年総務部長となって、予算要求書の中身を見ておりますけれども、職員の皆さんの旅費というものは本当に必要な分だけしか、もう計上されていないと、こういう状況でございます。確かに、小田口議員のご提案のことにつきましては、できれば私どももそうしたいなという思いがありますけれども、しかし、財政状況がこういう厳しい状況であれば、やはり、住民に密接な事業、これをまず優先をさせていくのが必要であろうというふうにご考えておりますので、先ほど非常に難しいのではないかとこのふうにお答えをしたところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

23番議員（小田口郁雄） どこか、見つけてきて、一人ぐらい連れていく費用というのは10万あれば足りるんですよ。市の将来を考えたときに、どうしても、私は、せっかく所管事務調査というのがあっていくわけですから、できたら若い職員なり、係長級の皆さんでも、是非、連れて行けるようお願いしたいと思っております。

これで終わります。どうもありがとうございました。何か市長は言いたそうですけど。

市長（田原迫要） 指宿市の中でいろんな行政事項、まちづくり、まちおこし、進めていきます。確かに今、小田口議員が言われるように、こういう調査と一緒にいくことも必要だろうという思いはいたします。それと私はいつも職員の皆さんにお願いをしてるんですが、何をつくる場合でも、プロフェッショナルとしての仕事に徹して欲しいと。そういう中で、例えばですが、道の駅・彩花菜館を造るときにも、何度も担当者は東京やら先進のいろんな道の駅の調査をしました。今回、汚泥再生処理センター、これは広域ですか、広域で造りますが、これも先進地の最新施設を視察して行いました。例えば、汚泥再生処理センターは、これは広域の方ですけども、一応、私どもとしては総額37億円の予算を組みました。ところが先進地のいろんなものを見て勉強して、そういう中で、また技術メーカーの方も、本当に純粋に競争していただいて、その6割ぐらいの20億ちょっとで落札をしていただきました。この差額を単純に、16億ですが、その中で職員の皆さんが調査研究に使った数十万円というのは、本当に安い費用だと私は思います。そういうことで、子ども映画祭の実施にしても、あるいは海外ホームステイにしても、あるいは丹波小の建設にしてもそうではありますが、今回の活お海道もそうではありますが、そういう、いわゆる行政課題については、職員は各地に出向いて、あるいはインターネットを駆使して情報を集めてます。そういうことで、こういう研修が必要でないというのは、決して言っているわけではありません。いろんな事業をするときに、そのぐらいいろんなところを調べ、調査してやっていることをご理解いただいて、行政視察等については、議員の皆さんも一生懸命やっていただいて、そしてお互いに切磋琢磨していくのが行政と議会のありようだと私は思います。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時43分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

18番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。9月議会の大取りでございます。元気一杯行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

公明党は先の衆議院選挙において議席を大幅に減らしてしまいましたが、805万という国民からの票をいただきました。これからも弱者を守る福祉の党、平和の党など、公明党らしく全力を上げていこうと決意し合ったところです。

それでは通告に従い一般質問を行ってまいります。

まずはじめに、心身ともに健康な青少年育成のために、1番目に、麻薬・覚せい剤等の薬物の乱用についてお伺いいたします。今、この問題は世界中で深刻な社会問題となっております。無限の可能性を持ち、次代を生きる青少年に対して薬物乱用防止に関する正しい知識を

啓発することが重要であります。7月20日、夜回り先生こと水谷修先生が指宿市民会館で講演をされました。講演を聞きながら涙が止まりませんでした。その中で、鹿児島にも薬物が入って来ているとの話でした。私はとても心配になりました。そこでお尋ねいたします。本市での薬物、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の現状はどうなっているかお伺いいたします。また、市内学校の児童・生徒の現状はどうなっているかお伺いいたします。

2番目に、新型インフルエンザが流行していますが、本市の現況については同僚の議員も尋ねましたので、2点目のタミフル、ワクチン等は整っているかお尋ねいたします。

3番目に、父子家庭問題についてお尋ねいたします。このことも昨日、同僚議員も質問していましたので、重ならないように伺います。父子家庭は7月1日現在で84世帯、147名いるということでした。でも、支援策はあまりにも母子家庭に比べて少なすぎるというのが実感であります。もっと手厚い支援策をできないのか。そして、18市中10市が独自の支援策を行っているというが、財政問題もあろうかとは思いますが、本市でも独自の支援策を考えてみることはできないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

まず、麻薬・覚せい剤等の薬物の乱用について、本市の現状はどうかということでありました。児童・生徒の携帯電話やインターネット利用が増加する中で、鹿児島県においても高校生がインターネットで購入した大麻種子を、種ですが、自宅で栽培し、所持していたとして、大麻取締法違反容疑で書類送検されたケースが発覚いたしております。指宿市における現状についてであります。指宿警察署の統計データによりますと、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法違反による検挙者数は、平成15年度が4人、平成16年度は0、平成17年度5人、平成18年度4人、平成19年度1人、平成20年度0で、6年間の合計は14人という状況になっております。

市内の学校等における現状については、教育部長の方から答弁をいたさせます。

また、新型インフルエンザについては健康福祉部長、それから父子家庭の問題等についても健康福祉部長から答弁をいたさせます。

教育部長（屋代和雄） 市内の小・中学生、高校生を含めまして、現状はというお尋ねでございました。現在、市内の小・中・高等学校の児童・生徒につきましては、麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物を乱用した事例は1件もないところでございます。ネット社会と言われる今日、携帯電話等の出会い系サイトやネット犯罪などに、児童・生徒が巻き込まれるケースが増加している現状もございまして、薬物乱用防止教育につきましては、携帯電話やインターネットの利用の仕方、使い方も含めまして、学校に対する指導を徹底しているところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 新型インフルエンザ対策のタミフルの確保、ワクチン等整ってい

るかということでございました。現在、新型インフルエンザ治療に使用されているタミフルの確保についてのご質問ですが、各医療機関において、供給が確保できなくなった場合には、県が備蓄しています14万6千人分に対応することにいたしております。

また、国内で年内に製造される新型インフルエンザ用のワクチンについては、当初予定されておりました2,500万人分が、ウイルス株の増殖力の関係で1,300万人から1,700万人分というふうに下方修正がされております。そのようなことから、国においては優先順位を決定し、10月下旬から接種を開始する計画になっております。

それから、父子家庭の問題についてでございます。現状と、それから、父子家庭に対する経済の支援策についてということでございましたが、父子家庭の現状についてのご質問でございますけれども、父子家庭は、配偶者と死別、離婚、配偶者の生死が不明などにより、男子の方が20歳未満の子供を育てている家庭のことを指しております。本市の7月1日現在の父子家庭は84世帯で、20歳未満の児童等総数が147人でございます。そのうち、乳幼児が17名、小学生が44人、中学生が30人、高校生が39人、その他17人でございます。なお、母子家庭につきましては、577世帯で児童総数935人となっております。

それから、父子家庭等に対する支援策ということでございますけれども、経済的支援策については、国において母子家庭等に対しては、児童扶養手当の支給がされておりますけれども、父子家庭については同様の生活支援の手当の支給がないのが現状でございます。その中で、本市では独自の制度としまして、年1回父子手当を支給しているところです。全国的には、父子家庭に対する手当で・支援金等を支給している自治体は、当市を含め約200市町村ほどありますけれども、県下の都市の状況を申しますと、18市中10市が独自に施策を展開しているという状況でございます。また、ひとり親家庭等医療費助成制度につきましては、生活の安定と福祉の向上を目的として、父子家庭においても18歳までの児童及び保護者の医療費について、自己負担額を全額助成しております。児童手当につきましては、父子世帯も対象とし、小学校終了前まで1人当たり3歳以上月5千円を支給しているところです。母子家庭が対象となっております児童扶養手当については、市内の母子世帯466世帯687人の児童に児童扶養手当が支給されています。しかし、現在の児童扶養手当の制度下では、父子家庭の方は受給することができないということになります。父子家庭に対しましては、児童扶養手当同様の制度はございませんが、父子家庭に対しても、国の制度として実施するよう、県市長会を通じ国に要請していくとともに、先の衆議院議員選挙の結果、民主党を中心とした政権が誕生いたしております。民主党のマニフェストの中には多くの子育て支援策が盛り込まれておりますので、これらの動向にも注視しながら、効果的な子育て支援事業を検討していくことが必要であろうと思っております。

18番議員（高田チヨ子） それでは、麻薬、覚せい剤等の乱用についてからお伺いいたします。今、指宿市ではそういう薬物乱用の方はいらっしやらないということだったんですけど

も、市の教育委員会として、各学校に対して薬物乱用防止教育について、どのような指導を行っているのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 教育委員会といたしましては、健康教育の充実を教育の重点項目に位置づけをし、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進をし、その充実に努めているところでございます。特に、次の点に留意をして、各学校に指導をしております。まず、学習指導要領にある喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の内容を熟知し、指導計画を作成して、小学校からの早い段階からの指導や、小・中・高、それぞれの発達段階に応じた指導を徹底をすること。次に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引や、薬物乱用防止に関する指導資料等の活用を促進をすること。特に、中学校におきましては、警察や学校薬剤師、保健所等の外部講師を招聘した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を、年に1回は必ず開催をすること。また、学校保健委員会やPTA研修会等における、保護者への啓発を促進することや、県の健康増進課、学校薬剤師会によるシンナー等薬物乱用防止啓発事業を活用することなどを、管理職の研修会や養護教諭研修会等を通じまして、各学校に指導をしているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） それでは、市としては、この薬物乱用についての対策はこれからどうしていくのでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 市の対策ということでございましたが、薬物乱用に関する対策につきましましては、薬物乱用に関し、児童・生徒を被害者や加害者にしないために、教職員や保護者は児童・生徒に対して、学校や家庭で具体的にどのような指導をすべきかをテーマに、県及び県教育委員会主催、それから、県警察本部・県PTA連合会共催により、年間を通して講演会等を開催しております。今年是指宿保健所管内において10月6日に市内医療機関関係者や薬剤師を対象にした講演会が開催される予定になっております。特に、最近の大麻事犯の検挙状況の特徴としまして、初犯者や少年及び20歳代の若年層の検挙が多いということが危惧されているところです。そのようなことから、県においては、国が平成20年8月に策定しました、第三次薬物乱用防止5か年戦略の目標の一つである、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を踏まえ、県薬物乱用対策地方本部を中心として、関係機関・団体と連携して、中学生や高校生を対象とした啓発教育や大学等への出前講座、街頭キャンペーンや学生・市民を対象にした薬物乱用防止対話集会の開催等の取組を行うこととしています。なお、市としましては、県の作成しましたパンフレット掲載や市広報紙による啓発、県が主催するPTA連合会やボランティア等、関係機関等による撲滅キャンペーンへの参加により、市民への周知に努めているところであります。

18番議員（高田チヨ子） それでは、本市の学校では薬物乱用防止教育について、どのような取組を行っているのでしょうか。

教育部長（屋代和雄） まず、各学校におきましては、小学校の体育や中学校の保健体育、高校1年生の保健の授業、特別活動や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じまして、

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を行っております。昨年度は、小学校、中学校におきまして、警察や学校薬剤師等の外部講師を招聘し、薬物乱用防止教室を実施しており、本年度におきましても、外部講師を招聘した薬物乱用防止教室を計画をしているところでございます。また、指宿商業高校におきましては、先ほど議員の話の中にもありましたが、今年の1月に、夜回り先生で有名な、水谷修先生の薬物乱用防止に関する講演会を実施をいたしております。その中で、生徒たちからは薬物の本当の恐ろしさを実感したとか、自分の人生を大切に精一杯生きたいなどの感想があったところでございます。保護者の方からは、体験を語る人の話を聞くことが一番の薬物乱用防止になるとか、早期の段階での予防教育の必要性を知ったなどの感想が寄せられております。また、今年の7月には、厚生労働省と文部科学省が主催をします薬物乱用防止の、ダメ、絶対キャンペーンに、指宿商業高校からは生徒15名がボランティア活動の一環といたしまして、街頭キャンペーンの方に参加をし、市民への意識啓発を行っているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） 市の教育委員会として、薬物乱用防止教育について、今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 現在、市内の学校におきましては、薬物乱用についての事例は一切ないところでありますが、教育委員会といたしましては、今後も、喫煙、飲酒、薬物乱用が子供たちの心身に与える様々な悪影響等について、小学校の早い段階からの指導と発達段階に応じた指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。また、専門の外部講師を招聘した薬物乱用防止教室の実施など、薬物の恐ろしさについて学べる機会を積極的に設けるように、管理職研修会等を通じて指導してまいりたいというふうに考えております。さらに、各地域で行われおります青少年育成会議等でも啓発活動を行い、家庭・地域と連携をした取組を積極的に推進をし、薬物乱用防止教育の一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

18番議員（高田チヨ子） 今、テレビでお騒がせをしている酒井法子さんですけれども、今日釈放になるようです、本当にこの薬物乱用をしていくと、骨まで無くなってしまうということをお聞きしました。火葬したときに骨も残ってなかった。本当にみじめなことだなんて、親としたらどういう思いなんだろうなって思います。これからも本当に子供たちがそういう悪の道に染まらないように気をつけていってあげてほしいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に新型インフルエンザについてお尋ねいたします。それでは、病院での対応はどうなっているのでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 新型インフルエンザに関する病院での対応ということでございます。これまでも国及び県の方針等が変更になりました度ごとに、医師会で主催しております対策会議を3回ほど開催し、外来や入院、大幅な患者の増加等への対策を協議するとともに、

市内医療機関や保健所，消防組合等との情報の共有や連携を図っております。現在の外来受入体制は，産婦人科や人工透析を行う病院等を除きまして，季節性のインフルエンザと同じく全ての医療機関が診察することになっております。

18番議員（高田チヨ子） 持病を持っている方とか，妊婦さん方とか，非常に重い，重症になっていく傾向性があるということなんですけれども，この対策はどうなっているのでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 基礎疾患のあられる方というのは重症化するということが言われております。国におきましては，新型インフルエンザ用のワクチンの接種について，このような重症化するリスクの高い基礎疾患のある人や妊婦・乳幼児等を優先させる方向で計画しているところでございます。予防対策につきましては，これまでの季節性インフルエンザと同様，外出後の手洗いやうがいの徹底，人ごみや繁華街への外出を控えるよう，日常の個人や家族単位での感染予防対策が重要になると思っております。市の対策としましては，手洗いやうがいの徹底，咳エチケット等市民への広報紙やチラシによるお知らせや市民からの相談に対応しながら，市民への感染拡大阻止に努めてまいりたいと存じます。

18番議員（高田チヨ子） ワクチンの中でもヒブワクチンというのがございます。このヒブワクチンについて伺いたいします。インフルエンザ菌B型，これをヒブと言うんですけれども，これによる乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチン，全国で毎年千人が発症する細菌性髄膜炎のうち600人以上はヒブが原因だとのこと。最悪なケースでは死に至ることもあります。また，4人に1人は後遺症に苦しんでいるそうです。ワクチンの効果が非常に高いと言われているんですけれども，任意接種なので，標準的な1回当たりの費用が7千円から8千円掛かるという，非常に高額になってくるということです。年齢により接種の回数も異なってきたり，最大では4回ワクチンを打たないといけないということです。このワクチンを打ちたくても打てないという方がいらっしゃるのではないかと思います。そういう親にとって大きな負担となる，このことについて本市としてはどうお考えでしょうか。このワクチンの公費助成を考えることはできないのでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 私も議員から資料をいただきました。ヒブワクチンにつきましては，今，議員が質問の中でお話をされたように，乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンということによって言われてございます。国内には昨年の12月ぐらいから接種が可能になるような形で生産がされているということによってございますけれども，この予防接種，任意接種ということで，個人が接種費用の全額を負担するということが位置づけされているということによってございます。この接種費用への助成をということによってございますけれども，県内の状況を見ますと，県内では2市，鹿児島市と伊佐市が助成の制度を取っているようでございます。助成につきましては，財政の状況等も考えていかなければなりませんので，新規の事業と，また助成ということもございまして，議会の答弁の中で約束をするというようなことはなかなかしづら

いというふうに思っております。ご理解賜りたいと存じます。

18番議員（高田チヨ子） 今すぐにはできなくても、何とか来年からでも検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、父子家庭問題についてお伺いいたします。この父子家庭問題は、昨日も同僚議員が質問をされてきました。私の方からは、保育園、幼稚園関係についてお尋ねいたします。延長保育をどこの保育園もやっていると思うんですけども、お父様が働くとなると、会社が遅くなったりとか、いろんなことが起きて、どうしても時間までに来れないということがあると思います。その時に、この延長保育というのは、何時まで今やっているのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 延長保育事業は、児童福祉の増進を図ることを目的として、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応しているんですけども、通常、始業時前の1時間、それから、終了後の1時間ということになっています。

18番議員（高田チヨ子） それでは、休日保育とか、一時保育も必要になってくるのではないかなと思うんですけども、それはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 休日保育と一時保育ですけども、現在、市内の保育所等を通じて、休日保育は自主的にやっている保育所が1か所、それから、市の委託を受けている保育所が1か所でございます。それから、自主的な一時保育については、自主保育が10か所です。それから、市の方から委託を受けているところが1か所というふうになっております。

18番議員（高田チヨ子） それでは、病中、病後児保育についてお伺いいたします。現在は開聞の1医院だけが行っているということですけども、ここに市内の全域から、病中、病後児の子供さんはお連れして、診ていただくということになっているということですが、これでは非常に親の負担が大きいのではないかと思います。そこで、市内の病院に、病中、病後児保育をしてもらえるように働きかけてみるというお考えはないのでしょうか。

地域福祉課長（久保憲一郎） 確かに、病児、病後児保育については、現在、開聞の福岡医院と開聞保育所の方でやっておりますけれども、県内でもそういういろいろ保育所で実施しておりますけれども、子育て支援の重要な事業として各市で実施をされております。本市においても委託事業として先ほど申しましたとおり、1病院で実施し、自主事業として3保育所で行っているのが実態でございます。しかしながら、昨年度の行政改革推進本部の評価では、本事業の目的は大変重要で必要性が高いと考えますけれども、実質の受益対象者が一部の地域に限られて公平性に欠ける。今後は、より利便性のある事業内容に改善すべきであるという考え方を示したところであります。これを踏まえ、今年度は、本事業について、市内の全保育所の保護者に対して、利用する場合の登録申請等の広報を図りながら、子育てをサポートする利用しやすい事業として、実施しているところでありますので、今後の実態を十分検討しながら、また、この施策については検討する予定であります。

18番議員（高田チヨ子） 行革の方で利便性に欠けるとか、公平性に欠けるとかおっしゃっ

ているみたいですがけれども、でも、これは無くなってしまうと非常に親の負担が大きくなります。仕事も休まないといけなくなります。そういうことがないように、これからも続けて行ってほしい事業だと思いますので、これを本当に市全体に広げて行ってほしいと思います。もう一回答弁をお願いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 病後児の、この事業につきましては、昨年度来、行革の方から答申等の中でいろいろ改善等に対する指示等をいただいているところでございますけれども、議員が今おっしゃいましたように、それぞれの市町村に1事業体として、こういう事業所がないと、なかなかそれは、お父さん、お母さん、一人親の方たちにとっては、非常に大切な事業であると思いますので、具体的にこうするああするということではないですが、できるいろんな策という部分を考えながら、事業を進めていきたいというふうに思っております。

18番議員（高田チヨ子） 父子家庭とか母子家庭に限らず、親が安心して子供を預けられる環境をつくるのが大事だと思います。積極的に取り組んでほしいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、吉川英治さんが書いた宮本武蔵という小説の中に、波騒は世の常である。波にまかせて、泳ぎ上手に、雑魚は歌い雑魚は踊る。けれど、誰か知ろう、百尺下の水の心を、水の深さをという言葉がありました。これは、表面では何にも揺られてない。その泳いでいる、その足元はどれだけ一生懸命動いているか。そこを見ないで上だけ見てたらいけないよという言葉です。本当に、私たちは一生懸命議員が働いて、結果が出て来るんだと思います。その結果で市民が幸せになっていくのじゃないかなと思います。その足に私たちはなっていないといけなくなって思ひます。以上で終わります。

散 会

議長（新宮領進）これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 小田口 郁 雄

議 員 六反園 弘

第3回指宿市議会定例会会議録

平成21年9月25日午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第80号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第81号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第4 議案第82号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第83号 平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第84号 平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第85号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第86号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第87号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 審査を終了した請願及び陳情（請願第3号，陳情第3号）
- 日程第11 閉会中の継続審査について（請願第1号，陳情第1号・第2号）
- 日程第12 報告第3号 指宿市の平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第13 報告第4号 指宿市の平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第14 議案第88号 指宿市議会議員定数条例の制定について
- 日程第15 意見書案第3号 甘味資源作物に関する意見書（案）

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

・日程追加

日程第16 議員辞職の件

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 下柳田 賢 次 | 2番議員  | 中 村 洋 幸 |
| 3番議員  | 東 伸 行   | 4番議員  | 竹 山 隆 志 |
| 5番議員  | 松 下 喜久雄 | 6番議員  | 濱 崎 里 志 |
| 7番議員  | 前 田 猛   | 8番議員  | 横 山 豊   |
| 9番議員  | 下川床 泉   | 10番議員 | 前 原 六 則 |
| 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 吉 村 重 則 | 14番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 大 保 三 郎 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 高 田 ちよ子 |
| 19番議員 | 物 袋 昭 弘 | 20番議員 | 田 中 健 一 |
| 21番議員 | 木 原 繁 昭 | 22番議員 | 新宮領 進   |
| 23番議員 | 小田口 郁 雄 | 24番議員 | 六反園 弘   |
| 25番議員 | 森 時 徳   | 26番議員 | 新 村 隆 男 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 田原迫 要   | 副 市 長     | 鶴 窪 吉 英 |
| 教 育 長     | 田 中 民 也 | 総 務 部 長   | 秋 元 剛   |
| 市民生活部長    | 新 村 光 司 | 健康福祉部長    | 田 代 秀 敏 |
| 産業振興部長    | 井 元 清八郎 | 建 設 部 長   | 吉 永 哲 郎 |
| 教 育 部 長   | 屋 代 和 雄 | 山 川 支 所 長 | 岩 崎 三千夫 |
| 開 闢 支 所 長 | 吉 井 敏 和 | 総 務 課 長   | 渡 瀬 貴 久 |
| 企 画 課 長   | 高 野 重 夫 | 財 政 課 長   | 富 永 信 一 |
| 市民協働課長    | 上 村 公 徳 | 長寿介護課長    | 迫 田 福 幸 |
| 農 政 課 長   | 浜 田 淳   | 建設監理課長    | 石 口 一 行 |
| 水 道 課 長   | 大 道 武 雄 |           |         |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 増 元 順 一 | 次長兼議事係長   | 福 山 一 幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上 田 薫   | 議 事 係 主 査 | 宮 崎 勝 広 |
| 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |           |         |

開 議

午前10時29分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において新村隆男議員及び下柳田賢次議員を指名いたします。

議案第80号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第80号、指宿市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第80号、指宿市国民健康保険条例の一部改正についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（前田猛） おはようございます。総務委員会に分割付託になりました議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

診査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について、電話機は、平成11年度に期限が切れて10年経過しているということですが、何台取り替えて、何日ぐらい掛かるのですかとの質疑に対し、電話交換機を取り替えるのですが、併せて、1階に有線電話機が約100台ありますけれども、業務の効率化を図るという意味で、デジタル式の無線式に取り替える計画で、搬入に1・2週間あればいいと思います。また、デジタル式の無線機については、庁舎内にアンテナを約40か所付ける作業が同じ日数程度掛かるとは思いますが、1・2か月ぐらいで終わると計画していますとの答弁でした。1階部分だけということですが、2階部分や、山川庁舎、開聞庁舎については問題にならなかったのですかとの質疑に対し、現在の業務状況を見て、費用対効果が期待できるのが本庁舎であることから、まずは1階部分を実施したいということです。将来的な計画としては、2階部分とか、山川・開聞庁舎にデジタル式の無線機を設置できればと思っています。なお、1階で使用されている電話機の中で、比較的新しく購入した子機がありますので、2階、3階に持って来て活用を図っていこうと考えていますとの答弁でした。無線だと私用電話が増えるということが考えられませんかとの質疑に対し、いずれも交換を通じて電話は発信されることとなります。電話機からアンテナに電波が飛んで、電話交換室につながっていくので、システム的には線が有る無しだけの話になるかと思えますとの答弁でした。

自衛官募集事務費が12万2千円組まれていますが、その内容はとの質疑に対し、広報用の看板と、広報紙を使って自衛官募集をすることから、広報紙に載せる印刷代ですとの答弁でした。看板等が老朽化したから、それを新しくして行くための措置ということで、こういうのが特別に来ているということですかとの質疑に対し、自衛官募集に関する重点指定市は、持ち回りで指定され、追加の交付金がありますので、それを活用して不備な部分を措置しよ

うとするものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について、人事給与システムというのは、市の規模によって値段が違うのですかとこの質疑に対し、市の規模もあろうかと思いますが、現在のシステムは、旧指宿市から使っているもので、5年間のリースが満了しますし、平成18年度には、新給与制度が導入されるなど、職員の人事、給与、福利厚生等に関する制度も年々変更があり、管理業務も複雑になってきています。現在、500名を超える職員数ですし、複雑化する管理業務に適切に対応していくためにも、この交付金を活用して更新できればと考えているところですよとの答弁でした。5年間のリースが切れたということですが、今回は何年リースにされるのですかとこの質疑に対し、今回は交付金を活用することから、リースではなく、購入という形で考えています。同じように5年間を目途に使用していき、それ以降も活用できれば、更に活用していきたいと考えていますとの答弁でした。リース期間に壊れた場合は保険があるのかと思いますが、導入した場合、それに見合う何かの方策があるのですかとこの質疑に対し、リースの場合も、この管理システムに必要なソフトであるとか、ハードの整備については、保守点検委託を別途していますが、今回は、保守点検部分も併せた一体のシステムとして購入することで考えています。使用する側に大きな責任がない部分については、保守点検の部分で見ていただくことになると思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について、住居表示が20年、30年経ったので、老朽化した物を取り替えるということですか。箇所が増えるとか、整理して減るとかがあるのですかとこの質疑に対し、湯の浜地区が62.39ha、大牟礼地区が57.65haの合わせて120.04haありますが、見苦しい状況になっていますので、それら全ての街区表示板を取り替える形になります。また、台帳が紙ベースで手書きですので、それを電子情報化して、コンピューターの中で処理していくように変えていきたいと考えていますとの答弁でした。この住居表示板は何箇所あるのですかとこの質疑に対し、湯の浜1丁目何番という、縦56cm、横12cmの街区表示板を、街区ごとに4か所、市の方で付けるようになっています。また、個人の家については、12cm角の番号を表示した板を付けていただく形になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、老朽化した教職員住宅を撤去するということですが、場所はどこですかとの質疑に対し、宮ヶ浜駅から少し山側に上った所で、指宿市西方字橋ノ口4、927番の1ですよとの答弁でした。家と土地の面積はとの質疑に対し、家屋と1坪の倉庫がありますが、土地は436.19㎡で、家屋は延床面積69.5㎡の1棟だけですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、選挙管理委員会事務局所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

また、議会事務局、監査事務局につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、樹木伐採が何箇所かありますが、契約はそれぞれということになるのですかとこの質疑に対し、17の小・中学校、教職員住宅、体育施設の剪定等がありますので、4工区ぐらいに分けて発注したいと考えています。緊急雇用創出事業を活用していますので、事業費に占める人件費割合が7割以上とか、新規採用を4分の3以上といった要件があります。その要件を仕様書に付して、見積りをしたいと考えていますとの答弁でした。

COCCOはしむれのデータ損失があったということですが、どの程度の損失だったのですかとこの質疑に対し、今年5月初めに壊れてしまい、今までの「まるごと博物館」のマップとかがなくなったということです。まるごと博物館のマップは、インターネット等に掲上をしていますので、それらを基に復旧していきたいと考えているところですよとの答弁でした。

給食センターの10月から1名の雇用期間はどのくらいで、永続的な考えなのですかとの質疑に対し、永続的という希望があるのですが、タイミングよくこの事業があるものですから活用して、給食管理だけではなく、食に関する指導、アレルギー対応食の作成、地産地消の各生産組合との連絡調整等に、主に携わっていただく考えですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、収納管理課所管分について、滞納整理事務を一元化するということでしたが、収納管理課で扱うものは全て一元化した方がよりいいのではないかと思います。そういう意味において、全体の一元化ということにはならないのですかとこの質疑に対し、全体の一元化ということになります。今までのシステム3通り分を全部一つにまとめることと、その上に、滞納システムの中でまだ足りない部分を含めた全ての一元化ということになりますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、乳幼児医療費助成は、県の制度改正があり、それに伴うシステム変更ということですが、市としても所得制限を設けるといことですか。また、システム改修の内容はということなのですかとの質疑に対し、今の段階では、市は所得制限を設けるつもりはありません。県への補助金申請について、内容が異なってきますので、システム改修をすることになりますとの答弁でした。

子育て応援特別手当支給事業は、3歳から5歳1人当たり3万5千円ということですが、対象者はとの質疑に対し、20年度の段階では650名という予算を計上してありましたが、1,090名という予算額ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、健康増進課及び長寿介護課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。また、市民協働課、環境政策課及び税務課所管分につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） 産業経済委員会に分割付託になりました議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について、サツマイモの生産者に対して、市が何らかの補償や負担をすることはなかったのかとの質疑に対し、特殊病害虫発生エリア内に、サツマイモの苗が約2万5,700本と芋が残っていたので、苗代を1本当たり20円で買取るといことと、市民に協力をいただいたところとすとの答弁でした。アリモドキゾウムシなどは、今まで発生していないのかとの質疑に対し、指宿地域では、合併前の旧山川町で、平成6年と平成9年だと思ひますとの答弁でした。駆除以後はとの質疑に対し、アリモドキは、一部の地区で1頭ずつが2回誘殺されていますが、イモゾウムシについては、昨年サツマイモ掘り取りをして処分し駆除したところとすとの答弁でした。県事業としてアサガオとかの撤去をしていると思ひますが、芋の定植は確認されなかったのかとの質疑に対し、県が昨年、エリア内のサツマイモの除去をし、アサガオの除去作業を進めていたところとすですが、植え付けをされ

ている状況があり、市民に協力いただいて処分した状況ですとの答弁でした。イモゾウムシとアリモドキゾウムシの新入経路ははっきりしていないのですかとこの質疑に対し、国・県の方で耕作者などに聞き取りをしているのですが、特定には至っていない状況ですとの答弁でした。

意見として、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシは、第一次産業である農業に打撃を与えますので、侵入経路の追究を早急にして欲しいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について、山川・指宿漁協の藻場を造成するということですが、近年、温暖化とかで藻場が少なくなっているのですけれども、調査した上でどの辺りと決めての予算なのですかとの質疑に対し、計画づくりと、どの辺りに藻場が消えているかなどを調査し、そこにどういうものを増殖するかを検討して、実施していくことになります。その後、根付いているかをモニタリングする事業ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、入浴料は、旧開聞町時代から変わっていないと思いますが、年間分と、1日行った時の分はとの質疑に対し、大浴場は、大人300円、中学生250円、子供200円で、回数券は、3千円、2,500円となっています。年間フリーパス券は、大人2万円、子供5千円、半年間フリーパス券は、プール・浴場が1万1千円と、子供が3千円ですとの答弁でした。山川ヘルシーランドは4月1日から上がりますが、開聞は今後どうなるのですかとこの質疑に対し、他の施設も含めて、全体的な中で、今後、検討が加えられると聞いていますとの答弁でした。検討ということは、上がる可能性があるということですかとの質疑に対し、歳出の抑制、歳入の確保、こういったものの中で検討が加えられますので、恐らく上がる方向での検討になるかと認識していますとの答弁でした。今後、指定管理者制度を導入する考えはあるのですかとこの質疑に対し、指定管理者制度も含めて、今後、検討が加えられることになると思いますとの答弁でした。

意見として、レジャーセンターの改修工事については、今後、事故のないような工事をしてほしいと思いますというものがありました。

なお、農業委員会所管分につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等のみの補正でするので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。建設水道委員会へ分割付託されました議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と

結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、土木課所管分について、今までも、この雨水幹線は、雨が降ると道路側に何回も溢れて来るのですが、底があるボックスカルバートを使って、若干高くするという事は技術的に何か問題があるのですかとこの質疑に対し、今回、橋を架ける所がTの字になっていますので、取付道路の関係で、今の高さで施工しなければ、ほかの路線との取次ぎが無理だろうということから、現在の高さで計画しているところですよとの答弁でした。

急傾斜地崩壊対策事業箇所谷村地区の補助事業が590万円の減額ですが、事業が市から県に変わったということですかとの質疑に対し、そのとおりですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について、地籍調査をまだ実施していない所も実施主体が森林組合になって、調査を進めていくのですかとこの質疑に対し、今回の経済対策臨時交付金の中で、県も市も森林組合を選択した方が有利と判断したところですが、今後の実施主体が森林組合になるということではなく、引き続き市が実施主体となって調査は進めていく予定ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、都市整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、建築課所管分につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に反対する立場から討論いたします。

選挙管理委員会費の中の委託料が、国民投票法に基づく選挙人名簿作成の委託料として計上してあります。国民投票法は多くの問題点があります。第1に、国民投票法は戦争及び軍隊の徹底した放棄条項である第9条を改悪し、日本が世界の戦争に参加できるようにするた

めの手続き法である点です。様々な問題を抱える国際社会においては、戦争は問題解決の有効な手段ではありません。このことはイラク戦争の現状からも明らかです。国際社会は平和的手段によって紛争の原因を粘り強く除去することを求めています。日本に求められているものは、第9条の精神に沿った平和的紛争解決に貢献することであり、第9条を変えて戦争に参加することではありません。また、これまで多くの世論調査が明らかにしているように、国民の願いは、格差社会と呼ばれる現実の改善や、生活不安の除去などにあり、改憲ではありません。第2に、本来、憲法改正は国民と国家の将来を左右するものであり、主権者たる国民に十分に情報が与えられ、投票結果は国民の意思を十分反映するものでなければなりません。しかし、国民投票法は、それに反して公平さを欠くものです。例えば、経済団体が湯水のように資金を使って、一方的に宣伝することなどは禁止されていないにもかかわらず、公務員や教員による改憲反対運動が事実上制限される恐れのある規定となっています。さらに、有権者が憲法改正案ごとにまとめて賛成か、反対かの投票を行わなければならない、一つの条文ごとに賛成・反対の意思を表明することは認められていません。さらに重大なのは、最低投票率の規定がなく、投票率が低い場合には、有権者の2割から3割の賛成でも改憲が可能となります。これでは主権者たる国民の意思はないがしろにされていると言わざるを得ません。ほかにも様々な問題点があり、憲法改正国民投票法として結果法と言わざるを得ません。選挙管理委員会費の中の委託料は、国民投票法を前提にした予算ですので反対いたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第81号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

議案第82号～議案第84号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第4、議案第82号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第6、議案第84号、平成21年度指宿市介護保険特別会計

補正予算（第2号）についてまでの3議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） 文教厚生委員会へ付託されました議案第82号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び議案第83号、平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、並びに議案第84号、平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第82号について、出産育児一時金を4万円引き上げた根拠はとの質疑に対し、厚労省が根拠としたのが、日本産婦人科医会が平成19年9月に行った調査では、出産費用が平均約39万であったというデータが出ており、それを考慮したということになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第83号及び議案第84号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第82号から議案第84号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第84号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議案第85号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第7、議案第85号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補

正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案は、産業経済委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） 産業経済委員会へ付託されました議案第85号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人事異動に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議案第86号～議案第87号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第8、議案第86号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第9、議案第87号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、建設水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長（高橋三樹） 建設水道委員会へ付託されました議案第86号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第87号、平成21年度指宿市

水道事業会計補正予算（第1号）についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第86号について、汚水処理費の委託料9,100万円は、長寿命化ということで、今から計画を立てて、24年から工事に入るということでしたが、工事に掛かる費用は幾らぐらいと見込んでいるのですかとこの質疑に対し、この長寿命化は、全てを更新ではなく、使えるものは、修繕とか部品を交換して長寿命化を図るという制度ですので、調査をしてみないとはっきりした額は言えない状況ですが、22年度にある程度確定されると思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、建設監理課所管分につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等のみの補正です。特に説明を求めませんでした。

次に、議案第87号について、小雁渡浄水場ろ過池の砂が7m<sup>3</sup>で31万ほど出ていますが、4か所とも全部、砂の入替えをしたのですかとこの質疑に対し、緩速ろ過池が2池、急速ろ過池が1号、2号、それぞれ全面入替えをしていますとの答弁でした。藻が発生して水質が悪くなったということですが、藻の発生原因があると思うのですけれども、この補正予算の中には、水質調査を定期的に行うということは組み込まれていないのですかとこの質疑に対し、今回の補正には組み込んでありませんが、これまで鹿児島水道局からお借りして使っていた濁度計を、今回、予算化していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号及び議案第87号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号及び議案第87号の2議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第10、審査を終了した請願1件を及び陳情1件を議題といたします。

請願第3号及び陳情第3号について、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） 産業経済委員会に付託になり、継続審査となっております請願第3号、（仮称）池田湖自然公園（吊り橋）の建設を推進することについて、指宿市議会の賛成を求める請願書及び陳情第3号、甘味資源作物に関する陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。要旨につきましては、請願文書表及び陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、請願第3号については、紹介議員の説明を求め審査いたしました。

審査の過程で出されました主な質疑について申し上げます。

工事に入って、いつ完成なのですかとの質疑に対し、完成は平成24年を計画しているということですのでの答弁でした。市に負担を求めるような文書等を出されていないのですが、そういう方向で受け取っていいのですか。資金は、どういう方向で調達されるのですかとの質疑に対し、指宿市については、助成金とかは一切求めないということです。資金面については、株を売却し、調達していきたいということですのでの答弁でした。現場を見た感じでは、バスも相当行き交うので、道路も拡幅しないと難しい面があると思いますが、そこまで設置者の方でしていただけるのですかとの質疑に対し、どのくらいの入込み客があるのか、駐車場はどれくらいなのか検討して、市に支障のないようにしていくとの答弁でした。新永吉の棚田の地権者の同意も必要だろうと思います。そういう同意は得られているのですかとの質疑に対し、新永吉地区の棚田を持っている関係者については、十分説明をし、また、一緒に九重町の吊り橋も見学に行ったと聞いていますし、何ら反対者はいないということですのでの答弁でした。排水問題も大きな問題になるのではと思いますが、大丈夫なのですか。池田湖に排水を取って行かなければならない部分も出て来ると思うのですがとの質疑に対し、排水等は池田湖に一切流さず、ポンプアップして温湯の方に流して行き、排水についても問題はないとの答弁でした。議会の同意を求める理由はとの質疑に対し、県に申請を持って行った時に、地元の方々はどう思っているのかということで、観光協会とか、あるいは商工会議所とか、そしてまた市民を代表する議会から、これは非常に観光浮揚にいいことだと許可がもらえればということから必要だったとの答弁でした。

なお、意見として、非常に素晴らしい計画であり、指宿観光のためにも良いことだろうと思います。是非、実現してほしいし、池田湖の水質汚染もないようにしていただき、今後の

指宿観光のためにも賛成したいと思いますというもの。池田湖自然公園はとても夢があり、実現して欲しいと思いますが、尾下地区、新永吉地区、また、その近辺の方たちに了解をもらいながら、スムーズにこの工事が進んでいくことを願います。九重町を越えるような観光客が来ていただけたらありがたいなと思い、採択してほしいと思いますというもの。民間の方からこういう話が出てくるのは、非常に良いことだと思っています。民間のやることについて、議会がどうこう言うのも変な感じもするのですが、自然を大事にし、反対の声もまだ聞こえてきませんけれども、自然環境に対する反対があったら、丁寧に説明もするという話も聞いています。また、資金面とか設備の整備についても、市に負担を求めないと聞きましたので、請願を採択すべきだと思いますというもの。民間がこれだけ地元をどうかしようという思い入れは、我々議員も汲んでやらなければならないと思います。また、我々にできる部分はアドバイスするなりしていくべきではないかと思っています。こういう素晴らしい計画が実現できるように、また、昔の東洋のハワイと言われた、新婚のメッカ時代のあの指宿が取り戻せるのではないかと考えていますので、是非、この吊り橋が実現する方向でできるように願って、採択すべきだと思っていますというもの。また、市の方にも財源は求めない、池田湖の水を汚染しない、大自然の中で、観光と農業、林業が一体になった取組ができれば、指宿の地場産業にとっても、良い方向に進行するのではないかと思っています。ただ、池田湖の方に傾斜もありますので、異常気象など災害に対する問題、汚染の問題なども含めて、今後、取り組んでもらいたいという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第3号については、今、農業の危機云々と言われていますが、WTO、EPA交渉にはいろんな問題が起こっています。指宿は原料用甘しょがかなりのシェアを占めており、地元の基幹産業を守ることからも、採択して国にお願いすることが必要ではないかと思えますというものと、WTOが締結してしまえば、サトウキビ、でん粉芋の関税がほとんどなくなり、日本の農業が壊滅的な打撃を受けます。汗を流して働いたのが報われるような農業をしていくためにも、この陳情は採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第3号及び陳情第3号の2件を一括して採決いたします。

2件に対する委員長の報告は採択であります。

2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号及び陳情第3号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長(新宮領進) 次は、日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から目下審査中の請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 報告第3号及び報告第4号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第12、報告第3号、指宿市の平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について及び日程第13、報告第4号、指宿市の平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(田原迫要) おはようございます。今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率に関する報告案件1件、公営企業の資金不足比率に関する報告案件1件の計2件であります。

それでは、説明申し上げます。報告第3号、指宿市の平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について及び報告第4号、指宿市の平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についての2議案であります。

この2議案は、本市の平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明いたさせます。以上です。

総務部長（秋元剛） それでは、命によりまして、ただいまの2議案について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第3号、指宿市の平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月22日に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ算定し、監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。

それでは、本市の平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標についてご説明を申し上げます。まず、一つ目の実質赤字比率につきましては、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支は赤字でないため、数値なしとなっております。次に、二つ目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計等や公営企業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支は全会計が赤字でないため、数値なしとなっております。次に、三つ目の実質公債費比率につきましては、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、15.5%となりました。次に、四つ目の将来負担比率につきましては、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、130.4%となりました。早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を得て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

追加提出議案の2ページをお開きください。

次は、報告第4号、指宿市の平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についてであります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは、報告第3号で説明をいたしました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、本市の平成20年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率についてご説明を申し上げます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの

程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計につきましては、資金不足でないため、数値なしとなりました。次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、公共下水道事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計、国民宿舎事業特別会計につきましても、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき、公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、報告議案についての追加説明を終わらせていただきます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 27分

再開 午前 11時 27分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第3号及び報告第4号（質疑）

議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号は終了いたしました。

議案第88号上程

議長（新宮領進） 次は、日程第14、議案第88号、指宿市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

六反園弘議員。

提案理由説明

24番議員（六反園弘） おはようございます。議案第88号として、指宿市議会議員定数条例の制定について、地方自治法第112条第2項及び指宿市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

指宿市議会議員定数条例、指宿市議会議員定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、22名とする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

本条例の制定につきましては、提案理由に記載してありますのでお目通しください。

提出者は、指宿市議会議員、六反園弘外7名です。

賛成者は、指宿市議会議員、東伸行外14名です。

私たちは、議員定数等議会改革調査特別委員会の1年間の調査研究から結論を出した9月1日の最終報告を尊重するとともに、九州地区の人口4万人台の市議会の50%以上が、条例定数24名以下となっていることや、厳しい市の財政状況を考えるとき、定数削減による財政的支援としてはそれほど大きくはないでしょうが、指宿市議会自らが定数削減に取り組んだことの意義は大きいのではないのでしょうか。以上の理由により、議員定数を22名とすることを提案いたします。以上で終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 31分

再開 午前 11時 51分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第88号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） それでは質疑を行います。3点について通告をさせていただきました。

まず、議員は市長や執行部の行う行政運営に対して、市民の目線で正しくチェックすること。そして、市民の声や要求を議会に届け、市政に反映をし、住みよい市政と地域の発展のために尽くすこと。この二つが議員に課せられた大きな仕事だと思えます。また、議員の数というのは、市民と市政をつなぐパイプの数だとも言えます。議員を減らすということは、その大事なパイプを減らすことになります。そのことについて、提案者はどのように認識をされているか伺います。つまり、議員の本来の任務は何かということに関してであります。

次に、議員を減らせという市民の声があるということは私も承知しているわけですが、その真意についてですが、問題は、その真意が何かということを見ることが必要があるのではないかと思います。表面上の言葉だけを見て、その真意を汲み取らなければ、時として判断を誤ることがあるのではないのでしょうか。議員を減らせという市民の声の真意は何だと、提案者は認識されているのか伺います。

次に、議員を減らすことが市政のためになるのかどうかという問題についてですが、指宿市議会議員の報酬は他自治体と比べて、決して高いものではなく、むしろ全国でも最下位クラスにあるわけですが、厳しい財政状況等を踏まえ、議員自らが姿勢を示すべきというなら

ば、報酬の減額を含めて財政的見直しはできないのかという視点に立つべきではないでしょうか。なぜ地方自治の根幹の一つであり、また、議会制民主主義の根幹である議員の数そのものを減らそうということになるのか。議員の削減が市政のためになるとは、とても思えないわけですが、提案者の考えを伺います。以上です。

24番議員（六反園弘） お答いたします。まず、議員の本来の任務の確認についてということですが、これについては、私たち議員がそれぞれきちんと把握し、毎議会、このことについて真剣に対応しなくてはいけないと思っております。今、質疑者の方が言われたように、私たちは執行部の提案に対して、議決そのものについて議決権というのを持っているわけですので、それだけ大きな権限を持ち、市民に責任を持って、自分たちの議決したものがどういった形で市民のためになるのか、その説明責任も十分あると思います。さらに、議会で一般質問等を通じて、市政に対する監視能力、そういうものを持っているわけですから、私たちとしては、平日頃の研鑽によって、こういった議決権に対するものや、一般質問に対しての、そういった自らの資質を向上させる、そういったものを持たなければいけないと思いません。

それから2番目に、議員を減らせという声が市民の間にあるわけですが、その真意は何かということですがけれども、これは、一つは先ほども申し上げましたが、市の財政を考えたときに、議員の今の26名が本当に適切であるのかどうか、そういったことを市民は考えているだろうと思います。財政上の問題。それから、阿久根等は極端ですが、18名、または16名に減らしたその議員を、更に10名減らすというような市長の考えもあるようですけれども、それは極端としても、九州各県の、指宿と同程度の4万人台の人口のところ、半数が既に24名、低いところでは19名というのもあったと思いますが、そういった形で減らしてきている。そういう状況も見て、市民としては、指宿はどうなのか、減らすべきじゃないのかという、そういった声になっているんじゃないかと思えます。

それから、議員を減らすことが市政のためになるのかということですが、減らさなくてすむ状態であれば、これはもう私も、それが一番いいことだろうと思います。より多くの議員がいることによって、より多くの声を届けていくということは、確かにあると思いますが、4名減の22名になったから市民の声が通らなくなるか、決してそれはないと思えます。鹿児島県に18市があるわけですが、その中で人口密度を見ると、鹿児島市が一番なんです、指宿市も3番目に人口密度としては高いということは、面積に対して人口が集中していると。南九州市なんかは、顔姪を含めてですから、非常に広いところに同じような人口ということで、こういうところでは、かなり減らすことによって走り回らないといけないというようなこともあると思いますが、そういう点では、指宿は恵まれているんじゃないか。決して市民の声が通らなくなるということはないと、もちろん、それぞれの議員の今までに増しての活躍、活動がなければいけないとは思いません。以上です。

15番議員（前之園正和） 議員の本来の任務は何かということについては、執行部の提案したもののチェックと、市民の声を議会、市政に反映することと、それはそのとおりという、基本的には、そういうことだというふうに思うんですが、議会は行政のチェック機関だと、大事な仕事のひとつがですね。ですから、議会自ら議員を削減して、議会費を縮小するのではなく、行政の無駄をチェックして正すこと、これが本来の任務であり、そこにこそ力を注ぐべきだというふうに思うんですが、提案者はそのことについてはどのように考えるのでしょうか。

それから、市民とのパイプということについてですが、合併前は議員定数の総数は52名でした。それが既に半分になっておりますが、更に4人減少というのが今回の議案であります。議員が少なくなるということは、市民とのパイプが少なくなるということは間違いのない事実でありますし、提案者も多くの議員がいれば、多くという言葉だったと思うんですが、多くの議員がおれば、それだけ多くの市民の声が取り上げられるのではないかと考えたことを含めての答弁がありました。ということは、議員が少なくなればそれだけ市民の声を上げることが少なくなると言いましょうか、難しくなると言いましょうか、そういうことを、言葉は違いますが、意味としては、そういう立場ではないかというふうに思うんです。そういうことで、提案者は議員が少なくなるということについてですね、市民とのパイプが少なくなるのではないかと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、議員を減らせという市民の真意は何かということをお聞きしたら、財政上の問題が一つと他自治体の現状というようなことにお答えになられたんですが、私はですね、この議員を減らせという市民の声、それはどこから来ているかということについてですけども、市民の目から見て、議員がどういうふうに見えるかというのをですね、見るときに、議員が市民のために一生懸命頑張っているのかどうかということについてですね、疑問が、市民の目から見て、疑問が生じて、市民のためにあまりなっていない議員であるならばやめてしまえとか、あるいは減らしてしまえというのがですね、市民の声の根底にあるのではないかというふうに思うわけです。ですから、市民の声の真意に答えるためには、議員の定数を減らすというのではなくて、議会全体としてであります。質の向上に努めるべきだというふうに思います。そのことについて提案者はどのようにお考えになるか伺います。

それから、よかれと思って提案をされているわけですので、それでは、提案者としては、議員削減によるデメリットはないというお考えなのか、デメリットがあるとすればどういうことになるのか、お考えを伺います。

24番議員（六反園弘） 議員の機能の一つである執行部から出された案に対してのチェック機能、正していくということはどうなのかということですが、これはもうそのとおりだと思います。ただ、人数が減ったから正す力が弱くなるかということ、そんな簡単なものじゃないと思っています。

それから、合併前が52名だったから、これが26名、更に22名となると、かなりそういったチェック能力も落ちるんじゃないかということですが、合併前の52名にこだわると合併もできないし、22名でどうやっていくか、26名でできたこのことで、22名でできないのかと、我々議員の負担が、それはそれなりに増えてくるとは思いますが、優秀な議員揃いですから、これはもうそれで乗り切れると、私は思っております。

それから、市民の声、質疑者の方は、市民の声、これは役に立たない議員が多いから、減らした方がいいんじゃないかというようなふうに出してきていますが、もっと頑張ってもらうためのそういうことだろうと思うんですけども、一つはですね、そういうふうにいる市民も確かにいると思います。ただ、それだけかと言ったら、私は議会が見えていないと言いますか、議員の活動がまだまだ市民にきちんと正しく写っていない、そういう点があるんじゃないか。したがって、特別委員会の中で、議会の改革は議員の定数を減らすだけでなく、いろんな改革を出していかなくてはいけないんじゃないか、情報公開、議会広報の在り方、そういう点で、インターネットを駆使した、そういったもの等、これから、その辺のいろんな財政的な負担もあるわけですが、それこそ思い切った改革をしていくということによって、この市民の声にこたえていけるんじゃないかと、以上のように考えます。

15番議員（前之園正和） 52名が26名になったと、52名にこだわるなら合併はできなかったというんですが、それはもう合併によってですね、新たな人口に対する地方自治法上の人数というのが26名というふうに決まっているわけですので、合併するしないとの議論は全くないわけでありまして、26人でできたのに22人でできないのかと、それはそれでやると思うんですね。例えば、運動会の時期でありますけれども、今はあまりやらないようですが、騎馬戦なんていうのは、騎馬を組むのに4人いるわけですから、2チームだと8人いないとできないわけですよ。5人ではできないわけですよ。しかしながら、この議会というのは、26名だろうが22名だろうが、極端な例を言えば、10名だろうが、いる人数でやるわけですから、できるできないを言えばですね、その議論はそういうふうにならないと思うんですよ。例えば、5人、非常識でありますけれども、5人であればそれはそれで運営をせざるを得ないわけですよ。そのことをもってできるという判断にはならないわけでありまして。

それから、議員の活動が見えてないのではないかと。私は、市民のためにならない議員はやめてしまえというのがあるんじゃないかと言いましたけれども、それはそういう声として一例を述べたわけですが、その議員の活動が見えてないということも同じだと思うんですよ。議員は決して仕事をしてないわけではないわけですから、それが市民の目に写らないのであれば、そこをどうするかということを改善をしていくと、議会全体としての資質の向上というのはそういう意味だと思うんですが、そういうことにこそですね、活動が見えないんだったら、そこを見えるようにすればいいわけで、じゃ、減らせということにはならないのではないかというふう思うんです。

それから、4人削減をしても、財政的な貢献と言いましょうか、それはあまり大したことないんだというのが最初の方の答弁であったというふうに思うんですが、市民の議員を減らせという市民の声の真意、財政上の問題と他自治体の比較ということでしたが、その財政上の問題から言ってもですね、提案者自身が4人減らしてもそう貢献するものではないと言っているわけですので、そこは一つの矛盾じゃないかなというふうに思うわけです。

それから、先ほど伺いました、デメリットは何かということについて答弁はなされましたでしょうか。私自身も3回目の質疑ですので、もうありませんので、デメリットは全くないということなのか、あるとすればどういうことになるのか、明確にさせていただきたいと思います。

24番議員（六反園弘） 市民の方に我々議員の働きがきちんと伝わっていくためには、特別委員会の最終報告の中でも出てきているいろんな情報公開等の、そういった改革を積極的に、今まで財政が厳しいからといって、幾らか遠慮してきた面があると思いますが、この辺は積極的に必要なものを、どう無駄を省いて、これを作っていくか、これから我々が真剣に取り組まなければいけない問題だろうと思います。

それから、減らすことによるデメリットの面が出てきました。一つはですね、人数が減ってくると、常任委員会等が、今、四つに分かれています、これを四つのままでいいのかなという、三つに減らさざるを得ないのかなと、そうすると幾らか四つの場合よりも負担がそれぞれのところに増えていくかなという気がしています。後はそう大したデメリットは考えていません。

議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 本議案に反対の討論を行います。

地方自治体の主人公は、言うまでもなく住民であり、指宿市で言えば指宿市民です。そし

て、市議会議員の役割は、市民を代表してその声を市政に反映をし、また、市長や執行部の施策に誤りなきようチェックすることにあります。そのためには、議員の数は一定程度確保されていなければなりません。言い変えると、市議会議員は市民と市政をつなぐパイプの役割をしているものであり、議員定数の削減はそのパイプを細くするものであります。合併前の1市2町の議員数は52名でした。合併による新たな人口区分により、地方自治法の定める定数26名が現在の定数となっています。合併による議員の削減には大きな問題がありましたが、しかし、現在、法として確立した以上、定数26名に従うのは当然だと思います。議員定数の削減は、大会派や大きな政治集団には有利に、少数会派や小さな政治集団には不利に働きます。そして、大きな集落や地域の出身者には有利に、小さな集落や地域の出身者には不利に働きます。結果として、広範な意見を切り捨てる結果となり、特に、小さな声、弱い声が議会や市政に届かなくなる危険があります。それは市民の市政に参加する権利を狭めるものとなり、議会制民主主義の根幹を揺るがすものと言えます。財政難の中で、議会自らが身を削ることが必要との議論があります。一方で、この際、議員報酬の引き上げをセットで検討すべきとの考えも見え隠れしている事態が合理性を欠くものと言わなければなりません。特別委員会出席に対する日当の廃止や、議会出張経費の実費計算への意向などこそ検討すべき事項と考えます。我々議員に緊急に求められているのは市政の無駄を指摘し、是正させることです。その点では、メディポリス指宿に対する総額3億数千万に上る多額の財政的応援措置を今からでもやめさせることは、重要な課題の一つと考えます。また、企業縮小、人員整理をしても、一定の条件を満たせば、財政的支援をするという工場設置奨励条例は、ただちに是正させるべきです。議員定数を削減することは、議員の身を削るものではなく、市民とのパイプ及び市民の声を削るものであります。議員定数を削減すべきという市民の声があるのは事実です。本来、自分たちの声を代弁するはずの議員を減らせという声が多くあるのはなぜでしょうか。議員は何人いても市民の生活はよくなりません。役に立たないのなら無駄だから減らしてしまえということからではないでしょうか。景気は一向に回復をしない。リストラで職を失い、医療費が上がり、年金が減る。政治家は一体何をやっているのかという具合で、言うなれば、現在の政治に対する不信の表れ、議員に対する不満の表れであります。これを払拭するには、我々が日夜研鑽をし、市民の負託にこたえられるよう努力することこそ必要です。例えば、一般質問は市民の声を議会に届け、市政に反映させる重要な機会です。議員は率先してその機会を活用することこそ、それぞれが市民に約束した皆さんの声を、議会や市政に届けますということを実践することになります。執行部へのチェック機能が果たされていない、また、市民の声を取り上げての議員としての権能が果たされていないとすれば、そんな議員なら減らしてしまえという市民の感情は、ある意味で当然であります。しかしそれは、議員を減らすことによって解決するのではなく、市民の本当の願いにこたえることにもなりません。議員一人一人が議員としての本分は何かという原点に立ち返って、市民の負託にこ

たえることこそ、求められる道であり、議会全体としての質的向上が求められています。他の自治体も減らしているからということについては、法定数以上に増やすことができないわけですから、それは減るしかないわけであります。そして、お互いが減っているからということを経由にしたら、際限なく減員することになりかねません。そして、例え何人になると、その人員で議会としての役割を果たしていかざるを得ないので、そのことをもって議会としてやっていけるというのは妥当な議論とは言えないし、議会の形がい化につながるようになります。

以上述べましたように、議会定数の削減は、市民と市政のパイプを小さく細くし、市民の声を市政や議会に届けにくくする道であります。議員を減らせという市民の声の奥にあるのは、議会全体の質的向上をしてほしいという願いであることをとらえ、そこにこたえなければなりません。よって、議員定数の削減を内容とする本議案に反対をいたします。

議長（新宮領進） 次に、大保三郎議員。

16番議員（大保三郎） 本議案に賛成の立場から討論をいたします。

指宿市は行財政改革に取り組み、あらゆる制度や運営が見直され、各種補助金のカットや廃止など、市民の負担も増加しているのが現状であります。さらに、職員の定数削減も計画的に実施されており、職員の負担も増加しております。市民、職員一丸となって行財政改革に協力取り組み、その負担に耐えている現状で、我々議員がその定数を維持するのはいかなるものでしょうか。また、合併後、市の人口も年々減少しています。これらの諸事情をかんがみるときに、現員26名が22名になっても、指宿市議会の機能そのものを減退させるものではないとの理由から賛成討論をいたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号、指宿市議会議員定数条例の制定についてを採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第3号上程

議長（新宮領進） 次は、日程第15、意見書案第3号、甘味資源作物に関する意見書案を議題といたします。

意見書案第3号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

議長（新宮領進） お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，ただちに採決いたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，ただちに採決するこ  
とに決定いたしました。

これより，意見書案第3号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第3号は，原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

東伸行議員から議員辞職願が提出されました。

この際，議員辞職の件を日程に追加し，直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議員辞職の件を日程に追加し，議題とすることに決定いたしました。

#### 議員辞職の件

議長（新宮領進） 日程第16，議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，東伸行議員の除斥を求めます。

（東伸行議員退出）

議長（新宮領進） まず，その辞職願を朗読させます。

議会事務局長（増元順一） 朗読いたします。平成21年9月25日，指宿市議会議長，新宮領進  
殿。指宿市議会議員，東伸行。

辞職願，この度，私事都合により平成21年9月25日をもって議員を辞職したいので，地方  
自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。以上でございます。

議長（新宮領進） お諮りいたします。

東伸行議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、東伸行議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

東伸行議員の除斥を解除いたします。

（東伸行議員着席）

#### 閉議及び閉会

議長（新宮領進） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成21年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 新 村 隆 男

議 員 下柳田 賢 次

甘味資源作物に関する意見書

でん粉原料用かんしょ及びさとうきびは、本県畑作農業における基幹作物であり、製造事業者とともに地域経済を支える重要な役割を果たしています。

平成19年度から導入された新たな経営安定対策の下で、生産者においては、担い手の育成・確保を、また、製造事業者においては、工業再編等による製造コスト低減に向けた取組を鋭意進めていますが、生産構造は依然として零細・高齢農家が太宗を占めており、生産体制の確立が課題となっています。

つきましては、多様な農家が引き続き安心して生産を続けられ、担い手育成を更に進めるとともに、製造事業者の経営安定が図られるよう、下記事項の実現について、特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記

- 1 WTO農業交渉においては、本県の重要な農作物である砂糖、でん粉などは必ず重要品目に位置づけること。また、日豪EPA交渉においては、砂糖などの重要な品目について、関税撤廃の除外の対象とするなど、例外措置を確保すること。
- 2 国際規律が変更され、調整金財源などが減少しても、生産者が将来にわたって再生産が可能となる万全な財源（予算）確保による政策を確立すること。
- 3 さとうきびやでん粉原料用かんしょは、地域の基幹作物であることから、基幹経営体の育成とともに、生産性向上を図る共同組織など、多様な担い手が引き続き安心して生産に取り組めるよう、交付金対象要件の見直しを行うこと。
- 4 でん粉原料用かんしょやさとうきびの交付金については、生産者の経営安定を図るため、3年間固定方式を基本としつつ、生産コストの急激な高騰等に対応できる再生産可能な水準とすること。
- 5 国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金算定の基礎となる「標準的な製造経費」については、経営維持が図られる水準とし、工場運営における環境保全対策の事業予算を確保すること。
- 6 さとうきび生産者が経営安定対策の下で、引き続き意欲をもって安心して生産を続けられるよう、さとうきび増産プロジェクト基金事業を延長すること。
- 7 19年産から抱き合わせ制度が廃止されたが、国産かんしょでん粉の販路確保が重要な課題であることから、関税割当制度の適切な運用や需要拡大等による国産かんしょでん粉の安定的な販売を進める環境を整えること。
- 8 22年度以降の要件見直しに伴い、必要となるシステム改善経費については全額負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年9月25日

指宿市議会議長 新宮領 進

農 林 水 産 大 臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
外 務 大 臣 殿